

令和7年11月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

15番	早川公二	16番	平野広行
-----	------	-----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野秀樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第22 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第23 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより令和7年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月23日までの28日間をしたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月23日までの28日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員より地方自治法の規定に基づき、例月出納検査の結果及び定期監査の結果が提出
をされ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、諮問第4号を議題といたします。  
安藤市長に提案理由の説明を求めます。  
安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。  
令和7年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席を賜りまして、厚く御礼  
を申し上げます。  
本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は諮問1件

でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が令和8年3月31日に任期満了のため、その後任者として亀井美喜代氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第6 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第8 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第10 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

- 日程第11 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第22 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第23 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、議案第54号から日程第26、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に、提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案13件、法定議決議案5件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正につきましては、内部組織の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正につきましては、納税証明書交付等に係る手数料の金額を改定する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により教育に関する

事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正につきましては、公の施設の使用料の適正化を図る等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定につきましては、弥富まちなか交流館の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、児童厚生施設の管理の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてから、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまで、以上5議案につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号弥富市駅前広場条例の制定につきましては、近鉄弥富駅前ポケットパークの設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定につきましては、弥富市下水道使用料等審議会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、介護給付費・訓練等給付費や医療扶助費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地開発基金の利子の増加に伴い、関連経費を計上するものであります。

次に、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、通所型サービス事業支援費支給費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、農業集落排水処理場における電気料及び水道料の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部課長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務部所管の議案について御説明いたします。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 行政課題に対応するため内部組織を見直し、総務部を分割して新たに企画部を設置することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

4. 弥富市特別職報酬等審議会条例、弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例において、内部組織の見直しに伴い企画部に再編することとした。

続きまして、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 納税証明書交付等に係る手数料の金額を200円から300円に見直すこととした。

2. 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、多機能端末機による交付に係る手数料を1通につき100円とすることとした。

3. その他必要な規定の整備をすることとした。

4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. まちなか交流館リニューアルを機に、まちなか交流課を新設し教育委員会の職務権限のうち、図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理及び廃止に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を市長が管理し、及び執行することとした。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

3. 所要の経過措置を定めることとした。

4. 弥富市文化財保護条例、弥富支部設置条例、弥富市立図書館条例及び弥富市歴史民俗資料館条例について、教育に関する事務を市長が管理し、及び執行することとした。

続きまして、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。

2. この条例は、公布の日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとした。

続きまして、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、公共施設の使用料を利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、次の条例において公共施設の使用料の額の改定を行うこととした。

(1) 弥富市総合社会教育センター条例。

(2) 弥富市十四山スポーツセンター条例。

(3) 弥富市十四山公民館条例。

(4) 弥富市十四山体育館条例。

(5) 弥富市コミュニティセンター条例。

(6) 弥富市文化広場条例。

(7) 弥富市運動広場条例。

(8) 弥富市立学校施設開放に関する条例。

(9) 弥富市総合福祉センター条例。

(10) 弥富市十四山総合福祉センター条例。

(11) 弥富市いこいの里条例。

(12) 弥富市農業振興施設条例。

(13) 弥富市産業会館条例。

2. 弥富市総合社会教育センター条例、弥富市コミュニティセンター条例、弥富市総合福祉センター条例、弥富市農業振興施設条例及び弥富市産業会館条例において、利用時間を一部変更することとした。

3. 市外の者が公共施設を利用する場合は、使用料を2倍にすることとした。

4. 弥富市総合社会教育センター条例、弥富市十四山スポーツセンター条例及び弥富市コミュニティセンター条例において、営利を目的とするときに利用を許可できることとし、従前より営利を目的として利用できる公共施設を含め、営利を目的として利用する場合は、使用料を4倍にすることとした。ただし、市外の者が営利を目的として利用する場合は、使用料を8倍にすることとした。

5. その他必要な規定の整備を行うこととした。

6. この条例は、令和8年5月1日から施行することとした。ただし、7及び8については、公布の日から施行することとした。

7. この条例による改正後の各条例の規定に基づく使用料の徴収及びその他準備行為は、令和8年5月1日（施行日という）前においても行うことができることとした。

8. 施行日前に施行日以降の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することとした。

総務部所管は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 続きまして、教育部所管の条例について御説明申し上げます。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について、1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 市のにぎわい創出及び活性化を図るため、交流多目的スペース、弥富市図書館及び弥富市歴史民俗資料館をもって構成する弥富まちなか交流館を設置することとした。

2. 交流多目的スペースを市長の許可を得て施設を利用する場合には、使用料を徴収することとした。

3. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

4. この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。ただし、6については、令和8年4月1日から施行することとした。

5. 弥富市産業会館条例及び弥富市市民ホール条例を廃止することとした。

6. 使用料の徴収その他の準備行為は、令和8年7月1日前においても行うことができることとした。

以上で教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員の基準を適用しないこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 児童館を利用することができる者を児童及びその保護者に限定し、使用料を徴収しないこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待の防止に係る規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 幼保連携型認定こども園及び幼稚園は、認定こども園法（学校教育法第28条第2項において準用する場合を含む）において、入園児虐待の防止に係る規定が創設されたため、それぞれの法律の規定を引用することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。
3. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市障害者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市十四山障害者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第67号高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市高齢者生きがいセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

1. 施設の名称、弥富市南デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

健康福祉部所管の議案の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 続きまして、建設部所管の議案について御説明いたします。

議案第70号弥富市駅前広場条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 駅周辺のにぎわい創出を図るため近鉄弥富駅前ポケットパークを設置することとした。
2. 市長の許可を受けて施設を利用する場合には使用料を徴収することとした。
3. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 続きまして、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 下水道使用料等の適正化を図るため、弥富市下水道使用料等審議会を設置することとした。
2. 審議会は、委員10人以内で組織することとした。
3. 委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、任期は2年とすることとした。
4. その他審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。
5. この条例は、公布の日から施行することとした。
6. 委員には日額5,000円の報酬を支給することとした。

建設部は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 続きまして、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,695万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億5,926万7,000円とし、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫負担金6,464万8,000円、民生費県負担金2,033万2,000円、財政調整基金繰入金6,274万6,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、基金積立金事務の積立金281万1,000円、民生費におきまして障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費4,708万6,000円、生活保護事業の医療扶助費3,197万6,000円、教育費におきまして、小学校管理運営事業の電気料601万6,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地開発基金の利子が当初の見込みを上回ったことにより、預金利子と土地開発基金繰出金

を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163万円とするものであります。

次に、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,555万1,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、事務費繰入金86万9,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、通所型サービス事業支給費601万9,000円、介護予防ケアマネジメント事業支給費118万8,000円を増額計上する一方、介護保険支払準備基金積立金722万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の営業費用で、農業集落排水処理場におきまして、夏場の電気使用量及び水道使用料の増加のため、電気料150万円、水道料30万円を計上し、収益的支出の予定額を総額10億1,195万5,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りします。

本案22件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案22件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

令和7年12月9日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 伊藤千春 | 2番 | 柴田英里 |
|----|------|----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市 長                                              | 安藤正明 | 副 市 長                     | 村瀬美樹  |
| 教 育 長                                            | 高山典彦 | 総 務 部 長                   | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教 育 部 長                                          | 渡邊一弘 | 監 査 委 員<br>事 務 局 長        | 水谷繁樹  |
| 総 務 課 長                                          | 横江兼光 | 財 政 課 長                   | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防 災 課 長                                          | 太田高士 | 税 務 課 長                   | 岩田繁樹  |
| 収 納 課 長                                          | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環 境 課 長                                          | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観 光 課 長                                          | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福 祉 課 長                   | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児 童 課 長                   | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産 業 振 興 課 長               | 上田忠次  |

|                   |       |                              |      |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長              | 西尾一泰  | 都市整備課長                       | 三輪秀樹 |
| 下水道課長             | 早川昇作  | 会計管理者兼<br>会計課長               | 田口邦郎 |
| 学校教育課長            | 飯塚義子  | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |                              |      |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記     | 鈴木悦子 |      |      |

6 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張CATVより本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

改めまして、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、伊藤千春議員と柴田英里議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

通告に従いまして、一般質問を2題させていただきます。

改めまして、皆様、おはようございます。

2025年も残りおよそ二十日となりました。寒さが一段と厳しくなり、インフルエンザは例年よりも早い時期から流行し、感染が拡大しています。いま一度、手洗いや部屋の換気など予防できることをしっかりし、元気に年末年始をお迎えください。

では、本題に入ります。

近年、国は介護予防・自立支援を社会保障制度の重要な柱として位置づけています。急速な高齢化が進む中で、できる限り要介護状態の発生を防ぎ、高齢者一人一人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援することが目的とされています。

日本は世界でも類を見ないスピードで高齢化が進行しており、総務省統計によれば、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、高齢化率は30%を超える見込みです。2040年には約36%、3人に1人が高齢者となる推計とされています。

前回の一般質問では加藤議員から、フレイル、サルコペニア予防について取り上げられました。また、私自身も1年前の一般質問で、高齢者の独り暮らしに関する質問の中で通所型

サービスCに触れたところです。今回は、その通所型サービスCについて、さらに深掘りしてお伺いいたします。

本市では、高齢者の介護予防や生活支援の充実を目的に、介護予防・日常生活支援総合事業を展開しています。その中でも通所型サービスCは、自立支援を進める上で重要な役割を担っています。その通所型サービスCの概要及び目的についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） おはようございます。お答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられている通所型サービスCは、介護予防・自立支援の観点から、専門職の関与を得て短期間で生活機能の改善を図ることを目的に、要支援認定を受けた方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる方を対象に、歩行や食事摂取などの日常生活動作及び買物などの生活行為といった生活機能を改善するため、理学療法士や作業療法士といったリハビリテーション専門職などの指導の下、6か月間という短期間に集中して運動機能の向上を図る介護予防サービスでございます。

また、6か月間の短期集中サービス期間にセルフケアに向けた動機づけ支援を行い、サービス終了後には地域のふれあいサロンやフィットネスジムなどに移行されるなど、御自身で継続的に生活機能の維持、改善を図っていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 運動習慣が生活機能の改善を図ることは、健康維持に欠かせないことです。

では、この通所型サービスCの現在の利用状況、そして過去数年間の推移についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、通所型サービスCを実施する事業所「みなともGO！」が令和3年9月に開始して以来、令和6年末までの間に164の方が利用されております。また、そのうち約80%の方が6か月間のサービス終了後に地域のふれあいサロンやフィットネスジムなどに移行しており、本サービスの利用をきっかけに運動習慣をつけていただくことで、要支援から要介護になるまでの期間を遅らせることができていると考えております。

本市の総合事業保険給付実績といたしましては、令和3年度が36件で67万9,500円、令和4年度が258件で520万4,000円、令和5年度が301件で624万9,177円、令和6年度は499件で1,024万2,200円でありました。

なお、本年度につきましても9月末までで322件となっており、令和6年度を超える見込みであり、サービス利用は増加傾向となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 先日、私もこの事業所に伺って介護予防体操を見てまいりました。利用者の方々からは「週一、二回の利用がとても楽しみです」「笑顔が増えました」という声を聞き、利用されている方は1人でなく、少人数グループで体操を指導していただき、講師やほかの参加者とともにアットホームな雰囲気でした。

このサービスの利用者は年々増加しておりますが、継続、発展させる上での課題はどのような点にあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 通所型サービスCの単価は本市が定めており、現在1回当たり400単位、金額にしますと4,000円で、利用者の自己負担は1割負担の方であれば400円で行っていただいております。しかしながら、理学療法士や作業療法士などの専門職の確保や継続的な雇用などの観点から事業者からは単価の見直しを求められております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 本市では他市と比較しても通所型サービスCの単価が初期から変更されていません。今後、単価の見直しを検討するお考えはあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護予防・生活支援サービス事業は、効率的なサービス提供を通して費用の伸びを75歳以上高齢者の伸び程度に抑えることで、制度の持続可能性を確保しながら地域のニーズを提供することを目的として国で上限額が定められております。また、予算事業であることから、上限額超過にある自治体については、国から上限額を超えている要因を探り、費用低減を図る方策について検討を進めることが求められております。

なお、介護予防・生活支援サービス事業の市の財源負担について上限額を超えた分につきましては、国や県等に負担してもらえません。本市におきましては、令和5年度までは事業費が上限額内で収まっておりましたが、令和6年度につきましては上限額を463万円ほど上回っておりました。

なお、令和6年度につきましては、国との個別協議により上限額超過分についても通常の財源負担率での給付を認めていただきましたが、今後については認めていただける保証はございません。そのような中、介護予防・生活支援サービス事業の安定的な運営のためにも本市にとって必要な介護予防のニーズをしっかりと把握し、通所型サービスCの利用対象者や単価の見直しをはじめ他の介護予防事業の見直しなどを検討する必要があると考えます。本市としましては、介護予防・生活支援サービス事業の上限額の緩和について、国等へ要望していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 通所型サービスCの単価見直しは、単なる費用増ではなく再要介護化の抑制、高齢者の健康寿命の延伸、中長期的な介護給付費の抑制、地域活力の維持、さらには生産年齢人口への支援効果といった社会的リターンをもたらす投資施策です。介護に頼らず生きていくまちを実現するためには、介護認定になってから支えるのではなく、必要になる前に整えるという考え方が非常に重要であり、本市はその理念を制度として実践している先進性を持っています。

通所型サービスCは、自分の体で生活する力を取り戻す。支えられる側から支える側へ戻る。最期まで自分らしく暮らす地域連携といった介護保険制度の理念である自立支援による尊厳の保持を本市レベルでは形にしている事業であると考えています。これにより、要介護に入る前に支える仕組みが形成され、市民、行政、医療介護事業者がそれぞれ役割を担う持続可能な循環構造が整うと期待しております。ぜひ、前向きな御検討を切に要望いたします。

2つ目の質問に入ります。

健康志向の高まりや環境への配慮から、自転車は幅広い世代に利用される身近で便利な移動手段となっています。一方で、交通ルールを守らない危険な運転も散見され、自転車事故は依然として減少しません。こうした背景を踏まえ、自転車の安全対策についてお伺いいたします。

2023年の全国の自転車事故は約6.7万件で、交通事故全体は減少しているものの、自転車事故の割合は横ばいで推移しています。事故の多くは自転車対自動車で交差点での発生が多く原因としては安全運転義務違反、一時不停止、信号無視などの法令違反が中心です。自転車安全利用五則として、車道が原則左側通行、歩道は例外、歩行者優先。交差点では信号、一時停止の遵守、安全確認。夜間ライト点灯、飲酒運転禁止、ヘルメット着用が定められていますが遵守が十分とは言えません。本市では、この自転車安全利用五則をどのように周知し徹底しているのでしょうか。また、そのための具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） おはようございます。お答えいたします。

自転車安全利用五則につきましては、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正に伴い、自転車の安全利用を促進するため、令和4年11月に15年ぶりに改正されました。本市では自転車安全利用五則の徹底には早期からの取組が必要と考え、市内の小中学校や保育所では、愛知県交通安全教育チーム「あゆみ」の方を講師に自転車の乗り方や交通ルールを学んでおり、中学校では愛知県警察第一交通機動隊の自転車対策専従部隊、通称B-Forceによる実演を交えた自転車教室を開催しております。

また、市広報紙や市ホームページ、交通安全運動等での広報車など、様々な媒体や機会を

通じて周知の徹底を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、市民への周知はどのように行っているのでしょうか、啓発活動の内容や課題についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自転車安全利用五則については、ホームページで周知しているほか、市内の商業施設や市が設置しております自転車駐車場において、自転車の安全利用やヘルメットの着用を呼びかけるチラシを配布するなど広報活動を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、すみません、書画カメラ1をお願いします。

自転車運転者講習制度の対象となる危険行為16項目には、信号無視、通行禁止違反、歩行者妨害、遮断踏切立入り、指定場所における一時不停止、ブレーキ不良、酒気帯び運転、携帯電話使用など多岐にわたります。これら危険行為に対する罰則の内容と、本市としての認識や対応についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警は自転車の危険行為を抑止するため、道路交通法に基づく罰則が適用される16項目の危険行為を定め、令和6年11月から自転車の運転中における携帯電話の使用等や自転車の酒気帯び運転について罰則を強化しております。

また、令和8年4月1日からは交通反則通告制度（青切符）が導入され、16歳以上の自転車利用者に対して、より具体的な反則金が科されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） こうした危険行為を減らすため、今後どのような再発防止策を講じていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警が定める16項目の危険行為を繰り返す運転者に対し、再発防止を目的に自転車運転者講習の受講が義務づけられており、3年間に2回以上摘発されると3か月以内に3時間の安全運転講習を受講しなければなりません。この命令を無視して受講しなかった場合は、5万円以下の罰金が科されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、本市における交通事故の発生状況、その課題、そして現時点での対策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和7年10月末時点における蟹江警察署管内の交通事故の発

生状況は、死亡事故が4件あり、うち2件が本市内で発生しております。そのほか、本市内における交通事故により、重傷者が12件で12人、軽傷者が253件で299人発生しております。

本市では、この2件の死亡事故を受け、緊急の交通安全メッセージを発出したほか、死亡事故の多発を受け、蟹江警察署と共に交通ルール遵守の呼びかけや青色回転灯パトロールカーによる啓発活動を強化しております。

また、日没時間が早まる夕方のいわゆる魔の時間における交差点及び交差点付近での追突や出会い頭の事故により、自転車対車両の事故も約18.9%発生しており、自転車の安全利用も課題となっております。

そのため、本市としましては、蟹江警察署と協力し、時間帯に応じた注意喚起や啓発活動を強化するとともに、交通安全運動期間において、交通指導員等の御参加をいただいたイベントにより交通安全意識の向上を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、書画カメラ2をお願いします。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗用中の交通事故において主に頭部を負傷した死者、重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は着用していた方に比べて約1.7倍高くなっています。

本市としてヘルメット着用の現状をどのように把握しているのでしょうか。また、県全体の着用率をどう評価し、どのように着用促進を進める考えでいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和7年6月2日から30日までの間、県内42地点、延べ7,303人を調査した結果、県全体の着用率は16.5%、尾張地域は17.7%で、前回調査と比較して微増という結果でした。

依然として着用率が低いことから、特に通学や通勤で自転車を利用する層への交通安全意識の浸透が課題となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要です。スポーツのときだけでなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。

近鉄弥富駅前近くの弥富幹部交番前のスクランブル交差点での調査結果を蟹江警察署にて伺ってきました。本市の着用率は、令和6年7月8.4%、令和7年1月9.6%、令和7年7月

17.3%という結果でした。愛知県全体では16.5%の着用率ということで、全体的にもまだまだ未着用の方は見えます。本市でも自転車乗車用ヘルメット購入費補助金が利用できますので、対象の方には推奨いたします。

学校地域での自転車安全教育の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほども御答弁いたしました。保育所から小・中学生に対しては、愛知県交通安全教育チーム「あゆみ」やB-Forceを講師として自転車安全教育を実施しております。

その他、小学生を対象に地元の運送会社に御協力いただき、大型トラックの死角や内輪差を体験する交通安全教室を開催したほか、市内3中学校では交通ルールとマナーの遵守を習慣化させることを目的に、自転車の無事故・無違反を200日達成し、蟹江警察署から表彰を受けております。

また、商業施設等で著名人等を一日警察署長に委嘱し、啓発イベントなどを開催して交通安全意識の向上を図っております。

県内の交通情勢や管内の事故発生状況を踏まえますと、蟹江警察署管内では交通事故全体の18.9%が自転車対車両の事故で占められ、自転車が関連する事故が多いことを示しており、特に車両との衝突事故を減らすための効果的な教育が引き続き大きな課題であると考えております。

自転車乗用時のヘルメット着用も法律で努力義務化されていますが、着用率は十分とは言えません。令和6年度中の県内の自転車事故では23人が亡くなり、そのうち22人がヘルメット非着用であり、うち14人が頭部に致命傷を負っていますので、ヘルメットの被害軽減効果に関する認識不足も課題であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、令和6年11月の道路交通法改正により、停止中を除き自転車運転中のスマートフォン使用や画面注視が禁止となり、罰則が強化されました。この法改正を受け、本市としてどのような周知や対応を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和6年11月から強化された罰則の内容は、主に交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金とするものです。それ以外の場合で、手で携帯電話を保持して通話や表示された画面を注視した場合は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、自転車の酒気帯び運転、さらに酒類提供者、同乗者、自転車提

供者にも新たに罰則が科されます。この新設罰則について、本市としての周知と対策をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自転車の酒気帯び運転の罰則が強化され、愛知県警では取締りや啓発活動などの対策に取り組んでおります。

また、自転車の運転中における携帯電話の使用等や自転車の酒気帯び運転も自転車運転者講習の対象となる危険行為に追加されました。

本市としましても、市ホームページや安心防災メール等を活用し、啓発活動を強化しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 安全確認の徹底、ヘルメット着用促進、自転車レーンなどのインフラ整備も含め本市としてどのように安全意識向上を図っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県警では交通安全意識の向上を図るため、自治体等と連携して各年代の特性に合わせた自転車安全教室を開催しているほか、事故の疑似体験を通じて交通ルールを学べる自転車シミュレーターによる体験型講座も実施しております。

また、ヘルメット着用等の安全対策の推進として、愛知県ヘルメット着用推進宣言を行うなど着用率の向上に向けた啓発活動を行うとともに、自治体、関係団体と連携した街頭啓発活動も定期的を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 地域住民に向けた自転車安全利用に関する講座やイベントの開催について、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） また、地域住民に向けた安全利用に関する講座やイベントの開催については、蟹江町、飛島村と本市で構成する海部南部交通安全推進連絡協議会におきまして海部南部交通安全総決起大会を毎年開催しております。また、福寿会やコミュニティ推進協議会のほうでも交通安全教室等を開催していただいております。

今後も商業施設等において、関係機関等と協働した取組を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ここで、書画カメラ3をお願いします。

2026年4月からは自転車の青切符制度が始まります。自転車利用者16歳以上に交通反則通告制度が適用され、反則金が科されます。ながらスマホ1万2,000円、信号無視、逆走、歩道通行6,000円、一時不停止5,000円、傘差し運転、イヤホン使用5,000円、無灯火5,000円、

並進3,000円など、これまでになかったことがこの来年4月から行われることとなります。

自転車の安全対策は、ルールを守るだけでなく、市民の命を守るためのまちづくりそのものであります。ヘルメット着用率の向上や危険運転の抑止、啓発の強化など、まだ取り組むべき課題は多く残されています。特に、来年度からの青切符制度の開始を契機として、市民に正しい知識を確実に届ける施策を、よりスピード感を持って進めていただきたいと強く要望いたします。

今後の本市の一層の取組強化を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、早川公二議員。

○15番（早川公二君） 15番 早川公二でございます。

今回は3点質問させていただきます。企業誘致、チョイソコ、クローバーTVについてであります。

毎回ではございますが、冒頭の議長のお言葉どおり簡潔明瞭に質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。企業誘致の推進についてであります。

企業誘致には、自治体と企業双方にとって様々なメリットがあります。その中でも4つのメリットを述べさせていただきます。1. 経済の活性化。地域経済が活発になり産業の多様化が進みます。新たな事業者が増えることで地域全体の経済規模が拡大することも期待できます。2. 雇用の拡大。企業が誘致されることで地域住民に新しい雇用機会が生まれます。これによりUターン・Iターン就職が促進されたり、若者の地域外への流出を抑えたりする効果も期待できます。3. 税収の増加。企業の進出は、法人住民税や固定資産税などの税収増につながります。これにより地域の財政基盤が強化されます。4. 地域ブランドの向上。誘致された企業が地域に根差し活躍することで、その地域のイメージアップやブランド力向上にもつながることがあります。以上のように様々なメリットがあります。企業誘致をもっと積極的に行う必要があるのではとの思いから質問します。

企業誘致の推進をどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市が今後、企業誘致を推進する上で参考にするため、令和6年度において企業誘致の先進地である多治見市を訪問し、組織体制や誘致方法、企業に対

する支援策などについての助言や意見を交換しました。

また、現在、市内の事業主、企業約1,000社に対しまして、経営の現状やニーズを把握するためのアンケート調査及び未利用地についてのアイデア募集についても実施しております。

その結果、年明けに予定する公有財産未利用地に対する市場調査による結果を分析し、成長分野や本市に求められているターゲット分野、企業を絞り込む必要があると考えており、本市としましても、これらを踏まえ企業誘致の推進について図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 実績はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今のところまだ実績には至っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 実績はないということですが、企業誘致を促進するには、本市の持つ地理的優位性を最大限に活用し、具体的なターゲット企業に合わせた戦略を立てることが重要ではないでしょうか。今後どのように戦略を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今後、第3次弥富市総合計画や本市の都市計画に関する基本方針となる弥富市都市計画マスタープランの改訂準備を進めていきますが、その上で、主要方策となる市街化調整区域地区計画ガイドラインの見直しや企業の支援策等を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 企業誘致において用地の確保は非常に重要です。特に本市のような地域が企業誘致を成功させるためには、魅力的な用地があるかどうかは鍵となります。工場や大規模な物流施設などを誘致する場合、広大な土地を確保できるかどうかは企業の進出を左右する大きな要因であります。

以上のように条件を満たす企業誘致をする用地は十分にあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 企業誘致が可能な用地として本市が所有する土地については、公共施設の跡地や未利用地となりますが、これらの土地活用や新たな産業用地の開発を検討しております。

また、本市における産業用地の状況を見ますと名古屋港の背後地となる南部地域の幹線道路沿道において流通系立地が進んでおり工業系の土地利用に適した用地が減少しております。

このような状況の中、弥富市都市計画マスタープランで新産業エリアに位置づけられた弥富市南部地区約12ヘクタールにおいて、愛知県企業庁と共に工業系土地利用の開発検討を進

めており、企業誘致の受皿となる新たな産業用地確保の検討を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 最後、新たな産業用地確保の検討を進めていくということですので、繰り返しの質問、答弁になるかもしれませんが、企業誘致のための用地確保は地域経済の活性化と雇用の創出に不可欠であります。企業誘致が可能な用地をさらに増やしていく考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 愛知県企業庁や名古屋港管理組合等と連携し、弥富市都市計画マスタープランに基づく物流・交流拠点や新産業エリアにおいて、今後、中部圏の社会構造や産業構造の変化を的確に捉えながら、周辺の営農環境や集落環境に配慮した上で、必要と認められる一部の地域において産業用地の確保を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） さきの答弁でもありました弥富市南部地区約12ヘクタール、そしてまた名港管理組合という言葉がありました。これを聞きますと南部に限った話なのかなと私は聞こえてしまうんです。弥富市内って、東部でいいますと十四山を通る中央道沿い、そして北は東名阪のインター周辺、十分な用地があるんじゃないんですか、用地と言っているのは置いておきまして。お隣の愛西市さん、北でもやってインターのほうでもやっているじゃないですか。だから、うちもですね、市長、東部、北部を用地として今後考えていくという考えを持っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 企業誘致の御質問、どうもありがとうございます。

議員言われるとおり、今は新産業エリア、南部のほうで12ヘクタールということで、企業庁でお願いしながら進めている事業があるわけですが、それが一旦終わりましたら、次の候補地としては、やはり北のほうであるインター周辺であったり、また東部のほうで中央道沿いであったりということで、企業庁にお願いして新しいエリアを求めていきたいと思っております。ただただ農業とのバランスもあるものですから、その辺はきちんとすみ分けができるような地域でそういった事業を進めていければなと思っているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） ありがとうございます。

では、南部のほうを開発する用地がないというぐらいスピード感を持って開発していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次、チョイソコについてであります。

2025年10月1日より運行を開始したチョイソコについて質問します。

チョイソコ運行に至った背景、目的ですが、本市の日常生活の移動手段としてコミュニティバスが運行していましたが、人口減少や少子高齢化、社会的な物価、人件費等の高騰によって公共施設の確保、維持が困難となっており、高齢者等の移動需要に対応した交通サービスの提供、公共交通空白地域の移動手段の確保、目的地までの移動時間の短縮、これらの課題を解決する移動手段としてデマンド交通が起動し得るものかを検証することを目的に実証実験を行ってまいりますと始まりましたが、まだ2か月しかたっていないんですが、現状の会員登録者数、予約状況、乗合率等をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

チョイソコやとみの実証実験では、数値指標を設定して運行データや利用データ等を毎月集計することで運行の評価と本格導入に向けた改善内容を検討しておりますので、その数値指標予測値に対して11月末時点の状況を御報告させていただきます。

会員登録者数は、予測値2,500人に対し3,279人、1日当たりの乗車人数は、予測値73人に対し135人、乗合率は予測値1.50に対し1.62、会員登録者のうち実利用者数の占める割合は、予測値15%に対し20.8%となっております。

また、曜日別の平均予約件数といたしましては、金曜日が107.9件と予約が多く、月曜日は59.3人と少ない傾向がございます。

時間帯では、8時台から10時台にかけて予約件数が多くなる傾向にあり、10時台が最大で約11件の予約がございます。

予約不成立件数につきましては、電話予約のみの件数となりますが、1,592件のうち132件、8.29%の方が予約が取れず、利用自体を諦めざるを得なかったということになります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 現状のお話はお伺いしましたが、問題点等はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほど予約不成立件数等について御答弁いたしました。予約が希望時間に取れない、帰りの予約が取れないなどの御意見が多く寄せられております。

また、日曜日に運行してほしい、もう少し遅い時間帯まで運行してほしいとの声もいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） まだ2か月しかたっていないんですが、早期対応、解決が必要では

と考えておりますが、問題点、課題の対応は、私が思うに単純に増車すればそれで済むんじゃないかというふうに考えるんですが、問題点、課題の対応、そして増車は可能かどうかということをお伺いさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 予約が取れないなどへの対応といたしまして、現在、北部東部エリアで2台、南部エリアで1台の運行をしておりますが、北部東部エリアの予約件数が南部エリアの1.5倍と偏っておりますので、南部エリアを東部エリアまで広げ、予約件数を平準化することで北部東部エリアの予約枠を広げられないかと考えております。

日曜日等の運行や時間帯の延長につきましては、利用者アンケートなどを参考としながら、また、車両の増車については予約不成立件数などを注視しながら、事業パートナーである株式会社アイシンや運行を担っております株式会社あんしんネット21とも対応策を講じつつ、本市公共交通活性化協議会において運行計画の見直しを検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 2か月しかたっていないんですが、いろいろと私のほうにも聞こえてくるんですが、特に私、十四山に住んでおりますので、十四山の方からは、特に中央道沿いの人たちから蟹江駅には行けないのかという声があるんですが、蟹江駅までは行けるようにはなっていないのでしょうか。ぜひそうしていただきたいんですが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 蟹江駅方面へ行きたい、行けないのかとのお声は、十四山地区だけでなく栄南地区からも御要望をいただいております。

現時点では市内の移動がかなり込み合っており、予約が取りづらい状況の中で、乗り合いが発生しづらい市外方面への運行は、さらに予約が取りづらくなるのが危惧されます。特に蟹江駅方面は朝夕の時間帯に渋滞の発生や交通規制などもあることから、移動時間が読めない状況となるため、現状からの拡大は難しいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

難しいのは分かりますよ、でも皆さん言うんですよ、やろうと思えばできるんじゃないかって市民の皆さんは思っていますし、私も本気で皆さんが頑張ればやれるんじゃないのかなと考えておりますので、ぜひこれは本当に課題として、十四山ばかりじゃなく南部の方からも声が上がっておるということですので、これは要望しておきます。

最後に、公共交通の利便性向上は、特に高齢者が運転免許の自主返納を検討する際に必要不可欠であります。免許を返納した高齢者が今までどおり病院、商業施設、レクリエーショ

ン施設などへ自由に移動できる手段が確保されることで免許返納への心理的ハードルが下がります。また、自動車を運転できない高齢者や子供、学生、障がい者なども病院、商業施設、駅などへ容易にアクセスできるようになります。

利便性の向上についての市長の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢者による重大事故に関する報道が相次いだことを受けまして、本市といたしましても免許返納しやすい環境整備に取り組んでいかなければならないと認識をしているところでございます。

また、高齢者をはじめ学生や子供、障がいのある人など、多様な層の方々が利用しやすい環境を整備していくことが公共交通の利便性向上につながるとも考えております。

このような状況の中で、本年10月から実証実験を行っておりますチョイソコやとみは、何時にどこまで行きたい、何時にどこに着きたいなど、皆さんからの乗車申込みに応じた停留所から停留所までの乗合送迎サービスとなっております。皆様がふだん買物に行っている商業施設やかかりつけの医療機関など、目的地となる事業所等にエリアスポンサーとして協賛をいただきながら停留所の設置に御協力をいただき、安心してお出かけいただける環境を整えてまいりたいと考えております。

また、今現在ですが、乗車が200円ということになっております。そのような中で、1,000円で15枚、1,500円分というようなお得な回数券も発行しておりますし、登録していただきますと2枚の無料乗車券もおつけしているところでございますものですから、どうぞ皆様方、御登録して乗車いただければと思う次第でございます。

先ほど課題や問題点、その対応について担当部長から答弁をさせていただきましたが、本格導入に向けて、それらの課題等と実証実験による成果を検証し、改善を重ねながら、市民の皆様にご満足いただけるような利便性の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） ありがとうございます。

もっともっと利便性のいいチョイソコへということで、よろしく願いいたします。

次、最後の質問でございます。クローバーTV視聴率向上へでございます。

本市にとってクローバーテレビが必要なのは、地域密着型のサービスを通じて弥富市民の生活をより豊かに、より便利に、そしてより安全なものにするためです。単なるエンターテインメントを提供する放送局ではなく、地域コミュニティを形成し、生活を支え、地域の発展に貢献するための地域に根差した不可欠な存在であります。

以上のことから、もっと多くの皆さんに見ていただきたいとの思いから質問します。本市の視聴率は把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） クローバーTVの愛称で親しまれております西尾張シーエーティーヴィ株式会社に確認しましたところ、視聴率の数値をお示しできるものはないとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 視聴率は分からないということなのですが、私は視聴率が分からないでしょうけれども、もっともっとやっぱり多くの人に見てもらいたいという考えを持っております。それは単に多くの人に見てもらおうというだけではなく、弥富市自身の魅力向上や市民の利益に直結する重要な意味合いを持っているからであります。

今以上視聴率を上げるという言い方をしちゃうんですけれども、もっと多くの人に見てもらえるような策というか考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、視聴率が分からないため結果の検証はできませんが、クローバーTVによりますと、多くの方に見てもらおうため、番組全体として、日頃よりSNSやチラシ、ラジオでの周知を図っているとのことでした。

昨今のスマートフォン等の普及により、見たい番組があるというきっかけがないとテレビをつけない時代になってきております。クローバーテレビは地域の方々のお顔を映すことでテレビを見ていただける、また議会を放映することでテレビをつけていただける。そのような考えの中、地域の取材等を積極的に実施されているとのことでございます。本市といたしましては、引き続き本市の魅力発信のため、またクローバーTVの株主として多くの方に見ていただけるように協力をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 私は、今以上に弥富が放映されなければいけないと思っております。弥富市がクローバーテレビで露出を増やす必要性は、多岐にわたるメリット、利益を生み出すからであります。単にもっと知ってもらうだけではなく、弥富市の活性化、市民生活の質の向上、そして地域コミュニティの強化に不可欠な要素となるからであります。

現状のままでいいと思っているのか、今以上に露出を増やしたいと思っているのか、そうであれば策はあるのかをお伺いしますが、事前に調査しましたところ、自治体別取材ケース、2014年実績で言いますと、多い順に読み上げますと、津島市が168件、あま市が112件、愛西市が81件、弥富市が68件、清須市が30件、蟹江町26件、大治町16件、稲沢市15件、弥富市は4番目であります。これを踏まえた上での答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の魅力を発信していくためには、クローバーTVで事業を取

り上げていただくことは有効な手段であると考えております。現時点におきましても本市内の事業等を多く取り上げていただいております、8つの関係自治体の昨年度の取材件数をお伺いしたところ、先ほど早川議員からも御答弁ございましたが、件数では4番目、人口比率で考えますと2番目に多い状況でございました。

今後も本市内の行事等を積極的に取材していただくために、引き続き取材依頼をさせていただきます。

また、地域の皆様が取材を依頼することで地域のイベント等にも取材に来ていただけるという仕組みについても、コミュニティ推進協議会等を通じて周知をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 人口比率でいうと2番なんですね。ぜひトップ行きたいじゃないですか、目指しましょうよ。

日頃から取材依頼をしていただいていること、地域からも直接取材依頼ができることは理解いたしました。地域から依頼する方法につきましては、コミュニティ推進協議会等を通じて周知していただけますようお願いいたします。

また、株主総会、番組審議会等様々な機会をPRしていただいて、取材件数を増やしていただいて、1番になることを強く要望いたしまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行。

通告に従いまして質問をいたします。

今年もあと僅かとなりました。この1年を振り返りますと何ととっても気候変動により猛暑日が長く続き農作物への影響、生態系への影響、日常生活への影響が様々な形で現れ特に顕著なのが熊による人的被害が現在でも続いている1年ではなかったかなと思っております。

また、災害においては、四日市市をはじめ線状降水帯による豪雨水害、洪水、土砂災害が季節を問わず全国各地で発生をいたしました。地震においてはトカラ列島での群発地震、また昨夜は青森県において震度6強の強い地震がありました。幸い本市においては今日まで大きな災害はありませんでしたが、全国各地で被災をされた方にはお見舞いを申し上げ、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げます。

また、火災においては今治市、大船渡市での林野火災、佐賀関市での大規模住宅火災に続き、昨夜は群馬県妙義山において大きな火災が発生し、現在も延焼中であります。

今日は、災害の中でも自然災害ではなく、人間の不注意、怠慢に起因する火災について質問をいたします。

つい先日も茨城県坂東市において産業廃棄物処理施設、名古屋市港区では車の解体部品のリサイクル工場において大規模火災が発生し、周辺住民の生活環境が脅かされております。そして、いずれも鎮火には長時間を要しております。本市におきましても同様の火災が今年に入って立て続けに2件、栄南学区内で発生し、地域住民の不安が募っております。

それでは、質問に入ります。

1問目では産業廃棄物への取組についてと題して、主に産業廃棄物処理施設での火災について、2問目ではヤード施設での火災発生に対する取組と条例制定に向けての取組について質問をいたします。

事業活動によって排出される産業廃棄物の処理施設は、本市においては集落に近い場所に多数あります。火災等の発生による様々な問題が起きております。この産業廃棄物の処理手順について、我々一般市民としては、どのような手順で建設され施設内においてどのような作業を行っているかその作業内容についてはよく理解していないのが現状であると思っております。

そこで、まず初めに、産業廃棄物とは何か、一般廃棄物とは何が違うのか、まず産業廃棄物の定義から伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律での産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、同法で定められた廃棄物とされており、それら以外の廃棄物を一般廃棄物と定義されております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、産業廃棄物の種類について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法における産業廃棄物では、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくずなどの20種類と定められております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 工場や各種事業所が出る不用なもの、いわゆる産業廃棄物を中間処理しないで全てをこれ埋め立てようとする、最終処分場はすぐに満杯になってしまいます。そのために一次処理として焼却、破碎等の方法で減量化をしております。

この一次処理する施設を中間処理施設とって産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要と

なりますが、この中間処理施設ではどのような作業を行っているのか、またその処理方法及び処理過程について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 産業廃棄物関係の事務を管轄する愛知県海部県民事務所環境保全課によりますと、中間処理には焼却、破碎、溶融、選別等があり、中間処理を経ても残る廃棄物やリサイクルが困難な廃棄物は最終処分場で埋立処分されます。本市内においては破碎処理を行う施設が許可を受け設置されており、処理後にはリサイクルの工程または最終処分場へ搬出されることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 本市においての中間処理では、焼却、破碎、選別といった処理を行うということと理解しております。これによってごみの量を減らしたり、リサイクルできるもの、できないものに選別をして最終処分場へ送るという、こういう処理過程になるということですが、処理の過程において火災が発生する事案が全国各地で確認されております。

本市においても令和7年8月に弥富市稲荷1丁目の産業廃棄物中間処理施設において大規模火災が発生をしました。ガソリンスタンドが隣接しておって延焼による大規模火災が危惧をされ、また近隣住民の方は、高く上がった炎、そして真っ黒な煙、悪臭によって不安な時を過ごされました。また、10月31日夕方にも三好地区において産業処理施設で火災が発生しております。

本市においては、過去何度も産業廃棄物中間処理施設、自動車解体のヤードにおいて同様の火災が発生しており、地域住民への不安及び健康被害が心配されております。今日は、主に産業廃棄物中間処理施設における火災対策として、市の取組について順次伺っていきませんが、まずは現在、本市において産業廃棄物中間処理施設は何か所あるのか、地域別、そしてその規模についても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法第15条の施設許可について、県民事務所環境保全課に確認したところ、本市内では12施設に許可が出されております。地域別の施設数としましては、弥生地区1施設、大藤地区2施設、栄南地区7施設、十四山地区2施設とのことでした。

また、1日当たりの最大処理能力については、弥生地区約369トン、大藤地区約1,016トン、栄南地区約3,352トン、十四山地区約1,184トンとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市内各地においては、北部地域、中部地域、南部地域、満遍なくあるということですが、特に南部地域の栄南地区、市内12施設のうちの7施設もあると。つまり12分の7、約6割ということで、栄南地区に非常に多いということが分かりました。

市長、これお伺いしますけど、弥富市内に12か所の産廃のこうした施設があるということに対して、この設置数は多いと思われませんか、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） こうやって改めて数字で示されますと12か所というのは非常に多いように感じる次第であります。この処理場に対しまして、処理施設に対しましてそれだけ産業廃棄物が入ってくるわけですから弥富市に、ちょっと驚いた状況でございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今ある産業施設をやめろと、こういうことは言えませんよ、営業していますから。ですけど、新しく市内に産廃施設を建設するということに関してはどうお考えですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在12か所ということでびっくりしたような状況があるわけですが、できることならこれ以上は増やしたくないというのが市長としての思いでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） じゃあ次に、市内産廃施設における火災の発生について、市としての認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 産業廃棄物処理施設につきましては、火災が発生すると長時間消火活動を余儀なくされるため、いかに火災を発生させないか、また火災が発生した場合に、いかに早く初期消火を行うことができるかが大変重要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 鎮火するのにどうしても長時間を要するというので、仮に火災が発生した場合に特に初期消火というものは大事であると、こう考えているということですね。

では、今年の8月稲荷、10月三好市地区に設置されている産廃施設で火災が発生しておりますが、その内容について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、本年8月の稲荷地内の火災については、24日午後7時20分に消防覚知いたしました。火災内容は廃棄物処理業者が管理する敷地内において、焼却炉、産業廃棄物約385立方メートル等が焼損し、隣接している建物の一部である雨どいが類焼による損傷したその他火災として分類されます。

続きまして、本年10月の三好地内の火災につきましては、31日午後5時29分に消防覚知いたしました。火災の内容は、金属スクラップ業者が所有するコンテナセミトレーラーに積載されていた金属スクラップ約8トンが焼損した車両火災として分類されます。出火原因につ

きましては、いずれも調査中とのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 事務局、すみません、写真の1番をお願いします。

これは今年の10月に発生した三好地区の産廃施設ですが、このように非常に高い塀で囲まれています。この中においてトレーラーに積載された金属スクラップが燃えたということがあります。

今年に入り8月と10月の2回、それもあまり離れていない23号線沿いでありました。出火原因についてはどちらも調査中ということで、まだ特定できていない、こういうことでもありますね。

それでは、市内における産廃の中間処理施設において、過去に火災が発生した件数は何件あるのか、またその原因についても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 産業廃棄物処理施設等の火災状況について、海部南部消防組合に直近約5年間の実績を確認したところ、次のとおりとなります。

火災発生年、件数、主な原因の順で申し上げます。

令和3年は4件、うちたき火1件、その他1件、不明2件、令和4年は3件、うちたき火1件、溶断機・切断機1件、その他1件、令和5年はゼロ件、令和6年は2件で、うち電気機器1件、不明1件、本年は10月末現在3件、うち不明・調査中3件とのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 直近5年間で12件、これ平均しますと年に二、三回発生していると、こういうことになりますね。これ大変多いと思います。テレビでも大きく報道されて皆さん御存じだと思いますが、令和4年7月、これ市長の地元である五之三町で産廃の倉庫で火災が発生し、物すごい黒煙が上がって、東名阪も一時通行止めとなる火災がありました。そのとき私も現場に駆けつけましたし、同僚の加藤明由議員や佐藤仁志議員もいち早く現場に駆けつけ消火活動に助言をされていた、こういうことを覚えております。

このとき地元からも様々な意見が出たと思いますが、市長の地元ですので、この事案を市長としてどのように捉え、また市長は海部南部消防組合の管理者でもあります。その後、どのような対応を取られたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和4年に発生しました火災のうちの1件ということでございますが、6月、五之三地内で発生しました火災は、東名阪自動車道が通行止めになるほど黒煙が大きく立ち上がり、消火活動に約3時間もかかりました。消防団も第1分団から第16分団の全分団が出動し、120名以上の団員が消火活動や周辺の交通整理等の任務に当たり、大変大きな

火災であったと記憶しており、リサイクルやスクラップ業等の火災の恐ろしさを改めて感じた次第であります。

従来から海部南部消防組合は、指定可燃物を取り扱う業者に対し届出をしていただきまして、届出があった業者に対して定期的に巡回指導を行っております。また、未届けの業者で現況が明らかに可燃性のある資材が積んであるようであれば現地調査等を実施し、必要に応じて指導をしております。

海部南部消防組合としては、日頃から火災の予防業務を実施しておりますが、残念ではありますが、先ほどの五之三町地内の火災が発生をいたしました。私といたしましては、当時、海部南部消防組合に対しまして、市内で大規模火災が発生する危険性が高い事業所等については、今まで以上に巡回指導をするよう要望したところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 実は次に、産業処理施設で火災が起こる原因は、可燃性、発火性のある廃棄物を取り扱っていることが大きな理由であります。主な原因として、リチウムイオン電池の発火による火災、そして蓄熱火災がありますが、それでは蓄熱火災とはどのようなものか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、蓄熱火災とは、廃棄物を重ねておくことで火災には満たない程度の微小な発熱現象が起きます。微量であれば問題はありませんが、重ねられている廃棄物の量に比例して熱は大きくなるため、その熱で廃棄物が発火、火災の原因になる現象とのことです。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 説明によりますと、重ねられている廃棄物の量に比例して熱が大きくなるため、廃棄物に引火、それが火災の原因になる、こういうことで、つい先日、11月23日、茨城県坂東市において廃プラスチックのリサイクル工場で蓄熱火災が発生しております。黒煙が立ち上がり、有毒ガスの発生、隣地への飛び火による火災が心配をされました。

そこで伺いますけど、廃棄物のこの積み上げの高さ、こういった高さの制限とか規制はあるのでしょうか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 海部南部消防組合に確認したところ、積み上げの高さの制限はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 積み上げの高さ制限はないということですね。

それでは次に、消防活動について伺います。

今年発生しました稲荷地区と三好地区における火災の消火活動に従事した消防団員の数と消火に要した時間、費用、また団員のけがの有無について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 消防団の活動実績について、本年8月の稲荷地内の火災では、消防団本部3名をはじめ第8分団から第12分団50名で合計53名が出動いたしました。活動従事時間は約6時間で、費用は出動報酬42万4,000円となります。

続きまして、本年10月の三好地内の火災は、消防団本部2名をはじめ第12分団11名で合計13名が出動いたしました。活動従事時間は約4時間で、費用は出動報酬5万2,000円となります。いずれもけがをした消防団員はおりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 稲荷の火災は53名の出動で6時間、三好地区の火災は13名で4時間の消火活動ということですね。費用のほうはさておきまして、けが人がなかったと、これが何よりだったかと私は思っております。

それでは次に、消防署との連携について伺います。

巡回指導及び水利確保を含め、連携内容について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市と海部南部消防組合は、日頃から各種情報を共有し、連携を取っております。産業廃棄物中間処理施設への巡回指導につきましては、海部南部消防組合に確認したところ、産業廃棄物処理業者に対しては、消防法第9条の4と海部南部消防組合火災予防条例に基づき、特に金属スクラップ火災が発生しやすくなる夏場を前に、管内の金属スクラップヤード内の立入検査を実施し、金属スクラップの集積方法、初期消火や通報体制について指導をしているとのことです。

また、産業廃棄物処理施設は、県事務所環境保全課とも協力し、指導を行う場合もございますが、産業廃棄物処理施設の代表者となる相手方は外国人であることが多く、意思疎通が難しく指導に苦慮しているとのことです。

消防水利等につきましては、防火対象物及び住宅密集地域には消火栓等が設置をされており、点検につきましては消防署が年1回実施し、消火用に使用できる河川等の調査も併せて実施しているとのことです。

また、防火対象物や密集地域で新たに消火栓が必要な場合につきましては、本市に対して設置要望し、順次設置しており、さらに新規で防火対象物等が建設される場合は、事業主に対し消防水利設備の設置を指示しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） しっかりと連携をされているということで理解をしておきます。

産業廃棄物処理施設も重要なインフラである一方で、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業でもあるため、その設置については極めて高いハードルが設けられていると思います。産業廃棄物処理過程において最終処分場への搬入に至る前の段階で、一次処理として焼却、破碎等の方法で減量化するための中間処理施設がありますが、この中間処理業の許可については、国・県・市町村のうちどこからの許可になるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県が設置許可を出しておりまして、本市内で許可申請をする場合は、愛知県民事務所環境保全課が窓口となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 県の許可になると、こういうことですが、今後の本市の対策に関連してきますので、ちょっと伺います。

弥富市内に中間処理施設を建設する場合、申請してから建設完了に至るまでの手続の流れについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の施設許可に関する廃棄物処理施設設置等許可申請の流れに沿った手順として、まず設置者が生活環境影響調査、いわゆるミニアセスメントを実施し、実施結果を許可申請に添付して申請します。この申請書に対する審査を経て知事が許可をする流れとなっております。

また、焼却施設や最終処分等一部の施設の場合は、説明会開催届及び説明会開催状況報告書を提出した後、知事から必要に応じ説明会の開催計画変更や追加開催等の指示があり、許可申請の提出後、これらの審査を経て知事が許可をする流れとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 焼却場や最終処分場の場合は、住民説明会の開催届及び説明会状況報告書、この提出が必要であると。様々な審査を経て、それから知事が許可を出すと、こういう流れでありますね。

それでは次に、一般企業が営業している事業所を売却して産廃業者がこれを購入したと。そして、産廃処理業務をそこで行うことはできるのか、産廃事業者への土地利用変更は地元の同意がなくてもできるのか、その辺りについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の許可を受けている産業廃棄物処理施設を譲り受け、または借受けしようとする者は、知事の許可が必要となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 最初からの手続と一緒に知事の許可が必要ということで、勝手にはできんよと、こういうことでもありますね。

それでは次に、産業廃棄物の中間処理施設を建設するには産業廃棄物処理法以外にも様々な法令が複雑に絡んできます。そこで、産業廃棄物処理業に関する法令、廃棄物処理法第14条と産業廃棄物処理施設に関連する法令、廃棄物処理法第15条についての説明と、その両者の違いについて何が違うのか伺います。そして一番肝腎なところですが、そこで地元同意は義務づけられているのかについても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 法第14条は、業、すなわち営業に対する許可を規定しており法第15条は施設に対する許可を規定しております。つまり、法第14条は業を行うための許可の基準を規定しており、法第15条は施設を設置するための許可の基準を規定しております。

県民事務所環境保全課によりますと、法第15条の施設許可に地元同意の規定はなく、焼却施設や最終処分場等一部の施設で住民への説明会による周知が義務づけられているとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） これ、今日の質問の中でここが一番大事なところなんですよ。第14条は業者に対する許可、15条は施設に対する許可ということですから、我々地元住民としては第15条が大事であるということになります。15条に今関する答弁では、廃棄物処理法上は地元同意の規定はないということですが、ここが大変重要なことであります。一方で、15条の施設許可である焼却施設、最終処分場の施設においては住民説明会は義務づけられているということで、説明会は行わなければならないが、地元同意の規定はないということで、言い換えると、説明会を行えば地元の同意がなくても許可が出る、こういうことになります。

先ほど質問したのは、そのところがどうなっているかということで質問をいたしました。まず、同意と合意は違います。何が違うかという、同意は一方からの提案や意見に対して、相手が賛成や反対の意思を示すことが、これが同意であります。合意というものは、複数の当事者が話し合いや交渉を経て、最終的に意見や認識を一致させることであります。第15条の趣旨としては、周辺地域へ環境負荷の高い産業廃棄物処理施設ができることで、住民に与える影響を事前に考慮して周辺住民と十分に話し合い、合意形成を図ってから事業を行ってほしいというお願いの趣旨であると私は思っております。

何といっても一番肝腎なのは地元住民との合意形成であります。住民の安心できる生活環境を確保するためには、市としては住民と事業者の間を取り持ち、合意形成に向けて尽力すべきではないかと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市としましては、事業所の本格参入前に地元とのルールの確定及び当該事業所による誓約書の作成が有効な手法の一つではないかと考えておりますので、まずは地元でしっかりと話し合いをしていただければと考えております。

本市としましても状況を確認し、先例等を調査の上、情報提供を行うとともに、関係機関等と調整し、当該事務所への指導等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 部長、これは行政としては当然のことなんですよ。これはぜひやっていただきたいと思います。そうでなければ、市民の困り事に対処する部署として市民生活部、これを設置したわけですよ。設置した意味がなくなっちゃうわけですよ。だから、設置した原点に戻ってしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

いずれにしましても、本市において我々が生活していく上で産廃の事業所がある以上、産業廃棄物の問題は切り離すことができません。最後に、市内における産廃事業の火災発生対策の取組について、市長の考えを伺わせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 産業廃棄物処理施設で火災が発生した場合は、周辺へ被害が広がらないように最小限に抑え込むことが重要であると考えております。産業廃棄物処理施設には、主に指定可燃物をはじめとした可燃性の高いものや火災や爆発などを誘発する電池や廃油、また燃えると有害なガスを出すものなど危険なものが多く扱われているため、被害が大きくなる可能性があるからです。このため、産業廃棄物処理業を違法な形で操業している業者に対して関係法令の遵守を指導することはもちろんですがまずは火災予防また火災が発生しても被害を最小限度にできるよう今後も海部南部消防組合と連携して指導を行ってまいります。

これらの施設の参入による生活環境の悪化に対しまして、何かしらの対策が必要であることは感じておりますので、行政としてチェック機能を高め、地域住民が安全・安心に過ごせるように努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 産廃処理、これは我々が生活していく上で、その処理業務については非常に大事なことであります。現在操業している産廃事業者の方は、県からの許可を得て操業しておりますからこれを止めることはできませんが、違法であれば操業停止になります。この点については県との連携が大事であると思っております。

ここまでの質問、答弁において県の許可が全てであることが分かりました。市が入り込む余地はありません。しかし、住民の合意形成が非常に大事であるということは言うまでもありません。しかしながら、市長は地元住民との意見交換を通して住民との合意形成を図り、これらを基に県に対して意見を述べるということが私は非常に大事であると思っております。

ので、その点よろしく願いしておきます。

一方で、許可が下りて現在操業中の事業所に対しては、操業に対して違法性がないか、火災発生に対してしっかりと操業規定を守っているのか、そのチェック体制をしっかりと行わなければなりません。それを行うのが消防署を中心とした行政であり、我々の地元住民だと思っております。地元と事業者が協議し、お互いが納得でき、ウィン・ウインの関係で生活ができるよう市としての指導が大事であります。市長は南部消防組合の管理者でもありますから、両面から見て火災を発生させないしっかりとした対策を構築することを申し上げて、次の質問に入ります。

次はヤード対策への取組についてですが、産廃事業と関連してきますヤード事業対策について伺います。

ヤードであるとは定義づけはできませんが、先日も名古屋市港区の自動車部品リサイクル工場で大規模な火災が発生しました。物すごい黒煙が立ち上がり、鎮火にも長時間を要したことをまず申し上げておきます。

1 問目の産業廃棄物処理施設内の火災と同様に、市内のヤード施設での火災発生が見られます。皆さん、ヤード、ヤードと言ってみえますが、一般的には自動車を解体し、またはそのために自動車やその部品を保管する場所を意味しておりますが、そのほかにも再生資源物として金属やプラスチック、あるいは家庭生活において使用済みになったテレビ、冷蔵庫、自転車等を有価物として山積みして保管している金属スクラップヤードがあります。私の地元でもこのような金属スクラップヤードが設置され、堆積したスクラップの山の崩落、あるいは風によるごみの飛散、異臭、雨水の浸入による汚水の流出、混入しているプラスチック、電池等を原因とする発火、延焼、また作業に伴う騒音等、様々な生活環境上の問題を引き起こしており、地域住民から多くの苦情が寄せられております。

これらの施設は市民から見ますと、産業廃棄物処理施設か金属スクラップヤードか、もう見分けが付きません。そこで、まずヤードとは何か、ヤードの定義から伺っていきます。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 議員が御説明のとおり、愛知県が制定しておりますヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例によりますと、ヤードとは、自動車解体の用に供する施設または場所をいうと定められております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは、ヤードに対する本市の認識について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） ヤードと一くくりに言っても様々な作業内容のヤードがありまして、生活環境の保全の視点からも様々な問題が上げられます。例えば、中古車置場とし

てのヤードの場合は、一部の事業所において違法な一時路上占有や歩道に駐車するなど、市民生活の安心・安全が損なわれることを危惧しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、これまで市内におけるヤード火災について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 近年、市内の南部地域では、外国人が管理運営するヤードや中古車置場が急拡大しております。それぞれの敷地内で自動車解体中に火災も発生しているため危惧をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 都道府県及び市町村においてヤード対策として条例が制定されていますが、各自治体においてそれぞれ条例制定の目的が違うと思います。そこで、条例制定の目的と設置自治体数を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 件数といたしましては、愛知県をはじめ全国22自治体でヤード対策としての条例を制定していることを確認しております。内容としましては、自動車の解体または部品の保管を規制対象とするものや、使用済みの部品または再生資源物の屋外での堆積や保管を規制対象とするものがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 部長からの答弁で、16の自治体でヤード対策としての条例を制定しているということであります。

目的と内容については自治体で異なっていますが、大きく分けると、盗難自動車の解体の防止、油等による汚染の防止、盗難自動車を解体し海外へ輸出する部品の保管などと私は認識をしております。

愛知県のヤード条例もおおむね自動車の解体と盗難に関するものであります。また、市単独で条例制定しているところは、兵庫県の三木市と茨城県の坂東市の2つの市であると認識しております。

ヤード条例において一般的には自動車ヤード条例が言われていますが、そのほかにその目的によってスクラップヤード条例もあります。この両者の違いについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体が制定する自動車ヤード条例は、自動車の解体や部品の保管を行う事業者に対し届出を義務づけるなどの規制を行い、自動車の盗難の防止または自動車部品からの油等による汚染の防止を図ることを目的としております。

また、スクラップヤード条例では、解体された自動車の部品に限定せず、法上の廃棄物に

該当しない使用済みの物品や再生資源物の屋外での堆積や保管を規制の対象としております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 一般的には自動車ヤード条例で、愛知県及び三重県においては盗難自動車の解体を防止するための目的で制定をしていると。これによって自動車の盗難防止、市民の平穏な生活確保を目指していると、こういうことで、一方でスクラップヤード条例は、解体された自動車の部品に限定せずに、広く使用済みの物品や再生資源物、これについてはいずれも廃棄物処理法の廃棄物には該当しない有価物として屋外での堆積や保管がされているものに対して規制をしている。規制をして地域住民の生活環境保持を図っております。

事務局、2番目の写真をお願いいたします。

これは栄南学区内にあります産廃施設なのか、金属スクラップヤードなのか、ちょっと我々には市民には区別が付きませんが、こういった施設があります。こういった市内を見渡しますと、周りを塀で囲んで作業をしている事業所が多く見られますが、市民から見ると、どの施設もヤードと位置づけている市民の方が多いと思います。

産業廃棄物中間処理業と自動車ヤード事業、スクラップヤード事業、これらの違いについてどのように認識をされているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 産業廃棄物の中間処理事業は、産業廃棄物を破砕、焼却、選別等を行うことにより、廃棄物そのものの減量やリサイクル可能な状態にする事業でございます。自動車ヤード事業やスクラップヤード事業は、法的な規定はされておられません。

自動車ヤード事業は自動車の解体や部品の保管を行う事業であり、スクラップヤード事業は使用済みの物品や再生資源物の屋外への堆積や保管を行う事業を指すものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 稲荷地区における火災を見て、お隣の地区にお住まいの大谷地区、そして東末広地区の住民の方が心配で相談に見えました。私も現地を確認して現場の状況を市長に報告し、市長には翌日すぐに確認に来ていただきました。産業廃棄物と思われるものが入った大きな袋が野ざらしで山積みされ、その高さもトタン囲いをはるかに超えており、近隣の住民からは不安の声が上がるのも当然だなあと、こういうふうに感じました。

では事務局、3番の写真をお願いします。

これが大谷地区のスクラップヤードであります。最初の頃はこの塀に隠れて見えませんでした。がだんだん高く積み上げられて今現状ではこのような状態になっております。火災の発生による火花の飛散、隣地へのごみの飛散、廃液の隣地への浸水等が心配をされております。

事業者には伺いました説明では、有価物を積んでいるだけで産業廃棄物ではない、こういう

返答でしたので、この件については県のほうにも確認をしましたが、県からも有価物であると、産業廃棄物ではないから指導ができない、こういった回答があって、これは本当に対応に困って市のほうへ相談という形になって、現在は関係者による継続の協議を行っております。現時点では規制する条例もなく、有効な対策ができない現状であり、非常に困っております、こういうことでございます。

ヤード事業、スクラップ廃棄事業からの火災に対する取組について、また条例制定も含め、最後に市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市内の自動車ヤード事業所、スクラップヤード事業所における近年の火災頻発を受け、令和6年度から海部南部消防組合が市内の自動車ヤード事業所、スクラップヤード事業所に対しまして火災予防啓発のために戸別訪問をし、指導を実施しております。今後も火災が発生しないよう、海部南部消防組合をはじめ関係機関とも各種情報を共有し、連携して予防対策に努めてまいります。

この御質問のヤードに対する規制に関する条例制定につきましては、調査・研究をするよう担当部署に指示したところでございます。

また、騒音やオイル流出等がありましたら、まずは本市の環境課に御連絡いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） いずれにしましても、私は市内の現状を見る限り、快適な市民生活の確保に取り組むためには、自動車のヤード条例、スクラップヤード条例、あるいは資材置場条例等の条例制定が必要であると思います。市長は多くの各種イベントに参加され、本市のにぎわい創出、明るいまちづくりに向けて大いに努力されていることは十分理解しておりますし、感心もしておりますが、もう一方で、今回の質問のような暗い部分の課題にもしっかりと目を向けて取り組んでいただくことが、私はより一層大事だと思っております。

金魚のまち弥富市が産廃のまち、ヤードのまちにならないよう取り組んでいくことを申し上げます。

1問目の産廃事業、2問目のヤード事業ともに関連がありますので質問をいたしました。答弁にありましたように、これらの問題は市内各地においての共通問題であります。年明けになりますが、早川総務建設委員長を中心に、全国の自治体において市としてヤード条例をいち早く制定した兵庫県三木市を行政視察し、条例制定に向けて取り組んでいく方針であります。まだまだ調査・研究する部分がたくさんありますが、先ほどの市長答弁によれば、市長としても条例制定に向けて調査・研究していくと前向きな答弁をいただいております。県とも協議し、ぜひ早急に取り組んでいかなければならないと思っております。

今回の質問の問題解決をして、弥富市としての条例制定が絶対必要であると思っております。3月議会において、ヤード条例、金属スクラップヤード条例制定に向けての一般質問を引き続き私、行う予定にしておりますので、本日の質問はここまでといたします。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市民の皆様の負託を受け、この議場に立つ者として、弥富市が直面する課題を一つでも前に進めるため、率直かつ建設的な議論を求めてまいります。

令和7年を振り返れば、人口減少や地域経済の停滞、行政サービスの担い手不足など、私たちのまちを取り巻く環境はますます厳しさを増しております。こうした状況下でこそ行政がやるべきことをやる。冷静に明確に示し、現場で働く職員、市民の皆様、そして議会が一步踏み込んだ改革に取り組む必要があると考えます。

市民の皆様の声は決して遠くにあるものではありません。日々の暮らしの中で感じる不安や不便、そして、こうしてあってほしいという願いは、この議場へ確かに届いていると思います。行政がそれに応え切れていない部分があるならば、私たちはその現実から目を背けるのではなく、正面から向き合うべきだと考えます。

本日は、課題の指摘だけではなく、改善の方向性、実行可能な提案を示しながら議論を深めていきたいと考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、全国の自治体でカスタマーハラスメント（カスハラ）という言葉が注目されているのは皆さん御存じだと思います。職員に対する暴言や威圧的な言動、長時間の苦情対応などが問題化しており、精神的に追い詰められる職員の方が増えているのが現状です。このことは決して職員を守るためだけの問題ではなくて、誰もが安心して市役所を利用できる環境を守るための課題であると思います。

市民の皆様のお多くは、真摯に要望や相談をしてくださってお見えになられております。しかしながら、一部の行き過ぎた言動などが続くと、他の市民の方の手续が滞ったり、職員が疲弊してサービスの質が落ちてしまうことも考えられます。であるからして、職員と市民が

共に安心して向き合える仕組みづくりが今日全国で進められております。

このことを踏まえた上で、よりよい環境になることを願い、8項目にわたって質問させていただきます。

政府は、令和7年3月に企業に対してカスハラ対策を義務づける労働施策総合推進法などの改正案を党議決定。国の法整備の動向としては、2025年6月に改正労働施策総合推進法が成立しました。愛知県においても令和7年10月1日に愛知県カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。

そこで、愛知県条例についてお伺いいたします。

まず初めに、愛知県カスタマーハラスメント防止条例はどのような条例となっているのでしょうか、簡潔にお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） この条例は、全ての就業者がやりがいを感じ、安心して生き生きと働くことができる環境や事業者が円滑に事業活動を行うことができる環境を整備することが重要で、国、市町村、事業者、就業者、顧客等が一体となり、県民運動としてカスタマーハラスメント防止対策に取り組む必要があるとして制定されております。

したがって、民間事業者だけでなく地方公共団体を含んでおりますので、私たち自治体職員も対象とした条例となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 愛知県の条例に弥富市職員も含まれていることは分かりました。

それでは今お伺いした中での国、市町村、事業者、就業者、顧客などが一体となりと答弁されておりますがそれぞれにどのような対応が求められているのでしょうかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県のガイドラインによりますと、国や市町村も営利を目的としない事業者という定義であります。事業者については就業者を保護する事前防止の取組などを積極的に講ずることが重要とされており、就業者についてはカスタマーハラスメントの原因とならないよう顧客等に適切な対応を行うことが重要とされております。顧客等につきましては、就業者に瑕疵、過失があった場合でも冷静な対応を心がけ、自らの行動に注意を払うことが求められるということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 就業者について、カスハラの原因とならないよう顧客などに適切な対応を行うことが重要とされておりますとありますが、具体的には、カスタマーハラスメントとはどのような事案が該当するのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県のガイドラインによりますと、カスタマーハラスメントとは、顧客や来庁者からの要求や言動のうち、その要求の内容が妥当性を欠くものや、要求を実現するための手段、対応が社会通念上不相当なものを指します。具体的には、暴言、脅迫、長時間の拘束、執拗な要求などが該当します。

例を申し上げますと、対応が気に入らないということで、就業者に辞めさせてやると脅迫したり、おまえは役立たずだと侮辱したり、不満を繰り返し訴え長時間電話を切らないといった事案が該当いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 辞めさせてやるなどの過激な発言が本市でもあるのは分かりませんが、長時間電話を切らない人はいるような気がします。また、私が市役所内を歩いていると、内容は分かりませんが、さっき窓口で大きな声を出していた人がまだ話をしているなど感じることもありました。

そこで、本市が職員を保護する取組など現時点で行っていることは何かあるのでしょうか、あればお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 職員の名札について、子供から高齢者、外国の方にも分かりやすい表記とするため、また職員のプライバシーの保護及びカスタマーハラスメント対策の観点から、本年6月より平仮名とローマ字で姓のみの表記といたしました。

まずは職員一人一人の接客スキルの向上が重要であると考えておりますが、事業者としての対策といたしましては、本年3月議会において柴田議員に御答弁いたしましたように、引き続き全職員を対象として各種研修の機会を提供してまいります。現時点では、愛知県市町村振興協会研修センターの専門研修やeラーニングを活用してハラスメント研修やクレーム対応研修などの研修を受講しておりますほか、来年度も顧問弁護士を講師としてお招きし、研修を実施したいと考えているところでございます。

また、本年10月の課長会議において、カスタマーハラスメント行為者への対応は複数人での対応が有効であること、複数人で対応する際には記録係など役割分担を明確にすることが重要であることなどを再度確認するとともに、愛知県条例の施行に伴い、条例及びガイドラインの情報を課員と共有し、万が一の際に適切な対応ができるよう意識を高めるよう周知したところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 私も職員の接客スキルの向上によってカスハラへ発展していく事案も最小限に抑えられると思っていますので引き続き職員研修を進めていただきたいと思います。

本市がいろいろとカスハラ行為者に対する対策を考えていることが分かりましたので、次

は相談支援体制についてお伺いいたします。

相談窓口があっても相談しづらい、報復を恐れるという声が現場からは根強くあると思います。例えば、都道府県、市区町村で相談件数とその後のフォローアップ状況を公表しているところもあります。そこで、本市において実際にカスハラ行為者の行為によって担当者が精神的な被害に遭ってしまった場合などについては、どのような対応をされているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まずはそのようにならないように、日頃から複数人で対応することが大切ですが、万が一精神的な被害を受けてしまった場合においては、状況に応じて業務を中断させて休憩を促したり、上司や人事秘書課の保健師、臨床心理士へのメンタルヘルス相談を受けさせます。

また、再発防止の取組といたしましては、発生原因を検証し、対応方法の見直しや問題点の改善、対処を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 専門家によるメンタルヘルスケアもしていただけるということは分かります。こういった相談体制が機能するためには、匿名性や心理的安全性の確保が不可欠だと思います。今後は外部相談機関との連携などの支援体制の充実を検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

ほかの団体においては、独自の条例などを制定しているところもあるようですが、本市の今後の計画としてはあるのでしょうか、あればお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県が地方公共団体も含む事業者、就業者、顧客等を対象に条例を制定いたしましたので、条例の制定は検討しておりませんが、本市としての基本方針を作成してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） ここまで市役所の対応についてお伺いしてまいりましたが、次に事業者への支援についてお伺いいたします。

カスハラ対策は、中小企業や個人事業主にとっても重要な課題となっております。そこで、地域の中小企業に対してカスハラ対策を支援するような制度はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 愛知県におきまして事業者向けカスハラ相談窓口が設置されており、愛知県カスタマーハラスメント防止対策事業事務局が窓口となり、電話及びオンラ

インを利用し、無料で相談ができる制度を設けております。愛知県内に本社または事業所がある企業、団体等が利用することができますので、何から始めたらよいか分からないという事業者におかれましてもぜひ御利用いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 地域の中小企業者に対しても支援していただける窓口があるということですので、ぜひその制度を市内業者の方々に積極的に周知していただくことを改めて要望させていただきます。

最後に、市民への啓発と理解促進についてお伺いいたします。

市民に対してカスタマーハラスメントは許されないという理解が必要であると考えます。カスハラ防止は事業者や就業者の努力だけではなく、市民の皆様との協働が不可欠であると考えます。

そこで、ポスター掲示や窓口表示、市広報紙での周知など、具体的な啓発活動を早期に実現すべきであると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市も愛知県が作成したポスター等によって啓発をしておりますが、このポスターやチラシ、ステッカーのデザインは無料でダウンロードできるようになっておりますので、市内の事業者におかれましてもぜひ御利用いただければと思っており、市民や事業者への啓発につきましても市ホームページ等を利用して周知に努めてまいります。

また、弥富市商工会におきましても本市と同様に、チラシやステッカーを窓口を設置していることや、本年11月20日に弥富市産業会館におきまして、商工会員を対象とした怒りの感情をコントロールするための心理トレーニングを学ぶアンガーマネジメントセミナーを実施し、カスタマーハラスメントについて知識の習得に努めているとのことです。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 以上、カスタマーハラスメント対策について質問してまいりました。

本日のやり取りを通じて、市としても現場の課題をしっかりと認識していただいていることは理解できました。また、市といたしましても現場で生じている課題を適切に認識して、改善に向けて取り組む姿勢を示していただいたことを強く受け止めることができました。

カスタマーハラスメントは、職員の業務環境に影響を及ぼすだけではなく、結果として市民サービス全体にも影響を与える可能性のある重要な課題です。職員が安心して働ける環境を整えることは市民の皆様のお安心にもつながります。一つ一つの事案は小さく見えることがあっても、積み重ねられれば組織への負担ともなります。早期の対応が求められるものでもあります。この点につきましては、市と議会の共通認識であると私は考えます。

国のガイドラインや他自治体の取組も広がりを見せており、本市として現場の実態に即し

た形で、より実効性の高い対策が検討され、必要な整備を着実に進めていただくことを期待しております。例えば、行動指針の明確化、記録の仕組みづくり、研修の充実など、できることから結構ですので着実に進めていただけるものと思っております。

本日の答弁にもありましたように、市として改善へ向けた意欲があるのであれば、ぜひこれを具体的な形で示していただき、職員にとっても市民の皆様にとっても安心できる行政運営を築いていただきたいと思います。今後も市と議会がそれぞれの役割を果たしながら、本市のよい市政の実現に向け、弥富市がハラスメントを許さない、誰もが尊重される、そして組織として前進していくことを心から願い、要望し、私の総括意見とさせていただきます、これを持ちまして今回の私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります横井克典議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従いまして質問いたします。

今回は、適正な指名業者選定事務についてと、小・中学校体育館等への空調設置についての2題です。

私は9月定例会で、適正な指名業者選定事務について質問しました。しかし、議会後、市民からは、市の答弁は質問の趣旨に合っていない、説明責任を果たしていないとの声が寄せられました。さらに、職員OBの皆さんからも、自分たちが管理職のときには事実と異なる答弁など考えられなかったと、失望の意見がありました。

これは、市政への信頼に関わる重大な問題です。行政に誤りが生じること自体よりも、その誤りにどう向き合うかが問われています。事実を認めず説明をすり替える姿勢は、健全な行政運営を損ないます。

また、12月2日にA社の所長は私に、12月議会でも真実の答弁がなければ、住民監査請求も視野に入れるともおっしゃってみえます。

虚偽答弁は、地方公務員法第33条の信用失墜行為に該当し得ることを踏まえ、誠実で事実に基づく答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1つ目です。

9月定例会で、私は市の指名審査委員会がA社の指名の偏りを把握していたのか、していなかったのかの二者択一で質問しました。しかし、市側は選定要領に基づき総合的に判断したと制度論に終始し、事実認識には触れられませんでした。なぜ事実認識の質問に答えず制度論にすり替えられたのか、その意図と理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会の一般質問の中で、議員より、任意の時期で区別した指名回数の一覧表を提示され、その回数の偏りを把握していたかという質問がありました。

その問いに対し、本市における建築工事に関わる設計業務では、担当課が予算編成時などに参考見積りを徴取した業者や、過去の実績等を基に業者選定を行っていること、一概に指名回数が平準化するように選定しているわけではないため、議員の言う偏っているという認識自体がないという前提を説明する必要があったため、その旨答弁したところでございまして、御指摘のすり替えるという意図はございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私の質問の答弁になっていませんので、再質問します。

指名審査委員会が偏りを把握していたか否かという単純な事実認識です。

9月定例会も同じ質問をしましたがけれども、そのときも言いましたけれども、今年8月に教育部長、健康福祉部長、市民生活部長に一覧表を見ていただいて確認していただいたところ、3名の方がこの指名の偏り自体把握していなかったとおっしゃって見えまして。ということは、副市長もそのような答弁ができたんじゃないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名回数を把握しておりませんので、認識をしておりませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問します。

この指名の偏りを把握していないこと自体、委託事業とはいえ問題ではないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 指名審査委員会に、私は関わっておりませんものですから、そのようなことは全然認識をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これ、9月議会でもこういう問題になったことですので、市長御自身が指名審査委員会に入っていないから知らないというようなことではいけないと思います。

やはり、今回のことは市長が率先して事実解明をしなくてはいけないと思います。

次の質問に移ります。

9月定例会では、入札参加資格者名簿から除外したのか、それ以外の理由なのかという二者択一で事実関係を確認する質問をしました。しかし、副市長は要領第4条に基づき総合的に判断したと制度論の答弁を繰り返し、事実認識には答えられませんでした。

名簿から除外したか否かは、行政として即答できる明確な事実です。制度論に逃げられた理由をお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会で、弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき、業務施行能力や契約の履行実績などから総合的に判断した結果である旨答弁することで、入札参加資格者名簿から除外しているものではないことは御理解いただけるものと考えていたため、御指摘の制度論へ逃げたという意図はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これも答弁になっていませんので、再度質問します。

私が伺っているのは、入札参加資格者名簿から除外したか否かという単純な事実確認です。再度、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 委員会で除外したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3番目の質問です。

9月定例会で、令和6年1月以降にA社を指名から除外した理由について、事務上の瑕疵によるものか恣意的判断によるものかの二者択一で再質問しました。しかし、市は選定要領に基づき選定しているため、瑕疵や恣意によるものではないと答弁されました。

しかし、この説明には矛盾があります。A社は選定基準を満たし、また瑕疵でもなく恣意的でもない状態で指名から外れる合理的な理由は現実には存在しません。

私も、過去に指名の登録の審査の事務を2年ほどしたことがあります。そういった現実的にこういった理由が存在しないにもかかわらず、令和6年1月以降、一度も指名されていません、A社は。なぜA社はゼロ指名となったのか、この矛盾を御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） さきの議会で、横井議員からA社が指名されない理由は、事務上の瑕疵か恣意的なものに限定されるかとの御指摘がありましたが、当たらないものと考えております。

その理由といたしまして、指名業者の選定は、入札参加資格者名簿に登載のある数多くの

事業者から、弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準である技術的適合性や実績、施行能力などの観点から担当課において選定し、審査会に内申した上で決定しているためであり、事務上の瑕疵や恣意的なものどちらにも該当しないものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 令和6年1月までもう何十年も指名されていたA社が、理由もなく指名から、令和6年1月から外されていること自体、理解ができません。

再度質問します。

私が質問しているのは、先ほども言いましたように行政の事実認識であり、A社の入札参加資格者名簿は愛知県のホームページを見れば誰でも確認できます。ですので、令和6年度以降の突然のゼロ指名は、選定要領第4条以外に弥富市独自の判断基準が存在するとはしか考えられません。私も事務担当をしていますので分かります。それ以外の基準がない限り、この2年近くA社が指名から外れるということは、幾ら担当課がそれぞれ内申を持ってきたとはいえ、恣意的な要素が含まれているとはしか考えられません。

副市長、透明性確保のため、その法的根拠や基準をお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、審査委員会で除外をしたことはございません。

指名審査委員会では、担当課において選定された資料に基づき、設計金額に必要な事業者数であるか、記載された業者は技術力や実績など指名基準を満たしているかを審査しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど言われたように指名審査基準等云々ということは、また後から質問で示させていただきますので、市長に再々質問です。

ただいまの副市長の答弁、これは市民の方が納得できる答弁だとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 副市長からそのようなことはないという答弁をしておりますものから、私はそのようだと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて4番目の質問に入ります。

9月定例会の一般質問における副市長の答弁は、いずれも選定基準に基づき総合的に判断したと繰り返されています。

この答弁内容は、市長や関係部課長との合意形成を経て行われたものでしょうか、お尋ね

します。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 答弁につきましては、市長及び関係部課長に内容確認、合意を得て作成をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

教育部長にお尋ねします。

8月1日に私がA社の指名の偏りの資料をお見せした際、教育部長は指名の偏りは知らないと答えられました。

しかし、その後、市長をはじめとする幹部との合意形成を経て、先ほど副市長が言われたように、選定要領の基準に基づき総合的に判断したとする答弁に同調されております。

どのような理由から、副市長が答弁された答弁に同調されたのでしょうか、理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 審査会において内申が上がってくる、その中で、私は審査員ですがけれども、審査会において内申されたその書類を審査するに当たり、一定の基準の中で判断しているということについては間違いはないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ちょっと答弁になっていないので、市長に再度質問します。

どのような理由で答弁が変わったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 答弁は変わったことは、私は認識しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） じゃあ、次の質問に移ります。

また、副市長にお尋ねします。

9月定例会における私の一般質問に対する答弁には、事実と異なる内容が含まれていたのでしょうか、いなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 事実と異なる内容は含まれていないものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 事実が、含まれないものと認識、はっきり言っていたきたいものですけれども、まあ再質問です。

事実と異なる答弁ですので、再度質問します。

A社の所長は、副市長から9月5日に市役所に呼び出され、令和6年から指名除外してきたことを納得してほしい、納得してくれば指名再開を検討すると言われたと私に証言されました。

しかし、副市長は9月定例会では、そのような事実はないと答弁されました。

副市長は、A社の所長が虚偽の答弁をしているとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私の誤認について思い当たることはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと市長、副市長のおっしゃってみえる今の答弁と、私が聞いたA社の所長の発言と、どちらを市長は信じてみえるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私、その場に居合わせておりませんものですから、お答えすることはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 6番目です。

9月定例会での一般質問と同じ質問をさせていただきます。

市の指名審査委員会は、A社の指名の偏りの状況を把握していたのかいなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁いたしました、そもそも偏っているという認識はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 8月1日に3名の部長が把握していないとおっしゃってみえるのに、どうして副市長はそのような答弁なのでしょう、お尋ねします。矛盾していませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 設計業務の指名回数は記録を取っておりませんので、認識をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そもそも取るべきだと思います。工事は取ってあって、委託業務は取っていない。委託に関しては、それぞれの課が指名を内申してくるから把握していない。これでは事務は不十分だということです。

ですけど、前回の9月議会でも市は事務改善するということをおっしゃられませんでした。

やはりね、事務上悪いというところがあれば、当然真摯的に直すという態度でいかないと、

こういう問題はいつまでも続きますよ。特にこういう恣意的な問題が疑われている問題に対しては、こういったことが何回か、疑われる可能性もあります。偶然に指名されていなくても、こういうことが続けば、ああ、市役所が恣意的に指名を除外したなどということになりますので、そういったことには気をつけていただきたいと思います。

7番目、行きます。

事務局、資料をお願いします。これも、9月に皆さんに御覧いただいた資料です。

令和2年度から令和5年12月まで市は委託業務で29件の入札を行い、A社は全件で指名されていました。しかし、令和6年1月以降は11件中ゼロ件とA社のみ指名が途絶えています。

この急変の理由を9月定例会で質問しましたが、市からは選定基準に基づく総合的判断という説明のみで、理由は明示されませんでした。令和6年1月以降、A社が指名されなかったのは、選定要領第4条に基づく評価が従前より低下したためなのか、お尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 一事業者の本市の評価につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問します。

私は、この一般質問をするに当たり、特定の企業名を言っているわけではありません。A社というふうに言っております。私の一般質問に対する答弁になっていないもので再質問もしますけれども、9月定例会で市は選定基準に基づく総合的判断と答弁されておりました。

先月、私はA社に出向いて、弥富市に提出した令和4年度と5年度の資料と令和6・7年度の入札参加資格者審査申請資料を見せていただいて比較しました。

実際に、こういった指名登録を弥富市にする場合は、これは紙ですけど、今は電子でやっていますけれども、この4年・5年と6年・7年、この内容を比較しました。市はこの内容を基に選定要領第4条というのがこれを審査する根拠になるんですけど、ここを見ても選定要領の第4条を十分に満たしておって、この4年・5年の分と6年・7年の分は中身は大差ありません。ほとんど違いがありません。

先ほども言いましたように、私もこの審査事務をしたことがあるものですから、そうすると、この令和6年1月から弥富市にA社が指名されなくなった理由というのは、見当がつかないんですよ。今、何か新しい基準でもできたんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名審査会で、A社の評価を議論したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの副市長の答弁では、この指名の透明性というのが確保できて

おりません。

A社の令和4年・5年度と令和6年・7年度の2つの資料を比較しても大きな違いはなく、さらに、A社はこの2つの資料の期間、4年間、愛知県や名古屋市、春日井市、愛西市、瀬戸市、東浦町など県内多くの自治体からも継続して指名が入っております。

それにもかかわらず、弥富市だけで急遽指名が途絶えている、これこそ、令和6年度以降の突然の除外は選定要領第4条以外、何度も言います、4条以外に弥富市独自の判断基準が存在するとしか考えられません。

副市長、透明性確保のためにもう一度、法的根拠と基準を明確にお答えください。私もこれ担当しておったもので、勉強のために教えてください。どういう理由で外れたのか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 繰り返しの答弁になるかも分かりませんが、指名審査会におきましてA社の評価を議論したことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） じゃあ、次の質問でまた質問を進めていきます。

次に、令和6年の指名審査委員会の場において、副市長は小学校再編について問題発言をした設計士が所属するA社を、指名候補者から除外せよと指示されたという話がありますが、副市長、この発言は事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのような発言の記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） まあ記憶はございませんという今御答弁ですけど、何かどこかでいろいろこういう事例ってよく聞くんですけど、記憶がございませんと。

そのため、再度質問します。

私は、この指名除外の事案について、ある職員から、令和6年の指名審査委員会の場で副市長からそのような発言があったことの通報を受けました。副市長、職員がうその証言をしているとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 問題とされている委員会における私の発言についてですが、何分数年前の話でございまして、数多く開催されているうちの一つの発言に関してでございますので、記憶にないというのが正直なところでございます。

私にそういった意図がないにもかかわらず仮に受けた側、職員がそのように認識をさせてしまったということでございましたら私自身が反省をしなければならないと感じております。

繰り返しになりますが、議員の指摘の発言について、私としましてはなかったものと考え

ております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 言われた職員、言われたじゃなくてその場におった職員が、そういうことを当事者でない、当事者か分かんないんですけど、そこにおった職員が令和6年度、1年前のことを記憶しているのに、指名審査委員の委員長である副市長が記憶にないというのは、ちょっと私としては納得がいきません。

再々質問です。

その当該職員は、副市長御本人が関わっていることから、内部通報制度を利用すれば自らの身分が危うくなると考え、利用できないと言っております。その結果、外部通報を検討しております。

ここまで事態が悪化しているのにもかかわらず、副市長は御自身の発言を認められないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども申しましたけれども、私にそういった意図がないにしても、仮に受け手である職員がそのような認識をさせてしまった部分があったら、私自身が反省をしなければならないと深く感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 職員の問題も大事なんですけど、A社というのは営利企業で、その設計業務に対して営利を得ることによってなりわいをして、社員の給料、またその家族を保障しているんですよ。副市長の一言でそういった民間の方に影響を与えるようなことは当然あってはならない、職員に対しては当然内部でやっていただければいいんですけど、そういうことによって民間の方に影響を与えるようなことは、さすがにこれは問題であると思います。

9番目の質問に行きます。

9月定例会で、副市長は、A社が令和6年1月以降一件も指名を受けていない理由について、選定要領の選定基準に基づき総合的に判断した結果であると答弁されました。副市長の答弁を前提にすれば、市は選定基準に基づき比較評価した上でA社を指名から外すという結論に至ったこととなります。

つまり、この答弁は論理的に解釈すれば、市は総合的判断の結果、A社を指名から除外したという意味になります。副市長が9月定例会で述べた総合的に判断した結果とは、まさにこのA社を指名から除外するという判断を行ったという理解でいいのでしょうか、この点について答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 何度も申し上げますけれども、除外をしたということはござい

ません。さきの議会で答弁した総合的に判断した結果は、文字どおり、選定した指名事業者を総合的に判断をしているというものであり、特定の業者を指名から外すという意味ではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの質問での答弁にもありましたように、これは、副市長が令和6年の指名審査委員会、年度当初のときに、小学校再編の問題で市に反する意見を言った設計士がいる、そういうA社を指名から外せと言ったことは、私が情報を得ている限り間違いはないと思いますので、次の質問に移ります。

10番目です。

次に令和7年の指名審査委員会の場で、建設部長がA社を指名候補者としていないよねとA社の指名除外を確認する発言をしたという情報があります。本来であれば建設部長に確認すべきですが、今日は欠席ですので、代わりに総務部長、この発言について事実確認をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） そのような記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 建設部長が見えないので、3月議会のときに御本人に確認したいと思いますが、いずれにしても、ちょっと再質問です。

その当該職員によれば、建設部長がA社を指名候補者としていないよねと発言したときには、そこに見えた副市長をはじめ幹部の部長さんたちも、そのことに反応していたということです。ですので、全く知らないということはないと思うんですけども、副市長、この建設部長の発言は事実でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名審査会でそのような議論をした記憶はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 記憶がないというような答弁が繰り返されています。

再々質問です。

当該職員は、副市長とは関与しているため内部通報制度を利用できないというようなことを言っております。それでも、この証言している職員の発言を認められないのでしょうか、虚偽を言っていると御認識でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、私にそういった意図がないにしても、仮に受け手側である職員がそういった認識をさせてしまったのであれば、

私は反省しなければならないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、副市長がそう担当職員が認識したというふうに理解すればということであれば、結局的にこの指名を外したという結論、結果としてはそうなるものですから、その辺りは確認させていただきました。

11番目の質問です。

先ほどの副市長・総務部長の答弁が事実と異なるかを証明するには、先ほどの当該複数の職員を、この議会で招致して証言をしていただければ明らかになりますけれども、先ほども言いましたように職員の身分保護が必要です。こうした深刻な状況において、市長は副市長及び幹部の答弁を全面的に肯定されるお考えでしょうか、お尋ねしますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど、副市長また総務部長が申しあげましたとおりでございます、御指摘というような発言は事実でないものと認識をしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

9月定例会の私の一般質問以降、先ほど副市長の答弁を肯定されるということですがけれども、肯定されるということは市長自身で、例えば副市長をはじめ関係職員等に、事実関係の聞き取り調査などは実施されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、再々質問です。

調査を一切行わず、副市長等の答弁を全面的に肯定されるというのは理解はできませんけれども、どういった根拠で副市長等の答弁を認められているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど来、副市長が答弁しておりますとおりでございますものですか、あえて調査をする必要はないと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） でも、こんだけ、私は職員が外部通報しているということであれば、やはりこれは当然内部調査はする必要があるんじゃないですか。正義感を持って勤務している職員に対してこういう隠蔽体質の組織では、本当に明るい行政というのは期待が持てません。

12番、行きます。9月定例会と同じ質問です。

A社が、令和6年1月以降現在まで指名から除外されて続けていることは、指名審査委員会の正式な合議によって決定されたものか、決定されていないものかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁をいたしました。指名業者の選定は入札参加資格者名簿に登載のある数多くの事業者の中から、弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準である技術的適合性や実績、施行能力などの観点から担当課において選定し、審査会に内申した上で決定しているものでありまして、除外をしているという認識はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 副市長に再質問です。

副市長は、指名審査委員会において総合的に判断した結果と言われますけれども、判断したということは、すなわち合議を行ったということです。

先ほどの第4条の指名の基準に総合的にといても、指名基準の第4条を読んでも、このA社が過去に指名されておいて、総合的に判断してこれが外れるということは、総合的というのは何をもちいて総合的と言われるんですかね。第4条を総合的に判断するということが、4条以外にあるということでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのように申したわけではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、指名審査というのは提出していただいた書類を客観的に見て判断するものですから、同じものを出しておいて、それも愛知県や名古屋市、他の自治体で同じ指名が入るにもかかわらず、弥富市だけが令和6年1月から入らないということは、それはきちんと市側が答弁できなければ、この指名の透明性というのは確保されませんよ、間違いなく。それがきちんと答弁できないということは何かあるんですよ。だから、記憶にないとか論点を外した答弁になる。こういうことでは、これから指名登録をされる何千社の方も疑いますよ、これから。適正に判断していただいているのかどうか。

このことを踏まえて、また13番目の質問に入ります。

令和7年9月5日、2年近く取引のないA社の所長を市役所に呼び出された件についてお尋ねします。この呼出しは、副市長御自身の判断によるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） はい、私の判断でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 14番目に行きます。

A社の所長を呼び出すに当たり電話で連絡を行ったとのことですが、いつ頃、何時、いつ

何時に行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 呼び出したわけではございませんが日程を調整している上で来ていただくということになったわけでございますけれども具体的な日時は確認できませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これは、9月定例会で8月28日午前中に副市長がA社に電話をしたと私が質問したときには、副市長は反論されませんでした。ということは、8月28日午前中というのは間違いありませんよ。日付が分からないのではなくて、私もA社の所長に副市長からの携帯電話の着信履歴を見せていただきました。当然8月28日に電話があった、副市長から電話があったという事実も確認しておりますので、再質問します。

私が一般質問通告書を提出したのは8月27日の正午、一方、副市長が電話をされたのはその翌日、8月28日の午前中であることがA社の所長から確認されております。つまり、私の一般質問の提出と副市長によるA社への連絡は、僅か1日、極めて近いタイミングで起きているというのが事実です。

副市長は、A社へ連絡を取られた行為は、私の一般質問の提出と何ら関係があったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本年9月議会の議員からの一般質問で示された内容について事実関係を確認し、私どもと相手方の認識に違いがないかを確認をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問です。

また同じように、副市長がA社へ電話をされた8月28日の午前中に、同じ時間帯に、今度は職員のOBの方から私の携帯電話に電話があって、その内容はA社の指名に関する一般質問は取り下げるべきだという内容でした。A社の具体的な企業名も述べられました。

私が一般質問を提出した事実は、市民やほとんどの職員がまだ知り得る状況ではありません。このようなタイミングで電話があったこと自体、極めて不自然であります。

職員OBから私に対し、一般質問の取下げを求める電話があった事実と、この副市長が電話をされたということとの何らかの関係があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は職員のOBの方を知りませんが、横井議員がそのOBの方を知っておみえになるのであれば、どなたから聞いたかをお尋ねいただければ、私に聞かれるよりもはっきりすると思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） では、3月議会でまた質問させていただきます。このことは、地方公務員法第34条の守秘義務に違反が疑われますので、次回は一般質問でまた明らかにしていきます。

次に、課長や部長ならまだしも、2年近く取引のないA社に対して副市長がじきじきに電話をかけることは通常では考えられません。副市長はどのような目的で電話をA社の所長にされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 事実関係を確認し、私どもと相手方の認識に違いがないかを確認をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

私は12月2日にA社の所長にお会いして、9月5日のその副市長との打合せ内容について確認しました。そうしたところ、今副市長が言われた一般質問の打合せはしてみえないんですよ、私が確認したところ。それなのに、副市長は一般質問の打合せをしたということでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は一般質問で示された内容につきまして、確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次の質問に移ります。

令和7年9月5日に行われたA社所長との打合せは、副市長お一人で臨まれたのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 2名の職員が同席をしておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私が確認したところでいけば、財政課長と担当者というような確認がA社の所長からも取れておりますので、副市長の答弁はそのとおりだと思いますけれども、財政課長、A社の所長は副市長から指名と入札についてということで、市役所に呼び出されておりますけれども、財政課長は副市長からどのような打合せをするということで連絡を受けたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

副市長が申し上げていたように、事実関係を確認したいというようなお話であったと記憶しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次の質問に移ります。

副市長は8月28日、2年近く一度も取引のないA社の所長に電話をかけ、9月5日に市役所に呼び出されました。A社の所長によると、呼出しの理由は入札と指名についてだったそうです。

私はA社の所長から次のような証言を得ています。令和7年9月5日、副市長から令和6年から指名を除外してきたことを納得してくれれば、指名の除外を今後検討していくとの発言があったと証言されていますが、この発言は事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 議員が指摘するような趣旨の発言はなかったと記憶をしておりますが、検討すると言ったことは事実でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、副市長に再質問ですけれども、A社の所長は議会事務局配信の9月定例会の動画を視聴して、9月定例会において副市長は偽りの答弁をしていると証言されています。既にマスメディアの取材にも応じられていますけれども、それでもなお副市長は虚偽ではなかったという答弁でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） はい。私はそのように思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問です。

私は9月22日に財政課長から、副市長がA社の所長に対して、納得してくれれば指名の再開を検討するとの発言があったことの証言を得ました。しかも、このやり取りは財政課長と私の双方が録音しております。

それでもなお、副市長は御自身の答弁が虚偽ではないと断言されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁しましたとおり、検討するということは申し上げました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問が2回ですので、次の質問に移りますけれども、令和7年9月5日のA社所長とのやり取りについて、副市長は令和6年から指名を除外してきたことをこの場で納得してもらえれば、指名の再開を検討するとの趣旨の発言をされています。

市長は副市長の答弁を全面的に肯定されるお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員が指摘するような発言の事実はなかったと、私は認識をしており
ます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問ですけれども、9月定例会以降、何回も言いますが、こ
の9月5日の副市長の答弁について、市長御自身で副市長やA社の所長、関係職員から事実
確認の聞き取り等はされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） なぜ、調査をされずに、一方的な方からの答弁で、副市長の答弁を肯
定されているんでしょうかね。A社の所長と財政課長がそろって虚偽を答弁したというふう
になりますけど、市長、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申し上げておりますとおり、指名審査、またA社が訪れた
ということに対しまして、私は同席しておりませんので事実確認ができておりませんが、副
市長は申し上げているとおり、事実はなかったということでございますものですから、その
ように答弁をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） とはいえ、こういったことで議会の場で議事録に残る形で私も発言し
ておりますので、やはりこれは調査する必要があるんじゃないかと思います。

次に、令和7年9月5日に行われたA社所長との打合せの際、この6年以降、A社が指名
から外れている事案は、この打合せの場で話題になりましたか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名がされていないことの話はありました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 指名をされていないという話題はされたということですね。

じゃあ、話題にされたということは、偏りがあるから話題にされたんじゃないですか、お
尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市の発注する業務を施行される以上、技術力を発揮されることが当
然でありますし、お互いの信頼関係が大切であることも申し上げました。発言に注意される
よう申し上げたと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2年以上取引のないところに、急に所長を呼び出してそういう話をすること自体が不自然ではないですか。もし指名するんであれば今度の機会に指名すればいいだけであって、わざわざ名古屋市から、遠方から呼び出してこんな話をすること自体が、私は、逆にほかの企業からすると、どうして特定の企業だけを市役所に呼んで、それも個別に話をするか、当然透明性が確保されないと思いますよ。他の業者から疑われることはいろいろな問題にもなるもんですから、気をつけていただきたいと思います。

20番目の質問です。

9月定例会において、私が市はA社に対して指名の過程のてんまつを説明すべきではないかと質問した際、副市長は次のように答弁されました。過日私が議員おっしゃってみえるだろう会社の方とのお会いしたことがないことがございますけど、会社としてもそのようなことはないということで私は回答を得ておりますと。

ここで問題となるのは、副市長答弁の中の会社としてもそのようなことはないという部分が極めて曖昧で、答弁として成立していない点です。副市長が答弁で述べた、会社としてもそのようなことはないとは、具体的にどのようなことでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 議員が指摘される、指名がなかったことへの不服のことを指しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 21番の質問に移ります。

9月定例会において、副市長は次の答弁をされました。

本市の行う指名の業者選定には、法人あるいは個人事業主がございしますが、指名の業者選定に対する問合せ並びに苦情の申立てなど、実態は市として把握しておりませんと答弁されております。この点について間違いはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 誤りはないと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

9月5日の打合せで、その副市長とA社の所長と、A社の所長は、今後の市の対応によっては何らかの行動をするとの趣旨の発言をされています。副市長、この発言こそが事実上の苦情、指摘、御意見ではないですか。

要するに、私も12月2日にもう一度A社の方に会いましたけれども、A社の所長さんは市の指名の除外、外したことに對して納得されていませんでしたよ。この点について副市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私は隔たりはないものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度質問します。

財政課長が同席していましたので財政課長に、A社の所長は今後の市の対応によっては何らかの行動をするとの発言があったのでしょうか、財政課長、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） そのような発言があったとは思っております。

○議長（堀岡敏喜君） もう一度。

○財政課長（村田健太郎君） 失礼しました、そのような発言があったと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） であったという答弁が得られました。

22番、最後の質問です。

この問題は複数の答弁では明らかにすることができませんでした。

証言する職員は、副市長等が関与しているため、自身の立場を守る観点から内部通報制度を利用できず、外部通報の意向を示しています。

市長は、外部有識者による第三者委員会を設置し、市長自らが先頭に立って事実関係を明らかにするべきではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 設置する予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 設置しないということですので、再質問しますけれども、第三者委員会を設置しないのであれば、本件についてこれうやむやにするお考えでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから副市長も答弁しておりますとおり、そういった事実はないということですのでございますものですから、決してうやむやにするつもりはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私自体も今、頭の中がうやむやになっておるんですけどやっぱりこれクローバーテレビを見てみえる方、傍聴に来てみえる方も何のことだろうって分からない状態になっておりますのでこれは、ぜひとも第三者委員会を設置するべきであると考えます。

本件は、内部調査では事実解明は困難であり、市民からも説明責任の不履行が指摘されています。よって、私は地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求める議案を提

出する考えであります。

本件は、単なる手続上の問題ではなく、弥富市における行政全体の信頼性、公平性、透明性に直結する重大な事案であります。行政には、誤りを隠すのではなく、誤りを認めて正し、そして、その経緯を真摯かつ丁寧に市民へ説明する責務があります。これを怠ることは組織風土をゆがめ、ひいては官製談合、予定価格漏えいなど、より深刻な不正の温床となりかねません。そういったところから、私は引き続き真相究明に取り組んでまいります。

時間がないものですから、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、小・中学校体育館への空調設置についてです。

11月22日に開催された市政報告会では、総合体育館アリーナの空調は令和8年度設計、令和9年度工事と示され、小・中学校体育館より優先する方針となっています。

なぜ、小・中学校体育館より総合体育館アリーナを優先、先行整備する方針を示されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合体育館アリーナは災害時の一次開設避難所であり、最も収容規模が大きく、2階ということもあり避難所開設時も津波の影響は少ないと考えられます。また、総合体育館は人口密集地に位置するため避難者数も非常に多いと想定されております。そのような状況で、特に夏場に災害が発生した場合、大変厳しい状況になると想定されるため、総合体育館アリーナへの空調設置を優先してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

この総合体育館アリーナの空調設備についてですけれども、令和7年3月に策定された中期財政計画には盛り込まれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

令和7年3月の中期財政計画には盛り込まれておりません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、突如として出てきたんかなというふうにはちょっと感じ取れますので、市長に再々質問です。

本年3月に策定された中期財政計画に盛り込まれていない総合体育館アリーナ空調設備事業を、なぜ突然進めることになったのでしょうか、中期財政計画との整合性、優位性、順位の判断基準をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、かねてから総合体育館への空調をとということで、市の内部でも

話しておりました。これはなぜかと申しますと、やはり東日本大震災以降、一層発生確率が高まっております南海トラフ地震がいつ来てもおかしくないような状況であります。

また、昨夜も青森県で大きな地震がありました。あのような中で体育館へ避難された方、大変今寒い時期でございまして、本当に凍えるような避難生活を送ってみえるわけでございます。そういった方々には、少しでも電気が通ってれば、ガスがあればということでございますけど、暖を取っていただければということで、災害時に備えて一刻も早く空調設備を整えたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、先ほど市長の答弁から、かねてから考えておったということであれば、令和7年3月の中期財政計画、特に今回このアリーナでいけば数億円かかる空調の工事になるものですから、こういったものは当然半年前の、9か月前の中期財政計画に盛り込まれてこそその事業だと思しますので、そういった部分で全てに関して、こういう中期財政計画や総合計画の基本計画、実施計画にもしっかりと盛り込んでいっていただきたいと思っております。

2番目、小・中学校体育館は災害時の一次避難所であり、平常時でも児童・生徒が長時間使用する重要な施設です。しかも、近年、猛暑で体育館内は40度近くに達し、プール授業も中止になるほどの異常な暑さです。この環境では熱中症リスクが高く、災害時の安全も確保できません。保護者等からは子供の命を最優先すべき、優先順位は逆ではないかとの疑問の声が、多く私のほうに寄せられております。

それにもかかわらず、弥富市は総合体育館アリーナの空調を優先しています。市の感覚は市民感覚と大きく乖離していませんか。この市民の声について、市長としてどのように受け止められるのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども部長のほうで答弁いたしましたが、総合体育館は一次開設避難所であるため、非常に多くの方が災害時に避難をしてくと想定をされています。これは決して大人ばかりではなく、小さいお子様から御高齢の方まで全ての方でございまして。そういったことによりまして、優先的に空調を整備してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

近隣自治体では、学校体育館への空調設備は急速に進んでいます。蟹江町では今年度中に全中学校、来年度は全小学校に整備が完了します。大治町及び飛島村は今年度中に全小・中学校が完備します。さらに、愛西市は令和6年度に全中学校の整備が終了しています。津島市においては全小・中学校にスポットエアコンが配備されております。

これらと比較して、本市の対応は大きく遅れている状態です。この優先順位は妥当である

と市長はお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申し上げておりますとおり、本当に災害がいつ来てもおかしくない状況の中であって、やはり一番大きな避難所でありますし、また2階ということであって津波等も心配なかろうであろう避難所でありますものですから、そちらのほうの空調を先に整備して小・中学校につきましては速やかに整備をしまいたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3番目の質問に移ります。

市政報告会資料では、よつば小学校体育館は、令和10年4月の開校と同時に空調整備が行われると明記されています。しかし、弥生、桜、白鳥、日の出小学校、弥富中学校、北中学校の6校については一切スケジュールが示されておられません。学校ごとの具体的整備年度をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校体育館の空調整備につきましては、総合社会教育センターアリーナ空調整備後の令和9年度から整備を始め、令和12年度までに終える計画となっております。整備の順番につきましては、今後検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

どの自治体も、先ほど愛西や蟹江や大治のところへ尋ねても、議会や市民に対して、いつまでにどこの学校からやっていくということはきちんと明示されています。

先ほどの部長の答弁では、9年から12年という幅を持たせていますけど、もう近い状態でこれから中期財政計画に盛り込んでいかなきゃいけない状況にあるにもかかわらず、具体的、何年度にどこの学校とうたえないこと自体が問題じゃないですか、再度お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和9年度からということで部長のほうは答弁しておりますが、順につきましては内部で検討中でございます。次の議会には報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも、3月に市民の方に明らかにして、安心していただけるのがよろしいかと思えます。

最後の質問です。

学校や総合社会教育センターの空調スケジュールは示されていますが、TKEスポーツセンターだけ例の市政報告会の資料にはありませんでした。TKEスポーツセンターアリーナ

はいつ整備される計画でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） TKEスポーツセンターは令和2年3月に策定されました弥富市公共施設再配置計画に記載されておりますが、令和12年度から令和21年度の計画期間第2期に当たります期間に大規模修繕時期を迎えることから、費用効率等を考慮し、その工事に合わせて整備工事を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

そうすると、このTKEスポーツセンターの空調設備は、来年3月頃策定の中期財政計画には盛り込まれる予定でしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 来年度の中期財政計画はまだ策定に着手しておりませんので、お答えいたしかねます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 盛り込む予定はあるのかないのか、答弁をお願いします。市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 第2期の時期に当たりますものですから、これは検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） どちらにしても、こういった小学校の体育館のエアコン、TKEのエアコン、どちらにしても何億というのが6つも7つも8つも来るということは、市に対して財政的に負担が生じてきますので、やはりこれも、平準化するためにやはり計画に盛り込んでいって、それに基づいて財政を今後考えていかなきゃいけないと思いますので、全てものは盛り込んでいかないと、今後の財政を検討していく上で後々数字が違って来たということになりかねませんので、全て網羅していただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります平居ゆかり議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市民が利用できる公共施設に設置されている事務機器についてお尋ねをいたします。

現在、本市の公共施設の中には、生涯学習課が管理する施設をはじめ、印刷機やコピー機などの事務機器が設置されています。これらの機器は市民活動や団体運営において重要な支援機能を担う一方で、機器の維持管理や経費負担の面では適正な運用が求められます。今後の公共施設の在り方を検討していく上でも、こうした事務機器の利用実態とコストの構造を把握することは重要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

生涯学習課が管理し事務機器が設置されている施設の中で、市民が事務機器を利用できる施設はどこでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センター、白鳥コミュニティセンター、TKEスポーツセンターの3施設でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、市民が利用できる事務機器の種類は何でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） コピー機及び版を作成し、その版にインクをつけて紙に転写する印刷機の2種類になります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

印刷機は昔でいう輪転機のことになるかと思えます。

次に、裁断機や紙折り機などの使用を希望する声や要望はありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の職員に確認をいたしましたが、そのような声や要望は伺っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、利用できる市民とは、どのような団体、グループを指すのですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 使用できる団体としまして、各自治会、各コミュニティ推進協議会、スポーツ協会、文化協会等であります。なお、個人での使用はできません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

それでは印刷を行う際、利用枚数に制限はありますか。また料金はかかりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 利用枚数に制限はございませんが、印刷にかかる費用が異なることから、20枚まではコピー機を使用していただき、それを超えるときは印刷機を使用するようお願いしております。また利用料金は無料でございますが、使用団体には用紙の持参をお願いしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今後、多少なりとも利用料を徴収する考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在は利用料の徴収を考えておりませんが、今後事務機器を更新する際には、公平性の観点や受益者負担の視点から、コインベンダー付きの機器の導入について検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） これを私がお聞きした理由は、個人利用をしたい場合でも受益者負担で利用できるなど、そういったサービスも必要になってくるのではないかという思いがあるところでしたが、自治会やコミュニティ推進協議会のような公益提供者は受益者とは違いますので、その点は慎重に方法を検討いただきますようお願いをしておきます。

それでは、以下、本市の代表的な生涯学習施設である総合社会教育センターと白鳥コミュニティセンターに焦点を当てて、機器の運用状況を伺います。

まず、両施設に設置されているコピー機について伺います。

今使っているものの導入時期はいつでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターのコピー機は、本年7月1日より導入しております。白鳥コミュニティセンターのコピー機は、令和2年4月1日より導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では、月間平均使用枚数はどの程度でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは約4,900枚、白鳥コミュニティセンターは約1,800枚であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 1枚当たりの実質単価は幾らでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは1枚当たり1.65円であります。白鳥コミュニティセンターは、200枚までは定額2,200円で、201枚から500枚までは1枚当たり8.25円、501枚以上は1枚当たり6.6円であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） そうなると、単純計算で社協センターは毎月約8,085円、白鳥コミュニティセンターでは毎月約1万3,255円となるかと思えます。

では次に、機械リース料または再リース料が発生しているものはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは5年間のリース契約で、白鳥コミュニティセンターは1年ごとの再リース契約でございます。両施設ともに機械リース料として個別の支払いはありませんが、保守委託料、消耗品代等を合わせて印刷1枚当たりの単価となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） コピー機は印刷料金にもろもろ含んでいるということになるかと思えます。

次に、両施設に設置されている版を作るほうの印刷機についてお聞きします。

導入時期はいつでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センターは令和元年11月1日に導入し、リース契約終了後引き続き使用しております。白鳥コミュニティセンターは令和2年11月1日に導入し、リース契約終了後引き続き使用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 機械リース料または再リース料が発生しているものはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 両施設ともリース料は生じておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。譲渡されている形になっているかと思えます。

ですが、年間保守料金は支払っていますか。払っていれば幾らでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 両施設とも年間保守業務委託契約をしております。保守業務委託料としまして、総合社会教育センターは11万3,740円、白鳥コミュニティセンターは4万7,391円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 再質問になります。

先ほどの白鳥コミュニティセンターのほうが安いのは、導入時期からして年度途中であったからということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 梶浦生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（梶浦智也君） 白鳥コミュニティセンターは、本年11月から令和8年3月末までの5か月間の委託契約のためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では年間11万3,740円ということですので、毎月にすると約9,478円程度を支払っていることになるかと思えます。

印刷機はマスターと呼ばれる印刷用の版を作るのに必要なシートとインキ、要するにインキですが、が消耗品となります。

マスターとインキの価格及び令和6年度の購入実績をそれぞれお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 版を作るのに必要なシートであるマスターが1箱2本入りで税込み1万6,896円です。インクが1箱6本入りで税込み1万5,840円でございます。

令和6年度の購入実績ですが、総合社会教育センターはマスターを3箱、インクを2箱購入いたしました。白鳥コミュニティセンターはマスターを1箱購入いたしました。インクは購入しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 印刷機の印刷コストは単純に消耗品の購入実績の合計になります。

ただ、メーカーが出しているランニングコスト表を参考にできるので、今お聞きした市が購入している価格に訂正してランニングコスト表を算出してみました。A4ベタ10%原稿で片面印刷の場合になりますが、書画カメラ2をお願いいたします。

このランニングコスト表は、同じ原稿を何枚刷るかで1枚当たりの印刷コストの変化を示すものです。あくまでも同原稿としてということです。また、先ほどお伝えしましたA4ベタ10%原稿というのは、配付しているこの資料の印字率ぐらいだと思っていただければいいかと思えます。

詳しく見ますと、マスター代が1版当たり42.24円になります。製版の際に使われる製版

インキ代は、印刷時のインキ代より高く約12円になります。そして、印刷をかけるインキ代が1枚当たり約0.08円になるので、1枚製版すると、足して約54.32円になります。10枚では55.04円となり、1枚当たりは約5.5円となっています。20枚で約55.84円ですので、1枚当たりが約2.79円です。その後50枚、100枚となると、もちろん1枚単価は下がっていきます。

そうすると、総合社会教育センターではコピー機単価が1.65円ですので、30枚の1枚当たり約1.89円では印刷機のほうがまだ高く、40枚の1枚当たり約1.44円までの間で印刷機のほうが安くなってくると判断ができます。

また、白鳥コミュニティセンターにおいては、コピー機単価が一番安くても6円ですので、5円での1枚当たり約10.93円ではまだ高いのですが、10枚の1枚当たり約5.5円であれば、印刷機を使うほうが安いと判断ができます。

では、現状、市民が印刷を希望する際、印刷機とコピー機の使い分け基準、要するに何枚以上が印刷機、何万円以下がコピー機というのはどのように定めていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 20枚まではコピー機を使用し、それ以上の枚数は印刷機を使用し
ていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほどの計算を踏まえますと、それぞれの施設で枚数規定の設定に
違いを持ったほうがいいかと思われませんが、どう判断されますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市の施設においてそれぞれ異なるルールを用いることは利用者に
混乱を生じさせるおそれがあることから、本市といたしましては現状のとおり利用して
いただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） そこが印刷機があることのデメリットになってくるわけです。コピ
ー機単価が安い施設と高い施設がある場合、同じ使い方をしていると印刷機の本来のメリッ
トが最大限に生かせないわけです。

そもそも、総合社会教育センターのコピー機は単価が安く、リース料及びメンテナンス料
も含まれています。一方、白鳥コミュニティセンターのコピー機単価は高くなっています。

そこで、もし白鳥コミュニティセンターにおける印刷機の利用をコピー機に一本化し、使
用枚数を増やすことで単価を下げられるのであれば、印刷機の保守や消耗品の管理を廃止し、
コピー機に統一することができる可能性は十分あるのではないのでしょうか。

先日、白鳥コミュニティセンターの印刷機の令和7年2月26日の出力のロギングデータを

見させていただきましたところによると、トータルカウンターですけれども27万4,313枚を示しておりました。当時の印刷枚数よりは昨今は少なくなってきているはずではありますが、単純に導入からロギングデータ出力までの52か月で割ると約5,275枚印刷機で印刷されていることが分かります。これを、総合社会教育センターのようなコピー機単価1.65円で印刷ができれば約8,703円程度のコストになり、単純に印刷機の保守契約代と消耗品代を合わせて月で割った金額よりも安くなるということです。

印刷機は同原稿大量印刷時には非常に低コストである一方、製版ミスによる無駄はかなり大きいものです。ここがよく理解いただきたい点です。ランニングコスト表からも分かるように、一回失敗したときの再版に倍のマスターコストがかかると意味がなくなってきます。また、廃版のごみ、インクの汚れやメンテナンスの煩雑さ、また年間保守料金も安くはありません。そして、今のコピー機は複合機になっていますが、それとは違い、印刷後の帳合いの必要性といった課題もあります。

そもそもこの課題に関しては、市民の方が利用していた時、帳合いをしてくれない分の労力がかかるので印刷機ではなくコピー機を利用したいという要望をいただいていたことがきっかけでございます。また、近年は紙媒体からデジタルへの移行が進み、印刷物の需要も減少傾向にあります。こうした状況を踏まえると、機器の集約や効率化も検討すべき段階にあるのではないかと思います。

もちろん、単価の契約状況の見直しができるかということは大前提としてありますが、まずは白鳥コミュニティセンターの印刷機をなくし総合社会教育センターのような条件のコピー機、いわゆる複合機に一本化していくのはどうかと考えますが見解はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 白鳥コミュニティセンターに関しまして、契約内容や印刷枚数などを考慮して、複合機またはコピー機一本化も視野に入れながら、最も適した運用となるよう進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 白鳥コミュニティセンターについては、まず印刷機の実際の使用枚数を正確に御確認いただくことが必要だと考えます。

例えば先ほどお伝えしたロギングデータを参考に、コピー機側の1,800枚と印刷機側の5,275枚を合わせると7,075枚です。7,075枚掛ける1.65円は約1万1,673円です。現状では、コピー機が1,800枚で約1万3,255円と印刷機側の保守料金の月額約9,478円がありますので、マスターとインキの消耗品を除いたとしても、合計すると約2万2,733円がかかっています。よって、印刷機がなければ、そしてコピー機側が社教センターと同条件で契約ができれば、毎月1万円以上のコストカットが実現できる可能性があるということです。こうした点から、

ぜひ積極的に見直しを検討していただきたいと思います。

ただ、社教センターにつきましては、印刷機の使用枚数をしっかり確認いただく必要はありますけれども、こちらはコピー機単価が安く抑えられているという点と、消耗品の購入量を見ますと、同じ原稿を数百枚単位で印刷するという印刷機ニーズがまだ一定程度あるようには思いますので、更新時期に向け十分な検討を行った上で、最適な印刷環境を整えていただきたいと思います。

次に、今回は2施設に設置されているコピー機及び印刷機に焦点を当てて調査を行いました。今後は市役所や学校などを含めた全市的な事務機器の見直しも必要ではないかと考えます。

確かに、依然として大量印刷が求められる業務もあることは理解をしています。現状では、印刷機と帳合い機を組み合わせで使用していることと思います。しかし、消耗品の管理やそれぞれの機械代、それぞれの保守費用などを総合的に考慮すると、両面印刷やソート機能など多くの便利機能を備えた高性能複合機への集約が労力や経費の削減につながる可能性もあるのではないかと感じますので、この点は入替えの時期などにはしっかり確認をいただきたいと思えます。

こうした労力と経費の無駄をなくす視点を踏まえ、今後の事務機器の在り方について本市としてどのように考え、どのような方針で見直しを進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、複合機、印刷機等の事務機器は、通常リース契約にて使用しております。

現在、複合機等の事務機器のリース契約を更新する場合、物価上昇、賃金上昇の影響を受け、印刷1枚当たりの単価は従来と比べ大きく上昇する傾向にあります。

今後、事務機器を更新する際には、施設の事務内容や印刷量の状況、リース料金、保守委託料、消耗品費等を総合的に考慮するとともに、コピー、プリンター、スキャナー、ファクシミリ等多くの機能を持つ複合機を優先に検討することとし、事務機器の更新を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

印刷機に限らず事務機器全体においても、統合だとか集約の視点からすると、たとえリース終了して譲渡された機械であっても、その保守契約のコストに見合った使用頻度やボリュームがあるかどうかは重要で、ただ機械の廃棄がもたないからという理由では逆に無駄が発生する可能性があります。また、職員の労力と比べれば外注したほうが安いという場合もあるかと思えます。事務機器一つにしても最適なスリム化を図っていただきますようお願い

いたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですけれども、午前中の平野議員とも少しだけかぶる部分があるかと思っておりますので、その辺りは注意しながらいきたいと思っております。

書画カメラ3をお願いいたします。

この写真に写っているのは、楽荘団地の北側、住所で言えば愛西市内に位置する約3,400平方メートルの土地にある産業廃棄物、いわゆる産廃の山です。これまでこの土地では外国の方が代表である業者による事業活動が行われておりましたが、その内容に問題があり、海部県民事務所の環境保全課による度重なる指導、愛西市土木課による大型トラックの搬入・搬出で傷ついた道路の補修、警察による路上駐車取締り、そして自治会も昨年意見書を提出したり、防犯カメラを使いその業者自身が破損させたカーブミラーの安全確認など、様々な対応がなされてきました。

しかし、事業が継続困難となり、業者としては片づけると言いながらも実際の進捗は遅く、現在では動きがないので、ちりや騒音こそ落ち着いたものの、北風の強い日はほこり等は舞うかとは思いますが、とにかく廃棄物は堆積したまま長期間放置され、雑草が繁茂し、まるでもともとそこに山が最初からあったかのような状態です。

さらに、登記簿によれば、令和7年8月15日、その土地は別の外国の方と売買されており所有者も替わっております。本年10月の時点では、海部県民事務所環境保全課の確認によれば、その別の業者が産廃の部分も含めて買い取ったとのことで、この解体業者はしっかり許可を受けて業務を行っている会社であるとはお聞きしています。確かに産廃情報ネットで検索をすると、処理業許可情報としてその会社が確認できます。そして、今後は地域に迷惑をかけないように、少しずつにはなるが片づけを進めるとのことで聞いております。

愛知県が出している宅地造成及び特定盛土等規制法のパンフレットには、土地所有者の責務として、規制区域内では過去の盛土等も含めて土地所有者がその土地を安全な状態に維持する必要がありますと記載されています。現状では県も現場を注視している段階であると伺っています。しかしながら、現場周辺の住民にとっては依然として安全面への不安が残されており、本市としても無関係とは言えない状況にあります。

そこで、次の点について伺っていきます。

この写真のような産廃の堆積状況は、盛土規制法及び産廃物処理法の観点から見て違法に該当する可能性がありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

産業廃棄物関係事務を管轄する愛知県海部県民事務所環境保全課に確認したところ、本事

案は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の不適正案件とのことでした。また、残土と廃棄物が混合している場合は基本的に廃棄物扱いとなるため、宅地造成及び特定盛土等規制法は適用されないとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほど平野議員の質問で分かりましたが、産業廃棄物処理法だけの適用ということになると高さの問題は扱えないということでした。そこには火災や崩落などのリスクがあるわけであって、そこに問題は残ることになると思います。

次の、外観から判断する限りではその高さは約7から8メートルで塀から飛び出しており、廃棄物の内容はコンクリート殻、瓦、建設残土等であると考えられます。そのほかに混ざっているものもある様子ではありますが、外観からではよく分かりません。

平野議員の質問の中では、産業廃棄物の種類、処理過程についてお聞きしましたが、この廃棄物ではどんなことが法令上の違反に当たるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課に確認したところ、本事案は全体が不適正処理案件であり、その行為自体が違反であるとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） どんなことなのではなく、とにかく違法ですね。

次に行きます。

この土地は愛西市に所在しますが、弥富市として隣接地域の住民に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、愛西市や県民事務所など関係機関と連携し、少しでも早く片づけてもらえるように何か対応ができることはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 対象地は愛西市内ではありますが、廃棄物処理法に基づく指導は県民事務所環境保全課が担っております。これまでも弥富市民から相談がありましたので、愛西市及び県民事務所環境保全課と連絡を取り、情報共有や事案への対応依頼などを行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 連絡、連携を取っていただいているということについて大変ありがたいと思います。

ただ、本市ができることとしてはその連絡や対応の依頼しかないということであれば少しでも早く片づくように、いついつまでにこの部分を片づけるというように指導してほしいとか具体性を持った言い方で具体的な返答がもらえるように力を入れていただきたいと思います。

次に、書画カメラ4をお願いいたします。

現場の東側の道路は東名阪の自動車道の高架下へ抜ける主要な生活道路であり、楽荘団地の住民が頻繁に利用しています。冒頭で依然として安全面の不安が残るとお伝えしましたが、住民の多くは周りを囲む塀が道路側へ傾いているので、車で前を通るときに倒れてきそうで怖いと言っています。

海部県民事務所環境保全課の方がおっしゃるには、その住民の不安についてはその業者にもしっかり伝えてあって、囲いの塀について、まず入り口部分から対処するとのことで聞いてっていると伺っています。

これについて、本市が何かできることはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、愛西市及び県民事務所環境保全課に連絡をし、情報提供や事案への対応依頼などを行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

こちらといたしましても繰り返しになりますが、具体的にいついつまでに塀のこの部分をというような約束ができるように、そもそも塀からやるのか中身からやるのか、とにかく具体的な動きを適時確認できるように、後回しにされないように、それだけ重要な責任であるということを理解してもらえらる指導をお願いいたします。

書画カメラ5をお願いします。

左の写真は、先ほどのメインの通りの塀が一部抜けている部分、右の写真は現地の西側の塀の状態です。西側や北側の道路は狭く車が通れないため、かつては安全な散歩道として利用されてきました。しかし、現在は崩れそうな塀や露出した廃棄物により非常に危険な状態にあります。住民の間では、倒壊の危険を感じる、通行止めにしてほしいといった声も上がっています。一度愛西市土木課にも相談したものの指導の範囲にとどめるといった回答で、具体的な対策は取られていません。

このような状況に対して、本市からも愛西市と協議し、西側及び北側の散歩道には、例えばA型バリケード等の設置など安全確保のための何らかの対応を検討することはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 愛西市に確認をしたところ、現在県民事務所環境保全課から原因者へ産業廃棄物の不適正処理については是正するよう指導しているところではありますが、愛西市も現地確認をして把握をしており状況によっては何らかの対策を検討するとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

その何らかの検討とは何かが分かり次第、また具体的にお聞きし、確認したいと思います。

いずれにしても、近隣住民の安全確保が何よりも第一であると考えております。先ほど、産業廃棄物処理法の内容のところでは残土と廃棄物が混合しているとありましたが、その場合、アルカリ性水の流出や重金属の溶出といったリスク、また残土に木片、プラスチック、金属、石膏ボードなどが混入している場合には、有機物の腐敗によりメタンガスや硫化水素が発生することがあると調べて分かりました。また先ほどの平野議員の質問でも蓄熱火災というものもお聞きしました。

このような事態が起きる危険性は絶対ないと言ってほしいところではありますが、現状では産廃の山の奥深い中身まで行政が判断することは難しいということは分かります。しかし、近隣住民の健康を守るためには、そういう危険のサインにはいち早く気づく必要があります。

幸いにも私の自宅からは目と鼻の先ですので、私は毎日観察ができます。例えば粉じんであれば洗濯物に粉がつくとか喉の違和感があるかもしれませんし、有機物の腐敗であれば悪臭があるというような、そういった健康被害が今後もし起こった場合というより何らかの予兆を感じた場合、すぐさま本市の環境課もしくは海部県民事務所の環境保全課へ相談する形を取るということによろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 議員が危惧される粉じんや悪臭などがございましたら、まずは本市もしくは県民事務所環境保全課まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほどもありましたが、楽荘の方からこの件で問合せしている方も何名かいる経緯があったはずです。ある方が愛西市に連絡してと言われたり、それは津島警察に連絡してほしいと言われたりとおっしゃっていました。ここの件で何らかの問題を受け取った場合は、もう分かっていることですので、ばらばらお願いせずに一旦受け取っていただいて連携、連絡いただきますようお願いをしておきます。

今後すぐには片づかないだろうかとは思いますが、当該事業者が少しずつ片づけていくとしている行動を注視するに当たり、本市としてはどのような形で見守りができるのか、情報共有についてはどうかなど、具体的な住民支援としてできることを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 異変を認知した場合には、本市または県民事務所環境保全課へ御相談をお願いいたします。関係機関と情報を共有し、当該事業所に指導等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先日、土木課に前ヶ平地区の事案で愛西市とのちょうど際々の川に

ぶつかる行き止まりの部分で危険箇所がありましたので、現在具体的に対応をいただいております。本市はそういったかゆいところもしっかり手が届く職員さんたちがたくさんいますので、私の期待も大きいです。この所有者が言う少しずつでは抽象的過ぎるので、期限を区切ったり、範囲を区切ったりしながら具体的をお願いをしておきます。

本市内において、また別に今回のように産廃や建設残土が放置され、地域住民の不安や苦情が発生している事例はほかにありますでしょうか。あるのであれば、対応の状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県民事務所環境保全課に確認したところ海部管内で指導を行っている事案は多数あり特に本案件は、現状では海部管内最大の事案であるとのことでした。

本市としましては、通報がありましたら現場を確認した上で、本市が対応すべき事案の場合は関係部署と連携して対応しております。また、他機関が対応すべき事案であれば、関係機関と連絡し対応を依頼しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 特に本案件は海部管内最大の事案であるのであれば、海部管内最大の連携対応をお願いいたします。

次、本件は行政区域をまたぐ課題でありながら、弥富市民の安全・安心に直結する問題です。たとえ隣接地の土地であっても、生活圏を共にする地域住民が危険を感じている以上、本市としても連携と協力の姿勢が求められます。産廃問題は一度発生してしまうと撤去や法的対応に結局時間を要することになってしまい、放置が続くことになると思います。

弥富市にも同じような形に陥る可能性がある土地はたくさん転がっています。今後弥富市全体での再発防止の観点から、本市の認識と対応方針を市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 産業廃棄物処理事業所から発生する粉じんや騒音のほか、雑草の繁茂や崩れそうな壁等により周辺住民の生活環境が脅かされているとの御指摘につきましては、本市としても認識をしておるところでございます。

これまでも愛西市及び県民事務所環境保全課に情報提供し、関係法令に基づいた指導や監視等を依頼しておりましたが、事業者が替わるなど、改善の動きがなかなか見られない状況でございます。

適正に管理されていない産業廃棄物処理事業所は、安全面での不安また環境面での不安など市民生活に大きな不安をもたらします。本市といたしましては、今後も楽荘団地の住民の皆様をはじめ市民の皆様の安全・安心を第一に考え、関係機関と連携をし、適時適切な対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 再発防止をとお伝えしましたのは、どれだけそのように指導しても、一部のルールを守らない人によって弥富市民が快適な暮らしを奪われている現状があるからです。弥富市全体において同じような思いをするようなことがこれ以上増えないよう、目を光らせておいていただきたい。

確かに、ここの産廃のように所有者が存在する以上、行政が介入できる範囲にはどうしても限界があって、土地の管理の責任が所有者にあることは十分理解をしております。住民としては、法律の範囲内であって、許可を取っていて、安心・安全の確保さえ担保できれば、気に入らないことだけを理由に一方的に撤退せよと迫るべきではないことも承知しています。

平野議員が地元の合意形成の部分が一番大事ではとおっしゃるのも、そのとおりであります。しかしながら、現状のこの産廃の堆積は、違法であるだけでなく、その高さや塀の危険性が本市の住民の生活において安全・安心に直結する問題として存在しています。南部の度重なる火災の件もそうですが、周辺住民が不安を抱くのは当然のことだと思います。だからこそ、本市として最大限にできることを行っていただきたい。少しずつ片づけるという業者の動きをしっかりと注視し、ここは私を含め行政に協力する体制として楽荘自治会もしっかり見張っておりますので、決してほかりっ放しになることがないように、積極的な連携対応を強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は3項目。まず1点目は、避難所に住民の命を守る改善策を、2点目はエンディングサポート事業について、3点目は物価高騰対策について質問させていただきます。

まずは、1点目の避難所に住民の命を守る改善策をと題して、災害時の福祉避難所におけるストーマ装具の保管と対応策について伺います。

ストーマとは、病気やけがなどで腸や尿管を切除した際におなかに造設された便や尿の排出口のことです。人工肛門や人工膀胱も含まれます。ストーマを保有する方はオストメイトと呼ばれます。ストーマには便や尿意を我慢するための括約筋がないため、排せつ物をため

るための装具が必要です。

書画カメラをお願いいたします。

ストーマ装具の種類には、自分の皮膚に密着するように貼り固定する面板と、便をためるストーマ袋、パウチとも呼ばれます。ストーマ袋の下の部分にある排出口から便を捨てます。面板とストーマ袋をはめ合わせるかん合部で装着して管理されています。書画カメラありがとうございます。

排せつ頻度は大腸ストーマで1日1回から数回程度、小腸ストーマで1日5回から6回と回数が多くなります。排せつ物を捨てるパウチ交換の頻度も、同様に排せつ物の量やストーマの種類によって変わります。

先日、市民の方から、災害時に福祉避難所へストーマ用品を事前に保管させてもらえないか。もちろん自身での管理に努めているが、もう一つの保管場所として避難場所へ保管してほしいという切実な声をいただきました。

書画カメラをお願いします。

ストーマ装具は一人ずつサイズや形状が異なるそうです。種類も多くあります。ストーマを使用されている方にとって、災害時に必要な装具が確保できないことは命や尊厳に関わる重大な問題なのです。書画カメラありがとうございます。

そこでお伺いいたします。

まず本市において、災害時にストーマ使用者への支援体制はどのようになっているのか。使用者人数など現状の把握状況をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、本市におきましては、ストーマ装具使用者に限らず、医療機器や医薬品等を必要とされる方を対象とした特別な支援体制は取っておらず、避難される際に持ち出しができるよう日頃から余分に準備をしていただくなど、各個人において御対応をお願いしているところでございます。

なお、ストーマ装具の使用者数について正確な人数は把握しておりませんが、膀胱または直腸機能障がいのある身体障害者手帳を所持しており、本年度に障がい者日常生活用具等給付事業においてストーマ装具の給付を受けられた方は105人となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 豊橋市では、地震等による大規模災害に備え、ストーマ用装具を使用する方に対し豊橋市が装具の保管場所を確保することで、災害時においても健康面、衛生面を配慮し、安心して生活できるように支援されております。対象者は、豊橋市内在住・在勤・在学のストーマ用装具を使用する方。申請に必要なものは保管するストーマ用装具おむね10日分、身体障害者手帳、身分証明書、身体障害者手帳を受けていない方は写真付本人

確認書類、保管期限は最長2年、ストーマ用装具を入れる保管箱は豊橋市で用意しますので、装具は30センチ掛ける10センチの箱に収まるように御用意くださいと豊橋市のホームページに記載されてありました。

本市においてストーマ用装具を事前に保管することが可能か、またそのような仕組みを整備する考えがあるか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 災害時におけるストーマ装具の事前保管について、愛知県内では豊橋市以外にも豊田市や稲沢市など複数の自治体で実施されている状況を確認いたしました。

各自治体に共通している内容としましては、おおむね1週間から10日程度のストーマ装具を保管箱やビニール袋などに入れた上、障がい福祉担当課などの指定された窓口へ申請を行い、その後市役所等で1年から2年の期間保管をし、有事の際には申請した場所へ受け取りに来ていただくというものでございます。

本市における同様の取組につきましては、保管に関する取決めの検討や保管場所の確保などといった調整が必要にはなりますが、先進的に実施されている自治体と同程度の内容であれば事前保管することは可能と考えますので、今後実施に向けた検討を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

事前保管を検討していただけるという前向きな御答弁でございました。

次に、ストーマ装具に限らず、医療的ケアが必要な方が安心して避難できるよう、福祉避難所における物品管理や個別支援体制の強化が求められています。主として医療的ケア児者や高齢者、障がい者などへの個別支援物資の事前登録保管制度の導入を検討する考えはありますか。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 災害時において、医薬品や医療機器等を個別に必要とされる方は大勢お見えになることが想定されますが、これら全ての方々に対応することは困難であると考えます。

先ほど答弁しましたとおり、ストーマ装具の事前保管につきましては、先進自治体の例を参考に要綱や様式等を整備の上、制度の導入を進めてまいりたいと考えておりますが、そのほか個別に必要な医薬品や医療機器等については、原則自助の範囲で対応していただくよう引き続きお願いをしております。

なお、避難所における医療的措置が必要な方への対応といたしましては、救護所での応急処置では対応し切れないような場合には、必要に応じて医療対応ができる病院等に搬送する

などの措置を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） それでは、次に災害時におけるストーマ装具の供給体制について伺いたいと思います。

地域の薬局、医療機関、メーカーとの連携による物資確保や配送支援の仕組みづくりについて、市の方針を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、災害時に様々な協力をしていただくように各関係機関と協定を結んでおります。

医薬品等の供給につきましては、平成24年7月に海部管内の市町村と一般社団法人津島海部薬剤師会との間で、災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書を締結しております。

そのほか医療救護に関する協定といたしまして、同じく平成24年7月に海部管内の市町村と一般社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会との間で災害時の医療救護に関する協定書を、また海部管内の市町村と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会との間で、災害時の歯科医療救護に関する協定書を締結しているところでございます。

災害時に必要な物資の供給について引き続き関係機関と連携を図ってまいります。ストーマ装具に特化した供給体制につきましては、今後市内の取扱店に打診を行い、災害時における供給体制の構築について確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ストーマ装具に特化した薬局は、本市では1店舗だけだと伺っています。ぜひ早急に災害時避難協定を進めていただきますよう要望しておきます。

避難所運営マニュアルの中に、ストーマ保有者、オストメイトへの配慮事項、例えば交換スペース、ごみ処理、プライバシー確保など取り組むことが大切だと思います。

最後に、災害時においても医療的ケアが必要な方が安心して避難できる体制の構築に向けて、福祉避難所の機能強化と制度整備について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 災害時の福祉避難所につきましては市内に6か所を指定しており、市有施設が2か所、災害協定による民間施設が4か所ございます。

避難生活が長期化する大規模災害時は、福祉避難所も施設自体が被災をして受入れが困難になる状況に陥る場合があります。このため、要支援者の方々も発災直後は一般の避難所に避難していただき、本市災害対策本部が福祉避難所施設の被災状況を確認し、受入れ可能な状態であれば、本人や家族の希望を聞いた上で一般の避難所から移動していただくことにな

ります。

なお、福祉避難所協定事業者の担当者と本市担当者が避難所運営について定期的に協議を実施し、連携強化に努めているところでございます。

そのような中、災害時においてストーマを保有するオストメイトの方をはじめ、障がい者や医療的ケアを必要とする要支援者の方々が安心して避難できる体制の構築は、本市の重要な使命であると考えております。

このため、要支援者の個別支援物品につきましては、先ほど担当部長が答弁しましたとおり、まずはストーマ装具の事前保管制度を整備し、オストメイトの方々に準備していただいた物品を避難所の開設状況に影響されない場所で保管できる仕組みを構築してまいります。さらに、災害時にストーマ装具を優先的に供給していただく体制の構築に向けて、販売事業者等に対しまして今後働きかけを行ってまいります。

なお、大規模災害時に、各避難所において要支援者の各種支援物品に不足が生じる場合は、本市災害対策本部が国、県などと連携して支援物資の調達に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難所運営マニュアルの中に、ストーマ保有者への配慮事項、交換スペース、ごみ処理、プライバシー確保など組み込んでいただくことを再度お願い申し上げます。2つ目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問、エンディングサポート事業についてお伺いいたします。

弥富市の一人暮らし高齢者向けのサービスには、緊急時の安心を確保する緊急通報システム、リフト付バスで送迎し入浴や給食を提供するデイサービス、訪問ヘルパーによる掃除や買物などのホームヘルプサービス、生活機能の改善を目的としたリハビリステーションなどが整備されております。また、包括的な相談窓口である弥富市包括支援センターでは専門職が相談に応じています。これらの取組は市民の安心につながる大変意義ある施策であり、現場の声を反映したものとして高く評価しております。

その中で、弥富市が実施している一人暮らし緊急通報システム事業についてお伺いいたします。

現在、ALSOKの機器を活用し、24時間365日対応可能な体制が整備されていると承知していますが、緊急通報システム事業の利用者数、相談件数、駆けつけ対応の実績など、現状の運用状況についてお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ALSOKの緊急通報システム利用者数は現在130人でございます。

利用状況につきましては、機器の不具合などの通報を除く体調不良での通報による駆けつ

け対応件数は、令和6年度は11人の方から延べ12件でございました。本年度は、10月末までで5人の方から延べ7件でございます。

なお、ALSOKから利用者全員に、毎年5月に1度、安否確認の連絡を入れております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 次に、市が配付されています私の終活エンディングノートの取組について伺います。

令和7年度版私の終活エンディングノートが更新された箇所とその変更理由についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市が作成を開始した令和2年度版の私の終活エンディングノートと令和7年度版を比較したときの変更点につきましては、「判断能力が低下したときは」のページの説明書きをより分かりやすく変更をし、供養についてのページの供養の方法の選択肢の増設、人生会議のページの追加などがございます。

変更にあたりましては、地域包括支援センターをはじめ関係機関の声をお聞きし、より使いやすく工夫した結果、現在の内容となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） エンディングノートには、宣伝広告も司法書士事務所、相続税に関する事務所、葬儀、納骨、永代供養などの寺院3者が掲載されております。

そこで質問いたします。

エンディングノートに掲載されている広告宣伝費の契約内容と使い方をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市のエンディングノートにつきましては、当初から株式会社ジチタイアドが提供するサービス、マチレットを利用して作成しております。

マチレットは、株式会社ジチタイアドが広告掲載先を探し掲載することにより、自治体の費用負担なしで住民向け情報冊子を無料で作成するサービスでございます。なお、令和7年度版は900冊作成しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） それでしたら、自治体の費用負担なしで住民向け情報冊子を無料で作成するサービスということでございました。また、記入者の中には、身寄りがなく、死後の手続きに不安を抱えている方もいらっしゃると思います。記入者以外も含めて、そうした方々の実態について、市としてどのように把握されているか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢で身寄りがなく、死後の手続に不安を抱えている方につきましては、ケアマネジャーや地域包括支援センター、海部南部権利擁護センター、社会福祉協議会などが把握しており、必要に応じて個別ケース会議を開催し、成年後見制度の活用などにつなげております。また、救急搬送先の病院から、亡くなる間際に身寄りがいないとの相談を受けることもございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 身寄りのない高齢者や死後の手続に不安を抱えている方々にとっては、記録や通報体制、また成年後見制度だけでは不十分であり、実務的な支援や制度的な後ろ盾が求められております。

書画カメラをお願いします。

名古屋市ではあんしんエンディングサポート事業が創設され、身寄りのない高齢者の方が亡くなられた後も安心して尊厳ある最期を迎えられるよう、死後の手続支援を行っています。

あらかじめ預託金を預け、契約された方が亡くなられたときに、葬儀、納骨及び家財処分、住居の受け渡し、死亡届の提出や公共料金の解約連絡、年金・保険などの受給停止や給付申請の手続など行政手続の代行を行います。この支援は、名古屋市在住で身寄りがなく、一定の所得、資産要件を満たす65歳以上の方が対象です。チェックリストなども作成され、多くの方が申請されているそうです。書画カメラありがとうございます。

さらに、大府市では、さくらMIRAIサポートとして、終活を応援する大府市独自の支援制度がつくられています。

主な取組は3つで、1つ目が市独自のエンディングノートの配布、2つ目が終活登録制度で、エンディングノートに記載した内容を市に登録することで、必要なときに市が支援機関へ情報提供できるようになります。3つ目が葬祭事業者等照会サービスで、これは葬儀社、法律専門職、遺品整理業者、ペット後見人など終活に関わる専門機関の情報を市が照会します。身寄りのない方が誰に相談すればいいのか分からない方も安心して準備を進めることができるサポートです。こうしたエンディングノートの活用支援や死後事務登録制度など、実務的な支援につながる制度化が進んでおります。

本市では、現在記載支援や普及啓発が中心となっておりますが、名古屋市や大府市のように死後事務委任契約の支援や事務的なサポートにつなげる制度の導入について見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 死後事務委任契約の支援などのエンディングサポート事業につきましては、令和4年度に海部南部権利擁護センターにおいて高齢者等の民間身元保証事業者との契約に関する問題点が話し合われたことをきっかけに、高齢者等が

安心して契約が行えるようにするために、公的なエンディングサポート事業が必要との結論に至りました。そこで、海部南部権利擁護センターが名古屋市社会福祉協議会や東京都中野区社会福祉協議会に出向き視察を行うなど、先進自治体の事例を参考に、この地域に合ったエンディングサポート事業の検討を行っております。

また、現在認知症などで判断能力が不十分な方に対する日常生活自立支援事業を市社会福祉協議会が行っておりますが、今後国におきましても、身寄りのない高齢者などに対する入院・入所の手続支援や死後事務支援、身元保証について新たな事業とし、第二種社会福祉事業として社会福祉法に位置づけ、多様な実施主体が参画できるなどの方針が示されていることから、国の動向も考慮した上でエンディングサポート事業の事業化に向けた協議を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 今、国においても、令和6年度以降終末期支援の制度整備が進められております。

厚生労働省では、ICTを活用した就活支援モデル事業を推進し、死後事務委託契約や見守り支援を含む包括的な支援体制の構築に対し交付金の対象とする動きが出てきております。また、法務省、内閣府においても、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定され、自治体が社協や民間事業者と連携して終身支援を行う際の支援的枠組みが示されました。このように、国、県、市町村が連携して支援体制の構築を進める流れが加速しております。

本市においても、先ほど答弁いただきましたが、令和4年度から協議、検討していただいているとのことでした。今こそ死後の事務手続や身元保証などの不安に対応する包括的な仕組みを構築していただきたいと考えます。市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 内閣府の令和6年高齢者白書によりますと、今後男女とも平均寿命が延び、この先100歳まで生きられる時代、つまり人生100年時代が当たり前になると考えられています。

本市では、総人口に占める65歳以上の方の割合は年々増加し、本年11月1日現在では26.4%であり、2040年問題と言われる15年後の令和22年には32.8%まで上昇すると見込んでおります。3人に1人が高齢者ということになってくるわけございまして、またこの頃になりますと100歳という方が大変増えてまいるというような時代になってまいります。また核家族化が進む中、身寄りがなく、入院や施設等への入所の手続、エンディングサポートなどを必要とする高齢者は今後増加するものと考えられます。

本市といたしましては、今後の国の動向を注視しながら海部南部権利擁護センターや市社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り必要な方策を検討し、身寄りのない高齢者も住み

慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができるまちを目指してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） エンディングサポート事業などの実務支援体制を検討していただき、身寄りのない高齢者が安心して暮らせるまちづくりをぜひ進めていただきたいと切に願います。

それでは、最後に3点目の物価高騰対策について質問いたします。

食料品の価格高騰や生活負担に対応するため、政府は、令和7年総合経済対策、2025年11月21日に閣議決定を正式に決め、総額21.3兆円規模で家計・事業支援が柱となりました。生活の安全保障、物価高への対応として、来年1月から3月までの電気・ガス代補助や子育て世帯を支援するため0歳から高校3年生までの子供1人当たり2万円などの応援給付金が盛り込まれました。家計への支援策は、年収の壁の見直しに伴う1人当たり2万から4万円の所得税減税やガソリン税の暫定税率廃止が実施されます。

しかしながら、中・低所得層を含めた物価高騰策としてはまだまだ不十分であります。知り合いの美容院や飲食店などのサービス業も価格改定や客足の減少に直面しており、地域経済の循環が滞る懸念があります。

そこで、経済対策として、稲沢市ではいなッピーポイントカードという仕組みを導入し、スマホアプリまたはQRコード方式で使えるプレミアム付商品券いなPAYを展開しています。市民が1万円分を購入すると3,000円分のプレミアムが付与され、地域店舗での利用が促進されています。この制度はスマホが苦手な方にも配慮したQRカード方式を併用しており、店舗側の設備負担も少なく、地域経済と市民生活の両面に効果を上げています。

今後、地域店舗で使えるプレミアム商品券やデジタルクーポンシステムを創設することで、生活支援と地域経済活性化の両立が図れるのではないのでしょうか。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

本市として、地域店舗で使えるデジタル商品券の創設を検討する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、他市が実施している商品券事業のような施策は今のところ行っておりませんが、市内のにぎわい創出につながることを目的とする支援事業である弥富市飲食店等創業支援金交付事業によって、まずは店舗等の開業を増やすことで地域経済の活性化を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） スマホアプリとQRカード方式を併用することで、高齢者や情報弱者にも配慮した制度設計が可能ですが、そのような仕組みを導入する意向はあるか、お伺い

いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、先ほど御答弁しましたように、今のところ他市のような支援事業を行っておりませんが、市内の事業者や市民の年齢に関わらず地域経済の活性化につながる施策について、商業に精通しております弥富市商工会と共に情報を共有し、研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 美容院や飲食店など地域サービス業の物価高騰に対する支援をどのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在、物価高騰に対するものではありませんが、既存事業者への各種融資等の周知や活用を促し、経営体質の強化を促進するための支援策とする小規模企業等振興資金融資制度による保証料の保証、限度額としまして年30万円を実施しているほか、弥富市商工会におきましても、中小企業診断士やITコーディネーターなどのアドバイスが受けられ、経営の困り事を相談することができる専門家派遣事業や、小規模事業者のための無担保・無保証人で受けられる融資制度等を窓口やホームページで紹介しております。

本市としましては、これらの制度のほかに、地域のサービス業を営む事業者や利用者のため、地域経済のにぎわい創出につながる施策について研究を図り、近隣市町村の動向につきましても注視してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 融資制度の紹介なども必要かと思いますが、ライフラインである電気、ガス、水道は、企業にとっても市民生活にとっても日常生活に不可欠なものです。今回の重点支援地方交付金では、ぜひ水道料金の減免、減と、また医療機関、子供たちへの給食、福祉施設への食材費支援なども検討していただきたいと要望いたします。

最後に、物価高騰対応交付金の活用にあたり、生活支援と地域経済循環を両立させる視点をどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本年11月21日付で閣議決定されました、タイトルが「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、11月28日に令和7年度補正予算案が閣議決定されたところでございます。

今般の経済対策におきましては、食料品の物価高騰に対する支援が措置されるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者支援を行うため、当該交付金がさらに追

加されました。

今後、国会において補正予算が成立した場合、各自治体への交付限度額が示されることとなりますので、本市といたしましては、交付金の趣旨、交付限度額、本市の状況等を勘案し、物価高対策として効果のある事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 物価高騰に大きく影響を受ける市民や事業者の方々を引き続きしっかりと支えるため、国の物価高騰対応交付金を活用し、速やかに講じていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

まず、介護予防事業などに関して一般質問してまいります。

弥富市には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護予防や地域の支え合いを推進する介護予防の事業がありますが、伺ってまいります。

一般介護予防事業で健康運動を指導し、健康づくりリーダーによる健康体操や体力測定などを行っている元気塾に関して伺います。

介護予防事業元気塾の令和5年度と令和6年度の参加人数を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾は、総合福祉センター、十四山総合福祉センター及びいこいの里の3会場で、それぞれ週1回開催しております。参加人数は令和5年度が延べ1,945人、令和6年度が延べ2,125人でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 3会場で週1回ですから、月に12回掛ける12か月で年に144回開催になります。大ざっぱな計算ですが、令和6年の2,125人を開催回数で割りますと、これは1会場約15人の参加者です。

元気塾の運営費ですが、予算に関する説明書の中で介護予防事業に入っていると思いますが、具体的に分からないので伺います。

元気塾の令和6年度の運営費用は幾らだったのでしょうか。そして、令和7年度運営費用の

予定金額も併せてお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾にかかる費用は、健康運動指導士及び健康づくりリーダーに対する講師謝礼として、令和6年度実績は156万円で、本年度の予算は168万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和6年度は156万円ということです。延べ2,225人の参加者で割ると、1人当たり1回で734円。これからもこの塾を続けていただきたいと思います。

介護予防事業元気塾は令和8年度も継続でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 元気塾につきましては、令和8年度も継続を予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 同じく一般介護予防事業で、心身機能の低下を予防するため、介護予防教室や小物作り、ゲーム、軽体操や運動などを行っているスマイル教室に関して伺います。

介護予防事業スマイル教室の令和5年度と令和6年度の参加人数、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は、南部コミュニティセンター、農村環境改善センター及び鍋田公民館の3会場で、それぞれ月1回開催しております。

参加人数は、令和5年度が延べ405人、令和6年度が延べ329人でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 3会場で月1回ですから、12か月で年に36回開催になります。令和6年の329人を開催回数で割りますと、1会場約9人の参加者です。開催会場が弥富市の南部に集中していて、弥生小、白鳥小、桜小校区に住む高齢者にはあまり知られていない中で立派な参加者数だと思います。

介護予防事業スマイル教室の令和6年度の運営費用は幾らだったでしょうか。令和7年度運営費用の予定金額も併せてお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室はあいち海部農業協同組合に業務委託しており、運営費用は委託料として、令和6年度実績は158万4,000円で、本年度の予算額は158万4,000円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 元気塾とそれほど変わらない予算であると思います。

介護予防事業スマイル教室は令和8年度も継続される事業でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は本年度をもちまして終了することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 介護予防事業スマイル教室はなぜ事業中止でしょうか。

それはJ R・名鉄弥富駅橋上駅舎化で莫大な予算が必要になることに向け、他部署を含めたコスト削減の一環でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スマイル教室は、地域のふれあいサロンの担い手を育成する目的で平成28年度から事業を開始し、事業の委託先であるあいち海部農業協同組合及びささえあいセンターの生活支援コーディネーターとともに、ふれあいサロン開設を目標に働きかけを行ってきましたが、南部地区でのふれあいサロンの立ち上げが思うように進まず、本年度に松名地区で1か所立ち上がったのみでございます。

スマイル教室は事業開始から10年となり、本市のニーズに合った介護予防・生活支援サービスの見直しを行う中で、本年度をもって事業を終了することといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） J R・名鉄弥富駅橋上駅舎化で莫大な予算が必要になることに向け、他部署を含めたコスト削減の一環ですかの部分には触れられませんでした。触れないけれども否定しないと捉えさせてもらいます。再質問いたしません。

ふれあいサロン開設が松名地区のみであったということはスマイル教室の責任ではありませんし、南部地区でのふれあいサロンの立ち上げが思うように進んでいないということは、志半ばであると捉えられます。

事業終了という見直しでは未来が暗過ぎると感じます。中止になるスマイル教室の予算158万4,000円は、来年度以降どこへ行くのでしょうか。質問ではありませんけど。

スマイル教室を弥富市の負担で止めずに継続してください。考えを答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、介護予防・生活支援サービス事業の見直しにより、スマイル教室の終了を決定したものでございますので、継続の予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和4年9月議会で、市は介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業を推進していく必要があると考えていると発言をされています。事業終了という

見直しでは、真逆のことをやっていると思います。

代わりになる介護予防事業を考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ささえあいセンターを中心に南部地区でのふれあいサロン開設支援を継続してまいります。集いの場は、ふれあいサロンに限らず、例えば日常的な喫茶店であったり、畑や町なかでの立ち話であったり、それぞれの形があつていいと考えております。

また、元気塾やタブレットを使った認知症予防教室、チョイソコやとみが開催するイベントへもぜひ御参加いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 私、元気塾とスマイル教室に生徒として参加させてもらった中で、終了してほしくないという高齢者の声を聞いています。

スマイル教室は来年度なくなりますが、ほかに様々な会の開催を周知することや新たな介護予防事業の設置をお願いします。要望します。

続けます。

過去に何度か議員が取り上げています補聴器購入の助成に関して伺います。

国立研究開発法人の国立長寿医療研究センターは、認知症の発症に寄与すると考えられる因子の一つに難聴を上げています。知的な能力である知識力が、難聴によって外から入ってくる情報が少なくなることで、その知識力を使う機会が減って知的な能力が低下していく可能性が推察されるとしています。しかし、聴力は補聴器などで補い、そこから知的な能力の衰えを緩やかにすることができるとい研究結果が報告されています。

性能のよい補聴器は大変高額です。介護予防を考えた住民サービスに当てはまる施策と言えます。

中止になるスマイル教室の予算158万4,000円がありますよね。加齢性難聴者への補聴器購入助成をしてください。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成につきましては、令和5年3月議会における小久保議員、同年6月議会における那須議員、本年3月議会における横井議員に対し、現行の制度によって必要度の高い方への支援がされていることや、今後の高齢化のさらなる進展なども踏まえ、現時点で加齢性難聴対策として補聴器購入助成を行うことは難しいと考えていると答弁をしているところでございます。

今後、国等による補聴器購入に対する補助制度が創設されれば、本市としても助成制度の導入に向けての検討ができるのではないかと考えますので、引き続き国等へ要望してまいり

ます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 愛知県の54市町村のうち30市町村で補聴器購入助成を実施しています。国の動きを待つことなく、よい施策は他市町を追いかけてください。

さて、物忘れが多くなっても自分で認知症だと認めたくない気持ちがある場合では、自分の意思で物忘れ認知症外来を受診することが難しい場合があります。早期発見で認知症の症状の進行を抑えることも可能と言われています。

弥富市では、後期高齢者医療健康診査が実施されていますが、その後期高齢者医療健康診査で認知症の検査を市の健診として実施する考えはありませんか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることが肝要であると考えております。そのためには、生活習慣病の発症や重症化の予防、心身機能の低下を防止することが大切な取組となります。

本市では健康診査をはじめ保健指導や栄養指導を行うほか、心身の衰えを予防するために元氣塾やふれあいサロン等の高齢者の集まりに出向き、健康講話や認知症の項目を含む健康チェックアンケートにより自身の身体の衰えの有無を知ってもらう取組を実施しております。

今後とも生活習慣病や心身機能低下の予防事業を進めてまいりますので、認知症の検査の導入は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 自分の認知機能の衰えを自分でチェックすることは難しいこともあります。そもそも認めたくないという心理も働きます。ですから、市の健診で実施してほしいということです。早期発見で医療費の削減にもつながります。予算は先ほどのカットする予算もあります。検討をお願いします。

市が考える介護予防事業の意義を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護予防・日常生活支援総合事業は、地域のボランティア、民間企業などの多様な主体が参画し、地域の実情に応じて多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いと介護予防を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目的としております。

この介護予防・日常生活支援総合事業により運動などの生活習慣をつけていただくことで、フレイル予防を推進し健康寿命を延ばしていただくことが、市民の皆様の豊かな老後につながるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 市長の施策方針でも、地域で安心して暮らし、住み続けることができるまちづくりを目指すとあります。予算を減らすだけでなく、求められる事業を生み出してほしいと要望し、次に参ります。

高齢者等の福祉タクシー助成に関して質問してまいります。

対象者が市より指定されたタクシー会社を利用する場合に、その料金の一部を助成されており、タクシーの利用券が交付されています。

昭和時代より弥富駅周辺では、タクシーと言えばシバタタクシーと近鉄タクシーでした。この2社は福祉タクシーの対象の会社ですが、地域に愛されたシバタタクシーは今年初め頃営業をやめ、近鉄タクシーのみ見かけるだけになっています。そして今、市から配付されたタクシーチケットを持っていて、タクシーを利用したいのに近鉄弥富駅前にタクシーが来ない、呼べない、少ないという状況です。

助成対象のタクシーとしてもですが、そうでない場合でも、例えば弥富駅で降車し海南病院などへ行きたいという市外の人や単純に駅から自宅へ利用したい市民が、タクシーが見つからず待ち続けるなどが起きています。

近鉄弥富駅前のタクシー不足を市はどのように認識していますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市内のタクシー不足につきましては、高齢者等福祉タクシー料金助成利用券申請の際の介護高齢課窓口におきましても、タクシーの予約が取れないという声をいただいております。

タクシーは全国的に不足しており、名古屋近鉄タクシーに確認したところ、市内のタクシー不足については、蟹江の班を弥富に回すなどできるだけ対応はしているものの、シバタタクシー廃業の分を埋め切れていないとのことでした。そのようなことから、市民の移動手段が不足をしているものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 現在利用できる一般タクシー会社が6社あります。近鉄タクシー弥富・蟹江グループ、近鉄タクシー名古屋地区グループ、つばめタクシーグループ、フジタクシーグループ、東海交通、鯨第一交通の6社です。近鉄タクシー弥富・蟹江グループ以外は駅前で見ることはありません。営業区域外であるから弥富では客待ちができないということになります。では、残り5社はどこで弥富市民を乗せるのかというと、市外のどこかでということになります。

数字を知りたいので伺ってまいります。

令和6年度に対象となる市民に配付された助成対象の一般タクシーに乗車できるチケットの総配付枚数を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度の高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の総配付数は、1冊36枚つづりで1,149人の方に交付しておりますので、4万1,364枚となります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和6年度で利用された助成対象の一般タクシー会社6社とシバタタクシーの合計のタクシーチケット総使用枚数を伺います。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度の高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の使用枚数は、合計で1万2,902枚でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 計算しますと、総配付のうちの約31%が使われていて69%が使用されていないということになります。

各社の枚数を伺いたいと思います。助成対象の一般タクシー会社6社とシバタタクシーを合わせて7社について、1社ごとの令和6年度に使用されたタクシーチケットの使用枚数を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度のタクシーチケット使用枚数の内訳は、名古屋近鉄タクシーにつきましては、弥富・蟹江地区と名古屋地区を合わせて1社となりますので合計6,742枚、シバタタクシーが6,023枚、つばめタクシーが121枚、フジタクシーが10枚、鯨第一交通が6枚で、東海交通につきましては実績がございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 近鉄タクシーとシバタタクシーを足すと1万2,765枚で、使用されたチケットの99%がこの2社での使用になります。弥富市を営業区域にしていない会社は弥富市内で客待ちしませんから、ほとんどチケットが使われず数字がそのままに表しています。事務局の方、写真をお願いします。

近鉄弥富駅には南口と北口にタクシー乗り場がありますが、写真南口のタクシー乗り場ではタクシー待ちの市民や客待ちのタクシーをほぼ見ません。屋根がありませんから、雨や雪や今年の夏のような異常な暑さの中では待つのはとても大変です。

近鉄弥富駅の北口と南口にあるタクシー乗り場の土地はどこの所有か、設置費用はどこが出したのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 近鉄弥富駅の北口タクシー乗り場は、近鉄用地内において近

鉄タクシーが利用しております。南口タクシー乗り場は、本市所有の近鉄弥富駅南口広場内にあり、平成27年度に住民等からの要望により本市予算において設置いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 屋根を造るとか快適にタクシー待ちができるようにという段階ではない状況まで来ていると感じます。あまりにもタクシーが少ない状況です。

タクシー事業者が高齢者等福祉タクシーの指定を受けた事業者になりたい場合、弥富市に申請してくるとい形ですが、助成対象になっている現在のタクシー会社6社以外、最近弥富市から申請依頼の声かけをタクシー会社にはしていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年11月に近隣のタクシー事業者3社に助成対象事業者に加わっていただけないか問い合わせたところ、運転手不足や弥富市は事業所から遠いとのことで、加わっていただくことはできませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 工事が進んでいるJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業ですが、JR・名鉄弥富駅に北口ができます。北口にはタクシーの停車する場所ができると以前説明を受けております。

JR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業で新しくなるJR・名鉄弥富駅の北口では、どこのタクシー会社が客待ちをしてくれる予定になっていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 現時点におきましてはタクシー事業者との協議はしておりませんが、協議の前提として、駅前広場内は駐車禁止区域とするため、タクシーが客待ちをする場合には、駐車禁止規制の対象からタクシーを除外する必要があります。

この交通規制は、駅前広場の利用状況等を基に公安委員会により定められますので、今後公安委員会やタクシー事業者との協議をしていくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） JR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業では、莫大な弥富市の税金を使います。名鉄のホームも名鉄の駅舎も新しくなります。

名鉄の駅ですから質問したくなるんですが、弥富市を営業区域とする名鉄タクシーがあってもよいのではないかと思います。新しくなる名鉄弥富駅でありますから、市民のために名鉄弥富駅北口に名鉄タクシーを誘致する考えはありませんか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口広場への名鉄タクシーの乗り入れにつきましては、駅前広場整備の進捗状況等により情報提供等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 駅前のにぎわい創出にタクシーは大きく関わります。よろしくお願ひ
します。

最後に、弥富市が考える高齢者等福祉タクシー料金助成事業の意義をお願いします。教え
てください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成事業は、高齢
者の日常生活を容易に行うために、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成するこ
とにより福祉の増進を図ることを目的としているとともに、高齢者の外出を促すことによる
介護予防効果を期待するものであります。

この事業は、本市の高齢者に広く認知され利用されている制度であり、高齢者の外出促進
に寄与しているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） タクシー料金助成チケットの使用状況を見ても、31%の使用状況では
あまりにも少なく、市内で乗車できるタクシー会社が今後の鍵を握ります。タクシーがつか
まらないためチケットを余らせている市民が多数います。弥富市が所有するタクシー乗り場
もありますし、弥富市を営業区域として、かつ助成チケットが使えるタクシー会社をもっと
増やしてほしいと要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般
質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 伊 藤 千 春

同 議員 柴 田 英 里



令和7年12月10日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 3番 | 鈴木りつか | 4番 | 平居ゆかり |
|----|-------|----|-------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市長                                               | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長                                              | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長                                             | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長              | 水谷繁樹  |
| 総務課長                                             | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長                                             | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長                                             | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長                                             | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長                                             | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

|                   |       |                |      |
|-------------------|-------|----------------|------|
| 土木課長              | 西尾一泰  | 都市整備課長         | 三輪秀樹 |
| 下水道課長             | 早川昇作  | 会計管理者兼<br>会計課長 | 田口邦郎 |
| 学校教育課長            | 飯塚義子  | 生涯学習課長         | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |                |      |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記     | 鈴木悦子 |      |      |

6 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、鈴木りつか議員と平居ゆかり議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日、私のテーマは3つとさせていただきます。まず1つ目は、保育の隠れ待機児童や給食費など適切な対応をとということと、2番目としては、いじめゼロへの実現のための取組を、そして3つ目には、学校体育館に早期エアコンの導入をとという3点になっております。質問数が多いので早速取りかかせていただきます。

まず、弥富市の保育所では、発達支援などのために週に数回、児童が外部の発達支援施設等に通ったりする場合、保育所を利用しない日が一定数存在することがあります。給食を実際に食べていない日の分まで、月額、満額で給食費を負担している実態がありますが、それは本当に適切なのかというところで疑問に思う次第でございます。

そうした中、やはり保育所給食費を日割りにしない理由は何かあるのでしょうか。そして、日数に応じた負担へ見直す考えはありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） おはようございます。

お答えいたします。

保育所における給食につきましては、国の児童福祉施設等における食事の提供ガイドに基づき、子供の発育、発達状態、健康状態、栄養状態などを把握し、食事の提供と食育の取組を一体的に行い、アレルギーなどにも配慮した内容としております。

調理におきましては、あらかじめ作成された献立に従い、年齢ごとに食事に興味を持ってもらえるよう、栄養バランス、旬の食材の活用、味つけ、色彩、調理方法に変化を交えるなどし、毎月20日までには食材等を納入業者に発注しなければならず、各保育所の利用児童数

を考慮し、食材費を精査し、給食を提供しております。また、1年を通して安全な食事を提供するとともに、食を通じた豊かな体験と生活習慣の形成に努めておりますので、日割り計算による給食費の徴収は考えておりません。

なお、体調不良などによる急なお休みで保育所を利用しなかった場合でも、日割り計算はしておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに弥富の給食というのは、本当に自校方式で綿密な献立等を栄養士さんがしっかり立てられて作られていると。その点はすごい私としても評価しております。ただ、発達支援等で施設に通うということは、週に何曜日、何曜日と通わない日というのをあらかじめ申告してあるわけですよ。そういう中で調整は可能だと私は思います。

こうした条項の中で、市長の権限によって考慮できる文言が残されていますので、そういった部分から、要するに食べていない給食費まで請求するような、そんな冷たい行政じゃなくて、やっぱりそういったところには配慮していくと。特にそうした発達障がい等を抱えている御家庭というのは、通常でもやっぱり負担が大きいわけですから、そういう部分もしっかりと配慮できないかというところで、温かい弥富市にするために特段の配慮を、市長、そういった形で考えられないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど部長から答弁させていただいたわけですが、保育所等入所申込みのしおりというのが入所される御父兄の方々にはお配りされるわけですが、その中にはゼロから2歳児のクラスの給食費は保育料に含まれます。また、3歳から5歳児クラスの給食費は月額5,200円を御負担いただきます。なお、私的契約時の副食費は保育料に含まれますというようなことでお伝えをさせていただいておるところでございます。

1日ごとでできないのは、材料をまとめて購入しているからだというような答弁をさせていただいたところでございまして、保育所の保育料、給食費は、基本月額でいただいております。お子さんの急なお休み等に対しましてはなかなか対応できないものですから、1か月分をお支払いいただいているわけでございます。

ただ、那須議員の言われるように、そうやってあらかじめ分かっていたら、きちんとそのようなことで確実に1週間に2回違うところに通いますということが分かっていたら、それは何とか考慮できるのではないかなとも思いますものですから、これは今ルールがないものですから、一度所長会等々でしっかりとルール決めをしていただいて、対応ができればということで進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長から温かい答弁をいただきましてよかったなと思います。

本当にそういった形で個々で困っている方、そういうところに手を差し伸べていくというのは本当に大事なことだと思うんです。学校の給食費を無償化してくださいというと、日々食べるものですから、それは当然負担していただきますという形で返ってくるわけですよ。でも、食べていない分まで請求する。本人、あるいはその保護者による、例えば今日はちょっと休んでどこどこへ行くから給食は要らないよと、その分の給食を返してくれと、そこまでは私は求めていないんですよ。だけど、そうした事情のある中であらかじめ分かっているものであれば、ぜひ考慮してほしいということで、市長から前向きに答弁いただきましたので、ぜひ検討していただければと思います。

2番目へ移ります。

現状、保育所の給食費、主食費と副食費で5,200円という形で月額徴収となっており、保護者にとって1食当たりの単価が不透明で、その負担の妥当性を確認しづらいという点があります。そうした中で、保育所の給食費の1食当たりの実質単価は幾らでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度におきましては、1食当たり270円程度となります。

なお、この金額は食材費のみでの算出となり、調理に係る人件費や施設の維持費等は含まれておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、週二、三回休まれると500円だったり週にかかってくるわけですから、2,000円なり3,000円なり月々に負担軽減できるという部分があるかと思っておりますので、ぜひ検討していただければというふうに思っています。

また、もともとやっぱりこうした保育所、学校も含めてですけど、給食費の負担を極力下げていくと。お隣の愛西市では、保育所給食費、副食費の減免を大幅に行っています。なので、月々の負担が1,000円程度という状況になっています。多くの自治体では、保育所に限らず学校の給食費も含めて無償化したり、あるいは半分にしたり、そういう自治体も増えていきますから、ぜひこうした機会も捉えて、給食費の負担を下げたいというふうに思っています。

続けます。3つ目です。

今、土曜日午後保育が今年度より始まりました。南部保育所における土曜午後保育の現状はどうなっているのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年度から開始しました南部保育所での土曜

日午後保育につきましては、4月から10月までの延べ利用児童数は199人で、1日当たりの平均利用児童数は7人程度であります。保育する職員の体制につきましては、利用児童数や児童の年齢、配慮の必要性により変動いたしますが、正規職員2人と会計年度任用職員1人で対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今年度から始まった制度でございますので、なかなかまだ利用数は伸びていないかなと思います。

そうした中で、私も伺っていると、土曜日午後保育が実施されていること自体を御存じなかったというようなお声もありました。周知が不十分だった可能性があります。土曜日午後保育の周知はどのように行ってきたのか、今後どのように改善される予定でしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 周知の方法につきましては、これまで南部保育所の在所児の保護者に対してはすぐ一配信中で案内し、本年度からの新入所児の保護者に対しては、面接時に案内しております。また、5月入所以降の申込みの保護者に対しては、保育所等入所申込みのしおりにより周知に努めております。

保育所の入所に当たりましては、保育所において、土曜日午後に限らず、保護者の就労や疾病等により、家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育をするものでありますので、土曜日の午後に保育を必要とする児童がおられる保護者からの問合せには、入所申込みのしおり等により丁寧な説明を行っております。今後におきましても、保護者に対しまして周知及び説明を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 土曜日午後保育については今年度から始まったんですけれども、やっぱり仕事が今までの関係上すぐには切り替えられないと思うんです。今までは、やっぱり土曜日午後保育は預けられないという状況の中で、土曜日休み、あるいは午後休みという仕事の職業選択をされてきたと思うんです。それが切り替わったときに、土曜日午後保育というのは一気に需要が増えてくるかなと思うんで、すぐには多分増えないと思います。

そうした中で、ただ弥富市が本当に土曜日午後を解禁したんだよということを大きく広めていくことは、今の弥富市の子育て世帯にとって大きな安心感を与えますので、ぜひ周知に頑張ってくださいと。

今、南部保育所の在所児にSNSのすぐ一配信中のほうで配信されておりますけど、やっぱりその保護者だけじゃなくて、ほかの施設も、今現状としては土曜午後保育を行っている保育所というのは南部保育所1か所ですから、その他の保育所についてもやっぱり周知していく

必要があるんじゃないかと思っていますので、その辺も含めての周知の検討をお願いします。
では、続けます。

保育所で、今年4月、私が保護者の方から伺うと、保育所に入れなかったというお声を聞いております。そうした中で、今年4月の待機児童数と年齢別の状況というのを教えてください、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の本年4月1日現在における待機児童数調査においては、待機児童はございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 待機児童はありませんでしたと。私が聞いている話は入れなかったということで、食い違いが生じています。それはなぜかというところで私も確認してきたんですけども、その保護者の方は、ある1か所の保育所のみ希望でした。その他の保育所を案内されたけれども、やっぱり地理的条件だったり、兄弟等が通っていたりということで、それを選択しなかったということで、私は入れなかったけれども、市としては待機児童にカウントしないんですね。要するにほかの受皿がある場合は、待機児童としてカウントすることがないというのが全国的な待機児童のカウントの仕方だと思います。

そうした中で、先日、厚生文教委員会で船橋市に視察に行かせていただきました。船橋市のいいところは、待機児童と国が示す基準の待機児童、さっきの弥富市がカウントしている待機児童と同じ計算方法と、もう一つ分けて、隠れ待機児童というカウントをしておりました。隠れ待機児童というのは、その園を希望してそこに入れなかった。ほかの園はあるけれども、そこに入れなかったとして、それを待機児童というふうに捉えて、それを隠れ待機児童という形でカウントしておりました。

遠方の保育所を案内されて実質入園できない、希望の保育所に入れずに復職が困難になるなど、隠れ待機児童の存在というのは今後注目を浴びてくると思います。こうした希望園に入れず、実質的に入園できない隠れ待機児童を市はどのように把握しているんでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 先ほど答弁しましたとおり、4月1日現在において待機児童数はありませんが、5月入所以降の申込みは随時受け付けており、その際、保護者が希望する保育所の受入れ可能人数等に余裕がない場合は、近隣の保育所への入所を御案内することや入所をお待ちいただくこともあり、結果として待機となりますので、その段階で把握しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 把握されているということですので、隠れ待機児童数というのは今把握しているでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤児童課長。

○児童課長（伊藤一幸君） おはようございます。

こども家庭庁が待機児童の定義から除外している特定の保育所を希望している等により入所できていない児童数は56人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 56人ということでした。

こうした希望園に入れないことで、送迎困難であったり復職遅延など保護者に大きな負担が生じています。希望保育所に入れず困っている家庭に対してどのような対策を講じていくのか。来年度の保育所希望者について、その解消はできる見込みなのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保育所への入所につきましては、入所基準に基づき認定しており、入所申込みの際に保護者が希望する保育所の受入れ可能人数等に余裕がない場合は、近隣の保育所への入所を御案内することや入所をお待ちいただくことを十分に説明し、御理解いただくよう努めております。

来年度の保育所入所申込みにつきましては、現在受付期間中でありますので、申込期間終了後に新年度の準備と職員の体制を整えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今現在、希望保育所に入所できないというところの背景には、保育所のキャパ、面積とか、敷地面積自体、要は教室自体は空いていると思うんですよ。でも、それが確保できないというのは、やっぱり慢性的な保育士不足にあるかというふうに考えています。以前からそれも申してきたし、行政側もそのように言ってきました。

そういう中では、船橋市のほうに出向いて、保育士の確保について、厚生文教を通して今回視察に行きましたので、その視察報告等もまた後でまとめて出されると思います。そうした中で、本当にそういうところを研究しながら保育士確保に一步でも二歩でも進んで、やっぱり希望園に入れないということがないように、今後弥富市として対応を求めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ厚生文教の今後出す予定のまとめについてしっかりと目を通していただいて、研究していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、第2テーマに移らせていただきます。

いじめゼロ実現のための取組をということでございます。

弥富市には、4年前深刻な事案がありました。こうした中で、やはりいじめゼロという形

でかじを切ってきたのかなというふうに思っています。そのためにも、スクールカウンセラー等、中学校には常勤配置、そして小学校にも倍の日数ぐらい増えているという状況があるかと思えます。ぜひそうした形で活用を考えていただきたいというふうに思っています。

その中で、いじめが深刻化する背景には、学校が児童間のトラブルを軽く扱う、初期対応が不十分、あるいは隠蔽に見える対応といった構造的な問題が指摘されていることが多いです。全国の重大事態の多くが初期トラブルの段階での見落とし、学校内での過小評価、これぐらいという思い込みと、保護者や教育委員会の情報共有不足などによって、本来防げたはずの案件が悪化してしまったケースがあります。

本市でも同様のリスクがあると考えて、以下質問させていただきます。

まず大前提として、弥富市におけるいじめの定義とは何でしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） いじめは、いじめ防止対策推進法第2条に、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されており、本市でも同じ理解であり、本市のいじめ防止基本方針に明記しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市のいじめ防止基本方針にいいことが書いてあるんです。その対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものというふうに記されていると思うんです。それはその児童だけではなく、その児童の保護者に対してもやっぱり苦痛を感じているものではあってはならないというふうに感じておりますので、丁寧な対応を求めていきたいというふうに思っています。

小・中学校におけるいじめの認知件数は直近年でどの程度か、また増減の背景についてどのように分析しているのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小・中学校におけるいじめ認知件数は、令和4年度は99件、令和5年度は139件、令和6年度は139件、令和7年度は10月末現在で67件であります。

いじめの認知件数ですが、令和5年度に大きく増えた一番の背景といたしましては、令和4年度から本市がスクールカウンセラーの学校配置を積極的に進め、教職員が日常的に心理の専門家と意見交換をする機会が増え、それによって児童・生徒の小さな変化に早期に気づくことができるようになるなど、学校及び保護者のいじめについての認知姿勢が定着したためであると分析しております。また、SNSの普及によるネットいじめの増加も要因の一つだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そのうち、過去3年間で重大事態と判断されたケースの有無、その際の対応について説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 過去3年間でいじめの重大事態として扱った件数は3件ございます。そのうち2件は学校が調査主体として対応を行い、もう一件は、教育委員会の諮問に応じたいわゆる第三者委員会である弥富市いじめ問題専門委員会が調査主体となって対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうして過去の事件よりのいじめ件数と、あるいは重大事態とカウントしていただきましたが、件数自体は確かに増えていると。でも、それを可視化したんだという部分については、僕はすごく前進していると逆に思っているんです。

そうした中で、重大事態につながる案件をやっぱり減らしていく必要があるんじゃないかと。いじめの件数は多くても重大事態にならなければ、そこで解消されているという理解でいいと思うんですが、ただ重大事態という中では、やっぱりそれがうまく解消できなかったと。幸い事件のようなトラブルには発展していないですけれども、一步間違えればそういう形になる可能性だってあるという中で、重大事態をやっぱり解消していくということも含めて質問していきたいと思っています。

現在の児童間のトラブルをよくあること、よくあるんですけれどもよくあることとか、子供のけんかとか、そういった形で処理してしまうといじめに発展してしまう危険性があるわけです。そのトラブル段階での初動の質というのがいじめの深刻化を左右する状況になります。

弥富市では、具体的な聞き取り手順、加害、被害双方のケア方法、教職員のバイアスを排除する方法、バイアスというのは先入観とか思い込みとかそういうことですからけれども、そういったことを排除する方法、これらを明確にした初期対応マニュアルが整備されているんでしょうか。また、教員の経験則に頼らず、誰が対応しても一定の質を確保できる仕組みというのをどのように構築しているんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） いじめ防止対策推進法第12条の地方公共団体はいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるを受け、教育委員会は、弥富市いじめ防止基本方針を策定しております。その中に、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの解決等が記されており、各学校においても、毎年度当初にそれに沿って研修を行い、共通認識を持って対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） やっていること自体はいいことだというふうに思いますが、残念ながらやっぱりそれが実践に伴っていないくて、重大案件につながるケースというのが出てきてしまっているという状況だと思います。

そうした中で、学校内で案件を抱え込むとリスクが膨らんでしまうために、それを避けるために、学校が判断を誤った場合、教育委員会がどのようにチェック機能を果たしているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 児童・生徒等によるトラブルが発生した際には、担任は主任や管理職に報告するとともに、関係する児童・生徒からの情報収集を行います。校長は校内の生徒指導部会を招集し、情報の共有を図るとともに、事後指導や保護者への連絡等の指示を行います。その事案がいじめの可能性がある場合には、校内いじめ・不登校対策委員会を開き、今後の対応等について協議、確認を行います。この会にはスクールカウンセラーも参加し、心のケアの視点で意見を述べます。その後、事案によって必要と思われるスクールソーシャルワーカーや児童相談所、教育委員会事務局も加わるケース会議で対応を進めてまいります。

認知された事案については、いじめ事案進行管理表によって教育委員会に報告され、各月の兆候察知、認知、経過観察、解消、再発の状況を見える化しており、このような一連の流れの中で、情報共有や透明性は担保されていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 透明性や情報共有ができていますと言われますけれども、その点についてはもうちょっと後で指摘したいというふうに思っています。

続けます。

学校側の対応はやっぱり不十分だと感じたときに、保護者の方は隠蔽ではないかというふうに不信感を抱くわけです。そうすると、小さな案件だったものがどんどん膨れ上がってきて、手のつけられないような重大案件に発展していくケースがあるわけです。これを防ぐために本市はどのような対応を行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） いじめを受けた児童・生徒の保護者が学校や教育委員会に対し、隠蔽ではないかと思われることは残念ながらございます。そう思わせてしまう一番の原因は、スピード感と情報量だと考えております。したがって、聞き取りによって明らかになった事実の記録を作成、管理するよう管理職に指示をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一番の原因はスピード感と情報量だとおっしゃいました。でも、私は

違う考えでいます。それは何かというと、やっぱり誠意だと思うんですよ。包み隠さず、ちゃんと事案に対して真摯に向き合っているかどうか。これは大事なことです。それを、後ろめたい、失敗したときにやっぱり人間というのは隠したいもんですから、それを何か隠してしまうと。そういう心理が働いて、それが保護者の方、あるいは児童にうまく伝わらないと、これはやっぱり隠蔽なんじゃないかというふうになって、それが不信感を招いて、どんどんトラブルとして重大案件に発展していってしまうんです。だから、そうじゃなくて、やっぱり誠意を持って対応するということが一番大事だったというふうに思っておりますので、ぜひその点を理解していただければというふうに思っています。

そうした中で、児童間にトラブルが発生した際、初期対応が一番大事なんですよ。学校が事実関係を十分に把握せず、先生も見ていないばかりじゃないもんですから、見ていないときに発生するトラブルだってあるわけですよ。そういう中で、その事実を十分に把握せずに、誰々ちゃんがああ言っているからとか、そういう形で対応してしまうケースがあるんですよ。そういう中でやっぱり間違った対応をしてしまうとかいう可能性が出てくるわけです。その初期対応の質を改善していくというのは本当に必要だと思うんですが、その質をどのように改善していくように考えていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 議員が言われるようなケースはゼロではございません。とりわけ当事者同士のトラブルで周りで見聞きした生徒がいない場合や、反対に複数の児童・生徒が関係している場合は、聞き取っていく過程で事実と思われていたことが変わっていくことがあります。学校は、公平性、中立性を確保しながら、双方の主張を聞き取り、事実関係の精査をすることが必要となります。先ほど述べたケース会議やいじめ不登校対策委員会等は、複数の目で検証する場でありますので、そこで様々な角度から意見を交わすことで、よりよい対応に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ケース会議とか、あるいはいじめ・不登校対策委員会というのは重要な機関だとは思いますが。とはいえ、それが発足する頃にはもう結構な重大な案件に発展してしまっている状況だと思うんです。そうじゃなくて、もっと先の段階、本当に子供のトラブル、子供のけんかと、そういう状況の中から、やっぱりいじめの芽をなくしていくという初動の対応を強化してほしいということだと思います。

そうする中で、いきなり会議とか持つと本当に大変だと思います。なので、やっぱりスクールカウンセラー等をしっかりと有効活用し、相談しながら、あるいはスクールカウンセラーの方にもしっかりと見守っていただきながら、複数の方で最初から対応していくということが望ましいかと思っておりますので、そのような努力をぜひしていただきたいと思っています。

教員の対応がよかれと思ったけれども結果的に特定の児童を不利な立場に追い込んでそれがいじめに発展することを防ぐためにどのような指導、仕組みを整えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 繰り返しとはなりますが、先ほどお答えしました様々な立場の者が参加するケース会議やいじめ不登校対策委員会で校長がリーダーシップを持って指揮を執り、教育委員会もそこに積極的に介入することで、誤った理解で児童・生徒を追い込むことを回避するよう努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それはそのとおりなんです、私はもっとその段階の前から対応してほしいということを再三申し上げておりますので、子供のトラブル、子供のけんか、ちょっとしたこと、その段階からその生徒・児童を気にしながら、スクールカウンセラー等にも相談しながら複数で対応していただきたいというふうに思っています。

教職員のトラブルやいじめの初期対応の能力の向上のための研修や、あるいは専門家の関与について行っているのでしょうか。その内容や回数などについてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教職員につきましては、スクールカウンセラーが講師となり校内で研修を行っております。また、スクールカウンセラーに対しては、スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修会を年3回行っています。校長に対しては、昨年度は県スクールロイヤーを講師に法律及び人権の視点で研修会を行い、今年度は来月にいじめ重大事態への対応や未然防止の研修会を予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 毎年3回等行っているということですので、研修については一定把握させていただきましたが、その研修というのは、聞いたことを実践して効果を発揮するものですから、ぜひ研修を今後も続けていただきたいと思います。

そうした中で、担任の先生の判断のみで対応すると、それはやっぱり偏りが生じやすいために、スクールカウンセラーなどが初期段階から、ここが大事ですよ、初期段階から関与できる体制が必要だと考えますが、スクールカウンセラーをより活用するための連携強化と体制整備はどのように考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、令和4年度以降、スクールカウンセラーの配置時間数を増やし、日常的に同僚としてカウンセリングマインドを学ぶ環境を整えると同時に、相談業務のない時間帯においては、カウンセラーが児童・生徒の様子を観察し、それを担任等に伝える体制の整備を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにスクールカウンセラーの配置自体は増えたんですよ。中学校は常勤配置、小学校では今までより倍に増やした、あの事件をきっかけにね。そういう中では、弥富市としては努力されたとおっしゃるんですけど、今では配置しただけなんですよ。やっぱりそうじゃなくて、スクールカウンセラーとの連携を強化することによって、初期対応からなることによって、今可視化されていじめの件数自体は増えました、小さなトラブルからカウントするもんだから。いじめ件数は増えましたけれども、今度はそこから減らしていくための取組が必要だと思います。

それは、やっぱり担任の先生だけだったり、あるいは学校現場の教員だけに任せていくと、なかなか今多忙の中で難しい状況があるわけですよ。だからこそ、こうしたスクールカウンセラーの活用というのをもっとうまく使えるように。名古屋市さんなんかは本当にうまく連携しながら、大きな巨大な人口を抱えながらも重大ないじめに対応している案件というのが少ないんですよ。だから、やっぱりそういったところを目指しながら、弥富市としてもいじめ対応を強化していく必要があるかと思います。

このような中で、教員側の判断に偏りが生じた場合、学校としての公平性や中立性というのをどのように担保していくんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 聞き取り調査を進めていく中で、新たな事実が分かったり、事実認定の誤りが判明したりした場合は、速やかにそれを当該児童やその保護者に伝えるよう努めております。また、公平性、中立性を確保するため、学校以外の視点として、教育委員会だけでなく外部の専門家にも参画していただくよう努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御答弁としてはすばらしい御答弁だと思うんですけども、ただ残念ながら実態はそうっていないという状況が私の耳にも届いているわけです。

こうした中で、本当に中立性、公平性を確保するために、第三者の視点を増やしてほしいというふうに思っています。特にいじめ対策協議会というのが行われておるわけですが、重大案件になると、教育委員会等の内部メンバーが中心で構成されております。そうした中で、この第三者性、透明性をどのように確保していくんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本方針では、いじめ重大事態の調査は、学校の設置者である教育委員会か学校が行うものとされております。本市においては、すぐに設置できるように、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者の構成員はあらかじめ選定しており、事案の内容に応じて警察や人権擁護委員等の専門性の高

い方を臨時委員として加えることができる体制を整えております。委員には、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有していない者であることを確認しております。これにより、第三者性や透明性を確保しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうした中で、残念ながら加害者側と被害者側、どっちの意見もあると思うんです。そうした中で、特に被害者の方がこの人を推薦したいというふうに行っても、それがなかなか通らないという話もあるわけです。だから、やっぱり被害者からの推薦枠等もしっかりと考えていって、お互いの立場から意見をぶつけ合いながら、ぶつけ合うと言ったら変ですけど、お互いが話し合いながら合意形成を図っていくことで、保護者自身の気持ちも納得されるでしょうし、やっぱりそれができてこそ初めて透明性の確保、公平性の確保ができるんじゃないでしょうか。

今、学校や教育委員会が設置を行うということで、どっちかというところ側に偏ってしまうんですよ。そういう中で、やっぱり本当に調査されているのかという不安を取り除くためにも、そうした第三者、あるいは被害者側の推薦する方については極力採用していくことが必要だと思いますので、ぜひその点についても考えていただきたいと思っています。

続けます。

教員数や教員の負担が多い、そういう現状を踏まえつつも、児童や保護者に対して丁寧な説明と対応をどのように徹底していくのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 御指摘のように、一人一人の児童・生徒をよく見ようとするには、教職員の多忙化や負担の軽減、解消は大切なことと考えております。本市では、教職員の業務負担の軽減を図るため、特別支援教育相談員、図書事務補助員、スクールサポートスタッフ及び校務補助員等を雇用しております。それによって生み出された時間を教職員は児童・生徒一人一人に寄り添い、小さなサインも見逃さず、保護者と連携を取りながら対応できる体制を整備しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 様々な方がサポートとして入られているということなんですけれども、そういう中で、とはいえ生徒対応はやっぱり先生任せになっちゃっているという状況になるんですよ。だから、最後後段に述べられたように、小さなサインを見逃さず、保護者と連携を取れる、こうしていれば重大案件につながっていないケースというのはたくさんあったと思うんです。それが残念ながら今できていないから、残念ながら重大案件に発展してしまうということになっているかと思うんです。だから、こうした中で、先生一人に任せるんじゃなくて、それをサポートしてあげる、複数の方で児童・生徒を見ていくという体制が必要だ

と思います。

とはいえ、現状の中、どんどん教員の数が減らされていく中で、それを今の体制でやれと言ったってそれは無理な話だと思うんです。そこでやっぱり私としては、今先進的に弥富市が導入されたスクールカウンセラー、ここにやっぱり注目していくべきだと思うんですね。スクールカウンセラーは今、中学校は常勤配置、小学校でも週に3回以上来ているわけですよ。だから、やっぱりこういう人たちに協力を仰いで、一緒に見てもらう。ささやかな、本当に小さなトラブルでも、先生方がこういう対応をしてしまったけれども、これが正しかったのかどうか、あるいはこの生徒の気持ちというのをどう考えているのかどうかということスクールカウンセラー等に相談しながら、一緒に小さな芽を解消していくという体制をつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひスクールカウンセラーの活用というか連携強化をお願いしたいというふうに思います。

そして、もう一つは、子供たちの人権教育というのを引き上げていくことによって、いじめというのはいじめにくい環境をつくり出すと思っております。こうした中で、人権教育や子供の自主性を大切にした道徳教育などの取組等はどのように行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 道徳教育や人権教育は、授業以外でも、外部の講師をお招きし、人との関わり方や命の大切さ、思いやり等の気持ちを育む取組を行っております。さらに、小学校では、友達同士の関わり方を学ぶシンプルプログラムや一人一人のウェルビーイングを高める集団づくりなどに取り組んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 言われることが行われているということであれば、それはいいことだと思います。

私はもう一步踏み込んで、やっぱりケース的な事案、学校内で起こった、あるいはクラス内で起こった事案に対して、そうやって考える時間というのを設けたほうがいいかなと思っております。そこにはやっぱりスクールカウンセラー等も入って、助言もいただきながら、せっかくいらっしゃるんですから、そういう方を活用しながら対応できればいいかなと思っておりますので、ぜひもう一步踏み込んだ形で頑張っていたいただきたいと思っております。

そして、もう一つの視点として、今SNS相談というものだったりオンライン相談システムというのが近年活用しやすいということで行われています。近年ICTを用いたいじめ相談が普及している中で、弥富市として子供が匿名で相談できるオンライン窓口の導入というのを検討しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 自分の名前を明かさなくても話を聞いてもらったり、相談できる

オンライン相談は有効なツールであると考えております。オンライン相談につきましては、文部科学省のサイト「子供のSOSの相談窓口」において、SNSで相談ができる窓口を複数紹介しております。また、愛知県教育委員会では、LINEを使ったSNS相談窓口「あいちこども相談」を開設しており、本市もメールなどで相談できる「やとみっ子お悩み相談室」を開設しているところでございます。

教育委員会としましては、これらを市ホームページで紹介し、子供たちや保護者への周知を図るとともに、校長会を通じて、改めて子供たちへの周知を学校に依頼してまいります。

なお、オンラインによる相談につきましては、このように国や県、本市でも既に行っておりますので、子供たちにとって身近な教育委員会としましては、スクールカウンセラーによる対面での相談に力を入れていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 県等で対応が取られているのは承知しております。

そうした中で、やっぱり個別に自分の学校の事情を知る中での相談ができると、もっとその子にとっての解消が図られるかなというふうに思っておりますので、今やとみっ子お悩み相談室ということでやっていらっしゃるということですが、あまりちょっと私も不勉強で、こちらのほうについては、今現状小学校に通わせている親としても知らなかったという状況なので、こうしたところをもっと周知していく必要があるんじゃないかなと思っています。

じゃあ続けます。

今教員数が少なく多忙であるため、丁寧な対応がおろそかになっている実態があります。弥富市として、教員の業務負担の負担軽減、教員の加配、あるいはトラブル対応に専門性を持つスタッフの配置など、学校任せにしない支援策を考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 多忙がゆえに丁寧な対応がおろそかになっている状態があれば、それは決してあってはならないことだと考え、教職員の研修とともに、負担軽減のための支援策をこれからも講じてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 多忙であると、やっぱり丁寧な対応というのはどうしてもおろそかになってしまうと思うんです。それはあってはならないと言いますが、やむを得ない部分があるわけですから、教員の負担の軽減をしていくことによってゆとりが生まれると。ゆとりが生まれなければ丁寧な対応というのはできませんから、そこは教育委員会もうまくサポートしていただきたいと思ひますし、教員というのはやっぱり一人で抱えてしまうことが目立つんですね。どうしても自分のクラスの受持ちだと、そのクラスの悩みというのは一人で抱えがちなんで、そこをフォローアップできるような体制、相談できるようなところがあると

私はいいかなと思いますので、そういう意味では、もちろん学年主任や校長先生をはじめ、そしてもう一つはスクールカウンセラーも含めて、気軽に担任の悩みを解消できるような体制をつくっていただきたいというふうに思っていますので、ぜひ今後の研究をしていただきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、学校任せにしない市主導のいじめ対策を行うために、市としてスクールカウンセラーなどの早期介入、介入ですよ、配置はされておりますから介入です。教職員の研修強化など、学校に任せず市が主導的に取り組む具体策、あるいはいじめゼロを目指す上で、市としてどのような施策強化を計画しているのか、また教育委員会として学校現場の負担を抑えつつ、効果的にいじめ対策を進めるための方策を考えているでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 児童・生徒の小さなサインを一番早く気づけるのは、その一番近くにいる保護者であり、学校の教職員です。教育委員会として、親の孤独感を軽減できるようにPTA活動を支援し、困ったときに相談できるスクールソーシャルワーカー等との環境づくりを進めております。

また、教職員へは、スクールカウンセラーや様々な専門職と協働して、一人の先生としてではなく、学校として児童・生徒に寄り添える教職員集団となるよう支援してまいります。そして、児童・生徒には、周りの人たちとストレスを感じることなくコミュニケーションが取れるような力を育てまいります。

国の示すガイドラインでは、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得るとされており、いじめゼロを目指すことは、議員の言葉にもあったように隠蔽を招くことにつながります。教育委員会としましては、いじめ見逃しゼロを目指して、これからもこれらの取組を地道に積み重ねることで、いじめが減り、児童・生徒が安心して通える学校になっていくよう努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにいじめゼロというのは、それは現実的ではないと考えています。ただ、それを目指さなければいじめはなくなっていくと、そのように感じています。

先ほど、いじめ見逃しゼロとおっしゃいました。確かにスクールカウンセラー等が入ったことによって、いじめ件数の可視化がされたんです。だから、件数としては、九十何件から百三十何件に増えているんですよ、残念ながら。でも、それは悪いことじゃなくて、ようやく見えた、ようやく私はスタートラインに立ったという認識なんです。だから、ここから、じゃあこの数を減らしていくための努力をしていく必要があると。

トラブルというのは、小さいうちに解消していけば、そんな重大な案件にはならないかも

しれないんですが、それを放っておいたり、あるいは対応を間違ったりしてこじれてしまうと、どんどんエスカレートして重要な案件になってしまうんです。それが今のいじめの重大な事件に発展してしまっている。その現状が弥富市にも残念ながらあるわけですから、そこをやっぱり初動の段階で小さな芽のうちからなくしていく。そこにやっぱり視点を置いた教育委員会、あるいは学校の体制づくりが私は必要だと思います。

そういう中では、弥富市として本当に先進的にスクールカウンセラーを増やしました。それはすごくいいことだと思うんです。言い換えれば、新しいものを手に入れたんです。だけど、その使い方がいまいち分かっていないがために、使い切れていないというのが今の弥富市の現状だと思うんです。だからこそ、ぜひせつかく配置されたスクールカウンセラーをうまく活用して、いじめの件数を少しでも減らすような努力、特に一番肝腎な初期対応においてその芽を摘めるような、芽を取り除けるような形でぜひ対応していただきたいというふうに思いますので、そのことを含めて次の質問に移らせていただきます。

3つ目、学校体育館に早期エアコンの導入をということで、昨日、横井議員からもエアコンの質問がございました。

今、本当に酷暑環境が深刻化する中で、体育館の熱中症のリスクの対応は急務であります。令和10年開校予定のよつば小学校に先にエアコンを設置してから他校を検討すると市の方針では言っていました。昨日では、令和9年から12年の間に行っていくということですが、そうした中ではやっぱり整備が大幅に遅れる懸念がある。令和12年というともう5年後という話になりますから、もう5年も待ってられないというところなんです。だからこそ、よつば小学校の整備後を待つんじゃなくて、他校の体育館のエアコンも一斉に検討してはどうかと思いますが、その検討というのはなぜできないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和9年度は、よつば小学校という大きな大事業を執行しているところでございます。また、本市において大規模工事につきましては、事業を精査して優先順位を決め、計画的に、また事業の平準化を検討しながら進めておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 事業の平準化ということも分かるんですが、ただ児童の安全確保を考えると、今の整備ペースでは対応が遅いんです。後手に回っていると思います。やっぱり体育館のエアコンの整備のペースを上げていく必要があると思いますが、そのペースを加速する考えはあるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校体育館へのエアコン整備は、児童・生徒の学習環境向上、そして災害時の避難場所としての機能強化につながる重要な施策であると認識しており

ます。

本市では、小・中学校において長寿化改良工事や教育環境の向上など、施設の機能強化に努めております。また、総合体育館をはじめとする社会教育施設においては、地震災害による天井落下の危険性を防ぐため、特定天井撤去工事を行い、安全対策を講じてまいりました。

大規模災害時には、学校だけでは避難スペースが不足する可能性もあり、それを考慮しなければなりません。小さなお子さんや妊産婦の方、介護を必要とする方など、特別な配慮をする方々のためのスペースも確保する必要があります。これらの課題をバランスよく解決するため、本市では施設の整備を効率的に進めており、まずは現在進めております計画を着実に進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 避難所となる社教センターなどのそういった施設のところもやらなきゃいけないということですけども、それはそのとおりですけども、とはいえ学校の体育館だって待ったなしなんです。だから、それをやっぱり考える上で、今国の補助制度や起債などを活用していけば、複数校、あるいは一斉に並行して整備を進めることも可能だと思います。よつば小学校と並行して、既存校の体育館へのエアコン整備を進めることはできないのでしょうか。財源確保やスケジュールの調整によって、整備の前倒しを検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校体育館の空調整備につきましては、令和12年度の完了を目途に、国の補助金や交付金を活用して準備、整備を進めてまいります。整備に当たっては、複数校同時に設計、工事を行い、計画どおり事業執行してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 令和12年度までに完了するという事なんですが、5年後ですよ。それじゃあ遅いんです。本当にもう来年にも再来年もつけてほしいという状況になりますから、ぜひそのペースを前倒しして、言い方が悪いですけども、どのみち借金で、起債で対応していくわけですから、それが1年、2年ずれたって、どっちにしろ返済する時期というのはかぶってくるわけですよ。だから、そういう中では、1年、2年ずらすんじゃなくて、じゃあいつそのこともう前倒してやるということをやっぱり視野に入れて検討していただきたいと思っておりますので、強く要望して質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 13番 加藤克之です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、日常、ふだんの平時の生活の中で安全に取り組んでいくこと、その充実を図り、防災、災害対策の強化につながっていく、このような内容を含めながら質問をさせていただきます。

本日も議場には、昨日から花卉組合の皆様方からポインセチアを寄贈していただいております。ありがとうございます。花言葉、ポインセチア、皆さんも改めて御存じかと思いますが、一度また確認でしたいと思います。本日の赤は、私は燃えている心と、それから祝福をする色でもございます。そしてまた、白はあなたの祝福を祈るという意味があります。黄色はあなたの幸せを祈るという意味であります。最後、ピンクですが、思いやりですね。やはりそれぞれ四季折々の我が議会は行政を行っていくわけで、それぞれ色も花もいろいろな意味があります。その中で含めながら、皆様方の生活もどなたに与える、花を与える、そしてまた自然を与えるということは喜ばしいことだと思ふ次第でございます。

また、12月に入りまして、日に日に寒さも一段と厳しくなってきました。年末の忙しさが本格化するようになっていきます。師走に入りまして、日暮れの早さも感じますし、また本日は、弥富市において近鉄弥富駅南口ロータリーにて、今年も輝きます、イルミネーションの点灯式が本日17時から予定もされておられます。

本日この点灯式も、雪だるまも飾ったり、文鳥もあり、金魚もありと。身も心もわくわく、どきどきするような日々が令和8年1月30日まで、17時から22時まで点灯しています。これも地域住民の治安と、そして明るさと安全対策、そういうのを備えていると感じる次第でございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回、平島地域におかれまして、おみよし松北側にある旧テニスコートの現状と今後の活用についてお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現状としまして、敷地面積はおおむね1,000平米ほどあり、未舗装で更地の状態でございます。現在は、隣接するおみよしテニスコートの利用者や日の出小学校の行事の際、保護者駐車場として利用しており、今後も同様に取り扱ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 一応今の状態はということで聞きましたが、やはり平島にとっても、

日の出小学校、それから新しく今テニスコートも非常に利用者が多い。そして、中学校の大会も、練習試合等も非常にテニスコート盛んでございます。そういう中で、市民の声を本日新たに付け加えます。ですから、この質問をさせていただきました。

改めて、今年市行政側とひので公園にて、弥富市の建設組合の皆様方とマンホールトイレの研究をさせていただいて、私をはじめ、鈴木りつか議員をはじめ平居議員、伊藤千春議員、柴田議員も参加してマンホールトイレの勉強をさせていただきました。

そういう意味で、災害、防災という言葉の中で、やはり水と衛生面、これは常に永遠のテーマだと思います、生活をしていく上で。ですから、市の面積があるんで、少しでもあの公園、コンパクトな公園、平時には普通の公園、もしくは災害になったときには防災の公園と、コンパクトな形。マンホールトイレを整備するとか、かまどベンチを設置するとか、人感照明灯を設置していくとか、自転車置場を整備していくとか、やはり今ある土地の利活用を考えていくべきじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、財源とかいろいろ思う節はあるかと思いますが、やはり多くの利用者もおり、安全面は常に考えていかないといけないと思います。

その隣に倉庫が建っているんですけど、これも桜コミュニティの倉庫になっている。木々の大きな樹木もあるわけでございますし、そして4年前ですと、フェンスが倒れて、今は普通にロープが張ってあるだけと。そういう意味で、どのようにあそこの土地を今後地域住民に、そしてまた多くの方に弥富市に来ていただいて整備をするか、これは一度考えていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。そのことが、次の公園の整備とか、少しでも身近な人口密集地域、平島地域に多くの方が少しでも訪れる形が作り上げられるといいのかなというふうに思いますので要望させていただきます。

2番目、質問させていただきます。

総合社会教育センターの防災対策の強化は今どのように行っていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合社会教育センター施設における防災対策としまして、地震等の震動及び衝撃によって脱落のおそれがあるつり天井を撤去するため、令和4年度から令和5年度にかけ、総合体育館アリーナ特定天井撤去工事を行いました。また、本年度には、中央公民館ホール特定天井撤去改修工事を行っております。今後も施設の防災対策には努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 総合社会教育センターは、今の部長の答弁のとおり、今しっかりと着実にここを整備していこうという思いで進んでいる状況でございます。

それに引き続いて、次の質問もいただきます。

総合社会教育センターの備蓄品の現状、状況は、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総合社会教育センターの備蓄品につきましては、主にアルファ米、クラッカーなどの食料品をはじめ、布団、毛布、タオルケット、マット、各種タオル、段ボールベッド、間仕切りパーティション、各種仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、蓄電池、ガスコンロ、大型扇風機、各種感染対策品などを配備しております。

避難所生活が長期化する大規模災害時は、国が被災者の命と生活環境に直結する必需品を調達し、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援において物資が供給される仕組みが構築されております。このプッシュ型支援は、発災後3日までに県の広域物資拠点に物資が到着し4日以降に被災地市町村まで物資が輸送されますので基本的には各自が自助の観点で災害時に備え、非常持ち出し品には最低3日から4日程度御用意していただきたいと考えております。

また、本市は、市町村間の相互応援協定をはじめ、民間企業と物資供給の協定を締結しているため、災害対策本部において、各避難所における必要物資を具体的に把握し、支援物資の受入れや保管等を調整して、不足が生じないように行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 丁寧な説明で分かりやすく、やはり地域におかれまして、改めて行政じゃなく自主、自分たちで各自自助の観点をしっかりと含めて、いつもどおり言いますが、3日から4日。ただ、この間、前ヶ須の防災会に出席させていただいて、那須議員と鈴木りつか議員と柴田議員と出ましたら、前ヶ須の防災会はやはり進んでおられまして、その中で市民の声も聞かせていただいたんですが、そういう意味で3日ではもう足りないんじゃないかと。やはり4日、5日というふうに自助を持っていかないといけないんじゃないかなという話も聞かせていただきました。

なぜか。それは、地域全体が、弥富市ばかりじゃなく、隣のまち、隣のまちも同じような条件でなってくると。そうすると、ここまで運んでもらうのにもやはり日にちのめどが立つか立たないかというようなこともなってくると。やはりそれは新しい考え方だなというふうに聞かせていただきました。

そういう意味で、これはもう少し、私らもそうですが、市民の皆さんもいま一度やはり考える点かなというふうに考えさせていただいた。市側に頼るばかりではなく、やはり自分自分たちでまずは身の回りを固める、そしてまた近所とお付き合いをしっかりとしていくということがやはり大事じゃないかなと。それが共有していく、協調していく、そしてまた歩調を合わせていくということが大事だなというふうに感じた次第でございます。

引き続き、次の質問をさせていただきます。

その中で、水も対応をしていかないといけないと思う次第でございます。今回、2024年能登半島地震で上下水道の復旧に時間がかかり、多くの避難所で手洗いやシャワーの排水を浄化して繰り返し使える装置が活躍しておりという新聞記事がございました。全国の自治体でも導入が増えているそうです。今後、地域での上下水道事業の建設や維持に多額の費用がかかり、インフラがなくてもその場の水を繰り返し使える製品であるというわけでございます。

地震が発生して1か月以内に、各避難所にこの設置約100台と手洗いした水を再生するスタンド型装置約200台を設置し、入浴施設への移動が難しいお年寄りも使用できたという話がありました。石川県珠洲市の担当者は、衛生環境の改善とつながり、屋内で使える、お年寄りも利用しやすかったというふうに市の担当者はお答えをしております。その中で、排水を浄化する装置の導入は考えていただけたらどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 避難所生活において、手洗いやシャワーなどといった生活排水を浄化して繰り返し使用することができる排水浄化装置を導入することは、衛生環境の確保という観点から有効であるとは認識をしております。しかしながら、導入には高額な費用と専門的な維持管理が必要であり、また避難者の数にもよりますが、現在40か所ある指定避難所の運営体制を鑑みると、大量の配備は困難であるため、導入については考えておりません。

本市といたしましては、災害時において各避難所の運営状況を適宜把握し、排水浄化装置が必要となる場合は、災害対策本部が国・県などと連携をして物資調達ができるよう調整いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 国・県にもう頼るしかないのかなというふうに今の状況は思う次第でございます。

ただ、SDGsで6の項目にこれは入っているわけですが、安全な水を、トイレを世界中にということで、国は災害時の生活用水の確保のため、24年に経済財政運営の指針、骨太の方針に水を繰り返し使えるシャワーの活用を盛り込んでおられます。今年8月時点では、全国72の自治体がこのシャワー用の設置142台を導入しておられます。今部長の答弁の中で、高額な費用ということで、私も金額は知っておりますが、非常に難しいとは思いますが、やはりこれからは、先ほど最初に申しましたとおり、水、衛生面というのは永遠なるテーマの話だと思いますので、どうか検討、考え方を進めていただきたいと思う次第でございます。

引き続き、質問をさせていただきます。

総合社会教育センターは防災拠点になりますが、空調整備計画をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本年9月議会においても、平居議員にも御答弁申し上げましたが、

総合社会教育センターの総合体育館アリーナに関しましては、令和8年度に空調整備設計、令和9年度には空調整備工事を実施してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 社会教育センターを整備していくと。この内容について、引き続いて同じまた質問させていただきますが、小・中学校の体育館にも空調整備の計画は、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校体育館の空調整備につきましては、総合社会教育センターアリーナ空調整備後の令和9年度から整備を始め、令和12年度までに終える計画でございます。

学校は、子供たちの学びの場として、また地域防災の中核拠点として重要な役割を担う場所でございます。他の施設の整備とバランスを考えながら整備を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 社会教育センターと小・中学校体育館空調整備、両方の質問を続けてお答えをしていただきました。

これに伴いまして、あえて私も提案を今から言いますので、少しばかり考えていただいて、よき計らい、よき決断、そういうこともひとつ進めていただければなというふうに思います。

体育館や公共施設には、空調整備の導入が進んでいくには、一番は施設の数が多く、一斉に導入は難しいと。事業予算が高額なために難しい。やはり体育館の多くは断熱性能が低く、空調システムの構成や必要能力を設計するのが難しい。まずこれが1点目。

2点目、空調エネルギー、電気、EHP、メリットでございますが工事がしやすい、本体更新金額も低い。デメリットは、災害時には利用できないデマンド値が上がる。GHP、LPガス、メリットは災害時にも使用できる補助や交付金が受けられる、デマンド値への影響は少ない。デメリットは、ランニングコストが高く工事費が高いが、補助金で削減ができる。

3つ目、学校教育現場と避難所の環境改善についてですが、熱中症、体調不良などの対策で、室内スポーツ、各種団体利用、イベント、説明会、入学式、卒業式、発表会、文化祭など、避難所環境改善は早期費用コストが低いうちに取り組み、市民が平時の運用をすることのありがたさが防災力の強化につながるわけです。

4つ目、空調方式について。全体の空調、ランニングコスト、イニシャルコストが高い。ゾーン空調、低層部を空調にすることです。ランニングコスト、イニシャルコストが低いということです。

5つ目、複数施設一括のリース方式で事業化をすること。

6つ目、リースの活用について。費用は、災害バルク補助金を活用した一括リース方式を

利用し、総事業費を抑えることができる、一度に複数施設の事業化が可能、事業完了までの期間を短縮できる、自治体職員の作業負担軽減、工事日程など各学校との調整を事業者側に任せ行う。民間相場への見積金額で予算化、リース期間中は故障による修理費など支出は不要であります。

最後でございますが、7つ目、リース活用プロポーザル実施先例自治体、小牧市が24校行います。知立市10校、蒲郡市16校、そういう意味で近隣自治体もそのような考え方でもう話が出ていく、動くというわけでございます。

いざというときに考えていく上で、本市は、高さや立地条件、各小学校、中学校、公共施設、それがあつたわけでございます。総合社会教育センターも1次避難所であり、市長も昨日からずうっとお話をしております。また、緊急避難所にもなるわけでございます。そういう意味で、今後は、弥富市式で設置コストにとらわれず行っていくことを提案させていただき、今後は先例自治体をも参考に進めてほしいと思う次第でございます。

非常に難しい話でもございますし多くの議員が何度もこの場でお話をしています。そういう意味で、新しく少しの僕の提案として進めていきたい、進めてもらいたい。それが平時のときの市民の安心・安全になると思います。災害や防災になったときには、それが今あれば助かる、ありがたい、そういう思いになっていくと思いますんでどうかそのような前向きに検討をしていただけるよう市長をはじめ副市長、教育長にお願いを申す次第でございます。

引き続き、次の質問をいたします。

小・中学校に熱中症対策として給水対応の計画はお考えですか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 給水対策計画につきましては、児童・生徒の健康を守る上で重要な課題であると認識しております。熱中症対策として、特に暑い日にはたくさんの水分が必要となりますので、保護者、児童・生徒にはしっかりと準備をしていただくようお願いをしておりますが、やむを得ず用意した水分がなくなってしまった場合には、学校が備えているペットボトル等を渡す対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） これもお話を何度もしましたが、今回もまた提案させていただきますが、長久手市全中学校に、2021年8月21日の記事でございますが、いよいよ中学校に飲料の自販機を設置し、熱中症を防げということで設置をされました。この中で非常に難しい問題は、平日頃から教育部長とよく話をしてきましたが、生徒へのアンケートを実施してみて、ルール作成をされると。これは長久手のいいアイデアかなと思いました。生徒自らがルールを決めて対応していく。

そして、自販機を設置することにおいて、例えば長久手市をちょっとお話ししますが、持

参する金額は300円までと。袋に入れて記入もする。お金の貸し借りはしない。飲み終わったらボトルは持ち帰るなどルールを決められたそうです。そういう意味で、こちらのほうも提携しておられる会社は大塚製薬です。我が弥富市も大塚製薬さんとは提携しているわけですので、ひとつお話を進めていただきたいと思います。

災害は設置することによって、まずは日頃から、そしていざというときに市と健康や防災に関する提携協定を結ぶ大塚製薬と共に災害避難所に設置していく、避難所になっていく、そして熱中症対策にも合意ができる。そういう意味で、緊急災害時、飲料、食品の備蓄庫としても役立つと思います。災害対応型の自販機、ライフラインベンダー、皆さんも御存じかと思いますが、電気が不通の場合でも手動で作動し、商品を取り出すことができます。災害時利用の観点から、やはり設置する場所、学校側、体育館側というのが多い状況でございますので、一度これも検討に入れておいていただければと思う次第でございます。

最後の質問になっていきますが、改めて話をさせていただきます。

最後は、市政20周年を契機に一つのお話です。

復興ピアノは日の出小学校にごさしまして、東日本震災時に市内の社会貢献、社会教育活動団体が修理をなされまして、日の出小学校に設置をされました。東日本震災からは来年15年目を迎えます。この機に、市制20周年の冠事業として、子供たちの発表の場、ダンスや歌、なぎなた、弥富中学校と弥富北中学校の吹奏楽や活動団体の披露などを開催する運びとして、市制20周年を迎え、日の出小学校にある復興ピアノを活用して、子供フェスタを開催してはと思いますが、教育長としての考えをお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

復興ピアノは、震災に負けないで努力することの大切さを忘れないようにとの思いから、東日本大震災で被災し、再生されたものを弥富ライオンズクラブから寄贈されたもので、日の出小学校の開校に合わせ、体育館に設置されております。

本市は、御存じのように、伊勢湾台風で大きな被害を受けました。台風と地震という違いはございますが、大きな自然災害を受け、多くのものを失った中から少しずつ立ち上がった先人たちの生きる力、そして全国各地から寄せられた優しい支えがあって、本市は今このように発展を遂げることができております。そのことを風化させることなく、次の世代に受け継いでいくことは、私たち大人世代の大切な使命だと考えております。

したがいまして、議員発案の復興ピアノを活用しての子供フェスタにつきましては、大いに賛成でございます。教育委員会といたしましても、できる限りの御支援をさせていただきますと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 教育長の思い、そしてまた願い、そしてまた最後はかないということでお話を聞きました。しっかりとこれは進めていきたいなと僕自身も思って提案をさせていただきます。

各自治体は、周年事業を目にすることがたくさん新聞でも今ございます。大治町も50周年、コーラスや大治太鼓の保存会がパフォーマンスをし、また大治中学校は吹奏楽の演奏、清須市政は20周年、新川、清須、各中学校の方々をはじめ、西枇杷島関係者の中学校のボランティアの方たちが合唱もされておられます。

その中で、弥富市にあっては復興ピアノ、これも仙台空港では、3月に毎年復興ピアノを設置されて、仙台空港でも披露されておられます。私らの地域においても、2013年4月の開校で日の出小学校のほうに復興ピアノを贈呈することができたわけですが、教育長の言葉の中で弥富ライオンズクラブがございましたが、その中のメンバーの方が、その当時、かつて弥富は伊勢湾台風で多くの被災者を出した。諦めないことの大切さを子供に受け継ぐことに、この復興ピアノをしていきたいというようなメンバーの話を聞いております。私もそのメンバーでございましたので、そういう思いは強かったです。

だから、このことを思いながら、伊勢湾台風も66年、そしてまた東北大震災も15年を来年迎え、今年は阪神・淡路は30年というわけでございます。やはり被災地の皆さんもいい心を寄せながら過ごしていく、思いやりを持っていくということが大事だと思います。そういう意味で、子供を通じながら関係者の皆様方をお願いをしていく、このフェスタをしていきたい。やはりダンスやなぎなた、ピアノ、DJ、そしてまたナチュラルスクールランチアクション弥富、マリンバ、また市内の活動の団体、また海南病院の方々、そういう意味でいろんな関係者を含めながらやっていきたい。ブースも防災ブースや、そしていろんな関係者で盛り上げることができればなというふうに思っております。

生命力の大切さを持ち、生きる力と喜びを我がまちに与えていくことが大事だと思っております。そのことも含めながら、どうか市長をはじめ教育長も力になっていただきまして取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力をお願いする次第でございます。

本日、私からの一般質問、これをもちまして納めます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

通告に従いまして、2点一般質問させていただきます。

1点目は中学生の自転車通学の安全指導について、2点目は生成AIの教育利用についてです。

1点目ですが、自転車に関する道路交通法改正や罰則強化の内容につきましては、昨日の柴田議員の一般質問にて説明をされていましてので割愛させていただきます。私は、本市の中学生の自転車通学における安全指導についてと今後の方向性について質問させていただきます。

私自身も、朝小学生のスクールガードで日の出橋の交差点に立っておりますが、その中でも、小学生の歩行の列のすぐ横を中学生の自転車が通過をして危ないと感じる場面もありました。一歩間違えば大事故になり得る危険な状況で、自転車は凶器でもあると感じました。

こういった実感を踏まえて、まずは最初の質問です。市内の中学校の自転車通学について、ルール及び安全指導は現在どのように実施されていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生徒の自転車通学に当たっては、ブレーキ、ライト、反射板などの安全装置が正常に機能しているか確認した上で許可をしており、その際にヘルメット着用、通行区分、並進禁止、夜間のライト点灯等、基本的な交通ルールを指導しております。そのほかに、保護者には、入学説明会において生徒の交通安全と自転車保険の加入について説明を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 次に、具体的な指導内容について伺います。

歩道、車道の使い方、交差点での停止、併走禁止、雨天時の対応など、具体的な指導内容はどのように定められていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 具体的な指導内容としましては、歩道走行時の徐行と歩行者優先、交差点での一時停止及び左右確認、並進禁止、傘差し運転やスマートフォン使用の禁止、雨天時のかっぱ着用など、安全確保に必要な行動を明示し、学年集会や生徒会活動を通じて繰り返し指導しております。加えて、蟹江警察署とも連携し交通安全教室も実施しております。

また、交通事故の危険性や危険行為を未然に防ぐため、目の前で実際の交通事故を再現するスケアード・ストレイト方式の交通安全教室を開催するなど、交通事故の危険性を疑似体験させることで、児童の安全意識向上に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 全ての通学状況を学校で把握するのは難しいと思いますが、まだまだ

だ危険だなど思うことも多々あります。

再質問なのですが、今朝も交差点で旗当番をしておりましたが、登下校時の自転車の併走は常態化していると感じておりまして、非常に危険だなど感じるんですが、改めて併走を禁止するように、改善するような指導を強化していただく考えはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本日のうちにも学校のほうにそのように通達を出します。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ありがとうございます。

非常に歩道での併走は、小学生を含む歩行者の妨げとなり危険だと思いますので、ぜひとも見直しと指導のほうを強化していただくようお願いしたいと思います。通学路周辺にお住まいの方も非常に気になる場所ではあると思いますが、次の質問です。

通学中の生徒の自転車マナー等に関して、通学路周辺の住民の方からの苦情等が寄せられることはあるのでしょうか。また、その際、学校または市としてどのような対応、指導を行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生徒の通学時における自転車マナーにつきましては、地域住民の皆様から御意見をいただくことがございます。学校では、寄せられた声を共有し、当該生徒への個別指導や全校指導による注意喚起を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 弥富中では、桜、日の出、大藤、栄南、十四山東部、西部の各地域から、弥富北中では、弥生、白鳥の各地域から自転車で通学を皆さんしていますので、朝夕の登下校時間には自転車が途切れることなく連なっている光景も毎日目にします。近隣の方、地域の声を指導につなげていただけているかと思いますが生徒の安全のためまた見守ってくださる地域の皆さんのためにも、より一層の安全指導の徹底をしていただきたいと思います。続いて、法改正についての質問です。

昨日の柴田議員の質問でもありましたが、来年度に予定されている道路交通法の改正により、自転車の交通ルールがより明確化され、違反行為に対する指導や罰則の考え方も強化されていく見込みです。15歳以下への罰則はありませんが、このような法改正が中学生の自転車通学にどのような影響を与えると市は捉えていますでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 来年度施行予定の道路交通法改正におきましては、自転車の交通ルールがより明確化され、違反行為への指導が強化されます。本市といたしましては、これらの改正が中学生の安全意識を一層高め、重大事故の未然防止につながるものと受け止めて

おります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 次の質問です。

今回の法改正を踏まえ、現在行っている自転車安全指導の内容や指導方法について、見直しの検討は行われているのでしょうか。現在の検討状況と今後の方向性について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校において、法改正の内容を反映した警察からの資料を基に指導を進めております。特に危険行為の具体的事例を挙げ指導を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 危険行為の具体例を挙げた指導ということで、実効性の高い取組になることを期待しております。

最後の質問です。

今回の法改正や自転車事故の現状、またヘルメットの着用率の低さ等を踏まえて、生徒への周知、保護者への説明、学校、地域、警察との連携強化など、今後の自転車安全指導の充実に向けた取組を市としてどのように進めていくお考えでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校において、保護者には、懇談会やPTA活動などの機会を捉え周知をしております。また、市内自転車組合の協力による自転車点検を通し、自転車整備の必要性と交通安全意識を高める取組を行っております。加えて、生徒会の主体的な活動として、蟹江警察署から、200日間自転車無事故無違反チャレンジ達成の表彰を受けました。全校生徒による共通の成功体験は、大きな交通安全意識を高めることになりました。今後もPTAとの連携による啓発活動など、家庭、地域、学校が一体となって交通安全指導に取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全確保を最優先に、継続的な交通安全指導の充実と通学環境の改善に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 自転車は、中学生にとって最も身近で便利な移動手段である一方で、一たび事故が起これば、被害者にも加害者にもなり得る、生命に直結する極めて危険性の高い交通手段でもあります。道路交通法改正により、自転車の危険運転に対する取締りが強化され、自転車が軽い乗り物ではなく、厳格な交通ルールの下で利用すべき車両であるという認識が社会全体に求められる時代となってきました。

そうした中で、これからの中学生の自転車通学においては、単なるルールを守るという指

導にとどまらず、自分の命を守ると同時に、周囲の歩行者や地域の方々の命を守る行動であるという意識をより丁寧に育てていくことが重要であると考えます。

本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえながら、中学生一人一人の安全意識を高め、より実効性のある交通安全指導を今後一層推進していただくことを強く期待いたしまして、次の質問へ移ります。

続いて2点目、生成A Iの教育利用についてお伺いいたします。

生成A Iの利用が子供たちの身近なものになってきている中で、国においても学校での使い方について一定の考え方が示されています。文部科学省のガイドラインでは、生成A Iは学習を支える道具になる一方で、考える力の低下や不適切な利用、個人情報の問題などへの強い注意が必要であるとされています。その上で、使ってよい、使ってはいけないという単純な判断ではなく、子供たちに正しい使い方や向き合い方を教えていくことが重要であるとされています。

まず1つ目の質問です。生成A Iの教育分野での活用について、市はどのように認識しているでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生成A Iは、個別最適な学びや教員の業務負担軽減に資する有効なツールである一方、情報の正確性や不適切利用への配慮が不可欠です。本市といたしましては、教育の質の向上と安全性確保の両面から、慎重かつ段階的に活用を検討する必要があると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 国の方針やガイドラインを踏まえ、どのような検討を進めていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文部科学省が示す学校における生成A Iの利用ガイドライン等を踏まえ、児童・生徒の学習利用、教職員の業務効率化、校務への導入の可能性について、今後国・県、教育委員会の動向を注視し、具体的な運用方を整備してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 国の動向を踏まえながら丁寧に検討していただければと思います。A Iの利用については、不安な声もある一方で、期待も大きい分野でありますので、引き続き取組を進めていただければと思います。

次の質問です。

通告の3、4を併せて質問させていただきます。

児童・生徒による生成A Iの不適切利用について、予防策は検討されていますでしょうか。

また、AIリテラシー教育はどのように進めていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 誤情報の生成や著作権侵害、いじめへの悪用等の懸念を踏まえ、利用範囲の明確化、フィルタリング機能の活用、ログ管理などの対策を検討する必要があります。教員による指導体制を整え、安全に利用できる環境確保に努めてまいります。

また、児童・生徒には、生成AIの特性や限界、情報の真意を見極める力、著作権や個人情報保護などの視点を身につけさせることが重要でございます。授業や情報モラルの教育の中で段階的に指導ができるよう、教員研修の充実を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） AI利用はとても便利な反面、子供たちが悪気なく使ったことが、思わぬトラブルや不適切な利用につながってしまうのではないかという不安も感じています。だからこそ、どう使えば安心で、どう使えば学びにつながるかということをきちんと教えていくことが大切だと思います。まずは、教える側の知識をつけることも重要かと思うので、研修等、知識の強化もしていただければと思います。

次の質問です。

個人情報保護やセキュリティー面を踏まえた学校現場のルール整備は検討されていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生成AI活用に伴う個人情報の取扱いには細心の注意が必要であり、個人情報を入力しないルールや学校側でのアカウント管理等を徹底してまいります。今後学校現場で安全に運用するため、利用上のルールを検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 次の質問です。

愛知県では、例えば豊田市でAI型の教材を活用した個別学習支援の取組が行われています。こういった生成AIの教育利用を取り入れている自治体を本市では把握されていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 他自治体において、教職員の校務支援や一部教科での試行的活用が始まっている事例を把握しております。本市といたしましても、成功事例の成果や課題を参考にしながら、国・県、教育委員会の動向を注視し、導入の可能性を調査・研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 成功事例をぜひ参考にいただきまして、よいものはどんどんと

導入をしていただきたいと思います。

次の質問です。

教員向けのA I活用研修や業務D Xの推進はどのように検討されていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生成A Iは、文書作成、教材準備等の業務負担軽減が期待されますが、適切な活用には教員の理解が不可欠でございます。教員向けの研修や校務D Xと連動した活用環境の整備を段階的に進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 正しくA Iを校務に活用していただければ、教員の業務負担の軽減につながるだけでなく、授業準備や指導の質の向上にも大きく寄与する可能性があると考えます。ぜひ現場の声にも耳を傾けていただきながら、教員の働き方改革と教育環境の充実の両面から積極的に導入の検討を進めていただきたいと思います。

最後の質問です。

生成A Iの教育利用について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 鈴木りつか議員からは、生成A Iの教育利用について御質問をいただいたところでございます。

昭和40年代、50年代に小学校、中学校、高校、大学と過ごした私にとりましては、教育のD Xとか、ましてこの生成A Iというものは本当に驚くことばかりでございまして、やはり教育の基本というのは読み書きそろばんが一番じゃないかなといまだに根強く思っている私でございますが、そのような中で、生成A Iということは、教育の質向上と業務効率化に大きな可能性を持つ一方、安全で適切な利用環境やルールの整備が必要でございます。本市といたしましては、児童・生徒の学びを第一に、国の方針に沿って慎重かつ前向きに活用を進めていく考えでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ありがとうございます。

生成A Iは、子供たち一人一人の学びに寄り添い、可能性を大きく広げる力を持つ一方で、使い方を誤れば、考える力や学ぶ意欲そのものを弱めてしまう危うさも併せ持っていると思います。既に現場では、読書感想文や課題への安易な活用、思考の過程を省略してしまうような使われ方など、子供たちの学びの土台に少なからず影響を及ぼしかねない状況も見受けられます。

こうした現実を踏まえ、今後は単に禁止する、使わせるという2択ではなく、どのように使い、学びにつなげていくかという視点がこれまで以上に重要になると考えます。本市にお

きましても、国のガイドラインや他自治体の動向を十分に踏まえながら、児童・生徒の学びの質を守り、育てる立場として、慎重にかつ前向きに対応を進めていただくことを期待しております。

また、子供たちが情報を見極め、自ら考え、表現する力を失うことのないよう、AIリテラシー教育と情報モラルの教育についても、ぜひ一層の充実を図っていただきたいと思います。今後とも、子供たちの健やかな成長と学びのために慎重な取組をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

大きくは1題、自助・共助力の向上と題して質問をしていきます。

まず初めに、公助としての自助・共助の支援についてお伺いをいたします。

近年、全国各地で災害が頻発し、もはや想定外という言葉が通用しない時代になったと実感しております。気象庁の統計では、1時間50ミリ以上の短時間豪雨の発生回数は、この40年間で約1.5倍に増加しています。温暖化の進行により、線状降水帯の発生は珍しいものではなく、台風は大型化し、豪雨災害は全国どこでも起こり得るものになりました。

本年9月の四日市での豪雨は記憶に新しく、本市においても7月に大雨の被害を受けました。加えて、令和6年能登半島地震では、道路寸断により行政の救助がすぐには届かず、地域に根差した自主防災組織の力や住民同士の助け合い、つまり自助・共助の力が命を守る大きな要因となりました。

災害の現場では、行政だけでは到達できない最初の時間を住民同士の助け合いが支えています。まさに公助だけでは命を守れず、自助・共助との連携が不可欠であることが全国的に明らかになりました。日頃から住民が主体的に備える自助、そして地域で支え合う共助を市としてどう後押しし、どう連携を深めていくかが今まさに問われていると感じております。

本市においても、南海トラフ巨大地震をはじめ、高潮や風水害など複合災害のリスクを抱えております。地域のつながりが以前より希薄化しつつある中で行政と市民が共に支え合う仕組みをいかに再構築し日常から育てていくのがこれからの防災政策であると考えます。

こうした時代の中で、市民が自ら備え、近隣と助け合い、行政と協働して災害に立ち向かうことが不可欠になっています。災害が起こったその瞬間、行政はもとより、誰も助けに来られない、正しい判断ができるかどうか命を左右する、そのような状況で自分の命は自分で守らなければならないですし、避難場所、避難所へ避難するとなった際にも、周りの方々や地域の皆さんと協力し合って避難しなければならないことは住民の皆さんは理解をしていると思います。それを承知の上でこうした自助・共助を育てていくことは、公助の重要な役割として行政がどのように環境を整えるのか、そして市民の力をどう地域へ波及させ、弥富市全体の防災力を底上げするののかという観点から質問をしてみたいです。

初めに、自主防災会を中心とした地域防災力の強化について伺います。

自主防災会は、地域における防災活動の担い手として重要な役割を持っていますが、全国的にも組織率や活動状況に地域差が生じているのが現状です。本市でも、世帯数の多い地域と少ない地域、自治会の活動が活発な地域とそうでない地域など様々な背景があると伺っています。まず、自主防災会の組織率と活動状況について、現状をどのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の自主防災会は、現在66団体結成され、組織率は90.4%です。

活動状況については、自主防災組織補助金の活動補助金を利用された直近3年間の実績で見ますと、令和4年度17件、令和5年度25件、令和6年度23件でございます。

主な活動内容といたしましては、心肺蘇生訓練、初期消火訓練、避難所資機材操作訓練、炊き出し訓練などがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 組織率90.4%という高さは評価すべきものと受け止めています。その一方で、活動補助金の活用件数を見る限り、積極性には地域差があると理解しました。コロナ禍以降、活動が再開できていない自主防災会もあるのではと見受けられます。そのようなところでどのように働きかけていくのか課題と感じます。

続いて、自主防災会と自治会・町内会との関係性についてです。

自主防災会は自治会単位として設立されるケースが大半だと思いますが、別の組織として運営や認識がなされている状況でもあります。自主防災組織は、災害が発生した際の初期活動において、被害の拡大を防ぎ、命を守るために力を合わせて活動する組織であり、また自治会・町内会も一番身近な地域団体として地域の防災力を高めることも目的の一つとされています。むしろ、御近所付き合いが希薄化していく中で、防災に取り組むことが自治会・町内会の大きな存在意義にもなっているとも言えます。

そこで、自主防災会と自治会・町内会との関係に対する認識をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 自治会は、地域住民の総合的な活動基盤であり、自主防災会は防災に特化した組織であります。両者は補完関係にあり、連携することで地域の防災力が向上すると考えております。このため、本市といたしましては、自治会を通じて地域活動を支援するとともに、自主防災会には防災活動や防災資機材等の支援を行い、双方の協力体制の向上を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 補完関係であるということを確認できました。

ただ、防災は有事の統率力が必要です。組織が別々の方向を向いてしまう、統制が取れなくなったということでは、せっかくそれぞれの役員さんが意識高く防災への取組をしても生かし切れていないということになります。その両者の連携を実効性ある形で担保していく必要があると感じます。

また、市の防災施策と地域の活動との連携については、訓練の在り方や避難行動の周知など継続的なすり合わせが必要です。市の防災施策と自主防災会・町内会の防災活動との整合性の確認や改善を継続する仕組み、体制はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の防災施策と自主防災会の活動との整合性につきましては、毎年4月に自主防災会全体会、10月、11月に防災ワークショップ、2月に災害協定先であります愛知学院大学への広域避難訓練を実施しております。

さらに、申込みのありました地区には、防災出前講座を実施して、最新の防災情報や施策を提供しております。あわせて、地域からの御意見や御要望等も聴取しており、市と自主防災会が防災目的を共有するよう努めております。こうした仕組みにより、今後も市の施策と地域の活動の整合性を常に改善し、地域防災力の向上を図る体制を継続してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 自主防災会全体会や防災ワークショップなどの場で施策共有をすることは大切な機会だと感じます。反対に、地域から上がった意見・改善要望を市の施策へ反映させていくことも自助・共助の観点からも大切なことであり、引き続き施策の見直しと改善に努める姿勢を見せていただきたいと思います。

災害から命を守るためには、一部の関心の高い住民だけが取り組むのではなく、地域の裾野全体を広げていくことが必要です。住民の防災意識を高める取組はどのように行っているのでしょうか。

また、防災意識の高い住民の行動や知識は地域にとって貴重な財産であり、その意欲や経験をどのように共有・波及させていくかが市全体の防災力向上につながると考えます。

一方で、防災意識が高い住民がいても、組織における前例踏襲や意見の受け流しといった風潮によってそのような意欲が減衰してしまうことは、地域防災力の向上に向けてはもったいないことであると感じます。防災意識の高い住民の意欲を波及させる取組はどのようにしているのか、併せて伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、防災意識の高い住民の意欲を地域全体に波及させるために、毎年、海部地方防災リーダー養成講座に参加していただくよう市広報紙で募集しており、受講者へは各地域への防災活動に寄与していただくようお願いをしております。

また、市内の各自主防災会の防災意識の高揚と地域の防災力向上を図るために、毎年、防災ワークショップ全体会において自主防災活動の先進事例を発表していただき、自主防災活動の情報を共有して、市内全体に防災意識の向上が波及するよう努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 防災リーダー養成講座や防災ワークショップ全体会を開催し、その参加者への防災意識の高揚も大変重要なこととは思いますが。その一方で、地域の方々へそれをどう波及させていくのか、地域ベースでどのように意識の向上が図られるのかが課題であると感じます。

発災直後の僅かな時間の判断が命を左右する場面が多くあります。そして、その準備こそが自助・共助の大きな役目だとも思います。住民が正しく備え、迷わず動くための意識啓発は今後さらに重要性を増すと考えております。各自情報取得に努め、避難場所までたどり着いてくださいということも分かっておりますが、情報の取得方法、安全確保の判断、避難行動の準備など、個人が平時から身につけておくべき知識や行動について、市としてどのように啓発しているのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、災害時に正しい避難行動をしていただくために、各種情報を主に市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、LINE、X、ヤフー防災アプリ、Lアラート、緊急速報メールにおいて配信をいたしております。これらの防災情報等の取得方法をはじめ、安全確保の判断や避難行動の準備なども洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、浸水津波ハザードマップに掲載をして、全戸配付して啓発をしております。

また、市民の皆様の自助・共助の意識向上を図るため、毎年、市広報紙の7月号、9月号におきまして防災特集を掲載し、啓発しております。さらに、本年度は新しい洪水ハザードマップを現在作成中であり、令和8年の出水期前までに配付する予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 避難場所や避難所に逃げるまでが自助・共助の大切な部分の一つだ

と思っております。一人一人が自分の状況に応じて安全確保のための最善の行動を取ることができる。そして、お互いの安全確保のために御近所、町内で助言し合い、助け合うことができる。その結果、弥富市民が誰一人とも災害による被害者とならない。そのような思いで自助・共助の意識啓発にも取り組んでいただきたいと思います。

ここまで自主的な防災行動を支える市の施策について伺いましたが、市民の主体的な取組が活性化することは、市内外に対しても大きなメッセージになると考えております。市民全体の防災に対する意識の向上や活発な防災活動につながる期待を持てますし、弥富市の住民一人一人が防災に真摯に向き合う姿勢は、市のブランド価値の向上、言わば弥富市のステータスを高める要素にもなります。市民活動の活発さを外部に示すことは、移住・定住、企業誘致、防災力の高さという市の魅力発信にも寄与すると考えています。住民の防災への取組を広くアピールする考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 自主防災会などによる市民が主体的に行う防災活動の取組を広くアピールすることは、本市の魅力の発信につながると考えます。このため、令和6年9月号の市広報紙に先進的な自主防災会の活動紹介ということで、前ヶ須区自主防災会の活動を掲載いたしました。今後も、住民による防災活動の取組を市広報紙、市ホームページなどで発信をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後も、例えばSNSなどを活用した映像での発信や表彰制度化などほかにもできることもあるかと思っておりますので、魅力ある弥富市の姿を積極的に示していただきたいと思います。

書画カメラ1をお願いします。

こちらは内閣府における被災者支援の実施状況という資料の一部になっております。国は、場所・避難所の支援から、人・避難者等の支援へ考え方を展開しました。指定避難所というものは、避難生活が多様化しても今後も重要な存在であることに変わりはありません。そのほかに、届出避難所、いわゆる事前届出をした地域が避難所運営をする自主避難所であったり、ホテルや旅館などの二次避難、車中泊避難、在宅避難などが考えられています。その中でも、自主防災組織等が運営する届出避難所の考え方は、地域防災力の強化や防災備蓄品の整備などにもつながる可能性があります。届出避難所に対する市の考え方をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 届出避難所は、市が直接運営する避難所とは別に地域住民が自主的に開設・運営する避難所であり、市が指定する避難所を補完する役割を担う形となります。

本市といたしましては、地域から事前に届出をいただいた避難所施設の安全性を確認した

上で登録することで、地域住民の迅速な避難行動の確保に寄与できると考えます。また、避難状況の把握にも大変有効になると考えますので、今後この制度の導入に向けて研究をしてみたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 制度の導入によって、共助力の強化、地域防災力の強化につながっていくことを期待します。また、導入した際には、地域との事前運営訓練等により実効性を高めていく取組もよろしくお願いいたします。

次に、車中泊避難や在宅避難について伺います。

能登半島地震では、避難所に行かず、車中泊や自宅で避難生活を送る方も多く見られました。本市でも、浸水の可能性はあるにせよ、場合によっては同様のケースは発生し得ると考えます。その際、被災者の状況把握や物資の配付、情報の提供に課題があるとお聞きします。車中泊避難、在宅避難者への支援の考え方を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 災害時には、指定避難所だけでなく、車中泊や在宅避難を選択される住民もおられます。本市といたしましては、こうした多様な避難形態を前提に、近隣の避難所と災害対策本部が連携し、健康リスクへの注意喚起や物資の配付など、各種情報を提供して支援をいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） いざというときに支援体制を整えられるように、日頃からの想定、備えをよろしくお願いいたします。

次に、コミュニティ防災訓練について伺っていきます。

訓練の実施状況や参加数は、防災意識と活動の浸透度を測る重要な指標です。参加数が伸び悩む地域もあれば、熱心に取り組む地域もあります。本市として、コミュニティ防災訓練の参加数と実施状況をどのように認識しているのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本年度の学区コミュニティの防災訓練につきまして、次のとおり参加人数と主な訓練内容の順で申し上げます。

白鳥学区、約80人、初期消火訓練、心肺蘇生訓練、消火栓使用訓練、炊き出し訓練。弥生学区、約160人、避難所開設訓練、応急給水訓練、援助物資受渡し訓練。桜・日の出学区、約80人、心肺蘇生訓練、応急処置訓練、資機材操作訓練、防災講話。大藤学区、約80人、避難誘導訓練、初期消火訓練、応急処置訓練、心肺蘇生訓練。栄南学区、約70人、避難訓練、心肺蘇生訓練、防災講座。十四山地区、約60人、資機材操作訓練、心肺蘇生訓練、初期消火訓練、それぞれ実施をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） コミュニティの防災訓練は、各学区コミュニティの自主性を重んじて開催されているところとは思いますが、役員が1年で交代することが多いことから、こちらも前例踏襲であったり、貴重な意見の消失が起こっている事象もあるのかもしれない。訓練の指導講習の内容が時代に合っているのか、最新の災害事例を踏まえた見直しやアップデートも場合によっては必要だと考えますし、そのような際に、担当課として助言や選択肢の提示も必要であるのではないかと感じます。コミュニティの防災訓練の内容に対して、どのような助言や改善策を考えているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 学区コミュニティ防災訓練の内容につきましては、各コミュニティ推進協議会が主体的に内容を検討し、実施しております。

本年度、弥生学区コミュニティの防災訓練では、五之三地区防災会がコミュニティ推進協議会に避難所開設訓練を提案し、訓練内容を協議して実施いたしました。

訓練内容は、主に受付名簿整理、避難所レイアウトの確認、またパーティションや段ボールベッドの組立てによる居住スペースの確認、防災課と海部南部水道企業団による応急給水の体験などで大変有意義な訓練でございました。

今回は、弥生学区コミュニティ推進協議会から防災資機材の借用依頼や訓練内容に伴う相談等があり、適宜協力・助言等をいたしました。地元の自主防災会からの提案を基に、地区全体が主体的になって新たな訓練内容を検討し取り入れたのは、地域全体に自助・共助の意識が根づいてきた証だと感じております。

本市といたしましては、今後も各学区コミュニティ推進協議会の防災訓練が有意義な活動になるよう協力をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） もともとは多くの地区では、避難訓練、消火器・消火栓の初期消火訓練、心肺蘇生訓練、三角巾の応急処置訓練が多かったのかなと思います。

そんな中で、先ほどの答弁でもあったように、全ての地区がそれぞれ違ったメニューを考えて実施しております。メニューの選択肢として、アイデアとして参考に示してあげてもいいのではと思いました。

また、コミュニティ防災訓練の前に、防災訓練の中で指導役となる消防団に対して訓練指導講習が行われていることかと存じます。コミュニティごとで訓練内容が異なっているにも関わらず、講習内容が合同のため、消防団の訓練としては意義あるものの、指導講習としては乖離がある内容のときもあります。訓練指導講習の内容の再検討を行う考えはあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 消防団の訓練指導講習のメニューとしては、消火栓・消火器による初期消火訓練、心肺蘇生訓練、三角巾による応急処置訓練の3種類となっております。この訓練指導講習を実施している目的といたしましては、9月に行われる学区コミュニティ防災訓練において指導者となることはもちろんですが、その後、将来にわたり各地域で行われる自主防災会の防災訓練の指導者となることも踏まえて実施しております。

この3種類の訓練は、特に発災直後の自助・共助に大変有効であります。地元の消防団員から直接指導を受けることで、訓練の必要性や注意点などを詳細に地域住民に伝えることが可能になるため、本市といたしましては、今後も各自主防災会が実施する防災訓練のメニューに取り入れていただくよう推進をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 例えば、応急処置訓練、いわゆる三角巾の使い方を実施している額は、6地区中2地区です。コミュニティの防災訓練での指導を念頭に置いて参加しているので、自主防災会の訓練での指導を考慮していることを伝えていかなければなりません。

あわせて、冒頭の答弁でもあったように、令和6年度においては、補助金を活用して活動している自主防災会は66団体中23団体であり、自主防災会の訓練で初期消火、心肺蘇生、DIG訓練、資機材の体験などはよく聞きますが、応急処置訓練を実施している様子は、少なくとも私は見聞きしていません。もちろん大切な知識ではあると思いますが、コミュニティの防災訓練が各地区趣向を凝らしてアップデートされている中で検討していく必要があるのではないかとの思いで質問をさせていただきました。

次に、共助力を支えるもう一つの大きな柱である消防団の加入促進について伺っていきます。

消防団は、地域に密着した災害対応力として市民の安全を守る大きな柱です。災害時、いち早く駆けつける地域のプロである消防団の存在は、弥富市にとっても欠かすことのできない支えです。しかし、人口減少や働き方の多様化により、全国的に団員確保が難しくなる中、団員数は減少傾向にあります。特に、若年層の加入促進が課題となっており、学生や企業の協力を得る仕組みづくりが各地で進められています。本市においても、若年層の参画をいかに促進するかが重要なテーマであります。

その中で、大学生や専門学校生などの学生が消防団活動に参加した実績を公的に評価し、就職活動や進学時に活用できるようにする学生消防団活動認証制度が総務省消防庁により普及が進められております。

書画カメラ2をお願いします。

この制度は、学生の地域貢献活動が見える化し、協働力、リーダーシップ、危機対応力な

どの社会人基礎力として認証するものであります。学生の立場から見れば、消防訓練、防災啓発活動、応急救護講習など様々な活動が認証対象となり、将来の就職活動において、実績として提示できるメリットがあります。

一方で、自治体にとっては若い力を地域防災に取り込むことができ、消防団の活性化や地域防災力の向上につながるほか、学生が地域に関心を持つ契機となり、将来的な定住促進という副次的な効果も期待されております。

そこでお伺いいたします。

本市における若年層の消防団参加の課題認識について、どのように把握されているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 消防団員の高齢化が進む中若年層の参加が課題になっております。

参加しにくい要因といたしましては、仕事や学業との両立の難しさ、活動内容の理解不足、地域との関わり方の変化などが考えられます。今後もこうした課題の把握を継続し、若年層のニーズに即した改善策を検討しながら、消防団活動の魅力を向上させてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 先ほどお示しした学生消防団活動認証制度は、学生の防災活動を見える化し、就職活動や将来のキャリアに生かせる制度です。地域貢献を評価する仕組みとして全国で普及しています。本市でのこの学生消防団活動認証制度の活用状況をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現状、学生消防団活動認証制度は導入をしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 制度は導入していないとのことでした。そして、制度そのものの存在を知らなければ、せっかくの仕組みも十分に活用されません。近隣の大学、専門学校、さらには市内在住で市外の学校に通う学生にも、制度の趣旨とメリットをしっかりと届けていくことが極めて重要だと考えます。

また、保護者世代への情報提供や企業側の理解促進も併せて進めることで、地域ぐるみで若者の活動を支える環境が整っていくものと受け止めております。学生消防団活動認証制度を学生や保護者、企業向けに周知啓発することの現状と今後についてお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 学生消防団活動認証制度は、学生の消防団活動を社会的に評価する仕組みであり、若年層の参加促進と地域防災力の強化につながるものと考えられます。総務省消防庁によると、本制度の導入団体は年々増加傾向にあると認識しております。このため、本市といたしましては、今後、本制度の導入に向けて調査・研究をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 制度導入に向けて調査・研究を進めていただくということで期待しております。導入した際には、周知啓発を行っていただきますようお願いいたします。

書画カメラ3をお願いします。

こちらは、県が推進するあいち消防団応援のお店のカードです。上が紙のカードで、下が電子化されたカードになります。協力事業所の登録の電子化や利用カードの電子化の成果もあり、愛知県内の登録店舗が本年4月1日時点では1,137店だったものが、半年後の10月1日時点で倍近くの2,048店に増えているとのことで、年々増加し、団員支援の輪が広がっているとお聞きします。あいち消防団応援の店の弥富市の登録状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、市内にある登録店舗は、ファストフード店をはじめとする飲食関係が5件、施術院が1件、葬儀店が2件の合計8件でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 県によると、本年、県内の経済団体を訪れ、制度の周知を図り、これまで主流であった飲食店だけでなく、フィットネスクラブやゴルフスクール、旅行会社といった幅広い分野での登録が進んでおり、今後も団員と家族が利用しやすい制度として店舗数の増加に取り組んでいくということです。本市でも利用が進むことを期待しています。

利用カードの電子化が可能となり、消防団員の利便性向上や紙のカードの紛失防止、さらには加盟店舗側での確認作業の簡略化など多くのメリットが想定されます。しかし、どれほど情報が行き届いているのかについては課題も感じます。

そこで、電子利用カードの周知と活用状況についてお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 電子利用カードの周知に関しては、消防団分団長会を開催した際にチラシを配付し、団員へ周知をしております。

また、活用状況につきましては、所管する愛知県防災安全局防災部消防保安課に確認したところ、弥富市消防団の登録者数は24名で、うち団員23名、家族1名でございます。お店の活用状況の統計は取っていないとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 少なくとも私も含め、私の周りには知りませんでした。そして、知っていたとしてもパスワードが必要になります。なおかつ、そのパスワードは市町村が設定し、毎年変更するものなので、毎年お知らせする必要があります。ぜひ積極的な活用や、知ってもらえるような取組を促していただきたいと思います。

また、消防団員の健康維持、体力づくりは、活動の質を高めるために重要です。消防団員に対する市内のジムの割引制度はお考えにならないでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） スポーツジムに関しまして、現在登録店舗はございませんので、今後、市内にあるスポーツジムに登録店舗の依頼をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 近隣自治体では、ジムの割引のあるところもございます。団員の体力維持、体力づくりは地域防災力の基盤です。実現に向け、積極的な働きかけをお願いいたします。

続いて、資格取得支援について伺います。

消防団に入ることによって、消火、救命、防災といったスキルが身につくことが期待できるほか、本市では、2級小型船舶操縦士免許の取得補助があります。その背景や目的を改めて確認したいと思います。2級小型船舶操縦士免許取得補助は、いつどのような目的でつくられたのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、消防団分団詰所をはじめとする各市有施設等に救命用船舶53艇配備しております。

具体的には、本市が配備している船舶は39艇であり、内訳としては、船外機付折り畳み式アルミボートが20艇、FRPボート17艇、ゴムボート2艇であります。

また、海部地区水防事務組合が配備する船舶は14艇あり、内訳としましては、折り畳み式アルミボート7艇、FRPボート2艇、木造ボート1艇、ゴムボート4艇と船外機7機であります。

災害時に消防団員は市内に配備しているボートを活用し、救助活動に当たります。救助活動の状況によっては船外機を使用することが想定されますので、救助活動の中心となる消防団員に対し、平成18年度から2級小型船舶操縦士免許取得の補助をすることとしました。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 平成18年度からこちらの補助が開始され、その目的について理解しました。

そこで、災害時対応においては、他の資格においても活用できる可能性があると考えます。書画カメラ4をお願いします。

こちらは、総務省消防庁のホームページにある消防団員の準中型免許取得助成の案内です。こちらはまた趣旨が少し異なるものかもしれませんが、例えば中型自動車や大型自動車の免許があれば、ボランティアとして物資輸送や人員移送のお手伝いができるかもしれません。

また、特殊小型船舶免許があれば、浸水の際にアクセスできない区域にアクセスできるかもしれません。また、フォークリフトの運転免許があれば、災害時の物資輸送、搬入、仕分、保管において活用できるかもしれませんし、ほかにも有効な資格があるのではないかと考えます。災害時に活用可能性のある、そのような免許取得に対する補助の考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど上げられました各種運転免許は防災活動に有効であると考えますが、本市といたしましては、対象となる車両や船舶の所有者をはじめ、地域の自主防災会などと連携をし、必要に応じて既存の免許取得者に協力を得ることも有効であると考えておりますので、免許取得に対する補助制度の導入は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 御説明受け止めました。

一方で、協力を得るということでしたら、災害時に必要な免許保持者の確保は事前把握が極めて重要かと思っておりますので、検討をお願いいたします。

最後に、消防団活動を支える企業への支援についてお伺いします。

御承知のとおり、地域防災の最前線を担う消防団員の確保と活動継続には、団員が勤務する事業所の理解と協力が不可欠です。

書画カメラ5をお願いします。

そのため、こちらのように、県内では団員を雇用し、活動に協力する企業を支援する消防団協力事業所優遇制度を導入する自治体が多数を占めています。

右側に制度を導入している自治体の一覧を載せております。現在、愛知県下においてこの制度を導入していない自治体はごく僅かであり、その中に弥富市も含まれている状況です。

この制度は、消防団員を雇用し、訓練や出動に理解を示す企業を認証し、市が感謝状やステッカー交付、広報での紹介、一定の優遇措置などを行うことで企業の社会貢献が見える化し、団員確保の基盤を強化するものであります。自治体として制度を設けることで企業側の協力姿勢が一層高まり、結果として地域防災力を大きく底上げする効果が期待できます。

そこでお伺いします。

愛知県下の多くの自治体で導入が進む消防団企業優遇制度について、その趣旨をどのように認識されているのか、また消防団員の確保や地域防災力向上の観点から、弥富市として本制度を導入するお考えはないか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 消防団企業優遇制度につきましては、愛知県が自治体に対し、制度導入を推奨している消防団協力事業所表示制度であると認識しております。この制度は、事業所の消防団活動への協力が広く地域に貢献していることを消防団協力事業所として認定

する制度で、優遇措置には、主に認定表示証を社ヤに掲示が可能となることや、認定事業所に対して表彰などがございます。

また、認定基準につきましては、自治体によって要件は異なりますが、おおむね次のとおりとなります。従業員が消防団員に相当数入団している事業所、従業員の消防団活動に積極的に取り組んでいる事業所、災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所、その他消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市町村長が特に優良と認める事業所などとあります。

本市といたしましては、現在愛知県内の自治体の導入状況を調査・研究中であります。今後導入に向けて進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 制度導入に向けて調査・研究を進めているとのこと期待をいたします。他自治体の成功例を取り込み、弥富市に合った制度づくりをお願いいたします。

消防団員の確保、加入促進のためにある制度は活用していきましょう、やれることはやっ
ていこうという思いで質問をさせていただきました。災害対策は、行政、地域、市民
が三位一体で取り組むときに最も強い力を発揮します。弥富市が持つ地域のつながりが未来
へつながっていくことを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 訂正があります。失礼いたしました。先ほど、優遇措置は主に認
定表示証を社ヤに掲示が可能となることと言いましたが、社屋でございます。以上ござい
ます。失礼いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時24分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

弥富市最大の公共事業であるJR・名鉄駅事業についてお尋ねをいたします。

事業全体の執行管理と情報公開に対する市の姿勢について質問をさせていただきます。

冒頭、質問に入る前に、いつものことですが、議長から、質問・答弁される皆様は努め
て簡潔明瞭にされるとのお言葉がございましたので、明瞭に答弁をしていただきますよう
お願いいたします。

1 番目、それでは J R ・名鉄弥富駅事業が適切に執行されているのか、伺います。

写真 1 をお願いいたします。

これは前回も見ていただきましたけど、J R のプラットフォームの上に立った電柱ですね。これも駅の事業に支障があるということで、場所を変えて立てられた電柱であります。9 月議会でも取り上げましたが、電柱の基礎工事について再度確認を求めます。

この工事が適切に行われたことを証明する工事施工中の写真と設計図書、これらを議会と市民に公開することはできますか。もし公表できないとするならば、その具体的な理由とは何なのか、法令や条例に基づき明確にお答えください。

私は、行政が情報を隠す姿勢を見るたびに、最近頻繁に報道されたニュースを思い出します。もう 1 か月ぐらいになりますかね。26 年ぶりに解決した名古屋市西区主婦殺人事件です。報道によれば、容疑者は逮捕される前、警察からの任意での DNA の提出を求められた際に、これをかたくなに拒否していたそうでございます。このニュースを聞いたとき、多くの人が素朴な疑問として抱いたのは、やましいことがないのならば、なぜ出せないのだろう。出せない理由があるということは、つまりそういうことではないかと。結果は、DNA を提出した明くる日に逮捕されました。

これは公共事業でも同じです。適切に施工し、何も隠すことがないのであれば、証拠となる写真や図面を出すことに何らためらう理由はないはずです。それを企業秘密だの、保安上の理由だのとの理屈をつけて拒否し続ける姿勢は、市民に対して何かを隠しているのではないかという疑念を自ら植え付けているのと同じではありませんか。

改めて伺います。なぜ出せないのですか、納得のできる理由を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本年 9 月議会の議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、J R ・名鉄弥富駅自由通路等整備事業の委託工事に関する資料は、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づき提出されております。この鉄道委託工事の申合せにおいて、工事写真及び設計図書は提出資料の対象外であり、鉄道事業者から提出されておられませんので、公表することはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） 再質問します。

出すことによって、何か法律に触れることでもあるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 繰り返しになりますが、鉄道事業者への委託工事につきましては、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づき資料を提出されておりますので、それにより事業を執行しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） この間も出てきたんですけど、透明性と言うならば、出したほうがすっきりする。先ほど主婦殺人事件のDNAと一緒に、潔白の人は積極的に恐らく出すと思うんですよ。そんな疑いを持たれてまでしなくても。それを出せないということは、別に出したって何の法のおとがめないですよ、これ。どこかから出したら、おとがめがあるんですか。再質問。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 市として提出されていない資料を出すことはできません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 別に提出を求めればいいと思うんですが、なぜそれまでにJRをおかばいになるのかよく分かりませんが、ますます疑いがだんだん深まるだけです。

次行きます。

事業費増額のリスク管理と名鉄との協議について。

次に、駅前整備における事業費増額のリスクについて伺います。

思い返せば2年前ですよ。既に2年たちました。令和5年12月議会において、JRとの工事協定金額を8億3,000万円増額する議案を議決しております。あれから既に2年も経過しました。この間、建設業界を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。報道によれば、愛知県の事業である名鉄知立駅周辺連続立体交差事業の事業費は、当初よりも200億円増額され、995億円に膨れ上がったと報じられました。また、愛知県で開催されるアジアパラ競技大会の経費も、当初見積りの1,000億から今や3,000億台後半、あるいは4,000億を超えると言われています。当初の1,000億円は何だったのかと。4倍になってしまった。

このように、一般の納税者から見れば不信感しかないわけです。これでこのように公共事業が軒並み倍増、激増しているのが今の日本の現状です。

それで、本市の名鉄に関する事業費についてお尋ねをいたします。

これほど物価や資材が高騰している中で、弥富市における名鉄の事業費だけは今後も値上げは行わないのかという解釈でよろしいのでしょうか。他所では数百億円単位で上がっているのに、本市だけは無風であるという根拠はあるのでしょうか。市は現在、名鉄に対し、このコスト増額リスクについてどのような確認や対応を行っているのですか。上がってから報告を受けるのではなく、事前にリスクを洗い出し、くぎを刺すような協議はなされているのでしょうか。

去る11月22日に開催された市政報告会でも、市の借金、財政状況について説明がありました。市民は市の懐事情にかなり敏感になっております。想定外の増額でしたでは済まされま

せん。まさか、請求されれば幾らでも支払うという姿勢なのでしょうか。名鉄事業費の増額リスクに対する市の認識と具体的な対応策について、明確な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 現段階におきましては、名鉄から弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書における概算総額の増額はないと聞いております。ただし、以前にも答弁しておりますとおり、今後の物価変動や工事進捗に伴う想定外要素により、覚書金額等の変更の可能性は否定できないと考えております。今後も引き続き工事費削減項目を検討し、コスト削減に努めながら事業を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 知立駅の工事も事業主体は愛知県ですけれども、恐らく全て名鉄線路の絡みですから名鉄がやっておると思うんです。そちらのほうは既に200億上げてくれということで出てるのに、弥富駅はもう2年ですよ。JRがもう2年前にこれだけ上げてくれと言っておるのに、名鉄はいまだかつて言っていないというのは、これ何なのでしょうね。ますます不信感しかないです。もういっそ上げませんと言ってくればそれですっきりするんですが、いずれ言ってきたら幾らでも払うんだらうという姿勢としか思えないんですが、次に行きます。

設計変更の把握と現場確認について。

次に、工事監理の在り方について、具体的な事例を挙げて伺います。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）、去る令和7年1月21日付で、JR東海建設株式会社に対して提出した設計変更通知書第1回についてでございます。

市は、この設計変更の具体的な内容を確実に把握していますか。書類が回ってきたから判こを押したというレベルではなく、何がどう変わったのか、その詳細を理解しているのか、お聞きします。

また、書類上の確認だけでなく、現場確認を行いましたか。実際に足を運び、変更箇所を目で見て確認したのでしょうか。私が確認したところ、この変更内容は雨量計の移設に関するものだと認識しております。しかし、この雨量計の場所は本来の工事の区域外であると思っております。この変更内容の妥当性と、市が現場で何を確認したのか、明確な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 設計変更と通知書の変更内容につきましては、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づく鉄道事業者からの提出資料で確認しております。

また、申合せにおいて現地確認に関する事項は定められておりませんので、現地確認は行っておりません。ただし、状況に応じて進捗状況などを確認するための現地確認は行ってお

ります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これも申合せ事項にないからといって、見に行くと何か法に触れるんですか、これ。確認をするのが当然だと思います。変更請求が出たからには、どんな変更内容なのか、その内容が適切なものなのか、全くこういうチェックをしないということになりますけど、まあ分かりました。そういう姿勢で工事を進めてみえるということがよく分かりました。

では、設計変更第1回の具体的内容と金額について具体的に伺います。

先ほど申し上げた設計変更等通知書（第1回）ですが、表紙には、添付書類のとおり変更しますと記載がありました。ただ、これ私どもが情報公開したときに、この添付書類がついてあるはずなんですけど、その添付書類はいただいております。なぜか、わざと故意に抜かれたのか、忘れたのか知りませんが、全部請求したんですけど、この添付書類はついておりませんでした。大体想像ができますから、その想像で話を進めさせていただきます。これでは何が行われたのか、市民には全く分かりません。市はこの添付書類の中身を精査しましたか。この変更における具体的な工事内容は何ですか。そして、変更にかかった工事金額は幾らですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 工事内容といたしましては、自由通路新設に伴う既存駅舎の一部の撤去を行う際、自由通路新設に支障となる箇所に雨量計設備であるケーブルがあることが判明したため、雨量計に接続されたケーブルを自由通路に支障とならない場所へ移設する工事を実施したものです。この雨量計ケーブルの移設にかかった工事金額は51万3,000円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ケーブルを移動されたというお話ですが、これは1月21日に変更という形で追加工事出ていますよね。こんなのは最初から明らかに、場所的に見ても最初から確認できる場所にありますよね。私、これ見に行きました。

2番目の写真をお願いします。

左上が雨量計、右もちょっと見にくいんですけど雨量計を写しました。左の下も雨量計ですが、駅舎には仮設配線がやっております。仮設ですから、見栄えを無視して適当に電線がつながればよいというやり方で仮設配線がしてあります。

右側は切符なんですけど、5月4日に、私は160円入場料を払って中を確認しました。それで、下り線のプラットホームの上のはりに配管がありました。その配管には、ちゃんと丁寧に施設雨量計ということでラベルが貼ってありました。もう一枚は雨量計設備ケーブル、

駅内から雨量計、駅外の転倒ますというふうに、こういうふうにつながっているという表示がしてありました。ですから、そんな後から追加工事を出さなくても、最初からこんなのは分かるんですよ。こんなを見落とすわけないんですよ、最初に。だから、ほかのケーブルも全部チェックして、これとこれとこれは支障になるからということで最初の見積りに入っておって当然なんだ。今さらこんなものが何で今頃出てくるの。ですから、ほかに理由があるわなと思って私は調べました。これを後から申し上げます。

事業費の支払いの適正性と工期、検査の矛盾について、次に事業費の支払いが適切に行われているか、具体的な日付を上げて確認します。これからは日付が重要な問題になります。ごまかさずに正確に答弁してください。

1番目、設計変更通知書に記載されている、すなわち竣工予定日はいつだったんですか。私の確認では、設計変更内訳書には8月31日と書いてあります。間違いではありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 雨量計ケーブル移設工事は、本年2月4日に実施し、1日で完了しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） そもそもこれを見たときに、8月31日が工期になっておって、このお金をどうも3月31日に払ったみたいなんですけど、これも変な話だわなど。これからやる仕事に対して8月31日が予定日になっておること自体おかしいんですけど、現実的には2月4日にやられたからいいんですけど、別に予定日ですからその前にやる分にはいいんですけど、3月31日にお金を払う仕事をなぜ8月31日に工期を切ったのか、これも何ともちょっと理解できないのですが、この工事に対する支払いはいつ行いましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） この工事を含む本市からのJRへ支払日は、本年3月31日でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 次、工事が完了した日、これはいつなんですか。先ほどの2月4日がいいんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、本年2月4日に完了しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） この辺が最も重要なんですけど、この工事検査ですね。当然、お金を払う前に工事検査をやってますよね。これ誰が担当して、支払いが3月31日ならば、検査もそ

れまでに終わっておると思いますけど、どなたが担当して、3月31日までには終わったことになっていきますけど、本当にやったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 雨量計ケーブルの移設工事に係る検査は、鉄道事業者の内規により適切な検査員が選定され、本年3月11日までに実施されました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） じゃあ、この件でちょっと再質問です。

市のほうとしては、これは検査はやらないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市の完了検査といたしましては、私が検査員となり、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せに基づく鉄道事業者からの提出資料を確認しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは次行きます。

3月31日に検査をし、支払いも終わっております。私は、私なりに見たら、この工事は10月23日に雨量計を新品に取り替えて終わったという感覚でしたが、どうも配線工事だというふうに今主張してみえるみたいですね。いや、私が想像していたものとは違う。これは、雨量計は自分のところの仕事で、そうじゃなくて配線を直した。その工事ですということで答弁を今いただいた。何ともこれちょっと理解ができませんのですが、移設という名目の下に、虚偽の工事实態、乖離について伺います。

次に、設計変更通知書（第1回）に記載された工事が適切に行われていたのか検証します。

通知書には、工事内容として雨量計の移設と記載されています。言葉どおりに受け取れば、場所を移動させたということになります。

そこで1点目、伺います。

移設であるならば、どこからどこへ場所を変えたのですか。私の調査では、場所の変更は一切なく、元の位置にあるようですが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど答弁いたしましたとおり、自由通路新設に伴う既存駅舎の一部撤去を行う際、自由通路新設に支障となる箇所雨量計設備であるケーブルがあることが判明したため、雨量計に接続されたケーブルを自由通路新設に支障とならない場所に移設したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは次行きますね。

実際にはどのような工事内容、これを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 工事内容といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、既存駅舎の一部撤去を行う際、自由通路新設に支障となる箇所に雨量計ケーブルがあることが判明したため、長さ約25メートルの雨量計ケーブルを撤去し、新たに自由通路新設に支障とならないルートに約20メートルのケーブルを設置する工事を行ったものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 実は、私、昨日ちょっと記録を見ましたら、2001年の8月1日を皮切りに、ちょうどこの気象観測装置の保守点検の仕事を始めました。ちょうど24年前で、二、三年前に辞めていますから、実質的にこの関係の工事に20年以上携わっていますから、人並み以上にはこの関係の知識があるつもりで、一番最初に工事をスタートしたのが福井県の小浜市の消防署、若狭消防というんですけど、そこでやって、嶺北消防署とか、それから鯖江、西は熊野から東は静岡県の磐田市、高山とか、郡上とか、この辺の消防署はもう3分の1ぐらい私行っていますかね、ずうっとその経験がありますから、ここの話はもう相当な知識を持っておるつもりです。

今聞きましたら、25メートル撤去して、20メートルの配線をやった。それが50万ですか。どんな工事をやったんですか。今残っておる駅舎が、一番西から、桑名寄りからトイレになって、改札口があって、その残りだったら、もうこの議場の半分も残っていないですよ。その中を配線を引きずり回して、50万なんてどうやって工事やるんですか、これ。50万円分。これ課長、現場確認しましたか、費用と。50万円の工事。ああこれが工事なんだなって。ましていづれ壊す建物だから、そんなに見栄え考えずに恐らくやっておると思うんですよ、もうとても私のその20年間の経験から見たら、こんなものに配線をいじるだけで50万。あの雨量計の配線って極めて単純なんです。線2本しかありません。行って帰ってくる。LANケーブルが入っておりますこのマイク、これLANケーブルですから0.5ミリの線が8本入っていますよ。これより簡単な線が1メートル仮に300円で買ったって、20メートル買ったってたった6,000円ですよ。それに配管を入れて1日で終わった。20人も30人も来てやったとは思えないから、こんな工事。どう考えたって50万円なんてあり得ないんですよ、これ。ですから、これは一回、課長、現場へJRの職員立会いで一回これを見に行きましょうや、その50万円の工事。どう考えたってこんなもの異常ですよ。

それで、すみません、ちょっと7番お願いします。

これは、この雨量計のメーカーのカネコという会社のホームページ。このホームページの中身です。右側の黒いのが、これが駅舎の中に置いてあります。外が雨量計、このステンレスの筒ですね。ここにこんな形についていまして、一番上が直径200ミリぴったり合っ

います。ここへ雨が降ると0.5ミリ単位で、転倒ますとってシーソーがついていまして、シーソーの上がいっぱいになるとカタン。これが200ミリで、確か0.5ミリ分で15.7ccだったかな、これだけたまと転倒ますがカタンです。その線が上の黒いやつからその雨量計のこのステンレス製につながっておる。それは2本なんです。ですから、全くこんなの、そんなに知識がなくても、もうはっきり言って誰でもやれるような工事なの。ですから、これを私がたまたま10月23日に行ったときに取り替えてみえて、3人来て、11時に帰っていかれました。ですから、まさか朝の6時や5時からやっていないから、恐らく名古屋の会社に出勤して、9時ぐらいから始めて、2時間ぐらいで3人でやって帰っていかれたと思うんです。それで、車の中を見ましたらもう1セット積んでおりました。聞いたら、また別の場所に行く。明らかにこの2セット替えました。

それで私、先月、千葉県の幕張メッセで鉄道技術展というのがありまして、そこへ成田経由でちょっと飛行機に乗って見に行きました。ちょうどこの株式会社カネコさんのブースもあったもんですから、ここで話を聞きましたら、ああなるほど、これ1セットで幾らだと言ったら50万。だから、私はこのお金に回したんだろうなと思っておるんですけど、今のお答えですと配線代だとおっしゃるんだけど、配線にしてはもうとにかくあり得ない数字ですよ、これ。50万。50万円分配線をやったらもう相当な仕事ですよ。そんな1日で終わるような仕事じゃないですよ。30人も来てやればあれですけど、まさかあんな狭いところに5人と来ていませんよ。それが今聞いてびっくりしました。1日で終わって、50万の工事をやった。見る限り、その雨量計から私の目で見えたところ、プラットホームの上、駅舎の中に入ってしまえばもうここから先は見えませんが、その先はどうなっておるか知りませんが、せめてこの議場の半分も面積がないですから、そんなわざわざあの機械へ行くまでぐるぐるぐるぐる回してやるわけないから、最短距離で入っておるんでしょう。これ今からでも見れますから、これ一回確認させてくださいよ、どういう工事をやったか。50万円の工事。もうどう考えてもこれはおかしいです。

次へ行きますね。

書類には移設と書きながら、実際には現状場所での新品交換を行った。設計変更通知書の記載内容と実施された内容では相違があるということではありませんか。なぜ交換や更新と書かずに、実態のない移設という言葉を使って処理したのか。これは事実と異なる公文書を作成したことになります。明確な説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 雨量計設備移設としてケーブルの移設を行ったものでございますので、相違はないものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 当初からそういう御主張ですので、これ確認します。私が一般質問を出したことによって、当然JRと、こんな一般質問が出てきたけどどういうふうに答弁しようかと相談してみえますよね。それを確認します。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 都市整備課への質問、JRの内容でございますので、当然、質問内容を確認した上で現地も確認しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これを私、最初、通告書に雨量計の写真までつけて出しましたから、JRの担当者としては、大体私が何を言いたいのか多分ぴんとくると思うんですよね。一般的に誰でもそうですけど、都合の悪いことはしゃべらないんですよ。隠しますよね。それをJRの言い分をそのまま聞いたら全ていいことになっちゃうんです。ですから、先ほども言いましたように、もう50万円の工事、これはもう一回、本当に50万円かかったような工事なのか、これは確認をさせてください。それじゃないと、これもう皆さん聞いた人ね、今日、50万のまさかこれ電線の工事だと思っていせんから、私の話だけ聞けばおかしいよねとおっしゃるんですけど、これはしっかりと検証をさせてください。

次を質問させていただきます。

協定違反及び詐欺的行為の疑いと今後の事業継続について。

これ最初から課長がおっしゃるには、そうじゃないんだと、配線工事だとおっしゃいますけど、私のほうの見た感じ、ですから私は4月23日に情報開示をいただいて、5月4日に現場へ入場券を払って中へ入って見た感じ、大体の想像ができました。私の思ったとおりのシナリオで行くだろうなと思ったのが、この雨量計の交換。

すみません、写真をお願いします。3番。

これが取り替える前の雨量計です。これちょっと薄くて分かりませんので、ワープロで書き換えたもの、次をお願いします、4番。

これがさっきの銘板というんですけど、車でいったら車体番号とか型式を書いたものがそうなんです。これ製造年月が2020年10月なんです。これは、気象業務法という法律9条ですけど、これによって、車でいったら車検、検定があるんです。その検定マークが右側の20。気象の気字をデザインしたサンプルです。これを検査機関に持って行って、これを20の判を押してもらったのがこの検定マーク。今年の10月に検定切れになるという雨量計がついていました。ですから、私は、ああこれは多分10月末に交換しに来るんだろうなということで見えておりました。

5番をお願いします。

これが、10月23日に行きましたら、たまたまこの株式会社カネコ、雨量計を作っておるメ

一カー、そこの車がありまして、3人の作業員さんが見えまして、11時に帰られました、終わって。車の中にはもう1セット積んでありまして、外した雨量計と先ほどの駅舎の中についておるレインピューターですね。これ記録を取る機械なんですけど、雨量の、これが恐らく名古屋かどこかの列車の運転指令かどこかにつながっておって、一定の雨量が超えれば当然そちらのほうへデータが行って列車を止めるとか徐行をさせるという、こういうシステムが構築されておると思います。ですから、触ったのは外の雨量計と中の、私らはデータロガーというんですけど、これを取り替えたんだな。それをメーカーに尋ねましたら、まあ50万だなと、こういうふうにおっしゃいました。

次お願いします。

これが交換された新しい雨量計の銘板で、製造番号と製造年月以外は全部一緒です。2025年の9月に作りましたから、これから5年ですね。今度は2030年の9月いっぱいしかこれは使えない。これを当然私は、結局これを工事に紛れ込ませたとしか思えないんですよ。だから、さっきも言っていました、そんな配線に50万なんてもうとても考えられません。ですから、これは恐らく課長がJRに、こういう一般質問があったがどうだ、当然自分の都合のいい話で、こんなの、そうです、うちでやるべき仕事を市に回しましたなんて言えませんから、そういう言い訳をしたとしか思えません。

これを先ほどから何遍も透明性、透明性とおっしゃるんですが、もう前回の9月議会でも言いましたけど、これどこが透明性なの。全然透明性じゃないですよ、これ。全く本当に疑わしいものがいっぱい出てきますよね。先ほどの電柱の基礎でもそうです。出せばいいのに見せられない。今度はこういったものが出てきて、私の臆測で言いますと、これは市の工事に便乗した。この雨量計の取替えを便乗した。ですから、先ほども言いましたように、こんなのは今さら追加工事で出さなくても、最初から配線が邪魔になることぐらいは最初から分かっているんですよ、こんなもの。ほかの配線も全部ありますからね。しかも配管にきちんと雨量計の配管と書いてあるんですよ。古いやつが全部ラベルで貼って。だからそんなの気づかないわけじゃないんですよ。ずうっとたどっていけば、これは工事のときに邪魔になる。今さら今年の1月21日になって出すべき書類でもないから、こんなのは明らかに今年の10月に、要するに車検切れになるものを市のほうへツケを回しておくかと。それで、私はもうこれはだまされたとしか思えないんですよ。

ですから、先ほども何遍か言っておりますけど、50万円の工事を適正か適正じゃないか、これは一遍現場をどうしても確認せんといかんですね。もう実際には消費税込みで56万4,300円、これだけのお金が払われたんですよ。

ですから、これを分かりやすく言いますと、私が車を運転しておって、ついついうっかりしまして前の車に追突してしまった。当然私がおわびして修理代を払わないかん。そういう

ふうで修理代を払います。すみませんでしたとって修理に入ったら、たまたまその車が来月車検だったと。そうしたら、その方が50万円の修理代に10万円の車検代をそっちと一緒につけておいてとツケを回した。それとやっておることは全く一緒だと思うんですよ。どさくさに紛れてこういうものを回してきたと、私はそういうふうに思っています。

ですから、先ほど言われた、もう何遍も言いますが、50万円の配線代なんてあり得ないんですよ、これ。これは一回確認させていただきます。それと、これ監査請求も出させていただきます。どう考えても、これはもう理解不能でございます。

万が一こういうことで、私はこんなものは詐欺的行為だと思っておるんですけど、一応、令和4年4月1日付のJR東海と締結した協定書の中に、第16条、損害の負担、甲及び乙、甲は弥富市で、乙はJR東海、災害などやむを得ない場合を除き、自らの責めに帰すべき事由により工事が中断された場合において相手方に損害が発生したときは、これを負担するものとする。これはちゃんと協定で結んでありますね。それで、この損害の相手方に2倍の損害金を払うと、こういう協定が結ばれています。万が一、これが詐欺的被害となったら、当然だました相手が悪いんですから、もういっそこんな工事は契約解除して、私はもうやめたほうがいいと思うんですよ。こんな疑いがいっぱい出てくる。それを何遍言っても改めようとしません。透明性、透明性ってもう何遍も出てきますよ。全くこれ透明じゃないしね。

実際こういう話をどんどんしますと、いろいろ皆さん研究なさったのか何か知りませんが、これ駅できたら不便になるよね。大分理解されたみたいで、駅ができるとともに、今は名古屋駅から疲れて帰ってくると、先頭の車両に乗れば5秒で改札を出られますよ。この駅が完成すると同時に、60段だったかな、約6メートルの上下動が発生する。名古屋駅から電車で弥富駅のプラットホームに着くと、すぐ左に出口が見えますよ。それをわざわざ6メートル、家庭の住宅でいったら2階じゃなくて3階なんですよ。3階をわざわざ上がって降りてこなきゃいかん。それが随分分かってきたみたいで、こんなのはいっそもうやめたらどうだ。これだけのお金がかかって、まだ幾ら上がってくるかも分からない、名鉄さんもそれはっきり言わない。もうこんな恐ろしい工事をよくやっていますよ。見通しも立たない。普通の住宅でいったら予算を立てますよね。これだけ上がってきたらもう先恐ろしいですよ。それでも名鉄に対して何も言わないんですか。

だから、先ほどから言っていますように、幾ら請求されても払うんですか。もうそろそろやめませんか、考え直しませんかということなんですよ。疑わしいんですよ、やっていることが、これ。全く。

最後に、市長にお伺いします。

雨量計の問題について様々な答弁をいただきました。これは単なるうっかりミスでは済まない。あえて申し上げますが、これはJR東海によるあまりにも度が過ぎたちゃっかり案件、

すなわち弥富市の事業にかこつけた自社設備の不当な更新であると私は断じております。

J R東海には、自由通路事業を専門とする部隊が存在します。彼らは長年多くの自治体を相手にする中で、素人の自治体は機能保証といえど何でもお金を出してくれる、幾らでも出してくれるというあしき学習を積み重ねてきたということではありませんか。これは契約の相手である弥富市を欺く行為であり、外形的には詐欺とも思えます。

私たち議会も、そして市長をはじめとする執行部も、J Rが保安上の理由、企業秘密と言えば検証を放棄し、言われるがままに公金を支出してきた。チェック機能が働かず、こうした不当な請求をスルーしてしまった以上、弥富市側の責任も重大です。私は、この件について既に会計検査院にも情報提供をいたしました。あの協定書には、盛んに透明性、透明性といっぱい書いてありますし、事業のほうも中止した場合は2倍払うとか、言わばちょっと脅し文句とも言えないようなことも書いてありますが、これはどう見ても、私は、正規な支払いでは50万ですね、消費税込みで56万、これは不当な支出だと思います。市長、これどうお考えになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） ただいま加藤議員から、機器の更新について、それが設備の移設に入っているんじゃないかという想像での御質問がありましたけれども、この件につきましてはJ Rに確認しております。

鉄道事業者を確認いたしましたところ、検査銘板に表示されております製造年月日等が更新された理由につきましては、鉄道施設である雨量計設備の転倒ます型雨量計の管部は5年ごとに機器の点検が行われており、本年9月に転倒ます内部にある雨量を感知する部分の機器の点検を併せて感知する部分の交換が行われたものです。この機器の点検・交換につきましては、本市が進めております自由通路等整備事業とは全く関係がなく、鉄道事業者により定期的に実施されているものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今ちょっと何か変だなと思ったのが、点検じゃなくて新品に交換したんですね。それはあくまでもこれはうちの工事で、うちの財布から出したんだよというふうにおっしゃるんですが、時期的に見て、そもそも最初に変更が出てくること自体が全おかしいんですよ。明らかに分かるものをわざわざ1月になってから追加工事を出した。しかも、それがたった僅か20メートルぐらいの配線の移動に50万。50万ですよ。ですから、それは現場へ行って確認すれば分かることだから、一回、別に今日でもいいですよ。今日でもJ R東海本社に電話して、ちょっと見せてくれということで一遍見に行ったらどうですか。まあいいですけど、別に今さらいじくるわけにいかんですから、一回これ見たほうがいいのかと思うよ。適正な本当に請求内容なのか。これは全てそうなんですけど、やった工事に対して適

正であったか、適正でないか、まずこれは分からないと思うんですよ、見ても。でも、せめてこんな配線ぐらいのものは、もう市内の電気屋さんでも十分やれる工事ですから、せいぜい1メートル150円から200円の線を張るだけです。特殊なものなら特殊な業者しか分かりませんが、私もやったけど、こんな単純な仕事はないですよ。ですから、これは一回もう絶対に確認してください。どう考えてもこれは私は納得しません。

せっかくですから、市長、これどういうふうにお考えになるか、一応お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業につきましては、鉄道事業者と工事協定等を締結し、鉄道事業者への工事委託という形で自由通路の整備及び管理に関する要綱や、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申合せなど、国の定めたルールに基づき適切に工事を進めているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 多分その程度の答弁だと思いましたが、一切JR側を信頼してやっておるんだけど、実はこういう疑わしい部分がいっぱい出てくる。せめてその疑いを晴らすために図面を出すなりきちっとされればいいんだけど、それをまた何だかんだと理由をつけて隠されるとますます疑いが強くなってくる。これは一度考えたほうがいいと思います。今の時点でしたらまだ浅いからです、この先まだ何十億と仕事が残っていますから、もうよっぽどきちっとしないと、言い方は悪いですけどいいようにされますよね、これ。もう既にいいようにされていますよ、こんなもの。

次の孫宝排水土地改良区の職務権限について伺います。

これはもう既に何回も質問させていただいて、まともな答弁をいただいておりますので、今日こそはまともな答弁をいただきたいと思います。答弁がなければ、まだ8回残っていますから、これはもうずっと続けますから。まともな答弁をいただくまでずっとやりますから。

孫宝土地改良区の関係者で、土砂投棄を承諾できる法的権限を有する関係者は誰なのか。愛知県知事か、理事長か。そもそもそんなようなことをするのに、誰がこういう権限を持っているのか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 同様の質問で、令和5年6月議会及び令和7年6月議会でも回答しておりますとおり、本市は公共工事である単独土地改良事業佐古木地区揚水ゲート改修工事による宝川と改修水門につながる水路の接続部におきまして、当該工事を進める上で水路底版下部が洗掘されたことによる漏水を止めるために必要とした土砂を入れた工事であったため、土砂投棄ではありません。土砂の投入に当たっては、宝川を管理されている孫宝排水土地改良区事務局に対し、工事内容を説明し、承諾を得ております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ですから、これ何遍も前回も言いましたけど、法的に権限があるのか。投棄でないとしても、事実上はその26杯ダンプで入れた分を全然上げていませんから、そのまま川の中へ流れておるんですよね。そういう権限がまずあるのかないのかずうっと聞いてきました。そんなことやってもいいという権限が孫宝土地改良区にあるんですか。だから私、孫宝に聞いても、どなたも誰がこれ承諾した、承諾をもらったと言っておるんだから、誰かしたんでしょう、3名の方。誰も私だとおっしゃらない。適正だと思うよ、私が言いましたと言えばいいんですよ。だから、そういう権限があるのかないのか。法的にそんなことをしてもいいのか。恐らくそんなのはないと思いますよ。一時的に工事のために入れるのは別にいいですよ。だから私は、取らないことについて、そのまま流しちゃったことについて、前回は部長答弁で敷きならした、川の底に敷きならしたとおっしゃいましたよ。なぜか知りませんが、今日、部長、見えませんが、なぜ休んでおるのかよく知りませんが、部長はそうおっしゃったんですよ。敷きならした。3月ですよ。どうやって敷きならしたんですか。結局のところは、適当にシャベルでならして、それ以上やったらもう胴体あれですよ、3月に冷たい水の中に入らないかん。結果的にどうやってやったと云ったら、水門ですから、水門の扉を閉めれば上流のほうはどんどんどんどん水位が上がっていきますよ。それで、その水門の扉を開ければ、まあ昼済んでいますからいいですね。あの和式の水洗便所のうんこと一緒に、それも全部流れてきますよ。それを繰り返してやって、今は土がないんですよ。だけど、その行き先は、土ですから蒸発するわけないですね。そのまま宝川の川底にあるんですよ。それがいいんですかと私は聞いておるんですよ。いいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 公共工事により必要な工事であったため、問題ないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ああ、びっくりしました。市民の皆さん、川底から見えなければ土砂は捨ててもいいように聞こえます。こんなことが許されるんですかね、幾ら工事といえども。結局、やっておったらどんどんどんどん追加工事が入って3,700万になっちゃったから、もうそのまま捨ててしまえとやったんでしょう、これ。

次の写真をお願いします。

これ前回、福田川のしゅんせつをやっていました。7,000万円か何かかかった。そうしたら、最近上流に移りまして、今上流をやっています。これも恐らく同じぐらいの金がかかると思うんですが、次の写真をお願いします。

これですよ。もうこうやって土を上げておるんですよ。片や上げる、片や工事といって土

をそのまま流す。市長、これどう思われますか。この写真を見て、どういう感想ですか。一回感想を言ってくださいよ。市長、あの写真を見たらどういうふうに思われるか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 福田川のしゅんせつ工事をやっているんですよね。それだけです、感想は。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、挙手してから登壇してください。

○8番（加藤明由君） 感想ですよ。片や1,000万単位の税金を使って川底を掘って上げておるのに、片やそのままダンプ26杯分、川へ流す。これを見て何とも思いませんか。もう一回お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 福田川のしゅんせつは公共工事でやられておりますので、積年の堆積土があったということで清掃をしてみえると思うんですけど、宝川につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ※

_____。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、ただいまの発言は侮蔑発言と取ります。訂正してください。

○8番（加藤明由君） _____。

○議長（堀岡敏喜君） 訂正してください。

○8番（加藤明由君） それじゃあ訂正します。はい。ないことにしてください。

まあこれ以上はやりませんから、終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

通告に従い一般質問を行います。

いつも早口になっちゃうんで、今日はちょっとそこに気をつけながら、市民の皆さんに市長の声をたっぷりと届けられるように1時間お付き合いを願います。

※ 取消し発言あり

9月定例会において横井議員が、特定の業者A者が2024年1月以降、市の入札指名から不当に除外された疑惑について追及を行いました。今回も昨日答弁がありました。しかし、副市長、部長等、あるいは市長の答弁は、終始明確な理由や手続の説明を回避し、結果的にさらなる疑惑が深まりました。

大きく分けて3つに整理させていただきますと、これ9月と昨日の答弁ですね。あれを冷静に分析しますと、虚偽答弁の疑いですね、まずは。もともとは指名除外の理由として、校舎のくいの長さの情報を漏えいしたという話だったんですけども、実際にはくいの長さは公開情報であり秘密事項ではないと証明されたにもかかわらず、その事実を認めていません。

それから2点目、副市長がA社に対し、問題発言を認めれば指名を再開するという取組みの発言を行ったとされる疑惑です。これは、言い換えれば不当な圧力疑惑と言えます。

3点目、安藤市長がこれら一連の問題に対し、副市長が答弁しているので問題ないという市長の監督責任問題なんですけど、どう見ても他人事のような答弁だったような気がしますので、今回はもう副市長以下、部長の答弁は必要ありません。市長が、結局市長というのは結果責任、説明責任を市民に対してですよ、私とは言いません。市民に対して、この疑惑について結果責任、説明責任を果たす場としたいと思って私の1時間を提供します。

この質問をつくっているときというのは、実は11月22日、市長就任7年目にして初めて開催された市政報告会、これに対しては非常に多くの市民の方が期待されました。市長がこれからの弥富市をどうか取りしていくのか、市長のビジョンを聞きたいと期待して皆さんが足を運びましたが、開催時間は僅か1時間、若干の延長はありましたけれども、そのうちの50分間を市長自らが駅や学校など、要するにこういうことをやりましたという説明に費やされました。何とチョイソコの登録方法というか、使い方まで丁寧に説明していただいたんですけど、いや、それって市政報告会といったときに、もう既に担当課長が地元説明している話なんで、皆さんがわざわざ足を運んだのは、市長の市政を聞きたかったんです。

質問についても、もう50分を切っている段階で司会者大分困ってしまっていて、今年の7月に十四山でやったときに、1人1問といたら猛烈に叱られたもんですから、1人1問と言えないもんですから、他の方にも配慮してくださいと。いや、結局、事実上時間制限じゃないかというふうにみんな言っていたんですけど。

もう一つびっくりしたのは、財政に関する質疑です。実は今回の説明会で、本当は財政が一番重要だったと思います。これ説明会の資料ですね。

この財政のところ、市長が、もちろん現場はスライドパワーポイントなんですけど、財政健全化判断比率として将来負担比率、債務がどれだけ残っているかが95.4%ですと。これは早期健全化基準といって、夕張みたいな国からストップがかかる350%にはなっていませんから、あれです。ただ、今後の見込みや状況を説明されたんです。だけど、一般の人には

分からないので、参加者のうちの一人が極めて的確な質問をしました。市長、結局市の借金幾らあるんですかと聞いたんです。そしたら、市長びっくりしちゃって、いや、資料を持ち合わせていないので、後日ホームページに上げますと言って逃げちゃったんです。後で質問者は、いや、経営者にとって借金の総額は一丁目一番地の基本情報なんで、何でやねんと言っていました。答えを言いますと、一般会計で丸め方によるんですけど約150億円前後、ただし下水道会計にやっぱり90億円ぐらいの借金がありますので、合わせて240億円規模、250でも240でもそこから先はいいですよ。200億円を超える、つまり年間予算の1.5倍もの借金がある。その規模感さえ頭に入っていないのかなというのが一つの疑問でした。

さらに驚いたのは、次の会場で行われた、次の会場が南部コミだったんですが、2回目の報告会でもこの借金についての質問が出ました。そのときには、愛知県下で常滑がよくなったんで、今愛知県、弥富市が最低ですよというのが中日新聞に出たんですよ、ちょうどその前に。なので、その質問が出たんですが、ちゃんと答えられなかった。1回目で答えられずに恥をかいたと思ったら、何ですぐに調べなかったのかなと。何で副市長や部長は助言しなかったのか。そこまで考えて行き当たったのは、市長はそもそも財政に関心がないのかなという気がしてきちゃったので心配です。

もう一つ、市政報告会らしい質問があったんです。具体的な場所を上げてみえましたが、いゆる耕作していないところの雑草が3メートルにもなって、隣の土地も迷惑だし、火災でも危ないという質問に対して、市長は職員を派遣して地主にも連絡させると答えたんです。そのこと自体はそういうことなんでしょうけれども、その質問の中で、今後こういうのが増えていくので、市長、どう考えられますかということを知りたかったわけですよ。市民が求めているのは、市内全域で増え続ける耕作放棄地に対する政策や市長としてのビジョンです。これ、何かまるで終わってみると、質問した人ってみんなの前である意味勇気を出して個別の案件を、普通そんな個別案件こんなところで言う話じゃないですが、言ったのに個別処理でされちゃったんで、まるでクレーマーかよって話になっちゃうもんですから、その辺が非常に残念でした。

考えてみれば、市長は選挙の公開討論会を2回も拒否されました。一般質問で加藤さんの質問に、どうしてと言われたら選挙戦略です。いやだから、やっぱりそういうのは出たくないのかなというのが今回も思いました。

問題は、組織のガバナンスです。市長の仕事は、もちろん細かいことを知っている必要はないんです。だけど、部下が暴走するのをちゃんと止めなきゃいけないんです。そういう意味で通告がしてあります。今回のもう一度、昨日の横井議員と副市長とのやり取りを見たときに、やっぱり行政の裁量権というのが不透明だなと、説明責任を副市長とする気はないなと。3点ないし4点で言うならば、論理的整合性がない、中のことはもう見せない、ブラッ

クボックスだと、指名審査会はね。

もう一つ、記憶にございませんとという有名な答弁を繰り返されたんですけど、普通記憶にございませんとという答弁は、言われたことについてもう反論できないので、そこを察して、私の立場上、上司に叱られるんで記憶にございませんとしかよう言わないんですよという、これ官僚答弁の典型じゃないですか。だから、事実上認めているのに、やっていると。

昨日の横井議員の質問で明らかになったのは、やはり弥富市が巨大な予算、いわゆる業者に発注をするという権力の濫用と、結局そこで業者が気に入らんことを言うと報復されるんじゃないかという疑念が昨日のやつで整理されました。もうこれ以上副市長に聞いても同じことの答えですので、市長が最高責任者として結果責任、そして肝腎なのは別に僕に納得しろというんじゃなく、これを市民が聞いていて、ああやっぱり市長はちゃんと部下を指揮監督しているんだという納得できる説明責任の場を僕としてはつくったつもりです。なので、何度も言いますが、課長の答弁書はもう聞く気ありませんので、市長自身のお言葉を求めたいと思います。

(1)の非公式な指名除外についてについてさらに詳しく聞きます。

ここからは、部長や課長には答弁を求めませんが、市長が生の声で、短くてもいいですので、簡潔に言ってくれていいので、市長のお考えをお聞かせください。

A社に対して、公式な文書による指名停止の通知がないまま、事実上の無期限指名停止処分が継続している現状は、行政手続法に基づく不利益処分におけるというのは、普通、きちっとやっていれば、不利益処分ということで向こうも反論ができるのにそれできないんですよ。なので、地方自治体における裁量権の逸脱濫用に当たると考えます。これはもう通告してありますから、多分手元にあると思います。

もう一度、昨日の横井議員と副市長のやり取りを整理し直すと、A社の指名状況が令和2年から5年は29回連続指名です。これ年平均で8回ってことかな。それが令和6年以降、突然ゼロ回に激変したことに対する市側の説明の不合理性です。通常、総合的な判断でいいんですよ、総合的な判断で。総合的な判断であれば、指名回数が例えば徐々に減っていくとか、分散するというか、上がったたり下がったりするはずなんです。だから、これはもう100%からゼロ%への急激な変化は統計的にはあり得ません。不自然です。作為的な排除意思がなければ統計的には起こり得ないということです。

もう一つは、副市長が連発した総合的な判断です。選定ルールに基づき総合的に判断と繰り返していますが、昨日横井議員が確認したとおり、A社の経営状況や資格確認に変化はありません。変化がないのに激変した理由を総合的な判断の一言で済ませるのは、もうブラックボックスですと。さっき言うように、答弁のしようがないので、言いようがないので、さっきの記憶にございませんと一緒に、総合的な判断と言ったとしか思えないわけじゃないんです。

まとめて言うと、入札参加資格者名簿からは除外していないということを繰り返しおっしゃっていますが、これは形式的には載っているだけなんです。だけど、実質的には指名は、さっき言ったように、ずっと100%どころか年8回かな、平均、一度もしていないので、事実上排除しているわけですよ。そこで、もう副市長の答弁じゃないんです。結果として、市民の人、これを昨日の横井さんの質疑を聞けば、結局市長はどうしておるんだと。もちろん市長はメンバーじゃないですよ。だけど、副市長は市長の代理人として市長の権限を代行しているわけですから、結果責任は市長が取るのが当然なわけなんです。

通告文に忠実に言うと、この非公式な指名除外が法令違反に当たるという認識があるのかなのか、一般論でなく、これも通告してありますが、安藤市長の見解を安藤市長の言葉で、市民に分かるように簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○11番（佐藤仁志君） 3回しかないのにノーカウントですよ。だってあと僕2回しか再質問できないもん。僕は市長にと通告してあるんです。

○議長（堀岡敏喜君） 手を挙げてから発言してください。

佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちゃんと通告してありますよね。安藤市長の言葉で分かるように簡潔。

それと、僕はだから念を押す意味で、なぜ総務部長の答弁をしてほしくないかといったら、もう昨日横井議員の質疑で、あるいは前回の9月以来、何度も副市長と総務部長の答弁を聞きました。それは平行線だってそっちは思っているだろうし、私はこういうふうに整理しました。それを聞いて、市民の皆さんに対して、最高責任者であり最終決定権者であり管理監督者である市長が、どう市民に対してこの状況を説明するのか、それを聞いているんです。

だから、あと残り再質問2回しかないの、それは答弁されたら困ります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

[発言する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 静かにしてね。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほどの非公式な指名除外につきましては、議員御指摘の法令違反には該当いたしません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私は、安藤市長の名誉挽回の場をつくろうと思ったんですが、今、安藤市長も何も部長を遮られなかったし、部長がどういうつもりで答弁されたか知りませんが、これを見た市民は、ああ、市長はよう答えんのだと、責任は取れない市長なんだというふうに思われるようなことをやっちゃったということですよ。市長の答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名業者の選定は、入札参加資格者名簿の登録のある数多くの業者の中から弥富市建設工事等請負業者選定要領の選定基準である技術的適合性や実績、施工能力などの観点から担当課において選定し審査会において内申をした上で決定をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） だから、市長を支えようと思っておっしゃっているんでしょうけれども、それはこれを見ている弥富市民から見れば、あなたたちは、担当職員まで含めて全て市長の一部なんです。しゃべっていることは、最終的には確かに市長の責任なんです。そういう意味で言うと、市長がそうやってしゃべらせているのかもしれませんが、ただ私としては、疑惑は深まるばかりで、それを市長が市民に向かってどう説明するかという機会をつくったんですよ。全く。

○議長（堀岡敏喜君） 傍聴席、静かにしてください。

また、議員の方々も動議以外の発言は遠慮してください。

○11番（佐藤仁志君） さっき僕が冒頭に、この間の市政報告会の話を持ち出したのは、別に嫌みを言いたいわけじゃないんですよ。だから、実際にトイレでみんなが、おいおい何なんだよということについて、僕は挽回をしてほしいから、どうなんですかと。市長は結果責任ですからね。結果責任と説明責任ですからね。それを果たす機会を私つくったつもりなんですけど、残念です。残念至極です。

そんな感じですので、2番については昨日横井さんがやっていて話が全く平行線なので、3番へ行きます。

3番の通告は、委員会制度の公平性・透明性の回復と具体的な再発防止策についてです。

9月定例会において、指名審査会における合議で指名除外が決定したとしながら、複数の委員がその事実を把握していなかったという行政内部の深刻な矛盾が露呈しました。これは9月議会の議事録を分析した結果です。

昨日、さらに横井議員とのやり取りを分析すると、副市長及び市長の把握していない、関わっていないという答弁は、行政の管理能力の欠如を自ら露呈するものです。というのは、副市長は指名回数は記録を取っていないので偏りを認識していないというふうに答弁されたんですけど、いや、これはすべからず行政の公平性を担保するという意味においては、いろんな分析をしているはずなんです。それをしていない弥富市は、極めて総合的な判断と言いながら、公平性については無頓着だということを告白しているわけですよ。

指名業者への偏りや排除を防ぐためのモニタリング機能、要は副市長を頭にして、何か立石建設部長がこれでいいですかと言ったらそうだとかやってみたいですけど、そういうのに対するさらなる、だって別に市長としてたまには審査会の議事録を見やあいいじゃないです

か。ちゃんとやっておるかといって。あるいは、第三者に議事録を見せやいいじゃないですか。だからモニタリング機能がないんです。コンプライアンスがないんです。

昨日の横井さんの質問に、市長は、委員会に関わっていないから知らない、その場にいなかったから答えられないという答弁は、自分が副市長と同列の人ならその答弁でいいですよ。同列の人なら。市長は副市長の監督者であり上司なんですよ。だから、副市長のやったことについて、関わっていないから知らないとか、その場にいなかったから答えられないなんて民間企業では通らないし、少なくとも多くの市役所の市長ではそんな答弁はしません。

それから、副市長に、昨日横井議員から虚偽答弁だとか、それから特定業者の排除の疑いを言っているんだけど、トップとしての市長は事実関係を調査し、解明する責任があります。知らないで済ませる姿勢は、ガバナンスの放棄と批判されても仕方ありません。

通告してある文章に戻って、この合議の矛盾をどのように解消し、委員会制度の公平性・透明性を回復するのか、具体的な再発防止策を講じるべきではないか。この再発防止とは別に、副市長が再発防止策をつくりましたじゃ意味ないんですよ。市民の人はそう思っていますよ。だって、副市長と横井議員との間で平行線になっちゃったんだから。それは、最高責任者の安藤市長が、きちんと再発防止策を講じる立場にあるというふうに市民の人は思っているわけですよ。安藤市長の言葉で市民に分かるように簡潔かつ明瞭な答弁をしてください。

もし安藤市長以外の人が答弁したら、それノーカウントですから。僕、あと残り2回しか再質問のやっないですから。そのつもりで、あるいは市長に恥をかかせるというつもりで答弁してください。市長の答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますけど、ノーカウントという権限はあなたにございません。私にありますので、その辺お間違えなく。

佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） であるならば、僕は何度も言っているじゃないですか。市長の名誉回復のためにやっているんだから、議長として理事者側に対して、きちんと安藤市長に答えなさいと議長として言ってくださいよ。議会の機能を放棄することになっちゃいますよ。

○議長（堀岡敏喜君） 傍聴席、静かにしてください。

〔「退場」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 静かにしなさい。いいですか。

平野議員。

○16番（平野広行君） 円滑な議事進行をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） はい。行政側答弁を。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 指名審査委員会において、議員が言われる指名除外を決定したと

いう事実、合議をしたものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 結局市長にお答えいただけないということであるならば、以下の質問は意味がありませんので、私としてはさっき言ったように、市長の名誉回復のためにやっていたつもりなんですけど、全く残念。ただ、5番だけは一応やっていきますかね。

5番で何が通告してあるかというのと、不当な取引要求疑惑に関する事実調査についてということですよ。

というのは、今回何を弥富市長が副市長を通じて業者にメッセージを発したかといったら、我々の都合の悪いことを言ったらこういうことになるよということをメッセージとして明確に発したということです、世界中に対して。だから、僕はそれはやめてほしいので、弥富市のために、弥富市長のために、だからこういう弁明の声を出したんですけど、こういう議論にならないことを続けるということは、安藤市長自らが俺の言うことを聞かんかった、弥富市の言うことを聞かん、俺とは言いませんよ。だって、弥富市役所は全て弥富市長イコールですから。弥富市役所の言うことを、担当者であろうが副市長だろうが、言うことを、意に沿わなかったら、総合的判断が待っているからねというメッセージを発しているから、発してしまっているから、違うんだったらここで弁明してほしかったんです。

じゃあ次、大きな2番に行きます。

大きな2番は、行政組織のルール崩壊とJR・名鉄弥富駅事業の透明性確保、市長の管理監督責任というふうに明確に通告してあります。

第1が、行政文書の收受、決裁、発出における管理の原則について。

安藤市長は、土地改良区の事務局長として勤務された際、全ての事柄について文書で記録し、決裁を取っておられたか。その有無を明らかにした上で、現在、市長として管理監督者の立場から職員が以下のような行為を行っているケースが発覚した場合、組織の監督者としてどのような問題があると認識し、組織及び当該職員に対してどのような対処、指導されるでしょうかというふうに通告してあります。

書画カメラ1をお願いします。

これは、国道155号の跨線橋から西、つまり近鉄弥富駅を見た写真です。跨線橋の上から撮っています。これは、加藤明由議員が全ての土地の所有者を、あそこの土地ですね、所有者を法務局で取って、この手前の三角形約256.55平米、地番でいうと151の2と152の2と1ですが、この土地があるので、ちょっとずうっと見ていました。そうしたら、いつの間にかとか、重機が置いておるのを見たんですけど、上からのぞいたら、あそこに点点点の弥富市有地と、その点点点が例えば1メートル単位であそこで決定したわけじゃないんですよ。この構図からいうと、あの位置に間違いなく250平米の土地があるんです、250平米の土地が。

これはおかしいぞということで、加藤明由議員と2人で10月28日に都市整備課のカウンターで、これについて、役所であるならば市が発注した工事なのか、あるいは何らかの正規の手続を経て許可したものでなければならないので、その根拠となる決裁文書や契約書の確認を求めました。そうしたら立石部長が出てきて、こういうことをおっしゃるんです。文書はない。私が口頭で〇〇建設にお願いしたと言うんです。何度聞いても、起案もなければ決裁もない、契約書も覚書もない。それはおかしいでしょうと。最後に、立石部長は部長権限だと言って言い放ちました。文書がないけど、私が部長権限でやりましたと。

ここから先、市長、よく聞いていてくださいね。確かに部長権限というのは存在するんです。それは弥富市長の下における部長として、全てのことを弥富市長が決めるわけにいかんもんだから、決めるって稟議するわけにいかんもんだから、部長のほうで任された権限がある。それは事実そのとおりです。だけど、それを弥富市長、最終責任は、今からしゃべっていることは全て立石部長にも問題がありますけれども、ちょっと立石部長に本当は答弁してほしいんですけど、今日いらっしゃいません。この質問があるというのを予感したかどうか分かりませんが、立石部長の言ったことは全て最終責任は安藤市長の責任ですからね。

まず概略から先に言うと、部長権限だと立石部長は言いましたと。だけど、市の財産である土地の形状、これ田んぼなんですよ、田んぼ。明々白々田んぼ。農地だったんです。地目農地ですから。田んぼに土を入れる。特定の業者が残土を入れる。この重大な行為を、たった一人の部長が何の記録も残さずに決めて実行しちゃったんです。口頭だけなんです。僕は取りあえずその場で、いや、ちょっと待ってよと。別に僕、その場で立石部長を糾弾したんじゃないですよ。いや、ちょっと待ってよと。万が一、がらや産業廃棄物、有害物質を埋めたらどうするのかと。相手は〇〇建設の、それはひょっとしたら社長か課長か知りませんよ。だけど、〇〇建設の公文書で文書が来ていれば、誰が言ったとしても〇〇建設として後で責任取ってくれるけど、いや、私そんなこと言った覚えがないというふうに、たとえそれが社長だろうと言われたらおしまいですからねということも言ったんです。だけど、部長は、相手を選んでいるから大丈夫です。何かあったら私が責任を取らせませう。まるで自分の土地みたいに言っているんですけど、じゃあ今度逆に言うと、今日立石部長見えないんですけど、いやだって、立石部長が私そんなこと言っていないと言ったら、これもう訳の分からん世界になる。だから、役所というのは必ず書類でやって、そのことによって内部のチェックも働けば、もちろんその書類には市長は判こを押さないかもしれない。副市長も押さないかもしれない。だけど、後できちんとその書類残っていますから、ちゃんとそれを基にして市長も副市長も責任が取れるわけです。役所の裁定の話なんです。

なので、通告した文章に戻ると、3つ例を挙げておきました。重要なことだけ聞いて、その記録を書類として作成していないケース。それから、住民や事業者から書類が提出された

のに、処理・決裁がされていないケース。それから、事業者等に対して口頭の指示や依頼だけで記録が残されていないケース。

私も現場をやっていたので、例えば工事や何かできちっと、これはきちっとした工事ですよ。契約した工事で、現場で業者さんから、これどうしましょう。例えばガードレールの色は何色にしますかと言ったときに、言っても必ず後で業者さんから何月何日、ガードレールは何色にするというふうに決めましたという書類が出てくるんです。ちゃんとそんな言葉で言った言いつ放しというのはあり得ないんです。

市長として、管理監督者の立場から、最高責任者として市長、職員がこのような行為を行っているケースが発覚した場合、組織の管理監督者としてどのような問題があると認識し、組織及び当該職員に対しどのような対処、指導されるのでしょうか。一般論でなく、安藤市長の見解を安藤市長の発言で、言葉で、市民に分かるように簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 事業を進める上で必要となる内容等の記録につきましては、それぞれの事案ごとに記録の必要性を判断し、事務処理を行っております。また、提出された書類に関し、決裁を要するものについては、決裁規程に基づき事務処理を行っております。

本市では、新規採用職員研修において公文書の取扱いについて受講させ、日頃から職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚し、服務規律の徹底を図り、職務に当たるよう指導しているところでございます。

また、職員には懲戒処分の基準を示し、不適正な事務処理等の事案が発生した場合には、懲戒処分の対象になり得ることを周知しております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 僕が市長の答弁を求めているときに、今、部長が市長に成り代わって答弁されているんですけども、市民の皆さん、これどう思います。何かもうほとんど私も困りました。やっぱり議会は議論の場なんですよ。この問題、市長、立石部長から報告が上がっていませんか。上がっていないみたいですね。

私、話が始まる前に、立石部長にこれもめそうだから記録していいと言って、立石部長の目の前でスマホ出して、録音しようねと。僕も変なこと言ったらそれは記録残るし、あなたも言ったことはいいんでしょうと言ったら、はい、分かりましたと言って、記録残っています。今日のこの質問状は、そのときにテープ起こししたものを基にしゃべっています。

だから、部長が口頭で、普通なら農地法の届出出すような、とにかくそんな、だって土入れるんですよ。それを口頭でやっている。じゃあこれだけだよねと言ったら、いや、今までそうやってやってきました。

さっき報告がないと聞いたんで、これ市長に本当は2つお答えしてほしいんですよ。報告

がないということになると2通り考えられて、立石部長は市長の知らないときにこういうことを幾らでもやっていたと、自分の部長権限の下に。市長には報告しない。都合の悪いことは報告しない。

でも、だから市長として、だって立石部長があの方に立っているというのは、まさしく安藤市長の部長として立っているわけですから、安藤市長が、いや、そんなもん書類なくてもいいんですよと言ったということになっちゃうんですよ。それでいいんですかということ、普通、僕この件については、実はじっと我慢して、10月から我慢して、ごく加藤明由さんとか親しい人以外にはまだ一応言っていません。多分これだけの案件なので、立石部長のほうから副市長、市長に報告があつて、だから言い分があるんだつたら言ってくれやあいんですよ。こうこうこういう事情なので、あるいはこうこうこうしていきますということ言ってくれれば、そこは私もいきなりそんなことをスクープしましたとかというのも嫌だから待っていた。

だから今回、こうやって市長の答弁の、これユーチューブ残りますから、市民に対して答弁できる場を待って、この答弁を聞いた上で公表しようと思っているんです。市長のこの番号でいうところの組織の管理監督としてどのような問題があると認識し、これ1番か、ごめんなさい。最後一緒なんです。市長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） えっ。

○11番（佐藤仁志君） 5番ですけどね。だけど。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） まあいいですわ。また部長の答弁を聞いてもしようがないし、部長も多分苦しいと思う。市長をかばおうたって、もうこれ以上……。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますけど、通告書には答弁者、市長、副市長、教育長、担当部課長と御自身で書いていらっしゃるんで、質問に対しては、行政側はどなたが、もちろん市長と書いていらっしゃるけれども、答弁する人が担当する部課長が答弁するという事で御了承いただいているということですので。

○11番（佐藤仁志君） 分かりました。

○議長（堀岡敏喜君） お願いしますね。

○11番（佐藤仁志君） はい、分かりました。

分かった上で、さっきから最初から言っているように、この話は次、JRのほう行きますけど、JRについても、何かもうどうしようかなと思っているんですけど、部長にも都市整備課長にも何度も同じ答弁をいただいていますので、もう今さら同じ答弁を聞く気はないです。ただ、現実問題として、市民のほうとしては結局、あまりいい言葉じゃないんですけども、JRのいいようにやられていませんかと。

先ほどの、先に言っておこう。先ほどの加藤明由議員が最後の質問のところ、この50万円の問題が、だまされたのか、JRに。それとも、だまされたんだとしたら、ここの辺がはっきりしていなかったんではっきりさせていきますね。弥富市として現地確認したら、もうこれはどう考えても50万円じゃないと。ちょっとやり過ぎだと言うんだったら、弥富市自ら、それは部長なのか課長なのかでいうと、弥富市自らといったらもう市長ですよ。弥富市長名で、JRに対して金返せと、契約解除というふうに言ってほしいってことを加藤市議は言っているんですよ。

もう一つ、ちょっとはっきり言っていなかったのが、仮にいつまでもぐずぐずと、いや、透明性資料で私はJRのことを信用していますから、そんな告訴だとか訴えるということではできませんと最後までいうんだったら、市民から見たら、いや、じゃあそうなるJRの工事部隊と立石部長と都市整備課長は仲がいいんだねと。何でも認めちゃうんだねというふうになっちゃいけないので、自分の立場を守るんだったら、少なくとも抗議をするなり告発をするなり、写真を見せるとか、例の電柱の話もそうですけれども。でないと、市民から見たときに、部長も課長もJRの言いなり、市長はそれでよしとしていると。ということは、市長も共犯じゃないのかというふうになっちゃうじゃないですか。僕はなあってほしくないから言っているんですよ。

だから、ちょっとこの問題について、副市長、部長、部長今いませんけど、課長にどんだけ聞いたって、透明性資料何とかと同じ用意した答弁書を繰り返すだけなので、市長自らが市民に対して、この問題について、いや問題ありませんと、JR様々ですと、JRの言っているとおりですと言うのか、それともこのことについては完全たる態度で真相を解明するというのか。市民はそのどっちかを聞きたがっているんで、市長の明確な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますけど、通告どおりの質問でお願いしますね。
佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） はい、分かりました。

どれかに入っているんですよ、それがね。

○議長（堀岡敏喜君） 分からんて。

○11番（佐藤仁志君） だから、必ず今の質問ができるように。

○議長（堀岡敏喜君） それともう一つ、佐藤議員、14問全部で質問が出ていますけど、まだ3つしか質問していませんので、その辺もちょっと考慮してお願いします。

○11番（佐藤仁志君） その点については、先ほど僕が冒頭に言ったように、これは市長のお考えを聞くつもりで、14問とんとんとんと市長が答弁してくれれば、通告のとおり行ったんですよ。だけど、市長がお答えいただけないので困っているんです、私も。

○議長（堀岡敏喜君） ただ、だから佐藤議員おっしゃいますけど、答弁者一応指名はされて

います。市長、副市長、教育長、担当部課長となっていますので、どなたが答弁されても受けていただく形でお願いいたします。

質問をお願いします。どうぞ。

○11番（佐藤仁志君） ちょっと待ってくださいね。今、じゃあ質問を整理しますのでね。

皆さん御心配なく。カウンターはどんどん減っていっていますので、1時間たてばチーンと鳴ります。

○議長（堀岡敏喜君） 一応でも、テレビに流れていますので。

○11番（佐藤仁志君） ここの中で最も核心的な問題は、(3)の公金支出の仕組みと会計上のルール遵守なんです。

通告のままに読めば、公共工事を設計し工事の監督、検査を行う際に、特に穴を掘って埋めてしまう基礎工事など隠れてしまうものについては、埋める前や隠す前にメジャーを当てた写真撮影や現地立会いが常識であり、これがなければ会計検査院の会計検査は通りません。市が発注者としてこれらの現地検査、記録作成を適切に行っていない場合、それは要するに課長とか部長がそういうことを行っていないということに対して、市長の立場として、ちょっと付け足すと、懲戒処分の基準があると言っていましたけど、組織の監督者としてどのように問題があり、職員に対してどのような指導し処分をなさるのか。一般論でなく、安藤市長の見解を、安藤市長の言葉で市民に分かるように簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市が行う工事の不可視部分の施工につきましては、発注担当課の監督員による現場立会いまたは出来形管理及び品質管理の提出書類を通じて適正に確認を行っているところでございます。また、工事検査時においても、各工事で任命された検査員が不可視部分を含む全体の出来形や品質の確認を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） またしても市長のお言葉が聞けなかったんですが(4)です。(4)も一応通告してある内容を言いますと今のは納得していませんからね。それはまとめて言います。

(4)会計年度独立の原則と監督責任です。

会計年度独立の原則や適正な検査体制は、不正を防ぎ、市民の税金の信頼を保つための行政の最低限のとりでです。かつて愛知県内の市町村で、年度内に工事が完了していないにもかかわらず、補助金申請のために完了したとする文書を偽造し、後に会計検査院の検査で大問題となった事件について市長は御存じでしょうか。御存じであればその事件から何を考えたか、御存じないとするならば、弥富市に同様な不正があるのかないのか。あった場合には管理監督者としてどのように考え、どのように対応するのか。一般論でなく、安藤市長の見解を、安藤市長の言葉で、市民に分かるように簡潔というふうに通告してあるんですが、ち

よっとこれ分りにくいので言うと、国の補助金をもらっている、いわゆる道路か公園か河川か知りませんが、公共工事があって、それが3月31日に終わっていなかったんです。だけど、国の補助金をもらうためには、3月31日までに終わったことにして、国の東海財務局に検査の書類、検査員の判こを押した書類か、あるいはとにかく支払わないと国が補助金をくれないんです。補助金で、国も怒りますけど、何で終わらなかったんだと。なので、結局その書類偽造しちゃったんです。組織というのはそういうものなんです。下が上を付度して、市長が困らんように検査員が判こを押しちゃったんです。だけど、そのときに会計検査院から大目玉食らって、補助金返したんじゃないかな。そのとき一番悲惨だったのは検査員ですよ。分かります。みんな分かるでしょう。工事の監督しておった課長じゃなくて、検査員が大目玉食らって、多分懲戒処分を受けている。懲戒処分を受ければ給料も減らされるし、退職金まで影響する。場合によっては、退職金はどうか知りませんが、影響が大きいんです。組織というのはそういうものなんです。

だから、市長がきちんと部下に、もうJRとやっていて、これはやばいなと思ったらはっきり言わないかんよ。嫌になったら俺と副市長が行って、JRにこれおかしくないかと。自分がよう言わなかったら俺が行ってくるから、きちんとやらないかんよ。でないと、今年3月31日までに予定したお金を払わなきゃいけないから、多少のことは目をつぶって判こを押して、精算しちゃったということになっている可能性があるんです。

僕が何度も言っているのは、市長の立場というのは、組織というのは必ず自分に対して付度するから、自分を困らせないようにしてそういうことをやっちゃうから、それやったらやった職員も懲戒処分になっちゃうし、もちろん市長としても市民に対してとんでもない信用失墜を犯してしまうので、そういうことがないように日頃からそういうふうには言わないかんし、もし何か見つければ、そこはかわいそうだけれども、必要な処分はもみ消さずに必要な処分をしなければいけないんですよということを4番で質問していますので、安藤市長の言葉で、別に長々言わなくても結構ですので、簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議員が言われるような不正の事案はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 答弁のとおりじゃないんですよ。だって、あったら公表しているはずなので。だけど、前のほうの質問にあった砂消しとか白ペンキというのが、弥富市の監査委員の監査でぞろぞろ出てきたんですよ。僕、それを見て、これを言わなあかんと思ったんですよ。

僕らの若い頃は、1杯のコーヒーからと言ったんですけどね。業者におごってもらった1杯のコーヒーがだんだんお食事になって、いつの間にか自分のところのうちにロースハムが

届けられて、それも返さんうちにどんどんそうなっていっちゃうんですよ。それは、役所に限らず民間企業も含めて、組織というのは市長、経営者に付度して動くので、結局立石部長、こう言ったんですよ。佐藤議員、いや、だって結局ただで埋められれば工事費かからないから、弥富市にとって有利でしょう、有利でしょうというんですよ、おっしゃったんですよ。記録に残っていますけど。いや、それはそうかもしれないけれども、組織というのは、じゃあだったらきちんと何とか建設から無償で土を埋めさせてあげますと。期日はいついつですと。汚染物質は決して入れませんと。もし万が一あったら、何々建設の責任で搬出しますという念書を、覚書、念書、契約書を出してもらった上で堂々とやればいいんですよ。だけど、それを口頭でやった。

ある意味、立石建設部長は市長のためを思って、弥富市にとって工事費が何十万か何百万か浮いたんでしょ、恐らく、彼に言わせれば。弥富市長のために一生懸命やっているなあとは僕も思いますよ。そこは責めたくないんだけど、だけど僕はそこで、立石部長、いや、それはあなたね、自分が何かそこでトラブルに巻き込まれたときに、〇〇建設で悪気がなくなつて、下請が勝手に有害物質を混ぜておったということもあり得るわけですよ、蓋を開けてみたら。

だから、やっぱりそこを担保するために、役所にしても、いわゆる一流企業、あるいは普通の企業というところは必ず文書で残す、書類で残す。恐らくメール一つ残っていないんじゃないですかね、よく最近話題の。本当に口頭です、何もありませんと言い切っていらっしゃいましたからあれは、本人に確認したんで一番間違いないんですけれども。

だから、僕がここで安藤市長のために質問しているというのは、じゃあ立石部長がやったことは、世間、市民の人は全てそれは市長の責任だ。だって、立石部長が何々について命令したりお願いしたりするというのは、要するに弥富市のため、弥富市長のために頼まれたから、じゃあ頑張つてやろうかなというふうになるわけじゃないですか。ということは、過去、今後、立石部長がやったことは全て市長の依頼、明示であろうと明示されていないであろうと、市長の一部として、権限を委譲された部長として部長権限でやったということになるんで、それ危なくないですか。市長、やっぱりそこは御答弁なさったほうがいいと思うんですけど、いかがですかね。再質問ですけど。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほども御答弁させていただきましたが、日頃から職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚し、服務規律の徹底を図り、職務に当たるよう指導しているところです。

また、懲戒処分基準を示し、公文書の不適正な取扱いの事案が発生した場合には、懲戒処分の対象になり得ることを周知しております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市長、これ現地に足、地番でいうと西前新田だったかな、マンションが今立派に建っています。外見的にはいいことだと思います。だけど工事というのは、必ず途中で不具合が出たり。

実は今、加藤明由議員と私で住民監査請求を出しているんですけど、ここの弥富市の道路を業者が勝手に鉄板敷いて駐車場代わりにしていたと、おかしいじゃないのかということで、それも当然立石部長知っていたと思うんですけども、オンブズマン加藤と佐藤で指摘して、取りあえず現地からなくなっていますが、本当部下を信頼するのもいいけど、ちゃんと現地を見たほうがいいですよ。

市長から見て優秀な部下ほど危ないんです。ごめんなさい。安藤市長にとってと言っています。それは、私がどこの組織に見てもそうなんです。どんな組織でも、組織の課長、部長から見たその下の職員で、ああ、こいつは仕事ができる、もうかゆいところに手が届くような仕事をしているというやつこそ危ないんです。それは、本人は悪気全然ないんですよ。上司のために一生懸命知恵を絞って、口頭で残土を埋めさせているんですよ。工事費がただになるからと言って。

だけど、そこにどんな裏があるか分かんないんです。埋めた〇〇建設は、後になってから、いや立石さん、あれね、ただと思ってもらったら困りますよと、何か見返りもらえないと。だって文書ないですからね。文書でもらって埋立てしたいと。じゃあ弥富市としたらいいよと言ったら弥富市とあれですけど、今、悪いけど〇〇建設の誰かと立石部長の個人的な口約束ですからね。だって、残土を埋めて、ただのはずないじゃないですか。ダンプで持ってきてならして、上にしかもどうも155号の上から見るときれいな砂が載っているんですよ。お金かかっていないはずないじゃないですか。ただはないんですよ。それ今の段階だったら、立石部長、あれってちゃんと返してもらえますよねと言われたって、多分そんなことを市長に報告してこないと思いますけどね、そうなっちゃうと。だから、それが1杯のコーヒーなんです。

だから、市長は部下を守るためにも、そこはきちんと、そういう芽があったら、責任は俺が取るからきちんとここは始末をしよう。何とか建設ともう一度書類を出し直して、きちんと片つけようとするべきだというふうに僕は思うんですよ。再々質問ということになりますので、これで最後で結構ですが、市長、御答弁願えないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 行政側、安藤市長。

○市長（安藤正明君） さきほど佐藤議員、オンブズマンと言われたように思ったんですが、加藤明由議員も。

○11番（佐藤仁志君） はい。

○市長（安藤正明君） 市議の歳費をもらってオンブズマン活動をしていらっしゃるというわけですかということはどうやらいいんですけど、先ほどから部長が答弁していますとおり、日頃から職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚しております、また服務規程も徹底を図り、職員に職務に当たるよう指導しているところでございますものですから、今後もそのように努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 今、聞き捨てならない発言を聞いたので、訂正するなり謝罪してほしいと思います。

まさしく加藤明由議員が議員になった最初の頃の議会で、議員のオンブズマン活動はいかんのじゃないかと何か訳の分からん決議案が通っちゃって、それを全国でえらいたたかれて、いや、議員がオンブズマン活動をして何が悪いんだというふうで話が決着したんじゃないですか。そのときの市長、安藤市長ですよ。発言を撤回して加藤明由議員に謝罪してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そういうことでしたら、謝罪をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 最初から言ったように、安藤市長の名誉を回復するつもりでやったつもりですので、重ね重ねこのことについては、副市長以下、部長レベルの話については決着済みのことをやっているつもりですので、あとは市民の皆さんにこれをお伝えし、また3月議会に向けて私も分析していきたいと思いますので、本当に市長、部下ときちんとコミュニケーションを取って、市の経営体制をつくっていただきたいということを願って、一般質問を以上とします。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります高橋八重典議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、高橋八重典議員。

○14番（高橋八重典君） 14番 高橋八重典です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、農業と優良農地保全のスタンスを問うという題として順番に質問をしていきたいと思います。12月定例会のラストですので、皆さんお疲れだと思いますが、あと1時間お付き合いください。

私の場合は2回に1回ですので、令和7年度最後の一般質問でありますので、ぜひともいい答弁の下に新年度を迎えたいと思いますので、市長、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を始めます。

本市の産業といえば、古くから1次産業の農業が主力であり、農産物が特産品として寄与をしています。この農業の中でも稲作は特に重要な産品でありますので、当初に米価の安定と優良農地継承の問題を伺ってまいります。

昨今の米騒動、食料米の価格高騰は市民にとって切実な問題となっておりますが、幸いにも価格は別として、市内の米を販売する店舗から米がなくなったとの報告は聞いておりません。報道されたように、遠方まで買いに行き、列をなして買うということもなく、そういった点を踏まえれば、本市は米の産地で本当によかったと思います。

ここ数年の間に、食料品や日用品などの値上げは幾度となく行われてきました。しかし、米はどうでしょう。昨年やっと米にもスポットが当たり、値上げがされ、需要過多による米騒動となっております。米の生産者からしてみれば、時既に遅しといったところだと思います。米の価格、米価が上昇したことで、生産者の収入が大幅に上がったと思われる方も少なくないと思います。現実、生産者は令和7年度産に関して増収、プラスになったと思いますが、今までがあまりにも減収、マイナスであったため、全く今まで蓄積された損失補填には至っておりません。

国は、増産する方針を今年の夏まで打ち出していましたが、今では適切な量にするため、令和8年度産分より減産する方針に変更しました。生産者は国の政策に翻弄されております。

そこでずばりお聞きしますが、現在の米の価格、米価は、生産者ベース及び消費者ベースでそれぞれ適正価格であるとお考えでしょうか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 米の価格は一般的に、集荷業者であるあいち海部農業協同組合が出荷の際に支払う仮渡金とする概算金を県単位の全農・経済連が、天候による出来や物価も加味した上で価格を決定しその価格によって米生産者へ支払っておりこの概算金が起点となって経費や利益を上乗せされた価格で卸売価格・小売価格が決定されるものであります。

適正価格につきましては、本市は判断できませんが、生産者が再生産可能な価格の維持と市民の方々が購入しやすい価格との両立が必要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 米価、米の価格については、生産者、消費者それぞれ異なるため

一概には言えませんが、少なくとも生産者からの買上げ価格は妥当だと私は考えます。しかし、通常の商売ベースで考えれば、物価上昇分を加味して、1俵当たり私は3万5,000円ぐらいが妥当だと考えます。

現状、国の進める米政策を市はどう認識した上で令和8年度産生産分を生産者に説明していくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 国の方向性も含め、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るなどを目的とする愛知県の関係機関である愛知県農業再生協議会が、毎年、本市、蟹江町、飛島村で構成する海部南部地域農業再生協議会へ米の生産面積の目標となる目安の面積の配分を行い、海部地域農業再生協議会が主体となって米生産者に対する営農計画の資料作成及び説明を行っておりますので、令和8年度生産分につきましても海部南部地域農業再生協議会によって対応することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 米農家への現状対応を今答弁いただきました。

先ほども申し上げましたが、実際令和7年度分につきまして、生産者及び中間管理機構に農地を全面委託されている地権者は黒字になる見込みだと思えます。そもそも当年生産分の増減を3月や4月に言われても全く遅過ぎ、現実的ではない話です。本市内では、その時期には種まきの準備が既に行われており、転作田には麦が既に植わっており、種もみの準備から考えれば次年度生産についての話です。また、生産者の実態は、昨年からの米不足の中で全国的に離農が進んでいることも事実です。

こうした激動の米農家の現状の中、本年9月1日付の安藤市長名にて、農業振興地域整備計画に関するアンケート調査が農業経営者宛てに行われました。議員各位には、アンケート調査票と農業振興調整計画表をデータとして資料提供させていただいておりますので、御参照ください。

この農業振興地域整備計画に関するアンケート調査は、どのような趣旨でこのアンケート調査であったか御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、現行の農業振興地域整備計画の策定後における社会環境の変化や農業を取り巻く情勢の変化を考慮し、長期的観点から農業振興の方向及び整備計画の構想を定めるための基礎調査としまして、農業従事者等への意向調査を実施したのになります。

調査対象者としましては、市内の個人農業経営者1,500人で、調査期間としましては、令

和7年9月1日から令和7年9月25日までとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 趣旨は答弁のとおりですが、公開されている農業振興地域整備計画書を確認すると、最新の改定版は平成29年3月、平成28年度、2016年でありますが、9年前となっています。

直近、農地転用が日々急速に進んでいる中、農業振興地域整備計画書が9年間改定されなかった理由を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るための総合的基本計画について定めるものであり、農業振興地域整備計画に関する法律に基づいて実施するもので、おおむね5年毎に計画の見直しを行うものとなっております。

平成28年度以降、改定されなかった理由としては、この間、大規模開発に係る事案がなかったこともあり、見直しを延長しておりましたが、弥富市都市計画マスタープランで新産業エリアに位置づけられた弥富市南部地区約12ヘクタールの大規模開発に係る事案があるため、令和7年度基礎調査、令和8年度計画策定予定として見直すものになっております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 本市の特産品としての米ですが、米の生産基盤である優良農地の維持を農業施策を入れ込んでいる本市ですが、現状と乖離していると思います。

そこで、平成28年と令和7年で農地の減少率及び減った面積を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農地面積としましては、平成28年4月1日時点で約1,941ヘクタール、令和7年4月1日時点で約1,821ヘクタール、農地の減少率は約6.2%となります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 転用等による農地の減少は約120ヘクタールと、数字にすると驚く面積となっています。特に栄南地区の変わりようには、目を見張るものがあります。

このように、日々激変している中で行われた農業振興地域整備計画に関するアンケート調査でしたが、趣旨は答弁のとおりですが、全く実態に合っていないアンケート内容と感じています。少なくとも本市の農業形態は、旧弥富地区と旧鍋田・十四山では1農家の農地所有面積も土地の価値も違うことが分かっているにもかかわらず、共通のアンケートとなっています。最低でも2種類用意すべきではなかったのではないかと思います。

実際、このアンケート内容を基に農業振興地域整備計画書を作成されるわけですが、実際に合っていないアンケートで計画書を作成し、農業環境が厳しい農業の本当の振興になるのか疑問でしかありません。

本市が今回の改定で行う農業振興地域整備計画書を作成するのに、このアンケートでよいという根拠を御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） アンケートは、農業振興地域整備計画を作成するに当たり、農家の農地利用の実情や社会環境の変化、農業を取り巻く情勢などを把握するための基礎資料の一部であり、農家からの回答の集計結果を基に基礎資料を作成するものになります。

基礎資料は、収集した資料及び農家意向調査の集計結果を基に、地域の概況、土地利用の動向等、農業生産の現状と今後の方向、農業生産基盤の現状、農用地等の保全及び利用の現状、農業近代化施設整備の現状、農業就業者育成・確保の現状、就業機会の現状、農村生活環境の現状、森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状、地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況、農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等の12項目により作成するもので農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定を行います。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 資料のほうが提供してございます弥富農業振興地域整備計画書の中の、たくさんあるんですけど、時間の関係もありますので、2点ほどちょっとそこを見ていただきたいんですが、議員の方は資料があると思いますので、9ページの中にあるんですが、何を見ている方いらっしゃるかといいますと、弥富市の中をブロック分けしてしまっていて、今新しく産業エリアになるところも、私の地元の中には、寛延をはじめとする17集落というところに分類がされております。

そこには何が書いてあるかといいますと、養魚池等が多く点在している。今後、団地化促進を実施し、土地の利用効果の向上を図るとしか書かれていないんですね。この中には新産業エリアも入っておりますし、実際に市のほうが進めている中の位置づけとしましては、大藤と十四山の中部エリアと南部のその先の新産業エリアというふうになっているんですが、実際この計画書という立場から、こんな大ざっぱな分け方でいいのかという疑問は持つんですが、今度改定されるわけですが、この区割りにつきまして、17集落という枠だけではなくて、そこら辺もうちょっと実態に合った区分けがされるのか、御説明願えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 来年、地域計画を策定、見直しするんですが、これに基づきまして、面積が28年度と違いますので、また改めてエリアは策定し直すという形で、今に適したいわゆるエリアを定めてというふうなことで考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 当然、これちょっと南部、旧鍋田地区ですね、そのエリアの分け方があまりにも大ざっぱ過ぎるので、これは当然今回解決すべきだということでもあります

し、じゃないと逆にこの計画を立てる意味がないので、その辺はよろしく願いいたします。
あと、もう一点だけ。

28ページのところに何が書いてあるかといいますと、真ん中辺りに農業従事者の安定的な就業の促進計画というところがございまして、その中に安定した雇用を背景にして、農業以外の他産業からの収益も増加し、いわゆる安定兼業農家が増加したというふうに書いてあるんですが、全くこれは、この後にも出てきますが、そもそも農業がなりわいとして成り立っていないくて、兼業農家はほかの職を求めてそれで収入を得ている。そのマイナス分を補填しているところが安定した兼業農家が増加したと、そもそもこの評価自体が全くちょっと農家に対して失礼な表現の仕方であると私は思います。

その辺について、実際これ何もプラスになっていないんですよ。普通、例えば1か月30万収入を得てきました。農家の分で10万マイナスです、マイナス20万ですよ。何も増えていないじゃないですか。

だから、そういうことを、ちゃんと現実と合ったことをこの計画書の中には入れていただきたい。これ本当にきっちり読み込まれたら、農家の方、これ怒られることが結構書いてあるので、その辺の表現の仕方とかいうことはもうちょっと何とかしていただきたいなというふうに思うんですが、今のところについて、兼業農家の収入が増加したというような表現なんですが、そこの表現についていかがでしょうか、課長。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） この見直しに伴う内容につきましては、このアンケートも含め、見直し時点の実情を踏まえた形でより文面を変更していこうと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今、課長のほうから答弁いただきましたが、農業振興地域整備計画書、今度9年ぶりに作り直すわけですから、その辺のところを市長、どうでしょうかね、今の指摘したところ2点ですが、大丈夫ですか。2点ですが、内容をもうちょっと現状に合った形に見直していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員がおっしゃるとおりでございまして、農業振興地域整備計画書、9年ぶりというものの、これ29年3月現在の資料のほうではかなり現在の農業とは乖離しているように思いますものですから、現状に合わせた改定にしていきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） よろしく願いいたします。

続きまして、アンケートを実施されたことに対して、今さらどうすることもできませんが、

農業、米農家は今後の米農家として将来が決まる最大の岐路だと思います。現状の生産者出荷ベースの米価が維持できれば、なりわいとして持続可能になる根拠となり得ますが、また農家の最大課題である農地の継承問題にも光が見えてきます。

今までは年間経費、先ほどちょっと調査票のところでも申し上げましたが、年間経費を差し引くとマイナス収支となり、農地の維持イコール負債という認識でしたが、現状の米価が続けば多少でもプラス収支になることでやっとなり、農地継承が進む可能性が高くなってきます。

事務局すみません、書画カメラをお願いいたします。

米農家の収入源は、米を作って米を売ることによって収入を得ていますが、米以外の収入源として麦など転作、二毛作など、野菜などが上げられます。ここで紹介したいのが、農地を維持して稼ぐ方法としてカーボンクレジット、J-クレジット制度という制度があります。この制度は、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国がクレジットとして認証する制度であります。

通称J-クレジット制度は、市は認識されていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減、吸収量を見える化し、国がクレジットとして認証する制度で、クレジットを売買することで、農業者や企業などの脱炭素への取組を後押しし、カーボンニュートラル社会の実現を目指す制度と認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 日本の農林水産分野での温室効果ガス排出のうち、稲作が約27%を占め、発生源は水田から発生するメタンガスとされております。

具体的にどのようなことかというのと、稲作栽培における中干し期間の延長することで、メタンガス排出量、二酸化炭素相当を評価し、認証されたJ-クレジットを販売するというということで、追加収入が得られるという仕組みであります。

ここで興味が湧くのが、一体幾らぐらいになるのかなということだと思うんですが、販売価格ですが、モデル水田で10アール当たり1,100円から4,000円とされております。

実際メリット・デメリットはありますが、生産する過程で1週間から10日ほど中干しを延長するだけで収入を得ることができるわけですから、農家としてもやりたい方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

そこでお聞きします。

本市の農家でJ-クレジット利用実績はありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業生産者が独自で申請を行い、国からの承認を得るものになりますので、本市では把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） では、収入源になり得る制度として、J-クレジット制度、農家、米の生産者に案内すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市の農業に精通する関係機関であるあいち海部農業協同組合と情報を共有し、認定農業者をはじめとする農業経営者に対しまして周知を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） こうしたあまり知られていないような制度が存在しますので、市として国や県の政策にアンテナを張り、感度よく情報収集に日々努力していただきたいと思っています。

こうしたことを踏まえ、優良農地の維持と農業振興を進める本市としての見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業は、市民に欠くことのできない食料その他農産物の供給の機能に加え、環境の保全、余暇活動の場の提供等の多面的な機能という重要な機能を果たしており、農用地は農業にとって最も基礎的な資源であるとともに、一旦毀損されるとその回復には非常に困難を伴うことから、食料の安定供給や農業の持続的な発展のためには、農用地を集团的かつ良好な状態で確保・保全し、有効利用を図っていくことが極めて重要であると考えております。

また、農業振興は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来見通し等を考慮するとともに、土地資源の合理的利用の見地から農業的土地利用と他の土地利用との調整に留意し、今後長期的に農業の振興を図っていくべきものであります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今の課長の答弁は、優良農地の維持と農業振興の意味を説明されたんですが、これを市の見解として受け止めてよろしいんでしょうかね。

優良農地の維持が極めて難しい、いや、農家が、特に兼業農家なんですが、もう無理とまで言っている状態で、曖昧ではっきりしない策で農業振興を長期的に行ってもよいんでしょうか。

国や県ではなく、本市として優良農地の維持及び農業振興を進める意思の確認のために市長にちょっと答弁を求めたいんですが、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市には多くの優良農地が存在をしております。そういった中で、この優良農地を守っていかなければならないという使命も本市にはございますし、また兼業農家の皆様は、本当に今御苦労して農地の維持、よく議員もおっしゃられるんですが、負の遺産というようなお話もあるわけでごさいますして、そういった農地をいかに守っていくか、またその人それぞれの考えで次の展開へ持っていくかということがあるわけでごさいますものですから、市としてもできる限りこの農地は守っていただきたいという方針には何ら変わりはありませんので、しっかりと兼業農家にも寄り添った施策をとということで、今後は進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今、市長に御答弁いただいたんですが、そうすると、昨日の早川議員の質問で、企業誘致の答弁にて、南部新産業エリアの次に中部エリアの、特に十四山地区、西尾張中央道沿いの開発、企業誘致を行いたい旨の答弁をされていましたが、物流倉庫ばかりでなく、企業誘致は税収と雇用創出になるので私も大賛成ではあるんですが、弥富市の中部エリアは優良農地の維持及び農業振興を進めると、先ほども産業振興課長もおっしゃっていらっしゃいましたし、市長もいらっしゃったんですが、これ先ほど、昨日の早川議員の答弁と比べると、非常にちょっと矛盾しているところがあるんですね。

本市の方向性に大きく関わってきますので、ちょっと今のこの矛盾を解いていただけませんか、答弁として。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 守るべき優良農地というようなお話をさせていただきました。

また、そういった開発に農地ということになってくるんですけど、兼業農家の方は次の展開もいろいろと考えられてみえます。そういった中で、そういった企業誘致等の用地としてその農地がということになれば、これは市としての施策でごさいますものですから、それは進めさせていただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 平たく言うと、売れるところは売って、売れないところは農業のままというような感じですね。そのように理解をしておきます。

農作物や農地の賃貸で安定した収入を得ることができれば、農地継承をすることが持続可能となり、行き過ぎた転用の抑制につながり、優良農地の維持につなげていくことに光は見えるのではないかと考えます。

これまで、米の価格、米価ですね、の安定と優良農地を継承していくための喫緊の課題を伺ってまいりました。

そうすると次の課題が、農業後継者問題という問題が出てきてまして、質問の前段で申し上げましたが、米の需要過多にもかかわらず、生産者の高齢化などにより離農、そして若い後継者になり得る人材が農業、米の生産者に魅力を感じていないことや、農家以外から就農に対するハードルが極めて高いことが上げられます。実際、農業は広大な農地を必要とし、幾ら農地が今安いといっても購入には数千万単位の資本がかかります。また、すぐに回収できない点、就農後、数年間は利益を上げるだけの収入が得られない、投資がかさむことなどが現実的に世襲体制となっているのが農家の現実です。

今申し上げたことを踏まえ、農業後継者問題の現状認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市の農業につきましても、他市町村と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの諸問題を解決し、農地利用の集約化を進めるため、農地中間管理機構が行う農地集積事業を推進することや、新規就農者を増やす施策を愛知県やあいち海部農業協同組合と共に行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今の答弁の中で、課長の答弁の中で、新規就農者を増やす政策を行っているとはありましたが、どれだけの新規就農者がありましたでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 去年なんですけど、1件、ミニトマトを生産する新規就農者が1件増えました。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 過去にもこの点も一般質問で問いましたが、そのときは大体JAに相談してくださいという答弁でありました。しかも、JAも統括が進むとともに巨大企業化が進んだ結果、金融重視の企業になっております。

そもそもJAとは何かと声を大にして本来は問いたいんですが、農家のための協同組合が農業協同組合、JAのはずなんです。私には昔の年貢を搾り取られる、農民が年貢を吸い上げる代官に苦しんでいるような時代劇の構図が今も変わっていないようにしか見えませんが、時代錯誤に農業がなつてはいけなと思いますので、昨今の米騒動を機に、農業が本当に大切であることを国民が実感している今をチャンスと捉え、本市の主力産業である農業を持続可能にするため、もっと言えば食料安定保障や国防にも大きく関わってくることで、本市が本気で考えるタイミングでもあると考えます。

もう先延ばしにはできないタイムリミットが今だと考えます。よって、後継者及び就農問題に重きを置き、本市が積極的に政策提言をし、農業に対応すべきであると考えますが、市の見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、経済や文化、社会など多種多様な機能や役割を果たす重要な産業であり、必要不可欠なものであると認識しております。

先ほども答弁しましたように、後継者や就農に対する諸問題について解決するためには、農地中間管理事業による集積や新規就農者を得る施策を引き続き進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今の答弁の中にもまた出てきたんですが、新規就農者を得る政策を引き続き進めると今課長のほう答弁ありましたが、結果が出ていないとは言いませんが、去年でミニトマトの農家が1件ですね。

その政策を引き続き進め、後継者や就農の課題解決になると本気で弥富市は考えているのでしょうか、市長に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） いろいろと課題があると思うんですが、農業をやりたいという方に対しては、市も本当に積極的に応援をしてまいりたいと思っております。そういった方々がまた現れることを願っているところで、移り住んできていただいてもそれは結構なものですから、農地をお借りして新規就農に当たるといふことに対しては応援してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 先ほど市長のほうで答弁いただきました、企業誘致するのか、優良農地を守っていくのかということの中で、どちらもみたいなことを言われたんですが、どちらもというので、一番いい案が1点あるんですね。農業の企業を誘致して農地を守ってもらって、そうすれば雇用も確保できる。一石三鳥ぐらいなんですけど、そういったことも考えて、そういう企業を誘致していただくと、南部地区にとっては非常に幸せな結果が訪れるのではないかなというふうに考えます。

そういった農業は難しい部分があるんですが、私も農家の長男として、できることだったら自分で米農家をやっていききたい気持ちはありますが、最初に申し上げた課題で、農業をなりわいとして生計を立てることは現実的ではないため、私も以前はサラリーマンとの兼業をしていましたが、兼業農家を行うというのは、先ほど途中でも説明しましたが、農業のマイナス分をサラリーマンの収入で補填することが兼業農家では当たり前となっていました。私の場合は、幸い農機具が壊れたことを機に中間管理機構に全面委託をし、マイナス経費を減らし生計を立てている現状は、どの兼業農家もほぼ同じだと思います。

市長も農家の長男で農地を所有されているかと思いますが、今申し上げた状況の兼業農家

の苦勞はよく御存じだと思いますが、その辺の心中を市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 土地利用型農業をはじめとする施設園芸等の着実な規模拡大により、効率的かつ安定的な生産を行う経営体が相当数育ってきている一方で、名古屋港の発展と都市化の進展に伴い、農家の数の減少が進行しております。

そうした中、一定の雇用環境にも恵まれていることから、兼業農家が依然として多数存在している状況にあります。

今後、本市の農業の健全な維持・発展を図るために、農業経営基盤の強化を促進していくことにより、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成と、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農地中間管理事業による農用地の利用集積の促進と分散した農地の集約化を図ることが必要であると考えております。

これによりまして、担い手の収益が増え、兼業農家に対する賃料等にも反映されればと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 市長も私もそうですが、農家が後継者となり得る子供に継がせたくないと言っている現状を打破しなければ、農業、特に米農家の減少、離農は止まりません。食料自給率や生産性を上げる問題と後継者・離農問題は全く別の問題であります。本市の税収を考える中で、産業の創出や持続可能な産業として捉えた場合、まだ農業はICTなどの先端技術の導入や、日頃から私がよく言っている早場米の新米ですね、などの地域特性を最大限に生かしていけば、農業は可能性が高い産業であり、本市の農業ポテンシャルは未知数だと思います。

本市の農業ポテンシャルに対する市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の農業は、都市近郊という立地や優れた交通アクセスといった地域的優位性を生かし、都市型農業や集約的な施設園芸が発展してきましたが、担い手の減少と高齢化は農業において加速度的に進行しており、未来を担う人の確保・育成が喫緊の課題となっております。

また、消費人口の減少による市場の縮小を補完する新たな需要を開拓していくことが必要であると考えております。こうした状況に対応するためにも、農業への幅広い人材の呼び込みと定着率の向上を図るとともに、ロボット技術やAI等を活用したスマート農業による省力化、効率化を進め、限られた労働力の中で生産性の高い農業を実現することが必要であると考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） とはいえ、農地がなくなってからでは対策は打てませんので、本市の農業ポテンシャルを最大限発揮できるよう、後継者問題の解決に強力なバックアップを要望いたします。

最後は、農地転用の目的外使用問題です。

農地には地権者がいて、土地取得、借地利用者がいれば民間同士の売買及び賃貸契約となり、行政が介入することは極めて難しい現実を理解しております。

本市の現状を見てみると、南部、特に栄南地区は、農地転用ができる農地はほぼ転用がされたように見えます。また、同じ南部の大藤地区は、優良農地が今のところ保全されていますが、近年農地転用の波が押し寄せています。

しかしながら、農地は個人の資産ですから、良識的な転用を期待するしかありませんが、ルール厳守が大前提です。特に車の解体や車置場など、隣地が農地であればなおさら特にオイル漏れが心配されます。

そこで、農地転用された自動車解体ヤード施設が令和3年10月頃に起こしたオイル流出事故をちょっと紹介したいと思います。

施設からオイルが用水路に流出する事故が起きました。その結果、市役所の環境課、鍋田土地改良事務所、海部南部消防署から人員が出て人海戦術で流出したオイルの回収がなされた事故であります。結果、事故を起こした会社に対し、オイル回収費用として使用資材の費用は請求できましたが、人件費等は請求できず、結果的に出動した所属団体が賄う形となっております。この事件は、用水路にオイルが流出したとして済ませることができない重大事案であります。

南部地区は、用水路の水は鍋田排水機を介して直で伊勢湾（海）に排出されるため、オイル回収処理が間に合わなければオイルが海に流出するという事態で、タンカーのオイル流出事故同等の重大事故となった可能性があり、国・県を巻き込んだ事件だったと考えると私はぞっとします。

この事故は、検証の結果、オイル分離層が提出書類上の容量と設置された容量での違いがあり、小さい容量のオイル分離層が設置されたということが原因だったということです。ここで残念ですが、市は何も警告や指導ができない、権限がなく県に頼ることしかできないため、厳しい警告や指導を県に要請すべきと考えます。

こうした目的外使用や虚偽の目的申請などが原因で事故等が起きれば、隣接する農地はもちろん、先ほどの例のような多方面に被害が及ぶことを本市として重大事案と捉え、リスクマネジメントをするべきと考えますが、本市の重大事案に対するリスクマネジメントの状況を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

油類の流出事故は、一旦発生すると重大な事態になりやすく、環境へも多大な影響を与えるため、水路に油が浮いているなどの連絡を受けましたら、市は現場確認を行い、愛知県海部県民事務所環境保全課及び状況に応じて関係機関等と共に対応をしております。

基本的には、指導権者である県民事務所環境保全課や関係機関と連携し流出源を特定した上で流出原因者に対して県民事務所環境保全課が必要な指導を行っている状況でございます。

リスクマネジメントで重要なことは、リスクは必ず起こるものと想定し、リスクの顕在化や影響の軽減策をふだんから準備、実行することが大切であると考えております。

本市としましては、これまで対応してきましたように、県民事務所環境保全課及び関係機関等との連携・協力を迅速に図るため、対応手順等を作成して取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 今の部長答弁の中で、リスクはいつも起こると考える、仮定しということだったと思うんですが、対応フローチャート等の作成をするということだったんですが、作成する時期、いつまでにこのフローチャートを作るのかということをおっしゃっていただけないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） フローチャートにつきましては、これまでも簡易なものを作成しておりましたが、それを誰が見ても分かるようなものに更新したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 更新ということは、すぐやっていただけるという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

実際に市として行政指導の権限がなく、国や県に頼ることしか手だてがないことは承知しております。

昨日行われた平井議員の一般質問の産廃被害同様に、被害を被っているのは弥富市民であります。市長、今聞かれていましたか。もう一度言いたいですか。被害を被っているのは弥富市民です。市としてできることは本当はないのか。関係者はもちろん、近隣自治体も巻き込んで知恵を絞り、県・国も最大限に巻き込んだリスクマネジメントが必要と考えます。

それでは、もう一度市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） リスクマネジメントには関係機関との迅速な連携が必要であることから、平常時の業務での連携はもちろんですが、災害想定訓練をはじめ、愛知県や近隣自治体の関係部署及び消防署や警察署などの関係機関を含めた情報交換会等を開催するなど、協力体制を一層強化しまして対応してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 市民生活部長に今答弁いただいたんですが、やっぱり協力体制を整えるということが今答弁の中にあっただけなんですけど、すぐにでも対応できるようなリスクマネジメントを伺っている今質問なんです。ですから、協力体制を整えるにしても、ただ整えるということだけだったんで、いつまでに整えるのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 例えばヤード対策に関しましてですが、現在、愛知県の県民事務所が主体となりまして、海部農林水産事務所や海部建設事務所、さらには尾張建設事務所をはじめ蟹江警察署等の関係機関、本市と同様の課題を抱える飛島の担当者による情報交換会を現在開催して協議しております。現状の情報共有や今後の対応策について話し合っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 現状も今やっておられるということですので、その辺のところにリスクマネジメントも放り込んで、より協力体制を密にしていればと思います。

節度ある農地転用は決して悪いことではありませんが、土地取得者や使用者が節度を守って土地利用をすれば何ら問題はありますが、実際はルールを守られていないことが非常に悲しい現状であります。市民の不利益が起きないよう最善を尽くすこと、特に待ったなしの状況である現状も踏まえ、確認させていただきました。

今回、農業と優良農地保全のスタンスを問うと題しまして、米の価格、米価の安定と優良農地継承問題、そして後継者問題、農地の転用後の目的外使用問題と順に農業問題を質問してまいりました。

最後に、市長に今回の質問タイトル、農業と優良農地保全のスタンスの見解を伺いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農地は食料生産の基盤だけではなく、自然、水、人、技術など、多くの資源が存在しており、これらの資源によって賄われ、美しい景観や人々の交流が生まれることとなります。

我々が目指すこれからの農業・農村は、そこに生まれ、生活している人を中心に、これまで蓄積されてきた知見が生かされ、おのおの役割を發揮しながら支え合い、生き生きとした生活にあふれる農業が営まれる地域を構築することが望ましいと考えられます。

そして、我々が目指す持続的な農業は、認定農業者等の担い手を中心に、その地域に暮らす多様な人たちの判断と実行で営まれるものでなければなりません。

あわせて、少子高齢化、人口減少が進行する中で、新たなパートナーとして就農者を増や

す施策も続けていかなければならないと感じております。

本来、地域の貴重な資源である優良農地は、地域と調和に配慮した農業利用がなされなければなりません。その意味で、農業振興地域の整備に関する法律や農地法のほか、農業に関連する法令に基づき、有効的な農地の確保に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 結びに、農業は理想や机上の施策で維持が立ち行かなくなっている現在、本市としての方向性を明確に示すリミットが今であるとともに、ピンチをチャンスに変える行政の指導力が問われております。

農業をなりわいにする事、農地を継承することの難しさと問題点を一人でも多くの市民、そして特に議員の皆様へ伝わったのではないかと信じ、農業の抱える様々な課題解決を行政とともに尽力いただけることを願い、私の令和7年度の最後の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 鈴 木 りつか

同 議員 平 居 ゆかり



令和7年12月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 5番 | 横井克典 | 6番 | 板倉克典 |
|----|------|----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市長                                               | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長                                              | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長                                             | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長              | 水谷繁樹  |
| 総務課長                                             | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長                                             | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長                                             | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長                                             | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長                                             | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

|                   |       |                              |      |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長              | 西尾一泰  | 都市整備課長                       | 三輪秀樹 |
| 下水道課長             | 早川昇作  | 会計管理者兼<br>会計課長               | 田口邦郎 |
| 学校教育課長            | 飯塚義子  | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |                              |      |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記     | 鈴木悦子 |      |      |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第9 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第20 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第21 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と板倉克典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき弥富市教育委員会に意見聴取をしましたところ回答が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第4 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第6 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第8 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

日程第9 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第12 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について

- 日程第14 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第15 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第16 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について  
日程第17 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第18 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第19 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について  
日程第20 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について  
日程第21 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）  
日程第22 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第24 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第3、議案第54号から日程第24、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

質疑は、議員は疑義をただすのみで意見等を述べることができませんので、よろしく願います。

それでは、通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 皆さん、おはようございます。

5番 横井克典でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

質問順は、議事日程のとおり若い番号からやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初は、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてであります。

1つ目の質問は、今回の手数料の改定において、その上げ幅はどのような算定根拠に基づくものなのか。具体的な検討過程及び基準を御説明ください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

改定後の手数料の算定に当たっては、他自治体の算定方法を参考にし、1件当たりの手数料算定原価を求めることにより、手数料の上げ幅を決定いたしました。具体的な算定方法と

しましては、自治体により算定方法は異なるものの、おおむね原価を人件費と物件費等に区分し、人件費については1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間を乗じて求め、物件費等は費用を発行件数で除して求める方法となっております。この算定方法により、本市の窓口交付手数料の算定原価を求めたところ、人件費につきましては会計年度任用職員をベースとして約208円、物件費等につきましては約100円、合計約308円の算定原価となりましたので、手数料を300円へ見直す条例改正案を上程しているものであります。

なお、算定に当たり、電算システムの共通維持費等の費用については、案分等による算定が非常に困難なため、加算はしておりませんが、県内他自治体の改定状況等を参考にし、300円へと改定をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目の質問です。今回の条例の一部改正により、令和8年度以降、どの程度の歳入増加が見込まれるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和8年度における改定影響額につきましては、コンビニ交付手数料の特例がございますので、令和6年度決算ベースで約300万円の増加を見込んでおりますが、令和9年度以降におきましては、手数料の特例期間が終了いたしますので約440万円の増加を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きまして、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について。

1つ目の質問です。市外利用者の申請時期は、市内在住の市民利用者と同一の取扱いとなるのか。市民の利用を優先する制度を設けない理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、社会教育施設におきましては、7割以上が市内在住・在勤の構成員から成る社会教育団体で、かつ定期利用団体の場合は、優先的に申請をしていただいているところで、今後も同様としてまいります。

なお、社会教育施設以外の施設での申請の取扱いにつきましても、市民が優先的に利用しやすい形を取りたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目です。今回の条例の一部改正により、令和8年度以降、どの程度の歳入増加が見込めるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 利用実績により変動はございますが、令和6年度決算ベースにす

ると、現行の使用料では約1,600万円の収入が改定後は約2,100万円となり、おおよそ500万円の歳入増となると試算しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きます、3番目ですね。議案第70号弥富市駅前広場条例の制定についてであります。

3つあります。

1つ目は、第3条使用料の規定において、区画単位ではなく、利用面積1平方メートル当たり1時間につきとする方式を採用された理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

弥富市駅前広場条例第3条、使用料につきましては、利用面積1平方メートル当たり1時間につき5円を基本としております。

これは、キッチンカーなどの出店を想定しており、時間については1時間単位で自由に利用していただくために、また利用面積については1平方メートル当たりとしておりますが、キッチンカーのサイズによる区画単位の面積設定について、今後策定を予定しております規則等で定めたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つ目の質問です。駅前広場は数日連続しての利用も想定されることから、使用料が1時間単位で設定されているものと理解しております。しかし、深夜帯におけるイベント実施は周辺環境への影響が懸念されます。深夜帯の利用は可能なのか。市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 数日にわたる連続利用や、夜間や早朝などの利用につきましても、今後策定される規則等で利用時間などの運用方法を定めてまいります。

また、利用許可申請時にも、申請者から実施内容について聞き取りを行い、実施内容が適切であるかどうかの確認を行うとともに、必要な条件を付して許可することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3つ目の質問です。三ツ又池公園については使用料を徴収していない一方で、駅前広場については使用料を徴収する方針とされています。両者の取扱いに差が生じている理由は何でしょうか。また、その判断基準はどこにあるのでしょうかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 三ツ又池公園は、弥富市、愛西市、海部土地改良区、孫宝排水土地改良区で構成される三ツ又池管理協議会により管理されており、この協議会では今の

ところ使用料を徴収する考えはございません。

一方、本市が管理する近鉄弥富駅前ポケットパークは、駅周辺のにぎわいの創出を図るため、本市が条例を制定し、使用料を徴収することにより、広く公平に御利用いただくものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 4番目の質問です。議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定についてにもあります。

まず1つ目、第2条所管事務の規定によれば、本委員会は市長の諮問に応じて審議を行うものであり、開催は不定期となることが想定されます。その場合、他市町村のように委員の任期は職務が終了するまでとすることも可能と考えられますが、あえて期間を2年とされた理由についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

弥富市下水道使用料等審議会の開催につきましては、令和7年3月改定の弥富市下水道事業経営戦略で示しましたとおりおおむね5年ごとに開催し適正な使用料の在り方について継続的に検討を行ってまいりたいと考えております。また、国からも下水道施設整備における国庫補助金の交付要件で下水道使用料の定期的な検証・見直しを行うことを求めています。

以上のような理由に加えまして、適正な使用料の在り方について、慎重に審議を重ねていきたいと考えており、他の実例も参考に、審議期間は2年程度が適切と判断し、委員の任期も2年とさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて最後です。本条例の制定は、近く予定されている下水道使用料の見直しを踏まえたものなのか、その関連性について市の考え方を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

下水道事業の経費は、公費負担すべき経費を除き、その受益者が負担することが原則であり、独立採算制により事業を運営することが求められております。また、経営戦略におきまして、経費回収率向上に向けたロードマップとそのための取組が示されており、その中で使用料の見直しについて検討をすることが示されております。

本市としましても、これらのことに取り組んでいかなければならないと考えており、本条例案を上程させていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 近々内改定はあることも想定されているかどうか、その辺りで関連性

を具体的にお伝えください。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 改定のあるないですけれども、審議会のほうで審議をして出てきた答申に基づいて、本市としても検討させていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） この当該審議会というのは、初回はいつ開催されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 市長の諮問によりというふうになっておりますので、市長の諮問があり次第、実行に移していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

まず第1つ目、議案第55号でございます。

弥富市手数料条例及び行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正ということで、主に私が質疑したいのは、住民票などの市役所窓口での発行とコンビニなどでの発行で料金に差をつけるのはなぜなのでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務省の調査によれば、本市のマイナンバーカードの普及率は令和2年6月時点では約1割でございました。本年6月時点では約8割まで増加をしております。コンビニ交付により、市民の方はマイナンバーカードを保有していれば、メンテナンス日等を除き、全国のコンビニにおいて午前6時30分から午後11時まで証明書を取得できるメリットがございます。また、市側においてはコンビニ交付が進むことにより、コンビニ交付1件当たりに係る手数料の低減が図られるほか、窓口発行に係る職員の労務時間が減ることにより、歳出の縮減等につながるメリットがございます。しかし、本市のコンビニ交付の利用率は約2割にとどまっており、利用率の向上が大きな課題となっていることから、一時的に窓口交付手数料とコンビニ交付手数料に差を設けることにより、市民がコンビニ交付を行うきっかけとすることで、コンビニ交付の利用促進を図るとともに、さらなるマイナンバーカードの普及率向上を図る目的がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、1件当たりのコストがコンビニ交付で下がるとおっしゃいました。その今の現状の1件当たりのコストというのは把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） コンビニ交付の手数料の算定原価につきましては、ただいま1件当たり897円ほどかかっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどの横井議員の質疑においては、1件当たりの、要はコスト計算をしたらということでは値上げを考えたということでお答えいただきました。ただ、コンビニ交付に限っては1件当たりが897円という中で、なぜか引下げという状況になるということです。理由としては、マイナンバーカードの推進をしたいということでございました。実質マイナンバーカードがなければ、コンビニ等では発行できないということでございます。ただ、同じ証明書を発行するのに、カードあるなしで手数料が違うんです。ましてや堂々とカード推進のためとおっしゃいますけど、公的サービスの負担の公平性の観点からして、公的サービスとして、それは適正だと言えるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、本市のマイナンバーカードの普及率は約8割まで増加しており、大多数の市民がコンビニ交付を利用できる状況にあるものの、コンビニ交付の利用率は約2割にとどまっていることが大きな課題となっております。コンビニ交付の利用促進のため、期限を定めずに手数料を安価に設定する自治体もございますが、受益者負担の適正化の観点から、本市では常滑市や大府市などの自治体のように期限を設けて手数料を安価に設定することとし、このたびの条例改正案を上程しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 答えになっておりませんが、3問ということですので、繰り返しの質疑は避けたいというふうに思います。

続きまして、議案第56号に移ります。

弥富市教育に関する事務の職務権限の移譲ということでございます。

まず、なぜ教育部局から市長部局への変更をするんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在のまちなか交流館は、図書館及び歴史民俗資料館を教育委員会が所管し、観光課、YaToMi AQUA及びやとみっけベースを市長部局が所管しております。まちなか交流館内で所管が異なっている状況でございます。

令和元年の法律改正により、地方分権の観点から、地方公共団体の判断で図書館等の公立社会教育施設の所管を教育委員会から首長部局へ移管することが可能となりました。

本市におきましてもまちなか交流館は、金魚や文鳥の産地としての本市の観光・文化の情報発信拠点であり、また市民の交流や学びの場としてより多くの方に訪れていただくための

魅力あふれる施設として、来館者が利用しやすい施設となるよう柔軟な活用方法が求められております。このようなことから、今回、まちなか交流館のリニューアルに合わせて、機動的かつ一体的な管理を行えるよう令和8年度にまちなか交流課を新設し、まちなか連携グループ、観光・文化財グループの2グループ体制で市民生活部の所管としてスタートすることを予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういう理由ですけれども、それは教育部局でもできるんじゃないかというふうに考えています。

これにより、どんなメリットと、逆にデメリットが生じると想定しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まちなか交流課を市長部局とすることで、観光・文化・地域振興等における機動的・一体的な活用を促進することが可能となることが大きなメリットと考えております。

また、図書館及び歴史民俗資料館に関する事務を市長部局に移管しましても、社会教育法、博物館法に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、引き続き教育委員会と連携してまいりますので、デメリットにつきましては特にはないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） もう一つ、今、総務部長が答えていただいたんですが、既に移管された先の部局での議案の提出だということでございます。逆に今回その権限が廃止する形である教育部での審議というのはなぜないんでしょうか。むしろ教育部が出すべきかなというふうに思いますが、なぜ教育部での審議というのはないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員申し訳ない。質問が聞き取れないのでもう一度お願いします。

○7番（那須英二君） 今、総務部長が答えていただいたんですが、この議案が提出されたのが、要するに総務部から提出されています。むしろ逆に言えば、今、移管ということで教育部局から移るということになりますので、なぜこの教育部局からの提案というのはないのかということなんです。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 今回の教育部から市長部局への移管につきましては、うちのほうの行政組織のほうを変更するものであり、こちらのほうを教育部に、議会と同じように移管することについて教育委員会のほうにも意見聴取を行っておりますので、意見聴取を受ける側の教育委員会から提案するのではなく、市長部局のありますこの行政機構図のほうを所管しております企画政策課のほうで上程したものとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 経緯は分かりましたと。

続きまして、議案第58号です。58号については、社会教育センター条例等の一部改正でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 59号ですね。

○7番（那須英二君） 58号です。弥富市総合社会教育センター条例等、十四山スポーツセンター、あるいは十四山公民館条例等の改正を含めた議案となっていますけれども。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、すみません。通告されていません、58号は。発言通告されていますのは、55号、56号、59号、62号、70号、71号。

○7番（那須英二君） その下に追加部分として56号、58号となっているかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） ごめんなさい。

○7番（那須英二君） 議長が認めていただいて。

○議長（堀岡敏喜君） オーケー、すみません、申し訳ないです。続けてください。

○7番（那須英二君） 要するに、現時点で教育センター等の管理というのは教育部が行っていると。あるいはコミュニティセンター等は市民協働課が行っているところになるかと思いますが、この提出が財政課の議案となっているわけですが、なぜこの財政課の議案となっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの条例改正につきましては、手数料の改正ということがございまして、財政課から提出をしております。

失礼いたしました。使用料でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現状、教育部が管理しているわけですが、通常であれば教育部からの議案提出となるかと思いますが。ところが、既に先に今回移管するという点において、先に財政部局からの提案となっているかと思いますが、仮に先ほどの議案第56号の議案が可決しない場合、移管しない施設を他の部署が議案を出したということになりませんか。それはやっぱり先行して議会の議決を待たず、可決前提で議案を出しているということになりますので、その後の56号が可決しない場合は、この議案自体はどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 今回の議案第56号で、教育部局から市長部局に移管する内容につきましては、図書館及び歴史民俗資料館の設置及び管理及び廃止に関する事務並びに文化財の保護に関する事務ですので、社会教育センター等が入っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ、元からということでございますね。分かりました。

では、議案第59号に移ります。

弥富市まちなか交流館条例の制定についてでございますが、この改正によって、今までのまちなか交流館と運用の違いというのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） まちなか交流館は、調べ、知り、交流の場として、市のにぎわい創出や活性化を図ることを目的とした施設となります。運用については、一定の御負担をいただくこととなりますが、市内の方のみでなく、市外の方の利用も可能となり、加えて営利を目的とした利用も可能となります。3階屋外テラス、2階フリースペース、1階屋外広場につきましては、占有が可能となり、活用の幅が広がります。そのほか、まちなか交流館内の利用申出先が一元化されることにより、利用者の利便性が向上することが期待されます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この運用の違いということで、活用方法が広がるということございました。

ただ、このまちなか交流館の条例の改定のあらましを見ますと、さらっとね、弥富市産業会館条例及び弥富市市民ホール条例の廃止ということを書いてあります。この産業会館と市民ホールをなぜなくすのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和2年3月に策定しました弥富市公共施設再配置計画において、建築後40年以上で老朽化が進んでいる産業会館については、他施設において統合を検討することとしております。商工会館の機能については、他施設へ移転して複合化し、既存の建物は解体を基本としているところでございます。

また、本市におけるホールのイベント利用は、総合社会教育センター等で多く、市民ホールでの利用は少ない状況でありました。市民ホールにつきましては、会議や研修会で利用されることが多かったことから、まちなか交流館リニューアル工事に合わせ、近年の利用実態に沿って有効活用を図るため、会議室を設けるとともに、商工会館機能の移転先とすることといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そこまで聞いていなかったんですが、なぜ産業会館ということで、先ほど答弁としては再配置計画の中で決まっていくということございました。この件については、委員会のほうでまた質疑させていただきたいと思っています。

続きまして、議案第62号でございます。

62号は、弥富市児童厚生施設条例の一部改正ということで、児童館の扱いが書かれており

ます。ただ、現状も児童館を利用することができる者というのは児童及び保護者等だったと思います。使用料も徴収しておりませんということで、この条例によって今までの運用と何が違うのかということで教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在は、児童館の業務に支障のない場合に限り、児童及びその保護者以外で市長が特に利用の必要を認めた者も利用できる規定でございしますが、長期間にわたり児童及びその保護者以外の利用者がいないことから、実態に即してこのたび改正するものでございます。なお、運用面では、今までと相違はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） であれば、私はそこは意見を言うのはあれですけども、今までとそんなに変わらないと、利用がなかったからということで、市長が特別に認めれば今まで活用できたんですが、それを外してしまったということになります。ただ、そうしますと、やっぱり今までの運用と、実例がないということでありましたから、これからを考えると、それで本当にいいのかなというふうに思うわけですが、その辺についてもまた委員会のほうで聞かせていただきたいと思います。

続きまして、議案第70号に移ります。

弥富市駅前広場条例の制定についてです。主軸となるのは、駅前の先ほど横井議員からも質問がありましたポケットパークの設置をするということでございます。この議案によってキッチンカー等を置きたいときに、そのキッチンカーの面積で計算されるのか、それともお客さんなども来ることを含めて敷地全体での賃貸の料金に徴収することになるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 利用面積につきましては、キッチンカーの場合には出店に必要な面積、敷地全体を使用するイベント等につきましては全体利用面積が対象面積になると考えておりますが、利用面積を含む利用方法などにつきましては、今後規則等で定めることとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今までのイベントですと、大体そのポケットパークの敷地というよりは、その横の歩道にキッチンカー等が置かれておったのかと思いますが、その部分というのは、この条例をつくった中においてはどうなっていくんでしょうか、その運用というのは。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） これまで駅前で開催しておりましたイベントにつきましては、道路部分については土木課の管轄になりましたので、そちらのほうで対応をしておりました。

ポケットパークにつきましては、都市整備課が管理しておりますので、そちらの公園部分については都市整備課のほうの許可を得てやっておるという状況でございますので、今後も引き続き同様の扱いで、ポケットパーク内での申請について、この条例において許可することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 主にそうしたイベント対象となるかと思います。

ただ、そういった場合、今、ポケットパークというのはそんなに広い場所じゃない、むしろ狭いという状況の中に、そうした狭い場所に人を呼び込むとなると、安全性のほうに心配となっておりますが、この安全性というのほどのように担保していくおつもりでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 利用に係る禁止行為や安全確保の措置などは規則等で定めることとなりますが、利用申請者の責任において利用していただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 安全には十分配慮していただきたいというふうに思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、企画政策課のほうから追加で答弁したいということですので、御了承いただいていいですか。

○7番（那須英二君） 何号の議案でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） すみません、先ほど那須議員のほうから御質問いただいたコンビニ交付手数料の算定原価で897円というふうにお答えをいたしたところなんですけれども、今の交付率が2割程度にとどまっておりますので、このコンビニ交付手数料には、もともと交付の委託料とか証明書発行機能の利用料、それのほかに運営負担金、システム保守委託料等がかかっておりますので、当然発行件数が増えれば、その1件当たりの金額のほうに割戻しできますので、算定原価のほうに交付手数料の1件当たりの手数料の低減が図られるというものになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 増えれば増えるほど安くなるということですが、ただそれはシステムメンテナンスとか、そういう費用は入っていないということですので、その費用を含めて考えていただきたいと思っています。

議案第71号に移ります。

弥富市下水道使用料等審議会条例の制定ということで、新たに下水道審議会というものをつくられるということでございます。この下水道審議会とは、何をするとところになるんでしょうか。逆に、今まではどのようにその案件に対して対応していたんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

本条例第1条及び第2条に規定しましたが、市長の諮問に応じ、公共下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの適正な使用料について調査及び審議を行うところになります。

また、今までは条例が制定されておらず、下水道使用料等の適正化について検討を行ったことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今まで検討していないのに、なぜか料金が決まっているというのはちょっと不可思議ですけれども、これからはその辺をしっかりとやっていただけるということでございます。

この条文の中には、市長が委嘱するということで書かれています。具体的にこの構成メンバーはどのように考えているのでしょうか。市議会議員なども含まれるのでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） 御答弁申し上げます。

審議会の委員は、条例第3条第2項に規定しましたが、優れた識見を有する者としましては学識経験者、その他市長が必要と認める者としましては専門性、地域性等が公正かつ均衡の取れた者となるように留意いたします。

また、議員の選任につきましては、この審議会は執行機関の附属機関であり、議決機関である議員とは分立・独立対等の関係もありますので、合理的な理由がない限り、選任することとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 議員の構成は入っていないということでございます。

以上、議案質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

令和6年度の手数料収入実績と改正による推定増収予定額は幾らぐらいになるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年度の手数料収入の総額として7,292万4,400円ですが、今回の改正内容の大半を占める総務手数料に限れば1,526万8,520円となります。

なお、令和8年の増額予定分としましては300万円程度、令和9年については440万程度を予定しておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 続いて、情報公開条例の行政文書開示について、データ、記録媒体による開示は検討されたのか。これはですね、もう随分前になりますけど、愛知県庁のほうで情報公開しましたら、逆に県側から。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、通告が55号と57号となっておりますが。

○8番（加藤明由君） いや、ですから、ちょっとこれ説明しやすくするために言うんですけど、逆にそういう提案を受けましたので、私のほうももらうほうもそのほうが便利だということでしたんですけど、データで……。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員、失礼します。

それ、委員会での質問の質疑じゃないですか。

○8番（加藤明由君） いいです。答弁してください。

○議長（堀岡敏喜君） はい。

○8番（加藤明由君） ですから、データで出せるか出せないか、検討されましたかということでお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） それは57号の件ですね。

○8番（加藤明由君） これって出しましたよね、私。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員から議案質疑に対しての通告は、先ほどの議案第55号の手数料徴収の実績というものと、次の議案第57号の選挙ビラ関係のものの質疑の2題しか上がっていませんが。

○8番（加藤明由君） 分かりました。それじゃあ、委員会のほうでやりますので。

じゃあ、57号のほうで質疑をさせていただきます。

弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、選挙ビラの単価7円73銭から8円38銭、選挙ポスター541円31銭から586円88銭への算定根拠は。これ、実勢価格とか世間相場は調査しての算定ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本年6月に公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における公営単価が引き上げられました。この公営単価につきましては、最近における物価の変動等に鑑み見直されたものであり、国の基準を参考として規定している本市の条例についても、この趣旨に沿って同様の改正を行うこととしたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ということは、実勢価格というのは調査されていないという解釈でい

いですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 国によれば、公職選挙法施行令の改正に関し、物価の変動を踏まえた見直しについては、現行公営単価と市場価格を比較して行ったとされております。そのため、市場価格の調査につきましては、国において行われたものと理解をしております。

○8番（加藤明由君） 終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

1件です。議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、質問は2つです。

まず、営利目的として利用する場合とありますが、例えば、ふだん営利でやっている何らかの教室を無料で開いたとして、そのときの宣伝効果に対して、あるいは活動の動画が結果として収益化するものとなったなど、そのような場合、市としての営利と非営利の線引きはどのように考えていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 一例としまして、現状、営利目的での利用ができない施設において、一般企業等が自社の社員を対象に研修を行う場合には、営利目的に当たらないとして施設の利用を許可しております。今後につきましても、施設ごとに判断することとなります。

また、線引きとしましては、利用の際の対象者が社内にとどまるか否かにより判断することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

2つ目です。営利を目的として使用する場合や市外の者が利用する場合の2倍、4倍、8倍の額がありますが、括弧内の冷暖房費の加算分については、倍でなくてもそのままよいのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各条例案における別表の備考につきましては、別表に示されている金額に係る注記であるため、冷暖房費につきましても所定の倍率を乗じることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 以上、確認で質問させていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして議案質疑をいたします。

まず1件目、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について質疑をいたします。

新たにまちなか交流館を設置規定する条例となっております。

1点目の質疑です。まちなか交流館敷地内の屋内、屋外、各施設の利用に関する事項、またその使用料に関する事項が示されています。その中で、マルチルーム、こちら本庁から2階の渡り廊下を渡って右側の会議室のようなスペースになりますが、こちらに関しては、現在、市民活動登録団体には無料で貸出しをしておりますが、こちらに関しても有料となるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、まちなか交流館は全館改修が完了していない状態であり、市民活動登録団体には試行的に無料貸出しを行っております。本条例案の施行日以降にマルチルームを利用する際には、所定の使用料の御負担をいただくこととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目の質疑です。第7条に使用料の減免とあります。どの施設条例にも示されている条項ではあるかと思いますが、試行的運用という中で条件さえ満たせば現在無料で使用できている団体があることから、確認のためお尋ねします。使用料の減免対象となるのはどのような場合でしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後、策定することとしている規則等で定めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、2件目です。議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について質疑をいたします。

さきの9月定例会において、弥富市十四山総合福祉センター内施設の弥富市十四山障害者生きがいセンターの利用者の資格を障害者総合支援法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業から、障害者総合支援法第28条第1項第6号に規定する生活介護の支給決定者へと変更する条例改正がなされました。改正後の生活介護では、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間において、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すると規定されております。

そこで、1点目の質疑です。事業の変更がなされることとなりますが、弥富市社会福祉協議会を引き続き指定管理者とする理由をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 十四山障害者生きがいセンターにつきましては、現在の事業形態である地域活動支援センターとなった平成22年度から15年以上の間、社

会福祉法人弥富市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行ってまいりました。

今般、さきの9月議会において関係条例の一部改正をお認めいただき、令和8年4月より障害者総合支援法に基づく生活介護の事業所として事業形態や事業所の名称が変わることになりますが、極力利用者の皆様に混乱が生じないように、創作的活動や生産活動につきましては、基本的に従前と変わらない形で実施していきたいと考えております。

したがいまして、これまで長年にわたり利用者の障がい特性や能力に応じて適切な指導を行い、利用者本人及びその御家族からも信頼を得られていることから、事業の移行を円滑に行うためにも、引き続き当法人を指定管理者とするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目の質疑です。人員配置基準に関してです。

9月定例会で確認しましたとおり、生活介護へ事業を変更するに当たり人員配置において、とりわけ新たに看護師1名以上の配置、また嘱託医の確保が必要となりますが、スムーズな移行に支障はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 生活介護への移行に伴い、新たに必要となる看護師については、1日当たり2時間、週5日勤務を想定しておりますが、本議案をお認めいただいた後、速やかに募集を行っていただくよう指定管理者となる団体へ依頼をする予定でございます。また、嘱託医につきましては、1日当たり2時間、月1日の勤務を想定しており、今後、地域の医療機関へ協力を依頼していく予定でございます。

いずれにしましても、令和8年4月の移行時に支障を来すことがないように、今後、指定管理者となる団体と連携を密にし、事業運営の体制整備について万全を期してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 最後に、3点目の質疑です。今回の指定管理において指定管理料が発生するのであれば、その金額と内容はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 指定管理料につきましては、これまでの考え方と同様に、障害者総合支援法に基づく介護給付費の収入等をもって運営していただくことを想定しているため、指定管理料の支払いは生じません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） これで議案質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案22件はお手元の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 横 井 克 典

同 議員 板 倉 克 典

令和7年12月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤千春 | 2番 | 柴田英里 |
| 3番 | 鈴木りつか | 4番 | 平居ゆかり |
| 5番 | 横井克典 | 6番 | 板倉克典 |
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 加藤明由 |
| 9番 | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 佐藤仁志 | 12番 | 江崎貴大 |
| 13番 | 加藤克之 | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二 | 16番 | 平野広行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 加藤明由 |
|----|------|----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|--|------|---------------------------|-------|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教育長 | 高山典彦 | 総務部長 | 伊藤淳人 |
| 市民生活部長 | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 安井幹雄 |
| 教育部長 | 渡邊一弘 | 監査委員
事務局長 | 水谷繁樹 |
| 総務課長 | 横江兼光 | 財政課長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 佐藤文彦 |
| 防災課長 | 太田高士 | 税務課長 | 岩田繁樹 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 藤井清和 |
| 観光課長 | 伊藤信哉 | 保険年金課長 | 中野修 |
| 健康推進課長 | 木村仁美 | 福祉課長 | 後藤浩幸 |
| 介護高齢課長 | 富居利彦 | 児童課長 | 伊藤一幸 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長 | 上田忠次 |

| | | | |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長 | 西尾一泰 | 都市整備課長 | 三輪秀樹 |
| 下水道課長 | 早川昇作 | 会計管理者兼
会計課長 | 田口邦郎 |
| 学校教育課長 | 飯塚義子 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼
図書館長 | 田畑由美子 | | |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について
- 日程第19 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- 日程第24 議案第76号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第77号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第78号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第79号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第80号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第29 議案第81号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第82号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第83号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 発議第3号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について
- 日程第33 議員派遣の件
- 日程第34 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と加藤明由議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第54号 弥富市部設置条例の一部改正について

日程第 3 議案第55号 弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について

日程第 4 議案第56号 弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第 5 議案第57号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第58号 弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について

日程第 7 議案第59号 弥富市まちなか交流館条例の制定について

日程第 8 議案第60号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 議案第61号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第62号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第11 議案第63号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第64号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第65号 障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第66号 十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第67号 高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第68号 デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第69号 南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第70号 弥富市駅前広場条例の制定について

日程第19 議案第71号 弥富市下水道使用料等審議会条例の制定について

日程第20 議案第72号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第21 議案第73号 令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第74号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第75号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第54号から日程第23、議案第75号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市部設置条例の一部改正についてはじめ7件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第54号弥富市部設置条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、行政課題に対応するため内部組織を見直すとするが、防災課の所管を総務部ではなく企画部とする審議内容はとの質問に、市側より、この条例改正により総務部を企画部と総務部に分割し、企画部は人事秘書課、企画政策課、防災課の3課、総務部は総務課、財政課、税務課、収納課とします。企画部に人事秘書課をはじめ全庁的な調整機能を担う部署を配置し、市全体の方針決定や政策推進に直接関わる部局とし、特に、防災課は災害発生時における迅速な初動対応をはじめとして関係部局との連絡調整、情報の集約、対策本部の支援という役割があり、この機能は企画部内に配置することで強化されると考えております。企画部のネットワークを生かし、人事秘書課を含む庁内各部局との調整がより円滑に行えることで災害時の意思決定の迅速化にもつながるものと考えておりますとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、この改正をすることで市民の権利の阻害とはならないかとの質問に、市側より、値上げをするが、実費徴収であること、申請者が受け取り資料を白黒もしくはカラーにする選択が可能であることからそのようなことには当たらないと考えますとの答弁がありました。

続いて、討論に入り、マイナンバーカードを保有する市民のみが使用できること、無人端末機での交付は、長い目で見たととき自治体の人員削減につながるおそれがあるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第55号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につい

てを審査いたしました。

委員より、教育に関する事務を市長が管理するとあるが、どこまで関与するのかとの質問に、市側より、本条例を制定することで図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理に及び廃止に関することや文化財の保護に関することなどの事務が市長部局の所管になることで、観光、文化、地域振興等における機動的、一体的な活用を促進することが可能となり、まちづくり、観光などを含めた他の行政分野との一体的な取組の推進が可能となると考えていますとの答弁があり、続いて、政治的中立性、公正中立な意思決定は担保できるか。時の首長が不当に教育に介入する権限を持つことにならないかと質問に、市長部局が図書館及び歴史民俗資料館に関する事務を所管することになっても、社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、教育委員会と引き続き連携してまいりますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、設置や管理が時の首長に権力が集中し過ぎることを懸念する。教育の自主性、時の政治からの中立性の観点から反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第56号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、特に自動車レンタル料とポスター印刷代の過剰請求が問題になるが、本市の選挙でもいまだに過剰請求が後を絶たず、対策がなされていないのではないかとと思われる。実勢価格を反映した条例を制定している自治体も存在しているが検討したのかとの質問に、市側より、市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例では、選挙公営の対象それぞれに定められた金額の範囲内で、候補者が契約した事業者からの請求により支払うこととされており、条例に基づき定められた金額の範囲内の請求であれば公費での支払いを行っています。また、市議会の議員及び市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例については、公職選挙法の規定に、国政選挙に準じて条例で定めるところによりとされており、本市も国政選挙に準じて条例を制定しているので、独自の条例制定は検討していませんとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、他市で取り組んでいることが本市でできないことはない。支出削減の観点から反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、値上げの根拠、その数字的データはとの質問に、市側より、使用料は利用する人が相応の費用を負担するという受益者負担の原則に基づき、平成29年度使用料から5年ごとに見直しを行ってきましたが、近年の急激な人件費や物価の高騰を受け、このような社会情勢への適切な対応とともに、利用者や事務の混乱を避けるため今後3年ごとに見直ししていくこととしました。数字については、改定後の公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、見直しを行う前年度である令和6年度の維持管理費の決算額を用いて、施設の面積や利用時間から1平米及び1時間当たりの費用である単位原価を算出し、その額に利用する面積や利用時間を乗じて算出していますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、負担の公平性の確保というが、市民の所得格差に考慮すべきと考える。景気がよくなるまで公共施設使用料の改定を行うことに反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第58号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第70号弥富市駅前広場条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、利用可能なポケットパークの面積、全面を使用した際の使用料、使用料を減免する場合の想定についての質問に、市側より、全体面積は約523平方メートルで、営利目的で使用しない場合の1時間当たり1時間5円を乗じた2,610円で、使用料の減免は今後規則等で定めていきますが、想定は本市や自治会等が開催するイベント等を考えていますとの答弁があり、続いて、申請窓口及び許可申請期間、当日以外の準備等に要した利用時間の考え方はとの質問には、窓口は都市整備課で、申請受付期間は他の施設等を参考に規則等で定めていくとし、当日以外の日に準備に要した利用時間の使用料は加算し、夜間などイベント等を開催していない時間の使用料は加算しない予定ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第71号弥富市下水道使用料等審議会条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、本条例により設置する審議会では具体的に何を審議するのか。また、下水道事業経営審議会との違いはとの質問に、市側より、下水道使用料審議会では、使用料対象経費の算定、使用料体系の設定及びその負担の妥当性など使用料の適正化に特化したものを審議し、下水道事業経営審議会では下水道事業全体の計画、運営及び経営事項など幅広く審議しますとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承し、付託事項の審査を終了しました。

続いて、行政視察報告を議題とし、板倉副委員長より、令和7年10月24日に出向きました菊川市産業支援センターE n G A W Aについて報告していただきました。

総務建設委員会で取り組んでおります産業支援施策に関し、事業継承や創業、経営基盤強化などの課題の解決や、ビジネスマッチングの促進などの課題解決に取り組むE n G A W A

の職員、担当課より実情を伺ってまいりました。

詳細は御報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

最後に、閉会中の所管事務調査では、ただいま御報告しました産業支援施策調査の継続、新たにヤード条例制定に向けた調査を行うことから、特定事件継続調査申出を議長に申し出ることを全会一致で了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてははじめ11件です。

本委員会は、去る12月16日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、フリースペースや屋外テラスを個人が自由に利用する際に係る使用料は発生しないという理解でよいかとの質問に、市側より、一定時間占有する場合は面積に応じ使用料を徴収するが、個人が自由に利用する場合の使用料はかかりませんとの答弁があり、他の委員から、市民ホール及び産業会館はいつから使えなくなるのかとの質問に、市民ホールは工事のため令和7年6月より使用を中止しており、産業会館はまちなか交流館のリニューアルに合わせ令和8年7月より使用を中止しますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、産業会館を廃止することが含まれるが、現在、産業会館は利便性があり利用している。今後も市民活動の拠点として活用し、にぎわい発展に生かしてほしいという観点から反対するとの反対討論に続いて、他の委員から、現在も図書館、歴史民俗資料館や2階スペースなど建物は1つであるが、本条例が制定され弥富まちなか交流館が定義され、他の条例と併せ有効活用が可能となることから賛成すると、それぞれ討論がありました。

採決の結果、議案第59号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、本市に議案に当てはまるような施設あるいは参入を考えているなどの相談等はあるかとの質問に、市内に当該施設はなく、今のところ参入希望の相談等はありませんとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、子供を預かる施設を規制緩和することで事故のリスクを上げることにつながるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第60号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、設備や職員基準を適用しなかった場合、事件・事故などのリスクが増大してしまうのではないかととの質問に、今回の改正は、離島等で保育所等の施設の確保が著しく困難である地域において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の配置基準について適用しないことを規定するもので、本市内においては特段の影響はありませんとの答弁に、それではなぜ提案するのかとの質問に、今回は影響はないが、これまで他の条例改正でも、今後影響が生じる可能性を考慮し行っていますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論では、本市の現状に影響がないが、今後参入となった場合、横着な運営が可能となり将来に不安を残すことにつながるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第61号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第62号弥富市児童厚生施設条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、見直しの目的、利用を児童及びその保護者に限定した理由、これまでに児童館利用において使用料を徴収した事例はあったかとの質問に市側より、現在は児童館業務に支障のない場合に限定し児童及びその保護者以外で市長が特に利用の必要を認めた者も利用できるとした規定があるものの、長期間、児童及びその保護者以外の利用がないことから実態に即して改正するものでこれまで使用料を徴収した事例はありませんとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第63号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、虐待の防止に係る条文の変更というが、具体的に何がどう変わるのかとの質問に、今般、児童福祉法の改正により、児童養護施設等を対象とする被措置児童等虐待、いわゆる施設・事業の職員等による被措置児童等に対する虐待のことですが、その対象となる施設・事業に保育所や放課後児童健全育成事業等が追加されたこと等に伴い、引用条文の整備を行うものであり、条例の内容の変更はありませんとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第63号は、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第64号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、入園児虐待防止に係る規定が創設されたというが、具体的に何がどうなっていくのか。現状との違いは何かとの質問に、議案第63号同様、条例の内容変更はないものの、

児童福祉法の改正により、今後、施設・事業の職員等による児童に対する虐待は通告義務等が義務づけられるものと答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第64号は、全会一致で原案を了承いたしました。

議案第65号障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第66号十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について及び議案第67号高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についての以上3件の審査では、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

続いて、議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

委員より、指定管理者制度導入に関する基本指針では、公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、原則として公募とすると定められているが、デイサービスセンターの指定管理者の選定は公募方式によるものか、それとも非公募方式によるものかとの質問に、市側より、公の施設の指定管理者制度運用方針の非公募とすることができる基準に、社会福祉施設などで継続性が特に必要な場合という項目があり、これに基づき非公募としました。

続いて、当該選定方法を採用した理由についての質問に、現在のデイサービスセンターを管理する社会福祉法人弥富福祉会は、平成18年7月1日から指定管理者として当該施設の適正な管理を継続的に実施していること、利用者に適切なサービスを提供していること、また現在68人の利用者があり、利用者にとって指定先が変わることは精神的な負担が増加することも考慮しましたとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、賛成討論があり、採決の結果、議案第68号は、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第69号南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、行政視察報告では、小久保副委員長より、令和7年11月4日、5日に千葉県船橋市役所、千葉県松戸市、児童養護施設・晴香園へ出向き、保育士確保と保育士支援に着目し、保育士が安心して働き続けられる環境づくりを目指す取組、こどもショートステイ事業など、子育て支援体制の充実と児童虐待防止といった課題を抱え解決の取組を現地視察してまいりましたことを報告していただきました。

なお、詳細は報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

続いて、閉会中の所管事務調査については、私から、今後、市側に政策提言を行うため、引き続き特定事件継続調査申出を議長に申し出ることを全会一致で了承いたしましたことを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）はじめ4件です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、市側より一括して補正予算の説明があり、その後1件ずつ審査いたしました。

議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、委員より、財政調整基金を6,274万6,000円取り崩すことになるが、基金現在高はどの程度かとの質問に、市側より、令和6年度末での現在高が約16億9,200万円で、このたびの一般会計補正予算案までの財政調整基金繰入金を全て差し引くと約12億9,800万円ですとの答弁がありました。

他の委員から、企業版ふるさと納税寄附金が増額補正された理由はどの質問に、市側より、令和7年10月末現在の寄附額が4社からの620万円ございましたので、増額補正をさせていただきますとの答弁がありました。

続いて、債務負担行為補正に弥富市観光協会補助金が計上されたが、この経費を当初予算ではなくこの時期になって追加計上する必要性が生じた理由はどの質問に、市側より、当初、令和7年度の令和8年3月にやとみ桜まつり及び夜桜ライトアップの開催を予定していたが、ここ2年間の桜の開花状況を鑑み、やとみ桜まつりは令和8年4月4日、5日に、夜桜ライトアップも令和8年4月1日より開催することとしたため、事業実施は令和8年度ですが、令和7年度中に契約等を行い、翌年度にわたって支出が生じることから債務負担行為として計上したためですとの答弁に対し、このような債務負担行為は次年度も続くのかとの再質問があり、市側より、お見込みのとおりですとの答弁がありました。

他の委員から、介護給付費、訓練等給付費が4,708万6,000円増額の要因はどの質問に、市側より、今年度上半期における障害福祉サービス別の利用者数は、共同生活援助（グループホーム）が昨年度比で1月当たり5.4人の増加、就労移行支援が昨年度比で1月当たり9.8人の増加、就労継続支援B型が昨年度比で1月当たり19.6人の増加と、想定以上の増加傾向となっているため給付費に不足が生じたものですとの答弁がありました。

他の委員から、いじめ問題専門委員の報酬として100万円が計上されているが、職務内容と報酬内訳はどの質問に、市側より、いじめ問題専門委員会が設置されたことによるもので、今後、委員会を6日間の開催で1日当たり2万円の報酬を5名人分として60万円、また当事

者や関係者への聞き取り調査を5日間行うことで1日当たり2万円の報酬を5名に支払うため50万円の合計110万円です。なお、執行残が10万円のため100万円の補正予算を計上しましたとの答弁に対し、5名の委員はどのような方を想定しているのかとの再質問に、市側より、弁護士、内科医、臨床心理士、学識経験者として大学でいじめ問題を研究している方、教育経験のある方を想定していますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、当初予算から設計できるものが多いが見込まず見せかけで当初予算から減らしているのではないかと疑いがあると思う。当初から適正に考えていただきたいとの反対討論があり、採決の結果、議案第72号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第73号令和7年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

質疑や討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第74号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）を審査いたしました。

委員から、通所型予防事業が増加している要因はとの質問に、市側より、新型コロナウイルス感染症による影響が和らいだこと、市が積極的に取り組んでいる事業であることから増加していると分析していますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第74号は、全会一致で原案を了承いたしました。

最後に、議案第75号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

委員から、夏場の暑さのみでは理解し難い水道料であると思うが、他の要因があるのではとの質問に、市側より、水道料が増加した要因は、農業集落排水処理場において、真空ポンプを冷やす水が冷却塔の機能では適正な温度までなかなか下がらず、水タンク内へ水道水を供給することで適正な水温まで下げた結果と考えていますとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第75号は全会一致で原案を了承いたしました。

以上、4件について、原案を了承いたしましたことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方は明瞭簡潔にお願いいたします。

順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第54号弥富市部設置条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

本案は、弥富市役所の現状を無視した到底認められない改正です。理由は5点です。

第1に、身の丈に合っていません。人口4万3,000人の弥富市が30万人都市のような組織図をつくっても意味がありません。これは単なる中核市の劣化コピーです。実態のない立派な箱だけ造って、一体何をするつもりですか。

第2に、やるべき順序が逆です。9月定例会で、業務量の調査委託を決めたばかりじゃありませんか。まず1年かけて、1年半ですか。現状を精査し、無駄を省くのが先のはずです。それが必要だというふうに、ここで部長が力説されていました。そのプロセスを飛ばして、なぜ今慌てて組織をいじるのですか。

現場は既に限界です。730万円の欠損や課税ミス、議決漏れ、これらは現場のきしみです。今やるべきは、看板の架け替えではなく業務の正常化です。

第3に、組織を細切れにし過ぎです。課は仕事の対象単位であり、家族のようなものです。これ以上細分化すれば、1つの課の人数が減り過ぎています。欠員が出たら誰がカバーするのですか。災害時に誰が動くのですか。組織としての力が弱まっています。

第4に、組織が肥大化しています。近隣の同規模市と比べても、これは岩倉、高浜のことですが、弥富市の組織は既に多過ぎます。地方自治法の原則は、最少の経費で最大の効果です。今回の改正は、屋上屋を架すように、部長というポストを増やし人件費を上げるだけです。行政改革に完全に逆行しています。

第5に、役所の縦割りが悪化します。要であるところの総務部を分割することに反対します。組織を割れば割るほど組織の間の壁は高くなります。調整業務ばかり増えて、現場の職員はさらに疲弊します。

結論を申し上げます。本改正は、検証不足のまま見た目だけを整える上辺だけの改革です。効率を下げ、職員を苦しめ、結果として市民サービスを低下させます。よって、本議案には強く反対いたします。

続きまして、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、図書館と歴史民俗資料館を教育委員会から市長の下へ移すものです。これには重大な懸念があり、賛成できません。理由は3点です。

第1に、専門性の軽視です。歴史民俗資料館は単なる展示場ではありません。弥富の歴史を守る学問の拠点です。文化財の保護を行っています。だからこそ、政治から中立な教育委員会が所管すべきなのです。図書館についても同様です。市長部局にすれば、学術調査よりも観光やイベントが優先されかねません。本来の教育的価値が損なわれることを危惧します。

第2に、理由が通りません。市は、結局は建物は一緒になるから権限も移すという論理のようです。しかし、建物が同じでも教育委員会が管理すればいいだけの話です。場所と権限は別の問題です。これは単なる役所の都合であり、市民のための変更ではありません。

第3に、質が下がります。効率化という名の下に、専門家が軽視されていませんか。行き着く先は、安かろう、悪かろうです。教育や文化は一度壊れたら取り返しがつきません。拙速に進めるのではなく、教育委員会の下で腰を据えて育てるべきです。

結論を申し上げます。本案は、弥富市の教育と文化の根幹を揺るがすものです。よって、強く反対いたします。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、あまりにも拙速な内容であり、まちづくりの哲学がありません。理由は3点です。

第1に、全体計画がありません。条例に目的がすかすかなんです。市内には既に社会教育センターやコミセンがあります。これらとどう使い分けるのですか。全体の在り方を検討しなければ無駄な重複を生むだけです。

第2に、単なる数合わせです。本案の正体は、施設の統廃合とって職員ポストの削減です。行政都合です。弥富の歴史や文化を守り、本当の意味におけるまちなかの交流とは何かという視点が全く見えてきていません。

第3に、安易な箱物行政と言わざるを得ません。結局のところ、箱を造ったから後づけで条例をつくる管理条例です。順序が逆です。そこでどんな交流を生むのか、ビジョンが全く見えません。まさに仏作って魂入れずです。

結論を申し上げます。この条例には、まちづくりの思想がありません。市民不在のまま、行政の都合だけで進めるのはやめてください。市民の視点で、ゼロから議論し直すべきです。よって、本議案には強く反対いたします。

議案第68号デイサービスセンターの指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

この前後に5件の指定管理者の条例が出ていますが、ほぼ同じ趣旨で、手放しの賛成ではありませんので、執行部に反省を促す条件付の賛成という討論をさせていただきます。

確かに事業者が変われば利用されているお年寄りには大きなストレスです。なので、そのことを優先して、今回は継続やむなしと判断しました。

しかし、選定プロセスは不十分です。なぜこの事業者でいいのか、客観的なデータ、成果の説明は、私は十分であったと思えません。あるいは、積極的に説明されていません。今ま

でどおりでいいという前例踏襲の惰性にしか見えません。この指定管理者制度の目的は、本来市がやるべきことではあるけれども、民間力によるサービス向上と経費の削減です。そのためには、市がやるより確実によいという根拠が必要です。単なる管理代行ではありません。

よって、次の5年間、2つのことを強く求めます。

第1に、徹底した監督とその公開です。事業者任せにせずに、自治体に利用者の満足度や内容を資料によって提出を求め、それをチェックし、その情報を市民に公開してください。

第2に、5年後のゼロベースでの見直しです。継続ありきという甘い考えはやめてください。あくまで公募による競争、完全民営化、あるいは廃止も含めて聖域なく検討すべきです。

結論を申し上げます。取りあえず任せておけば安心という思考停止はやめてください。緊張感のある運営を強く求めます。もちろん今ある事業者の方とコミュニケーションを取って、事業者の事業内容をよくしていくということを求めて賛成討論といたします。

最後に、議案第72号、一般会計補正予算（第8号）に対して、反対の立場から討論を行います。

本補正予算案には、到底看過できない極めて不透明かつ危険な予算が含まれており、市民の財産を守るべき議員として賛成することはできません。

第1に、上野グラウンドにおけるサウンディング型市場調査の業務委託についてです。

このサウンディング型という言葉自体が非常にまだ日本にはなじんでいない、ある意味危険な言葉なんです。まずそれ以前に、公共施設の廃止、転用における手順が根本的に間違っています。公共施設の役割を終えるのであれば、まずは他の行政目的、学校教育、社会教育等への転用を検討し、次に地域コミュニティのために活用を模索すべきです。市長自らが説明会で、小・中学校の廃校に当たってはこの3段階を経るというふうに公言されています。地域住民にとって、その場所がなくなることで地域活動が成り立たなくなるおそれがないか、徹底的に対話を行うのが筋です。

そうした公的利用、地域利用の可能性を十分に検討することなく安易に民間利用ありきで話を進める姿勢は、行政の怠慢と言わざるを得ません。

さらに問題なのは、このサウンディング調査と称するものを400万円以上の委託料を払って民間コンサルタント事業社に丸投げしようという点です。サウンディングというのは、本来、市が主体となって民間事業者と、対話というんですが、アイデアを募るものです。なぜここに仲介業者を挟む必要があるのでしょうか。特定のコンサルタント会社に、どの企業の参入を認めるか、どのような条件を設定するかという裁量権を持たせることは極めて危険です。私はここに官製談合や利益誘導の温床になってしまうリスクを強く感じます。仲介業者が特定の企業を優遇するようなストーリーを書き、その見返りにバックリベートや不当な利益供与が行われていないという保証はどこにあるのでしょうか。調べようがありません。

ん。本当に民間活力を導入したいのであれば、市が直接サウンディング、つまり聞けばいいんです。済む話です。売却ありきならば、透明性の高いプロポーザル方式や入札を行えばいいのです。

わざわざ市民の税金を400万も使って特定の業者に便宜を図るためのお膳立てを依頼するような疑惑が持たれるようなこの予算には断固として反対します。

第2に海翔高校跡地の利活用に関する予算についてです。

これについても、決定プロセスがあまりにも不誠実であり、将来に禍根を残す懸念があります。これまで地元住民や議員が、私ではありませんが、多くの議員が一般質問等で跡地の活用を提案した際に、具体的に愛知県で借りたらどうかという質問がありました。無理だ、できない、全く取り合おうとしませんでした。

それが一転して、この議会が終わった直後の12月25日ですか。ちょっと日にちは正確でないかもしれませんが、協定を締結するという話が唐突に出てきたんです。なぜこれほど重要な決定を議会や市民の目の届かない密室で進め、ぎりぎりまで隠し通してきたんですか。決定プロセスを秘匿するという事は、表に出せない何か、すなわち特定の政治家や利益団体への便宜供与などの裏があるのではないかと勘ぐらざるを得ません。

特に強調したいのは、この利活用に関しては、7月の地元十四山中学校に関する説明会でも意見がありました。議会や地元住民への説明はその後全くない。されていません。

本事業は、愛知県教育委員会の公的な施設、旧海翔高校を弥富市が公金を使って市民に利用提供する事業です。したがって、あくまで公平な利用が担保されなければなりません。万が一にも、例えばですけど、市長が代表を務めるクラブチームなどが独占的に利用するようなことがあっては断じてなりません。そんなことはないと思いますけれども。どんな団体に対しても、えこひいきや特定の団体が事実上独占できるように恣意的に要綱を定めるなど、不公平な運用は許されません。誰でも公平に使える環境が保障されなければ、弥富市の行政に対する信頼は完全に失墜します。今回、工事をやるといっているんですけど、要綱を実際に私たちは見せてもらっていませんから、質問しても。公金を使う以上、特定の誰かのための施設であってはならないのです。

結論として、本補正予算は手続の公正さを欠き、疑惑と不信感に満ちたものです。弥富市の貴重な財産や公金が不透明なプロセスによって安くたたき売られたり、一部のものが私物化や利権の道具にされたりする疑いが持たれてはなりません。

よって、市民に対する説明責任と公平性、透明性が確保されていない本議案に対して強く反対いたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従い、討論いたします。

議案第55号、56号、58号について、反対の立場で討論いたします。

まず議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査会の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について、反対の討論です。

多機能端末機による交付を100円にすることは、この端末機を利用するきっかけづくりと聞きました。多機能端末機はマイナンバーカードを持っている市民のみに使えるもので、そしてマイナンバーカードの取得は任意ですが、持つ市民、持たない市民で手数料の金額に差ができる部分に賛成しかねます。

多機能端末機による交付を100円にすることは、この端末機を利用するきっかけづくりと聞きましたが、無人の端末機の利用促進はいつの日かの職員の業務負担の軽減になると言われますが、長い目を見て、自治体自身、弥富市自身のリストラにつながっていくことを危惧します。自治体職員の雇用が減ったり、いつの日かの人員削減などの部分が心配です。その部分でも賛成できません。

次に、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、反対の討論です。

一体的な管理という説明が市からありましたが、時の多数派を背景として当選した時の市長は、図書館や歴史民俗資料館の設置、管理、執行をすることは権力が集中し過ぎます。そして危険であると考えます。個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立、公正であることは大変重要であり、教育行政の執行に当たっては特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であると文部科学省も言っています。それは教育基本法にも書いてあります。図書館、そして歴史民俗資料館は教育部の管轄ですから、今のまま教育委員会が管理、執行することが大原則と考えます。教育行政の自主性確保、時の権力者、時の政治からの中立が必要の観点から反対です。

最後に、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

営利目的利用を分かりやすく定めたのはよいと思いますが、使用料の改定は市場の原理と同じような関係に置き換えようとするものと感じます。負担の公平性を確保と言われていますが、市民の所得格差を考慮していただきたいとも考えます。

弥富市の公共施設が果たしている設置目的や役割を考えると、民間会社のように売上げ重視するような社会情勢に即対応ということではなく、特定の施設は市民生活の厳しさに寄り添って使用料を低いままにするなど、あってもよいと考えます。社会情勢を即反映させる公共施設使用料の改定は反対です。

以上、議案3つ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第59号、60号、61号及び議案第72号について、いずれも反対の立場から討論を行ってまいります。

議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてですが、この議案は再配置計画の中で産業会館及び市民ホールの廃止というものもうたわれています。

しかし、この産業会館の跡地については、現時点で具体的な活用方針が示されておらず、将来的な見通しも不透明です。産業会館や市民ホールは、市民の自主的な活動や交流、にぎわいの創出に寄与してきた重要な公共空間であり、これらを廃止することは、市民が集い活動する場を減少させることにつながります。にぎわい創出を掲げながら、実際には市民の活動拠点を失わせる、そういったことは政策として整合性を欠くものと言わざるを得ません。活用方針が定まらないままの廃止のみを先行させることには強い懸念があり、この議案には賛成できません。

議案第60号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、この議案は簡単に言えば家庭的保育事業、少人数を預かる保育施設の要件の規制緩和です。

弥富市には、現在、家庭的保育事業はなく参入されるような企業からの相談もないということの説明はありました。しかし、この議案により規制緩和を進めていくことは、少人数で小さな子供を預かる保育形態が増える可能性を伴います。保育の多様化そのものを否定するものではありませんけれども、規制を緩和することによって施設緩和や職員体制が十分に確保されないまま事業が行われる場合、事故や安全面でのリスクが高まることが懸念されます。

とりわけ、乳幼児の命と安全を最優先に考えるべき保育分野においては、慎重な制度設計と十分な監督体制が不可欠であり、規制緩和には賛同できません。

議案第61号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、この議案はこども誰でも通園制度において、特定保育を行う場合、設備及び職員配置の基準を適用しないとする内容です。設備基準や職員配置基準は、子供の安全を守るために設けられている最低限度の基準であり、過去からの経験と反省からつくられています。それらを適用しないということは、事故発生のリスクを高める要因となります。

離島対応を理由とした説明がされております。離島を有しない弥富市においては、そのために改正する整合性がなく、現行の制度のままで対応することが妥当であり、条例改正する必要はありません。

保育は効率や柔軟性よりも、まず命と安全が最優先される分野です。事故が起きてからでは決して取り返しがつきません。その重みを考えれば、この議案を安易に進めることは強い

懸念を抱かざるを得ません。子供の安全を後退させるおそれのあるこの議案に対しては賛同できません。

続きまして、議案第72号、弥富市一般会計補正予算の第8号ですが、この補正予算の議案ですが、本来、当初の段階で見込むことが可能であった内容が見込まれないまま、この時期に補正予算として計上されています。それは中学校の学校給食調理委託料の減額にも代表される状況であります。

補正予算は、緊急性や予見困難な事象に対するものであり、当初から想定可能な経費が補正で計上されることが常態化すれば、予算編成の信頼を損なうことになります。今後の予算編成の精度向上を強める意味からも、この議案に対しては反対させていただきます。

以上、4件の議案の反対討論とします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第55号及び57号に対して、反対の討論をさせていただきます。

まずは、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正について。

4年前の9月にデジタル庁が設置され、マイナンバーカードをはじめとするデジタル化が進められています。デジタル化の時代にあって、写し交付に係る記録媒体での交付の検討も行わない中での手数料値上げのみの議案には賛成できません。

続きまして、議案第57号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について。

今回の議案によれば、選挙のポスターの印刷代金が1枚4,025円となり、公費負担額が1枚当たり4,000円を突破します。選挙掲示板設置場所が弥富市と同じである92か所の津島市では、さきの9月議会で同じ条例の一部改正が行われていますが、2,306円であり、何の問題も起きておりません。昨年の市議会議員選挙では、1枚当たりの請求額が600円を切るものから3,410円と5.7倍の差がありました。条例では、上限の金額とされておりますが、上限額に近い金額での請求をする悪徳印刷業者が後を絶たない。猫を追うより皿を引け。

公費支出を抑えるためにも、値上げの必要はございません。この値上げ条例には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第72号、以上5件の議案

について、賛成の立場から討論を行います。

1つ目は、議案第55号弥富市手数料条例及び弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の一部改正についてです。

本議案は、社会情勢の変化や物価上昇を踏まえ、行政サービスの適正な受益者負担を確保し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図る妥当かつ必要な条例改正です。住民票や各種証明書の交付は市民生活に不可欠であり、その提供に要する経費や人件費を考慮すれば、手数料見直しは合理的な方法であります。

また、多機能端末での証明書交付について、令和8年度中、1通100円とする特例は、窓口事務の負担軽減、窓口依存の抑制、業務の効率化や待ち時間短縮につながり、行政経費や行財政改革の推進に資する施策であり、デジタル行政推進の観点からも意義深いものでありますので、議案第55号は賛成いたします。

2つ目は、議案第56号弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてです。

本条例は、まちなか交流館のリニューアルを契機にまちなか交流課を設置し、図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理等に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を市長が管理し及び執行するものであります。図書館や文化財は学校教育のみならず、生涯学習、観光振興、地域交流、まちづくりと密接に関わる分野であり、市長部局が一体的に所管することで施策の迅速化と柔軟な施策運営が可能となります。このまちなか交流館は交流拠点としての活用や、文化資源を生かした地域活性化にも大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、議案第56号は賛成いたします。

3つ目は、議案第58号弥富市総合社会教育センター条例等の一部改正についてです。

本議案は、弥富市第5次行政改革大綱及び公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、行政改革を実効あるものとして前進させるために不可欠な改正であります。公共施設の使用料を利用者が受ける利益に応じた適正な水準に是正し、市民負担の公平性を確保する点で、行財政運営の原点に立ち返る取組であります。

対象は、総合社会教育センターをはじめ市内13施設に及び、施設横断的に見直す点に意義があります。市外利用者は2倍、営利目的は4倍の設定や、原価に基づく負担割合の設定は合理的かつ透明性の高い運営に資するものでありますので、この条例は評価できるものであります。よって、議案第58号は賛成いたします。

4つ目は、議案第59号弥富市まちなか交流館条例の制定についてです。

本条例は、市民が調べ、知り、交流するとしてまちなか交流館を設置し、にぎわい創出と地域活性化を図ることを目的とする。本市では、少子高齢化や人口の流れの変化により駅周辺を中心とする中心市街地の活性化低下が課題であり、市主体の交流、情報発信拠点の整備

は大変意味深い取組であります。

本施設は、交流、多目的スポーツ、図書館、歴史民俗資料館の3機能を一体的に活用し、世代間交流や地域の歴史、文化、産業の発信拠点となることが期待されるものであります。全国有数の金魚産地としての魅力発信や、観光振興にも寄与し、使用料設定により受益者負担を確保することで持続可能な行政運営が図れるものと考えことから、議案第59号は賛成いたします。

5つ目は、議案第72号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第8号）です。

本補正予算は、歳出、10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費において、体育施設整備工事請負費として328万8,000円が増額計上されております。この増額は、閉校となった県立海翔高校のグラウンドを市民や各団体が利用できる体育施設として活用するため、市と県教育委員会で施設管理運営委託契約を締結し、安全かつ円滑な利用に必要な仮設トイレ、給水管工事、防球ネット設置など、最低限の整備を行うものであります。閉校した施設を活用し、新たな用地取得や大規模建設を伴わず市民のスポーツ、健康増進や地域活動の場を確保するものとして資産有効活用の取組であると考えます。

以上のことから、議案第72号は賛成いたします。

これをもって、以上一括して5つの議案について賛成の討論をさせていただきました。以上で終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号から議案第71号まで、以上10件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第71号まで、以上10件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号から議案第75号まで、以上3件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第75号まで、以上3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀岡敏喜君） ここで暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日、安藤市長より議案第76号から議案第83号まで、以上8件が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第83号まで、以上8件を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第76号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第77号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第78号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第27 議案第79号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第80号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

日程第29 議案第81号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第82号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第31 議案第83号 令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第24、議案第76号から日程第31、議案第83号まで、以上8件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第76号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、みんなの暮らし応援給付金及び物価高対応子育て応援手当を支給するなどに必要な経費を計上するほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用などを計上するものであります。

次に、議案第81号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第82号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第83号令和7年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与の改定に係る費用を計上するとともに、今後の執行見込みに合わせ予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 追加議案について御説明いたします。

議案第76号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。
2. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の175に引き下げることとした。
3. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、2については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第77号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。
2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の175に引き下げることとした。
3. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、2については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第78号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 給料表の給料月額を平均3.2%引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、高校卒を1万2,300円、大学卒を1万2,000円引き上げることとした。
2. 一般職の職員の通勤手当について、引き上げることとした。
3. 一般職の職員の宿日直手当について、4,700円に引き上げることとした。
4. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。
5. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。
6. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の72.5に引き上げることとした。
7. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の52.5に引き上げることとした。
8. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の126.25に引き下げることとした。
9. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の106.25に引き下げることとした。
10. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の71.25に引き下げることとした。
11. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の51.25に引き下げることとした。
12. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を40万5,000円に、2号級の給

料月額を45万5,000円に、3号級の給料月額を50万8,000円に、4号給の給料月額を57万4,000円に、5号給の給料月額を65万5,000円にそれぞれ引き上げることとした。

13. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の97.5に引き上げることとした。

14. 特定任期付職員の勤勉手当について、支給割合を100分の90に引き上げることとした。

15. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の96.25に引き下げることとした。

16. 特定任期付職員の勤勉手当について、支給割合を100分の88.75に引き下げることとした。

17. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、8から11まで、15及び16については令和8年4月1日から施行し、1から3まで及び12については令和7年4月1日から、4から7まで、13及び14については同年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第79号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、条例のあらましを御覧ください。

1. 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の基準となる額の上限について、引き上げることとした。

2. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。

3. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。

4. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の126.25に引き下げることとした。

5. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の106.25に引き下げることとした。

6. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、4及び5については令和8年4月1日から施行し、1については令和7年4月1日から、2及び3については同年12月1日から適用することとした。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9,095万3,000円とするとともに、繰越明許費を追加するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億3,528万円、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金 2 億 5,862 万 1,000 円、財政調整基金繰入金 1 億 3,288 万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、みんなの暮らし応援給付金給付事業のみんなの暮らし応援給付金 1 億 8,750 万円、民生費におきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業の物価高対応子育て応援手当 1 億 3,528 万円、衛生費におきまして、令和 8 年 2 月、3 月分の上水道基本料を免除するために海部南部水道企業団負担金 5,315 万 2,000 円を計上するものであります。

また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用を計上するとともに、人事異動に伴う職員構成の変動等による増額が生じることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第 81 号令和 7 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 49 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 5,714 万 1,000 円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては一般会計繰入金を 49 万 4,000 円増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第 82 号令和 7 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 69 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 7,624 万 3,000 円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫支出金の包括的支援事業・任意事業交付金 34 万 6,000 円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用 90 万 1,000 円を増額計上する一方、介護保険支払準備基金積立金 20 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 83 号令和 7 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減を生ずることから、収益的支出におきまして人件費 306 万 7,000 円を減額し、収益的支出の予定額を総額 10 億 888 万 8,000 円とし、資本的支出におきましても人件費 93 万円を減額し、資本的支出の予定額を総額 13 億 4,942 万 1,000 円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

まず議案第80号の一般会計補正予算（第9号）ですが、みんなの暮らし応援給付金について、先ほど少し確認させてもらいましたが、口座確認とマイナ口座の人はそのままされるということなんです、郵送で恐らく確認書類を送付するということだと思いますけれども、これがマイナ口座を持っている人にも確認用封筒が送られるのか。また、その返信用封筒を考えれば、その郵送費、郵便料が入っておりますけど、これで足りるのかということで、何人想定されているのか、まず1つ目、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） こちらのほうですね。マイナンバーを使いましてプッシュ型でこの口座でよろしいかという通知のほうを送ります。これに間違いがなければ返信は特に必要はございません。

郵便料としましては、1万4,000件を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 続きまして、先ほど児童クラブの職員について確認させてもらいましたが、どれだけ増えたのかというのがまだ分からなかったもので、今分かれば教えていただきたいのと、職員が増えたにもかかわらず、じゃあなぜこの期末手当のほうは減額されているのか、その減額理由を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤児童課長。

○児童課長（伊藤一幸君） 人数につきましては、補助員としまして5名と、支援員としまして2名で合計の7名分となります。

そして、期末・勤勉のほうが減額となった理由につきましては、支給対象者じゃないものの増額となりましたので、対象者分について減額となりました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 対象者、もともとから見込んでいけば減額にならないと思うんだけど、まあいいや。その辺使うとまた3番目ができなくなるので、ちょっと別件でもう一つ。

今回、裁判によって敗訴が確定した件で、残土の部分で固定資産税を過大請求されたと思うんですが、その取り過ぎた分というのはこの返還予算として反映されていないんですが、それは返還しないんでしょうか。補償の10万7,000円は入っているんだけど、この返還分というんですか、そういうのは入っていない。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 御答弁申し上げます。

こちらは予算は入っておりません。

○7番（那須英二君） 返還しない。

○税務課長（岩田繁樹君） はい。今後改めた上で、返還ということではなくて、そちらを戻すような格好で、そちらの予算については入っていません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）について、3点質問させていただきます。

この中にある賠償金10万円と遅延金7,000円について、1点目、裁判費用として印紙代もかかっていると思いますし、それから市側の弁護士費用が1審、2審、それぞれ幾らかかっているのでしょうか、まず1問目です。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） まず印紙の費用でございますが、すみません。今手元に資料がございませんが、また改めてちょっと調べて答弁させていただきます。

それから、弁護士費用でございますが、第1審につきましては着手金が税込みで55万円、第2審につきましては、こちらも税込みで着手金が22万円、この後、その他の事務経費、こちらはまだ算定中でございますが、事務経費、また今回の訴訟において原告の訴えが退けられた部分がございますので、そちらの部分については退けた割合でいわゆる事後の報酬としてまた弁護士と調整して、そちらについてはまたお支払いをする予定をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 2問目ですが、この問題、非常に分かりにくくて、新聞報道等でも誤解を受けているという指摘もありますので、市長として、広報「やとみ」で詳しく説明する、あるいは記者についても単なる資料提供だけじゃなくて詳しい記者会見をする予定はあるのかなのか、お答え願います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますけど、議案質疑の範囲を超えますのでその質問は受け付けられません。疑義をただすのみです。

質問を続けてください。

○11番（佐藤仁志君） 3点目ですけれども、今まで、あるいは今後、本10万7,000円をどのように渡すか、あるいは面談するかについての御予定をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 今回、補正予算で10万7,000円の計上をさせていただいております。こちら判決が確定次第、地権者の方に対してお支払いをする予定をしておりますが、どのような形でということについては今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（佐藤仁志君） 質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第83号まで、以上8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第80号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第9号）に反対の立場から討論を行います。

本補正予算案には、国家賠償法による損害賠償金として10万7,000円が計上されています。この予算の計上は、単なる事務的な数字の処理ではありません。弥富市の行政事務において、司法が断罪するほどの重大な違法行為があり、市民に損害を与えたという動かぬ証拠であります。

まずこの事件の本質について指摘しておかなければなりません。この事件は非常に複雑な経緯をたどっており、一般の市民には一見して分かりにくいと思います。しかし、司法が下した最終的な判断は極めて明快です。それは弥富市が自分たちの課税に関する内規にとらわれるあまり、国の法律や指針を逸脱したという事実です。安藤市長は、土地の評価額と固定資産税をある日突然数十倍に引き上げるという課税措置を行いました。裁判所は、これについて裁判の中で、市が自らつくった内規を盾にして、本来従うべき国の法律や指針から逸脱した違法な処分であると認定しました。まずはこの市が法律よりも内規を優先させ違法行為

を行ったという事実を、安藤市長は市民に対して、ごまかさずに分かりやすく説明する義務があります。

その上で本議案に反対する理由は大きく分けて3つです。

第1に、国家賠償法に基づく判決がもたらした弥富市の汚点に対する認識が欠如していることです。

今回の判決は、単なる敗訴ではありません。国家賠償法に基づき行政の違法性が明確に認定された。滅多に国家賠償法は認められないんです。この事件は、一連の問題を含めてほぼ全国的に報道されています。

さらに言えば、この判決は今後の同種裁判において常に参照されるであろう判例として永久に残り続けていることとなります。既に、ホームページにも判例として閲覧することが可能になっています。

弥富市は、法曹界や行政の歴史に悲しき記念すべき判例という不名誉な名を刻んでしまったのです。このことが弥富市及び弥富市民の名誉をいかに深く傷つけているか、執行部にはその自覚が全くありません。それほど滅多に出るものではない重大な事態を招いたことに対して、まずは猛反省をすべきであります。

第2に、市長、副市長の判断の誤りと、それによる事態の長期化です。

そもそも第1審の段階で冷静に判断していれば、早期に和解し傷を浅く済ませることもできたはずですが。しかし、市はあえて反論を続け、地裁で完膚なきまでに論破されました。それにもかかわらず、さらに傷口を広げるよう控訴に踏み切ったのはなぜですか。控訴を最終決定したのは、ほかならぬ安藤市長と村瀬副市長です。当然、弁護士等のレクチャーを受け是非を判断した上での決定だったはずですが。

しかし、結果はどうですか。高裁の判決は地裁の判決とほとんど同じ内容でした。これは市長と副市長の判断が決定的に間違っていたことの証明にほかなりません。前から言っているように、市独自の内規にこだわり続け、法律に違反してまで納税者に自分たちの都合を押しつけました。その誤った判断が解決を先延ばしにし、市の恥を上塗りしたんです。

第3に、事後対応の不誠実さと責任の取り方が示されていないということです。

ただ黙って賠償金を嫌々支払うだけでは事態の收拾になりません。きちんと広報紙を通じて、市が内規に固執し法律を犯してしまったという事実を包み隠さず市民に説明する義務があります。そして、記者についても取材についても取材に来いじゃなくて、きちんと記者会見を開き質疑を受けるべきです。そして、被害を受けた市民の元へ足を運び直接謝罪することは当然ですが、それだけで失墜した信頼は取り戻せません。

市長と副市長は、自らの進退を明らかにするべきです。今回の賠償金10万7,000円及び裁判費用ですね。先ほど質問しましたが、数十万円、これは自らの給与減額等で補填すること

は最低限の責任の取り方です。しかし、弥富市と市民の名誉を真の意味で回復するためには、それ以上のきちんとしたけじめをつけることが必要不可欠です。

あわせて本議案には議員及び特別職の給与に関する予算が含まれているために反対します。

このような歴史的な汚点を残し、市民に損害を与えながらトップが身を切る改革も責任も示さずに、漫然と給与に関する予算が計上されていることは、これは特別職のことですけどね。特別職、議員のことですが、市民感覚として到底容認できるものではありません。これ以上、ずるずると問題の解決を先延ばしにするべきではありません。一刻も早い事態の収拾と、トップの明確な責任の所在が示されない限り、この予算案を認めることはできません。行政としての凶事をただし、市民に顔向けできる対応を強く求め、本議案への反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第80号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

この補正予算の中には物価高騰対策が含まれています。この対策に対しては大賛成で、いいところだと思うんです。また、職員等の報酬アップについても、これを異論することはありません。これは本当にいいことだと思います。

ところが、少し不可解なのは、こうした職員等を増員しているにもかかわらず期末手当の減額がされている。これは児童クラブに限らず、保育所等の会計年度にも減っているということなので、これはやっぱり不可解で、説明がされていないというところで、ここを危惧するのは、やはり期末手当を支払わないがためにうまく調整しているという懸念があるわけで、そういった雇用の仕方というのは改めていただきたいというふうに思っています。

もう一点は、先ほど佐藤議員も言うておりましたけれども、この残土の問題が今片づいて、費用弁償を行うということなんですが、とはいえ今後の補償というか対応について、例えば年間の8,000円ぐらいの固定資産税が61万円ほどに上がっていたわけですが、この補償についても今後の検討ということでは言われましたけれども、しっかりと行っていくべきだというふうに考えておりますので、そうしたこともしっかりと今後対応していただかないといけないというふうに思っています。

また、それに伴って市長等、やっぱりこの裁判に対しては私も当初から反対しておりました。控訴はするべきではないということで提案しておりましたが、そういうような中で強引に控訴に踏み切ったこうした結果を招いています。そういう中で市長、副市長等の責任は免れないというふうに思っていますので、その点も含めてしっかりと反省していただきたいとい

う意味を込めて、この議案について反対とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第76号と77号に反対を述べさせていただきます。

78号、79号については一般職の生活給でございますので、これを反対するものではございませんが、76、77については議員及び特別職の報酬の言わば値上げ、去年のたしか12月もこれと同様な議案が出まして、2万5,000円だったか3万円ぐらい余分にいただいたと思うんですけど、議員については、この追加でまた1回のボーナスが100万円を超える。この一般の市民が物価高騰と災害等で困っておるときに、これをやる必要があるかという非常に疑問に思います。1階には、いつも年中募金箱が並んでおります。そのぐらい困った人がいっぱいいる中で、このような追加の手当をいただく必要はないと思います。

したがって、76号、77号の議案については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第76号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号及び議案第79号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号から議案第83号まで、以上3件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員から発議第3号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 発議第3号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第32、発議第3号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第3号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第3号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書は、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されますように適切な措置を講ずるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

可決されましたので地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りをいたします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第34 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第34、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出のとおりに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

ここで、安藤市長より、年末に当たり発言を求められておりますので、許可いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和7年第4回12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月26日から本日までの28日間にわたり提案いたしました全ての議案につきまして、慎重審議を賜り可決・承認をいただきましたことに、誠にありがとうございました。

今会期中、議員の皆様方からいただきました数々の御指摘、御意見等を真摯に受け止めて、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

また、この1年間、厳しい行財政状況の中にもありましても市政を推進することができましたのは、ひとえに議員各位の深い御理解と御支援のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、時の流れは誠に早いもので、私が市政を担当させていただきましてから8年目を迎えております。任期の最終年を迎えるに当たり、これまで市民の皆様からいただきました信頼と期待に応えるべく、残された任期一日一日を大切に全力で職務に取り組んでまいり所存でございます。

私は就任以来、風通しのよい職場づくりと職員の意識改革を旗印に、常に市民本位の行政運営を心がけてまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機、各地で発生する線状降水帯や記録的豪雨のほか、大規模な地震による甚大な自然災害、そして長期化する物価高騰など、国内外ともに激動の時代を経験してまいりました。振り返りますと、本年も全国各地で自然の猛威による災害が相次ぎました。幸いにも、本市におきましては大きな災害を免れましたが、私たちの想像をはるかに超える規模の災害がいつどこで発生してもおかしくない状況であります。市民の皆様生命と財産を守ることが私の最大の責務であり、今後も危機管理体制の一層の強化に取り組んでまいり覚悟でございます。

本市におきましても、避けることができない人口減少、少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、公共施設の老朽化など、将来を見据え乗り越えなければならない課題が山積しており、極めて厳しい状況が続くことが想定されます。このような困難な時代にあっても、市民サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、私自身が先頭に立って子育て支援対策の充実、地域医療、福祉の支援体制づくり、持続可能な地域公共交通の形成、そして弥富駅周辺の一体的なまちづくりなど、市政の諸課題に全庁一丸となり誠実に取り組んで

まいります。

引き続き、市民の皆様への丁寧な情報提供を行うとともに、常に皆様の声に真摯に耳を傾け、弥富の未来を市民の皆様と共につくり上げ、将来にわたり持続可能で元気な明るいまちの実現に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。今後とも、市議会や市民の皆様の英知と力を結集し、私自身全身全霊をかけて市政運営に当たってまいりますので、より一層の御支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、寒さ厳しき折、これから年末に向けて何かと立て込んでくることとは存じますが、議員各位におかれましてはどうか御自愛され、御家族共々健康で幸せに満ちた輝かしい新年を迎えられますとともに、来る令和8年が市民の皆様にとりまして希望に満ちたよき年となりますことを心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会をもちまして、令和7年におけます全ての定例会が終了することとなりました。議員各位におかれましては、会期を通じ市政の重要課題に真摯に向き合い、活発かつ建設的な技研を尽くしていただいたことに心より感謝を申し上げます。

私が議長に就任をしてから間もなく2年を迎えようとしております。この間、地方分権の進展とともに、議会にはこれまで以上に説明責任と政策形成機能が求められるようになってまいりました。本年は、そうした時代の要請を踏まえ、議会自らが課題を掘り下げ調査・研究を重ねる所管事務調査に本格的に取り組み、その成果を市長並びに執行部へ政策提言として示すなど、議会改革の具体的な一歩を踏み出した年であったと受け止めております。限られた財源の中で、何が真に市民のためになるのかを議会として考え抜き、単なるチェック期間にとどまらず提案する議会へと歩みを進めてきたことは大きな意義を持つものであります。この取組が実現できたのは、議員各位が合議体としての自覚を持ち、それぞれの立場を超えて議論を積み重ねてこられた結果であり、深く感謝を申し上げます。

一方で、物価高騰や人口減少、地域コミュニティの維持など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。こうした時代だからこそ、議会が自らの役割と責任を不断に問い直し、市民の信託に応える姿勢を持ち続けることが不可欠であります。今後とも、議員一丸となり議会改革を着実に前へ進めるとともに、市民に開かれ信頼される議会の実現に向けて共に努力を重ねてまいりたいと思います。

年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期でございますが、議員各位におかれましては健康に十分留意をされ、穏やかに希望に満ちた新年を迎えられますことを心より祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

これもちまして令和7年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 那須英二

同 議員 加藤明由